平 成 30 年

第2回大津町議会定例会会議録

開 会 平成 30年 6月 6日

閉 会 平成 30年 6月11日

大 津 町 議 会

平成30年第2回大津町議会定例会 会期日程

月日	曜	開議時刻	区 分	日程	備考
6月 6日	水	午前10時	本会議	開会、提案理由の説明 先議承認第1号から 承認第4号まで 質疑、討論、表決 先議議案第40号から 議案第47号まで 質疑、討論、表決 議案第48号から議案 第54号まで質疑、委員会 付託	
6月 7日	木	午前10時	委員会	各常任委員会	
6月 8日	金		休 会	議案等整理	
6月 9日	土	午前10時	本会議	一般質問	
6月10日	日	午前10時	本会議	一般質問	
6月11日	月	午前10時	本会議	委員長報告、質疑、 討論、表決、閉会	
会期				6 日	間

本 会 議

提案理由説明

諸般の報告

- 出席者報告
- 大津町議会議場執行部席の変更について
- 議会行事報告
- 専決処分の報告について (6件)
- 平成29年度・平成30年度大津町一般会計・特別会計補正予算の概要 平成29年度繰越の概要
- 大津町財政事情公表
- 平成29年度大津町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成29年度大津町一般会計事故繰越繰越計算書の報告について
- 平成29年度大津町公共下水道特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 平成29年度大津町公共下水道特別会計事故繰越繰越計算書の報告について
- 平成29年度大津町工業用水道事業業務状況報告書
- 株式会社文化の森 報告事項 第26期 事業報告書
- 平成30年3月例月出納検査の結果について
- 平成30年4月例月出納検査の結果について
- 平成30年5月例月出納検査の結果について

平成30年第2回大津町議会定例会会議録

平成30年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

	平成30年6月6日(水曜	量日)
出席議員	1番三宮美香 2番山部良二 3番山本	富二夫
	4番金田英樹 5番豊瀬和久 6番佐藤	真 二
	7番本田省生 8番府内隆博 9番源川	貞 夫
	10 番 大 塚 龍 一 郎 11 番 坂 本 典 光 12 番 手 嶋	靖隆
	13 番 永 田 和 彦 14 番 津 田 桂 伸 15 番 荒 木	俊 彦
	16 番 桐 原 則 雄	
欠 席 議 員		
職務のため出席した事務局職員	局 長 矢 野 好 一	
	書 記 大 塚 知 里	
地方自治法第	町 長家入 勲 会計管理者坂本	一正
	副 町 長 田 中 令 児 総務部総務課主幹 伊 東 兼 行 政 係 長 伊 東	正道
121条第1 項の規定によ	兼 行 政 係 長 ^{伊 米} 総 務 部 長 本 郷 邦 之	止
り説明のため 出席した者の 職氏名	住民福祉部長藤本聖二 財政課財政係長本司兼行革推進係長	貴 大
	経済部長古庄啓起 教育 長吉良智	智 恵 美
	土 木 部 長 大田黒 哲郎 教 育 部 長 市 原	紀幸
	総務部総務課長 羽熊 幸治 農業委員会事務局長 荒牧	修二
	総務部財政課長 白 石 浩 範	
	総務部税務課長 木 村 欣 也	

会議に付した事件

承認第 1号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(大津町税条例等の一部を改正する条例)
承認第 2号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第 3号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(平成29年度大津町一般会計補正予算(第7号))
承認第 4号	専決処分を報告し承認を求めることについて
	(平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
議案第40号	平成20年度小中学校教職員用情報機器購入について
議案第41号	平成23年度小型動力ポンプ積載車購入について
議案第42号	平成26年度小中学校電子黒板等購入について
議案第43号	平成27年度小中学校備品購入について
議案第44号	平成28年度個人番号利用事務専用端末等購入について
議案第45号	平成29年度小中学校電子黒板他情報機器購入について
議案第46号	平成23年度公有財産の取得について(都市計画道路駅前楽善線)
議案第47号	平成29年度公有財産の取得について(町道猪郷谷線)
議案第48号	大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
	を改正する条例について
議案第49号	大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
	条例の一部を改正する条例について
議案第50号	大津町介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第51号	大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正す
	る条例について
議案第52号	平成30年度大津町一般会計補正予算(第1号)について
議案第53号	平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について
議案第54号	平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)について

議事日程(第1号) 平成30年6月6日(水) 午前10時 開会

開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 承認第 1号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例等の一部を改正する条例)

日程第 5 承認第 2号 専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第 6 承認第 3号 専決処分を報告し承認を求めることについて (平成29年度大津町一般会計補正予算(第7号))

日程第 7 承認第 4号 専決処分を報告し承認を求めることについて (平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第4 号))

一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 8 議案第40号 平成20年度小中学校教職員用情報機器購入について

日程第 9 議案第41号 平成23年度小型動力ポンプ積載車購入について

日程第10 議案第42号 平成26年度小中学校電子黒板等購入について

日程第11 議案第43号 平成27年度小中学校備品購入について

日程第12 議案第44号 平成28年度個人番号利用事務専用端末等購入について

日程第13 議案第45号 平成29年度小中学校電子黒板他情報機器購入について

日程第14 議案第46号 平成23年度公有財産の取得について(都市計画道路駅前楽 善線)

日程第15 議案第47号 平成29年度公有財産の取得について(町道猪郷谷線) 一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第16 議案第48号 大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第49号 大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第50号 大津町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第51号 大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第52号 平成30年度大津町一般会計補正予算(第1号)について

日程第21 議案第53号 平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)

について

日程第22 議案第54号 平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)に ついて

一括上程、提案理由の説明

日程第23 議案質疑

議案第48号から議案第49号まで一括質疑議案第50号から議案第51号まで一括質疑議案第52号質 疑議案第53号質 疑

日程第24 委員会付託

議案第54号

議案第48号から議案第54号まで

午前10時00分 開会

開議

質

疑

○議 長(桐原則雄君) ただいまから、平成30年第2回大津町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

ここで、町長から発言の申し出があっておりますので、これを許します。

町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しをいただきまして、最初に、町が行いました契約の取り扱いにつきまして、議員の皆様並びに町民の皆さんに深くお詫びを申し上げます。

先日の議会全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、このたび、過年度分でございますが、議会の議決を経なかった契約事案が8件あることが判明いたしました。内訳は、物品購入6件、用地取得2件でございます。本来、行政は法律や条例等に記載されている内容を根拠とし、適切に業務を執行すべきところ、手続きを失念しておりましたことにつきまして、議会議員の皆様、そして町民の皆様に心からお詫びを申し上げるとともに、大いに反省し、責任を痛感しているところでございます。今後このようなことが二度と発生しないよう今回の事案を詳細に検証するとともに、実効性のある再発防止策を検討し、議員一丸となって実施していく所存です。

また、今回の定例会に議案として提案させていただきますので、慎重なるご審議をよろしくお願い申し上げます。本当に申し訳ありませんでした。

日程第1 会議録署名議員の指名

〇議 長(桐原則雄君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規

則第127条の規定によって、13番永田和彦君、14番津田桂伸君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議 長(桐原則雄君) 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

まず、議会運営委員会委員長の報告を求めます。議会運営委員会委員長津田桂伸君。

○議会運営委員会委員長(津田桂伸君) おはようございます。ただいまから、議会運営委員会における審議の経過と結果について報告します。

当委員会は、5月25日午前10時から町民交流施設の集会室において、委員会全員出席のもと、 また桐原議長に出席を願い、平成30年第2回大津町議会定例会について審議いたしました。

まず、町長提出議案の19件について執行部より大筋の説明があり、協議をいたしました。また、 議事日程、会期の日程、その他議会運営全般について協議いたしました。提出議案のうち、承認第1 号から承認第4号までの4件、また、議案第40号から議案第47号までの8件については、先に議 決すべき案件でありますので、本日の会議において、質疑、討論のあと、表決することといたしまし た。

なお、一般質問については、10名ですので、一般質問の1日目は通告者の1番から5番まで、2日目が6番から10番までの順で行うことになりました。

次に、会期日程について協議をし、議席配付のとおり、本日から11日までの6日間といたしました。なお、最終日に条例、補正予算、契約案件が追加提案される予定です。以上、桐原議長に答申いたしました。

これで、議会運営委員会委員長報告を終わります。議員各位のご協力をよろしくお願いします。

○議 長(桐原則雄君) お諮りします。本定例会の会期は、ただいまの答申並びに議席に配付しました会期日程(案)のとおり、本日から6月11日までの6日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月11日までの6日間 に決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議 長(桐原則雄君) 日程第3 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席に配付のとおりです。

日程第4 承認第1号から日程第7 承認第4号まで一括上程・提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長(桐原則雄君) 日程第4 承認第1号から、日程第7 承認第4号までの4件を一括して議題とします。

お諮りします。

承認第1号から承認第4号までの4件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を 省略し、会議で審議を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第4号までの4件は、 委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 改めまして、おはようございます。

それでは、今回の定例会に提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて大津町税条例等の一部を改正する 条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布施行されたことに伴い、条例の一部を 改正したものでございます。

次に、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて大津町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が公布施行されたことに伴い、 条例の一部を改正したものでございます。

次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて平成29年度大津町一般会計補正 予算(第7号)につきましては、今回の補正は、地方交付税、地方譲与税の確定並びに熊本震災にお ける復興基金交付金の確定に伴う補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞ れ4億3千699万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を223億6千746万6千円としたもの でございます。

次に、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて平成29年度大津町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきましては、今回の補正は、国・県支出金及び療養給付費、交付金の確定に伴う補正が主なものであり、既定の歳入歳出の予算額に、歳入歳出それぞれ3千906万円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億8千37万3千円としたものでございます。

以上、承認第1号から承認第2号までの事案は、地方自治法第96条第1項第1号の規定による議決事件を、そして、承認第3号から承認第4号までの事案は、地方自治法第218条第1項の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げ、なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) おはようございます。

まず、承認第1号、大津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分を報告し承認を求めることに ついてご説明を申し上げます。

議案集は1ページから26ページ、説明資料集は1ページから7ページ、また8ページから49ページには新旧対照表を載せております。

まずは、議案集の1ページをお願いいたします。地方税法等の一部を改正する法律等が公布施行されたことにより、急施を要した大津町税条例等の一部改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明資料集の1ページをお願いいたします。まず、今回の主な改正内容についてでございます。中 段少し上の1、個人所得課税につきましては、働き方の多様化を踏まえ、特定の働き方だけではなく、 様々な形で働く人を応援し、働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様に、給与所得控除・公 的年金等控除の制度の見直しを図りつつ、一部を基礎控除に振り替えるなどの対応を行うものであり ます。

個人住民税につきましては、①では、給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げるものです。給与所得者や年金所得者については、給与所得控除または公的年金等控除と基礎控除が相殺され税負担は変わりませんが、農業者や自営業の個人事業主等については、純粋に基礎控除額が10万円増えることで減税になります。このように、個人事業主等への税負担を減らすことによって、特定の企業や団体、組織に属さないで様々な形で働く方々の支援をしようとするものでございます。

②は、①で給与所得控除・公的年金等控除10万円引き下げたことにより、現行制度の個人住民税の均等割、所得割の非課税対象者の適用範囲が縮小されますので、現行制度と比較して不利にならないよう、均等割、所得割の非課税限度額をそれぞれ10万円引き上げるものでございます。

③の前段は、給与所得控除が上限となる給与収入を1千万円から850万円に引き下げることで、 ①の所得控除から基礎控除への控除額の振り替えと合わせて、給与所得控除の上限額を220万円から195万円に下げることにより、実際の勤務関連経費と乖離がある給与所得控除を抑制するものでございます。

③の後段は、新たに公的年金等の控除額の上限を公的年金等収入額1千万円に設定することで、① の所得控除から基礎控除への控除額の振り替えと併せまして、上限額がもともとなかった年金所得控除額に199万5千円の控除額の上限を設定し、高額年金所得者に対する手厚い仕組みを抑制するものでございます。

④は、生活に十分余裕のある高所得者については、基礎控除を措置する必要はないとの考えに基づき、合計所得金額が2千400万円を超える納税義務者に関わる基礎控除について、控除額を逓減、もしくは消滅させるものでございます。

続きまして、2、固定資産税の主な改正内容です。

①は、平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から地域や土地によりばらつきのある今年度

の評価額に対する前年度の課税標準額の割合である負担水準を均衡化するために、負担水準が高い土地は税負担を引き下げ、または据え置きし、負担水準が低い土地はなだらかに税負担を上昇させてきた調整措置につきまして、平成30年度の評価替え以降も32年まで継続をするものでございます。

②は、地方税法附則第10条の2の改正に伴い、わが町特例の項目を追加、もしくは廃止及び課税標準の割合を変更するものでございます。詳しくは、後ほど逐条解説の部分でご説明申し上げます。

2ページをお願いいたします。3、たばこ税の主な改正内容でございます。

①は、近年、急速に市場が拡大しております加熱式たばこにつきまして、現在、20本入り440円の紙巻たばこの税金が約245円であることに対し、加熱式たばこは製品により約34円から192円と、紙巻たばこの約14%から78%と、大きな税率格差が存在するために、加熱式たばこの税額を紙巻たばこの税額の7割から9割になるよう、課税方式の見直しを行い、平成30年10月1日から5カ年をかけて段階的に引き上げていくものでございます。

②は、高齢化の進展による社会保障費の増加等もあり、引き続き、国、地方で厳しい財政事情であることを踏まえ、たばこ税の負担水準を見直すもので、国と地方のたばこ税の配分比率1対1を維持した上で、地方のたばこ税率を平成30年10月1日から3段階で引き上げるものでございます。引き上げ時期は、平成30年、平成32年、平成33年のそれぞれ10月1日に、国と地方税あわせて1本当たり1円ずつ、合計で1本当たり3円引き上げます。町たばこ税としては、1回1本当たり0.43円の引き上げになり、合計1.29円の引き上げになります。

以上が条例改正の主な内容ですが、今回の改正条例は、6条で構成され、第1条から第5条で大津 町税条例の一部改正を行い、第6条で未施行の平成27年大津町税条例等の一部を改正する条例の改 正を行っております。

続きまして、説明資料集2ページ、中段から条ごとに説明をいたします。特に施行日の記載がない ものにつきましては、平成30年4月1日施行となります。

まずは、大津町税条例の改正について、改正条例の第1条から第5条までをまとめてご説明申し上げます。

第23条第3項は、第48条第10項から第12項において、資本金1億円を超える内国法人等の 法人町民税は電子申告によることが義務付けられておりましたが、人格のない社団等については適用 しないこととしたものでありまして、平成32年4月1日から施行されます。

第24条第1項第2号は、給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げたことにより、現行制度の障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税の適用範囲が縮小されますので、現行制度と比較して不利にならないよう障害者、未成年者、寡婦等に対する非課税措置の合計所得金額の要件を現行の125万円以下から135万円以下に引き上げたもので、平成33年1月1日の施行になります。

第2項の①の部分は、控除対象配偶者の定義の変更に伴い規定を整備したもので、平成31年1月 1日施行となります。

説明資料集3ページをお願いいたします。②の部分は、個人住民税均等割の非課税限度額の引き上

げで、平成33年1月1日の施行となります。

34条の2は、前年の合計所得金額が2千500万円を超える所得割の納税義務者について、基礎 控除の適用はできないこととしたもので、平成33年1月1日施行となります。

34条の6は、前年の合計所得金額が2千500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用はできないこととしたもので、平成33年1月1日施行となります。

第36条の2第1項は、公的年金等以外の所得がない者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要としたもので、平成31年1月1日施行になります。

第48条第2項及び第3項は、内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取り扱いを踏まえ、租税特別措置法の適用を受ける場合は所要の措置を講じることとしたもので、第10項から第12項は、資本金1億円を超える内国法人等の法人町民税の申告は、国税と同様に電子申告によることを義務付けたもので、平成32年4月1日施行になります。

第52条第2項、第3項、第5項及び第6項は、法人町民税において、納期限の延長の場合の延滞金について、申告した後に減額更正がなされ、その後さらに増額更正があった場合には、税額更正等により納付すべき税額のうち延長後の申告期限前に納付がされていた部分は、その納付がされていた期間を延滞金の計算期間から控除し、計算をすることとしたものになります。

説明資料集4ページをお願いいたします。第92条から第95条は、先ほどご説明申し上げました。 加熱式たばこの課税方式の見直し及びたばこ税率の引き上げに係る改正でございます。施行日は30 年10月1日から34年10月1日までの間になっております。

附則第5条は、先ほどご説明申し上げました、個人住民税所得割の非課税限度額の引き上げで、3 3年1月1日の施行になります。

説明資料集5ページをお願いいたします。附則第10条の2関係は、地方税法附則第10条の2の 改正に伴い、わが町特例の項目を追加、廃止及び課税標準の割合を変更したものでございます。わが 町特例とは、法律に基づき、国が地方公共団体に対して特例措置を求める場合であっても地方団体の 裁量を認め、全国一律的な特例措置ではなく、法律の範囲内で地方団体が地域に応じた特例措置の内 容を条例で定める仕組みでございます。地方税においては、国が課税の特例の対象と特例範囲を示し、 地方団体が特例の範囲内で評価額に対する課税標準額の割合を決定いたします。

第1項は、汚水または廃液処理施設に対する課税標準の割合を法附則の参酌基準の変更に伴い、現 行の3分の1から2分の1に変更したものです。

改正前第3項は、土壌汚染対策法の指定物質排出抑制施設に対する特例の廃止に伴い、条文を削除 したものでございます。

第4項は、雨水貯留浸透施設の課税標準の割合を法附則の参酌基準の変更に伴い、3分の2から4分の3に変更したものです。

第5項は、都市再生特別措置法に規定する認定事業者が取得する公共施設等を追加し、課税標準の割合を5分の3、ただし、特定都市再生緊急整備地域にあっては2分の1としたものです。

第6項は、津波対策の用に供する償却資産の追加をし、課税標準の割合を2分の1としたものです。

第7項から第9項は、第7項において指定避難施設避難用部分の課税標準割合を3分の2、第8項において施設の協定避難用部分の課税標準割を2分の1、第9項において予定施設の協定避難用部分の課税標準割合を2分の1と改正前第6項の対象施設を3つに分割して項を設けたものでございます。

第10項及び第11項は、津波対策の用に供する指定避難施設に付属する償却資産の課税標準の割合を、それから第10項においては、指定避難用償却資産については3分の2、第11項において協定避難用償却資産については2分の1と改正前第7項の対象施設を2つに分割したものです。

第14項から第16項は、再生可能エネルギー発電施設を追加し、第14項において水力発電設備の課税標準割合を3分の2、第15項において地熱発電設備の課税標準の割合を3分の2、第16項においてバイオマス発電施設の課税標準の割合を3分の2としたものでございます。

第17項、第18項も再生可能エネルギー発電施設の追加で、第17項において特定太陽光発電設備の課税標準の割合を4分の3、第18項において特定風力発電設備の課税標準の割合を4分の3としたものでございます。

第25項は、緑地保全・緑化推進法人が認定計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地を追加し、課税標準の割合を3分の2としたものです。

以上がわが町特例に関わる改正でございます。

説明資料集6ページをお願いいたします。附則第10条の3第12項は、高齢者、障害者等の利便性及び安全性の向上を目的とした改修工事が行われた実演芸術講演施設に対する固定資産税を2年間、3分の1に減額することとし、減額の適用を受けようとする者がすべき申告について規定したものです。

附則第11条は、平成30年度の評価替えに伴い、現行の住宅用地の特定など固定資産税の特例を 適用するために、見出し部分の対象年度を3年加算し、平成30年度から32年度までとしたもので す。

附則第11条2から附則第13条までは、主な改正内容で説明しました土地に関わる固定資産税の 負担調整の延長に係る改正になります。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例をそれぞれ3年延長し、平成32年度までとしたものです。

続きまして、大津町税条例等の一部を改正する条例の改正につきまして、改正条例の第6条をご説 明申し上げます。

附則第5条第2項第3号は、平成31年4月1日に予定されている平成27年度税制改正による旧3級品の紙巻たばこに係る税率の引き上げを、平成31年10月1日に延期したものでございます。

第13項は、第2項第3号の改正に伴い、平成31年10月1日の旧3級品紙巻たばこに係る手持ち品課税の税率を1千本につき1千262円から1千692円に改正したものでございます。

説明資料集7ページをお願いいたします。第14項表中の改正は、第2項第3号の改正に伴い平成 31年10月1日の旧3級品紙巻たばこに係る手持ち品課税に係る申告期限を平成31年4月30日 から平成31年10月31日に、納付期限を31年9月30日から32年3月31日に改正したもの でございます。

その他の改正といたしまして、法令等の改正に伴う条や項、号のズレ並びに用語及び法令名等の公 布年、種別、番号等所要の規定の整備を行っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第2号、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分を報告し承認を求めることについてご説明申し上げます。

議案集は27ページから29ページ、説明資料集は50ページから51ページ、52ページから58ページには新旧対照表を載せております。

まずは、議案集の27ページをお願いいたします。地方税法施行令の一部を改正する政令の公布施行により、急施を要した大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明資料集の50ページをお願いいたします。まず、今回の主な改正内容についてでございますが、一つ目につきましては、国民健康保険の運営主体が市町村から県に移管されることに伴い、国民健康保険税の課税目的を県の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等とし、県の保険事業費納付金に保険税を充てられるようにしたものでございます。

2つ目は、国民健康保険の課税限度額の改正でございます。医療給付費分の課税限度額を現行の5 4万円から4万円引き上げ58万円とし、後期高齢者支援金分、介護納付金分と合わせた保険税全体の課税限度額を89万円から93万円に引き上げたものでございます。

3つ目は、均等割・平等割の軽減判定基準の改正でございます。5割軽減の対象となる世帯の軽減判定の所得額は、現行では政令で定める金額27万円に被保険者数と特定同一世帯所属者数の合計を乗じた金額に基礎控除の33万円を加えた金額以下としていましたが、この政令で定める金額を27万円から27万5千円に引き上げるものでございます。また、同様に、2割軽減の計算基礎となる政令で定める金額、49万円につきましても50万円に引き上げるものでございます。

説明資料集51ページをお願いいたします。ここでは条ごとに改正内容を解説しており、内容につきましては、先ほど説明しました主な改正内容のとおりでございます。

その他の改正としまして、条や項、号のズレによる番号等の修正並びに用語の定義及び法令名等の 公布年、種別、番号の整理を行っております。

施行日はすべて平成30年4月1日でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

続きまして、承認第3号、平成29年度大津町一般会計補正予算(第7号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。併せて別紙補正予算の概要をご参照ください。

第1条で、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ4億3千699万7千円を追加し、予算の総額を 223億6千746万6千円とするものです。 今回の補正の主な内容は、地方交付税と地方譲与税等の確定及び熊本地震に係る復興基金交付金事務費分の交付確定、歳出では、復興基金創意工夫分充当事業の確定に伴う基金への積立金等でございまして、急施を要したため3月31日付けで専決処分した予算を報告し、議会の承認を願うものであります。

それでは、歳入からご説明いたします。

11ページをお願いいたします。款2の地方譲与税から、飛びますけれども、14ページ、款10の地方交付税まで、いずれも交付額の確定に伴うものであります。地方交付税の増額は、特別交付税分の増額です。熊本地震関連では、被災農業者向け経営体育成支援事業や被災宅地復旧事業の財源措置などが含まれております。

続きまして、款15の県支出金です。冒頭でもご説明申し上げましたとおり、熊本地震に関わる復興基金事務費分の確定に伴う増額となります。基本事業交付確定額の2.75%が事務費分として交付されるものであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。款2、項1、目13財政調整等基金費、節25積立金は、平成30年1月に交付されました熊本地震復興基金創意工夫分約2億7千800万円につきまして、充当可能事業の事業費確定に伴い、充当後の残額2億4千109万3千円を熊本地震大津町復興基金へ積み立てるものでございます。

次の款2、項2、目3熊本地震関係費の財源組み替えは、地震に伴い、ズレが生じた地籍図の修正を行います地籍情報システム基準点等補正業務委託へ、復興基金創意工夫分を充当したことによるものです。

款3、項3、目2熊本地震関係費の財源組み替えにつきましても、一部損壊世帯への修理費の一部 を補助する一部損壊世帯住宅補修見舞金へ復興基金創意工夫分を充当したことによるものです。

16ページをお願いいたします。款4、項1、目8合併処理費、款8、項3、目6熊本地震関係費、款9、項1、目8熊本地震関係費、いずれの財源組み替えにつきましても、復興基金創意工夫分の充当によるものでございます。

款4は、下水道区域内の地震被害による合併処理浄化槽設置に対する補助金、款8は、被災宅地復旧事業に係る民間事業者への事務委託費、款9は、被災者生活再建支援システムの使用料へそれぞれ創意工夫分を充当したことによるものです。なお、款8の充当事業の被災宅地復旧事業に係る民間事業者への事務委託につきましては、創意工夫分のほかに、歳入でご説明申し上げました、復興基金の事務費分492万1千円もあわせて充当いたしております。

17ページをお願いいたします。款10、項2、目1学校管理費、節19負担金、補助及び交付金は、小学生への英検受験料補助金11件分でございます。

続いて、款10、項5、目1社会教育総務費は、大津町地域生涯学習施設等用地購入補助金で、高 尾野地区の公民館復旧に係る用地購入補助金に復興基金創意工夫分を充当したことによる財源組み替 えでございます。 款13予備費で財源を調整いたしております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長藤本聖二君。
- **○住民福祉部長(藤本聖二君)** おはようございます。

それでは、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて平成29年度大津町国民健康 保険特別会計補正予算(第4号)につきましてご説明を申し上げます。

まず、議案集の31ページをお願いいたします。予算の概要のほうは3ページになります。それから、承認第4号の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)をお願いいたします。

今回の補正の主な内容につきましては、国・県の交付金、それから療養給付費等交付金の確定に伴うもので、急施を要したため3月31日に専決処分をした予算を報告し、議会の承認を願うものです。 補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ ぞれ3千906万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億8千37万3千円とし たものでございます。

まず、歳入からご説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。款の3国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1療養給付費等負担金、 節の1現年度分につきましては、被保険者の療養給付費等が確定したことに伴い、国の負担すべき額 が増額となったものでございます。

次に、節の2過年度分につきましては、平成27年度分の修正に伴う額の確定によるものです。

項の2国庫補助金、目の1財政調整交付金、節の1普通調整交付金につきましては、市町村間の国保の財政力の不均衡を調整するために交付されるものですけれども、交付金の算定に使用する国の本 算定基礎係数が確定したことにより減額補正をしたものです。

節の2特別調整交付金は、画一的な測定方法では措置できない結核や精神疾患等を考慮して交付されるものですが、平成29年度交付額の主なものとしましては、熊本地震に関わります一部負担金と保険税の減免に対する補てん分となっており、交付額の確定により増額補正をしたものです。

目の2システム開発費等補助金、節の1制度関係業務準備事業費補助金につきましては、国保制度 改正に伴います、必要となるシステム改修費用の額が確定したことによる減額補正をしたものでござ います。

10ページをお願いいたします。款の4県支出金、項の2県補助金、目の1財政調整交付金、節の 1普通調整交付金につきましては、市町村間の国保の財政力の不均衡を調整するために交付されるも のですが、交付額が確定したことにより、減額を補正するものです。

節の2特別調整交付金につきましては、保険事業に要した経費や収納率の向上等取り組みに応じて 交付されるものですが、これらが確定したことにより、増額補正をしたものでございます。

款の5療養給付費等交付金、項の1療養給付費等交付金、目の1療養給付費等交付金、節の1現年度分につきましては、社会保険診療報酬支払基金から退職者医療に係る交付額の確定に伴い、減額補正したものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

11ページをお願いいたします。款の1総務費、項の1総務管理費、目の1一般管理費から15ページの款の8保険事業費、項の2保険事業費、目の1保健衛生普及費までは、先ほど歳入でご説明いたしました、国・県の交付金等の額の確定に伴い、財源の組み替えを行ったものでございます。

款の12、項の1、目の1予備費で財源調整をしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) これで、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

〇6番(佐藤真二君) おはようございます。すみません、承認の1号と2号についてですね、質疑を したいと思います。

まず、1号のほうになりますけれども、一番最初の町長のお話の中で、行政は法令に基づき仕事を やっていくんだということで、今回、そこがちょっと問題があったので、今後は見直していきたいと いうようなお話であったかと思いますけれども、どうもこれがまた本当にそうなのかと思わざるを得 ないちょっと疑義があるところでございます。

まず、承認第1号のこの改正の理由ですね、改正の理由がこの平成30年の法律第3号等の公布で すね、ということになっているわけですが、これの内容をみますと、改正内容の各税の項目について、 その施行の期日というのがばらばらなんです。そのうち、今年度、平成30年の4月1日にあたるも のというのもここの主な改正内容というのを見た限りでは、この固定資産税の分、2番のですね、こ こに係る分がそれに該当するのかなというところです。ほかの1番の個人所得課税の分と、3番のた ばこ税の分については、まだ施行までに時間があると、期間があるか、期間があるということになり ます。この専決の理由といたしまして、地方自治法第179条第1項ということで示されております けれども、そこ読んできますと、この専決の理由になるのは、特に緊急を要するため、議会を招集す る時間的余裕がないことが明らかであると認められるとき、認めるときですね。ということは、もう 時間がない、もう緊急でやらなきゃ仕方がないときに専決ができるんですよということが定めてある わけです。ほかの自治体の例を見ますと、このうち、この固定資産税の分だけを専決して、このあと のほかの分はまだ残してあるというかですね、改正をまだ待っているところもあるようです。そうし たやり方というのが私も正しいんじゃないかなと思うところでして、言ってしまえば、その専決権と いうものがどこまで拡大的に利用されるのか。そこをある程度抑制しなければこのあとまた話がある ことと関わってくるのではないかなという懸念もあることから、この疑義について尋ねしたいと思い ます。

また、承認第2号につきましてもですね、ですけれども、これ改正の理由が地方税法施行令の一部を改正する政令の平成30年政令125号ということが根拠になっているわけです。ところが、これずっと見ていきますとですね、主な改正内容の1、2、3ございますけれども、2、3は確かにこの125号に書いてあるんですね。②、③はですね。ところが、この①というのは、まあ読めば字名の

ことで改正しなければいけないことだとはわかるんですが、この125号とは関係ないんですね。ですから、この1については、改正の理由が説明されていないということになります。そこの理由の説明がないままの専決を承認しろというのもですね、またちょっと課題があるのかな、問題があるのかなというところで、以上、承認1号、2号について質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 佐藤議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、今言われましたように、期間がそれぞれ違うということで、急ぐものはもちろん急施を要するからと、しなければならないから、その他のものはまだ時間があるのでというようなことかと思いますけれども、この改正の内容自体がですね、直接税額の変更と住民生活に密接に関係するような事項になりますもんですから、なるべく早く公布をして、住民の準備期間、周知期間を図るといった意味で早めのですね、専決処分という方法を取ったものでございます。

以上でございます。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午前10時45分 休憩

 \triangle

午前10時57分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) すみません、お待たせいたしました。ちょっと勉強不足で申し訳ございません。提案理由の中にはですね、地方税法ということで書いてございますけれども、調べて県あたりに聞いてみましたところ、地方税法及び交付金譲与税法の一部を改正する法律要綱というのがあって、その中で地方税法に関する事項でそれぞれ税ごとにうたってございまして、その中の国民健康保険税については、市町村の国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金納付に要する費用等に充てることとし、算定方法等をということで、改正するということで記載があっておりますので、記載の方法についてはですね、正確な法律を引っ張ってくるという用語については、十分ではなかったということで考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 承認の2号につきましては、今の説明で補足ということでいただきましたので、それでいいかと思うんですけれども、1号のほうに戻りまして、趣旨、ちょっと時間が経ったんで、少しばっとなってますが、言ってしまえば、早めにお知らせしたほうがいいだろうということが趣旨ですと言うことで言われたと思うんですけれども、もう1回、179条、地方自治法のですね、179条を読みますと、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的がないことが明らかであると認めるときなんですね。かなり限定的な書き方をしています。ということは、この専決というのは限定的に用いられるものであって、こっちのほうがよかろうというような話でやるべきではないというふう

に考えます。そこについて、さらにお尋ねしたいと思います。

- ○議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) おっしゃられるように、自治法の専決処分179条の中においては、やはり緊急を要するために議会の招集する時間的余裕がないことが明らかというようなことは記載がしてございます。当然、時間を置いて決めるべきものはそうしなければならないというのは重々わかっておりますけれども、先ほども繰り返しになりますけども、やはりこういった市民生活に密接に関係するようなことは、早め早めの周知徹底を行うことによりまして混乱を極力抑えるという意味におきまして、一番早い機会でやるべきものかと考えたところで、今回、専決処分のお願いをしたところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) 繰り返しの説明ではあったかと思うんですけれども、先日の全員協議会の中でですね、説明がありました、その契約事案の問題で、その原因の項目の中にですね、失念の要因として法制執務能力の低下というようなことが書いてあるんですね。これ言ってしまえば、職員が仕事ができませんと言っているのと同じことなんですよね。そうしたときに、今回、ちょっと見たときに、これが非常に気になったもんですから、あえてですね、やっぱり深く突っ込んで申すべきじゃないかなと思って質疑をさせていただいたところです。

最後にもう一つ付け加えさせていただきますと、このようにたくさんその早めにお知らせしたほうがいい。そのほうが住民にとっていいんだというようなご説明であるとすればですね、昨日の全員協議会の中で説明のありました、固定資産税のやつがありましたですね。あれは何とか、ちょっとすみません、今細かく覚えてませんが、何とかの法律が施行となったときにやりますよというようなお話であったかと思うんですが、それもこの同じ法律第3号の中に入っているものなんですよね。これについては、今回除外してあると。ほかのものは早く周知したほうがいいから、今回専決をしました。けれども、その中の1項目、固定資産税の分ですね。これについては、除外してありますと。ここの違いというものは一体何なんでしょうかということを最後に質疑したいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 今のご質問についてお答えしたいと思いますけども、生産性向上関連のですね、法律の施行、これが先月の末日でございまして、それに伴いまして、今回の分にはちょっと間に合わまかったということでございます。
- ○6番(佐藤真二君) ちょっとまだ疑義残りますが、質疑は3回になりましたので終わります。 以上です。
- O議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ございませんか。 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 平成29年度の一般会計補正予算の専決についてお尋ねをいたします。 この予算の概要書が添付されておりまして、その概要書の2ページです。今回、財源の組み替えが

何件か、特に復興基金の中の創意工夫分を充当すると、創意工夫分の財源を充当するということで、組み替えが提案、これは専決されているわけですが、そもそも復興基金とは何ぞやということをですね、いわゆる、今度の熊本地震で被災をされた方々に対して、本来は直接その方々を支援をするというのが復興基金の一番のあり方だと思うんですけど、今度のこの財源の組み替えで、特に創意工夫分ということで、市町村の判断でいいということなんですが、これもやっぱり被災者の方々の直接救済するところに最優先で使うべきだろうと思うんですけど、この中で一つだけ問題と思ったのは、この税務課関連でこれは地籍情報システム基準点等補正業務委託と、723万円のうち720万円を創意工夫から振り替えると、これがちょっと被災者の生活を支援するという意味で、直接関係があるのかというのがちょっと疑問に思うわけです。そのほかの一部損壊世帯への住宅補修見舞金は妥当かと、それから、被災宅地の復旧も、また合併処理浄化槽も被災された方々の本当に被災したことによって生じた被害ですよね。これを救済するということで、妥当性がある。あと地域生涯学習施設等の購入補助も地震によってやむをえず用地を購入するということで、これも妥当性があると思うんですけど、この復興基金の創意工夫分は、何でもじゃあ使っていい、町が判断すれば使っていいのかということになってくるかと思うんですけど、ちょっと合理的な説明をできるものならお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 荒木議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、復興基金とは何ぞやという話からでございますけれども、そもそもこういう大規模災害起きた場合には、災害救助法なり生活再建支援法等の法律に基づきまして、各種支援行われますし、災害復旧事業等によってですね、国費の投入なり、県の費用が投入されるわけでございますけれども、これらに該当しない、いわゆるその枠の中ではですね、既存の枠の中では救済できないような被災者のきめ細かなニーズに対しましても答えなければならないというようなことで、復興基金というものが創設されたわけでございますけれども、そういった中で、県といたしましてもある程度の復興基金の使途につきましては、各市町村ばらつきがでないように標準的な考え方のお示しがあっております。その中で、先ほどご指摘のありました地籍調査基準点の復元につきましても、5つのメニューの中でですね、いわゆる地殻変動によって生じた基準点のズレ等の修正復元については、この復興基金を活用する事業のメニューということでお示しがされておりまして、その中で今回充当をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 県が事例として挙げているからOK、県のほうから配分されてくるからその 致し方ないことなのかもしれませんが、今お答えになった被災者の方々のきめ細かなニーズに応える と、また、知事の言葉では、被災された方々の痛みを最小化する、痛みを和らげる、これが基本だと 復興基金とは何ぞやということで、まさに、ここに被災された方々を直接救うんだと、痛みを和らげ るんだということが最大の目的であるべきではなかろうかと思うんですが、基準点の、それは県が言

うたからということではちょっと弱いかなと、まだ、基金はまだ2億4千万円残っているわけですから、これ被災者の痛みを和らげるということを頭に置いておかないと、その地籍情報よりも被災者の痛みを和らげるほうに先に使うべきではないかと、これが本当の復興基金のあり方ではないんですかということをちょっと確認しときたい。まだ2億4千万円のこれから使い道もあるもんですから、再確認しとくべきではなかろうかと思うんですけど、いかがでしょうか。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) お答えしたいと思います。

おっしゃられるとおりですね、やはり先ほど申し上げましたとおり、やはり第一義的には被災者の再建ですね、支援、これが一番でございます。メニューをこう見てみますとですね、一番に載っているのが今言われました、被災者の生活再建支援、それから住まいの再建が2つ目、それから産業、物産の振興、そして防災安全対策、いわゆる地域の防災力の向上等がメニューにあって、一番最後にですね、公共施設、地域コミュニティ施設等の復旧支援ということで、この地域コミュニティ施設等の復旧の中には、公民館とか、記念碑とかですね、そういったものも含まれ、その中に、最後のほうなんですけども、いわゆるその地籍調査基準点の復元もやはり自民党がいろいろこう土地の売買とかですね、いろんなことを進める中で、一番必要になるものでもありますし、そういったものも含めて、多分これにつきましては、もともと国庫補助等の既存制度があるものには充当できませんので、国においてもですね、これについての復元についてそういった制度もないというようなことで、県全般の考え方としましても、これにつきましてメニューの中に含めたという経緯があったのではないかと思います。

以上でございます。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 承認第1号及び承認第3号について質疑いたします。

まず、承認第1号についてでありますが、説明の中で、まず1ページ、これは説明資料の1ページから説明されたわけですが、この中で、例えば、個人所得課税の部分で、公的年金あたりのこと、給与収入あたりのことを例に出されまして、その中で、説明の中に高額所得者に対する手厚い制度の是正というような形で説明されたかと思います。高額所得者という方は、それなりに努力をされてそこまでなった人で、そしてまた、高額な課税もされて納税をされている。言うならば、経済活動をとことんやってきて、それで所得が上がった分はその課税額に応じてきちんと払った方々に対して、もしその手厚いとか、そういった表現で言うならば、努力した過程が嘘になってしまうということです。それなりに何も努力しない者は、それは成果を得るものはないでしょうが、ここはこの課税において非常に重視すべき面で、皆さん平等なんですよ。ですから、額に応じて、収入に応じてという形で皆さんの了解を得て課税はされるものですから、この点について、再度説明を伺いたいと思います。

そしてまた、わが町特例の分です。説明資料の5ページですけれども、6項あたりから津波対策の 用に供する償却資産、津波対策という形でここに出てきております。わが町は海には面しておりませ んが、この用に供するその指定避難施設や償却資産というものはどのようなものか質疑いたします。 それと承認第3号ですね、3号についてでありますが、今定例会において、冒頭に町長が議会に付すべき案件であったものが出てなかったということで、お詫びの言葉がありました。ということで、その議決に対する案件の中で、非常にこの学校教育費あたりの中のいろんなそういった備品の寄せ集めの部分が高額となって、その総額でどうしてもその議決が必要になったというものもありましたが、今回の29年度の補正予算においてですね、教育部の学校教育課において、英検受験のこの補助金の小学校の対象分というのは、この1万5千円というのが出てきていますよね。こういったものは、単年度、29年度において計画はすでにされていたものだと思います。この時期にですね、出てくるというものは、そもそも29年度予算を30年度に繰り越して使ったのかなとかいう疑義まで出てきます。もちろん人数というものはなかなか把握しづらいとは思いますが、こういったものの寄せ集めが今回のそういった議会に付すべきもの、そういったものに通じるものに感じてしまいます。ですから、こういったものを補正予算で求めるというのは、今まで私も長年議員やっとって、非常にちょっとおろかに感じるんですよね。この点については、きちんとした説明が必要かと思いますので、この点について質疑いたします。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。

○総務部長(本郷邦之君) 永田議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、第1点目のいわゆる高額所得者に対する、いわゆる手厚い対応についての是正というような言い方でご説明申し上げましたけども、確かにおっしゃるようにですね、高額な所得を出される方はそれなりに努力をされてですね、その中で所得を見出していかれて、これはまた引いては、日本全体の活性化にもつながっているというようなことで、非常に貢献されているということでございますので、言葉の私のちょっと説明の仕方もですね、手厚いという言い方はですね、ちょっと表現的に好ましくなかったのかなということで反省をしているところでございます。

次に、避難関係、津波のですね、避難施設について、その位置づけでございますけれども、東日本大震災を踏まえてですね、中央防災会議等でですね、法律上の位置づけがされておりますけども、津 波防災地域づくりに関する法律の中で、現住避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域としましてですね、その中で発生時に円滑な、迅速な避難の確保を図るために警戒区域内に設置する施設、これを津波避難施設ということで定義をされているようでございます。

それから、英検の受験料の補助金の関係でございますけれども、今回、補正額1万5千円を計上いたしておりますが、これにつきましては、もともとですね、29年度の6月の肉付け予算の中で、すみません、英検のほうは教育部のほうで説明させていただきます。

○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。

○教育部長(市原紀幸君) 英検補助金の件でご説明させていただきます。

まず、こちら今回ですね、専決で補正という形で1万5千円補正させていただいております。一応 こちらにつきましても、内容につきましてはですね、適正な事務ができてなかったということで、今 回あげさせていただいている分でございます。内容につきましては、29年度肉付けの補正予算でご ざいますけども、中学生の英語力向上のためにということで英検受験料の補助金を中学校費の中にですね、計上させていただいたところでございます。その後、要綱等を検討する中で、英語力向上の部分については、小学生の児童もですね、含めて対象にしていたというところでございます。本来であれば、9月議会の中で小学校費という形で予算を組ませていただいて、要綱あたりを改正してですね、小学生も一応対象として処理すべきものだったというところでございます。この件につきましても、本当に事務手続きの職員の意識が低かったということで、職員一同深く反省しているところでございます。申し訳ございませんでした。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

津波対策の件ですけれども、これですね、最初に総務部長がわが町特例の中で、法令の範囲内で2分の1とかいろんなこう説明があった中でですね、これってわが町の特例じゃなくて、よそから持ってきたやつのつくるつけのように感じるんですよ。先ほど申しましたように、海に面しておりません。津波はここ起きません。起きないと思います、恐らく。海からここまでもう来るんであるならば地球破滅でしょうね、おそらく。それぐらいの規模じゃないと、まず考えられない。想定外のことはたくさん起こりますから、ですけれどもこれってわが町が考えてつくったものでしょうか。これってほかから持ってきたやつでしょ。わが町は、あるならば山崩れとか、土砂災害とか、そういったものはあると思うんですよ。ですから、ここの文言は、非常に問題になりやしないかなと、そういうふうに思いますが、この点について伺いたいと思います。

○議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。

○総務部長(本郷邦之君) 永田議員の再質疑にお答えしたいと思います。

今回、地方税法の改正がございまして、その中に記載されているものにつきましてですね、網羅を したというところで、おっしゃいますように、内陸部にありますんでですね、よっぽどのことがない 限りないとは思いますけれども、あったときのためにも想定いたしまして、条例的にはですね、整備 しとったほうがよろしいのではないかという判断でございます。よろしくお願いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

なぞかけではないんですが、要するに、私がいわんとするところは、課税対象がないということですよ。課税対象がないのに、言うならば、そういった要綱を定めても何もならんじゃないかということですよ。課税対象が見当たらないでしょう、今後も出てこないんじゃないんですか。すべて網羅というが、うちには網羅の中にこれ入らないんじゃないかていう質疑なんですよね。これ言うならば、税条例の、言うならば承認案件ですよね。ですから、課税対象に対してどうしますとかいう話であって、課税対象施設とか、そういったものがないのならば、本来ならば削除になってしまうと思うんですよね。何条かありましたよね、削除した3項かな、第3項かなんか、ありましたよね。課税対象そのものがないのにそういった条文をつくっても意味がないということですよ。この点について、再度質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- **〇総務部長(本郷邦之君)** 永田議員の再度の質疑にお答えしたいと思います。

今のところ、現在では、当然おっしゃられるように、課税客体はございません。ただ、想定外のもし万が一ですが、被害が遭った場合に、そういった区域が設定され、その中に施設ができた場合においては、そういった可能性もゼロではございませんので、条文としてはですね、あってもいいかなというところで制定をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) 承認第1号について、反対の立場から討論いたしたいと思います。

先ほど質疑の中で何回も申し上げましたけれども、専決権というのは、極めて限定的にやっぱりその活用されなければいけないと、そういった意識の不足というのが、その今回、このあと出てきます問題のようにですね、仕事のやり方としておかしなところに繋がってくるんだということで、やはりそこはもう厳しく考えるべきではないかなと思います。

最後にですね、先ほどから何回も言ってます179条のほうは、例の鹿児島の何市だったけ、市長さんがちょっと暴れたときに改正されておりましてですね、こういった場合、これを仮に承認しないとしても、そのあと救済措置というのができるようにはなっておりますので、ここはもう思い切って一つ襟を正すという意味でもですね、ここは一旦否認して考え直すべきではないかと、注意を促すべきではないかと思いますので、反対ということで討論をしたいと思います。

以上です。

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 承認第1号、専決処分について、賛成の立場から討論をいたしたいと思います。

時間差とかいろんなものが縷々論じられましたが、私はやっぱり周知期間というのは非常に大切でして、この我々が議決しましたよ、それで皆さん町民の方々、多くの方々がすべからく知り得るでしょうか。やっぱりこの周知期間というのを勘案して今回は専決処分に至ったと、そういうふうに私は理解します。その179条あたりの条文、もちろん法治国家ですから、非常に重要なことでありますが、法律はすべての最高のものでは実はないんですね。そういって本当は最低限の道徳と言われる弁護士さんもおられるぐらいで、それよりも本当に町民のほうを向いた解釈の仕方というものを考えますれば、周知期間というものは非常に重要でありまして、それに一端を下すという首長さんがいて、そういったリーダーの判断というものは、もうこの件においては理解の範囲内だと、そう思います。

これが町民に何らかの被害を及ぼすような専決ではないと感じられると、私は思います。

以上のような点で、賛成の立場から討論をいたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上 げます。

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。

荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 承認第1号について、私は反対の立場から討論を行います。

承認案件ですから、議会が否決をしても町長の権限によって成立するわけですが、一つは、佐藤議員がおっしゃったように、急施を、まったく間に合わないという客観的な条件がない部分については、可能な限り、今6月議会ですから、9月の議会でも周知期間も十分確保はできるというのが一つでございます。

それから、この専決そのものの内容についてですね、とりわけ給与所得控除が収入額、年間1千万円から850万円を、限度額を引き下げると。確かに、1千万円の年収があれば、あるいは850万円の年収があればうらやましい限りではありますが、本来、税は累進課税であり、例えば、債券株や債券の所得に対しては諸外国に比べても異常に軽い税金しか課税されていない。そういう不公平税制を放置をしておきながら、とりやすいサラリーマンのところから税を取り上げるというやり方については、私は大いに疑義があるものですから、この点についてとりわけ反対の立場を表明しておきたいと思います。

以上です。

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて大津町税条例等の一部を改正する 条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方はご起立願い ます。

[起立多数]

○議 長(桐原則雄君) 起立多数です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。 次に、承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて大津町国民健康保険税条例の一部 を改正する条例を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は ご起立願います。

[起立多数]

○議 長(桐原則雄君) 起立多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。 次に、承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて平成29年度大津町一般会計補正 予算(第7号)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認することに賛成の方は ご起立願います。 [起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第3号は承認することに決定しました。 次に、承認第4号、専決処分を報告し承認を求めることについて平成29年度大津町国民健康保険 特別会計補正予算(第4号)を採決します。この採決は起立によって行います。本件は承認すること に賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

〇議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、承認第4号は承認することに決定しました。

日程第8 議案第40号から日程第15 議案第47号まで一括上程・提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長(桐原則雄君) 次に、日程第8 議案第40号から日程第15 議案第47号までの8件を 一括して議題とします。

お諮りします。

議案第40号から第47号までの8件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を 省略し、会議で審議をおこないたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第40号から議案第47号までの8 件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) ただいま承認案件につきまして、ご承認いただきまして、誠にありがとうご ざいました。ご指摘事項については、今後十分検討をして勉強させていただきたいと思います。

それでは、議案第40号から議案第47号までの提案理由の説明を申し上げます。

冒頭でも述べさせていただきましたとおり、このたびの議会の議決を経ていなかった事案につきまして、議員の皆様、そして町民の皆様に深くお詫びを申し上げます。

まず、議案第40号、平成20年度小中学校教職員用情報機器購入についてでございますが、平成20年12月8日に指名競争入札を実施した小中学校教職員用情報機器を購入するもので、また、議案第41号、平成23年度小型動力ポンプ積載車購入についてでございますが、平成23年10月5日に指名競争入札を実施した小型動力ポンプ積載車を購入するものです。

次に、議案第42号、平成26年度小中学校電子黒板等購入についてでございますが、平成26年 11月21日に指名競争入札を実施した小中学校電子黒板等を購入するものです。

次に、議案第43号、平成27年度小中学校備品購入についてでございますが、平成27年6月2 2日に指名競争入札を実施した小中学校備品を購入するものです。

次に、議案第44号、平成28年度個人番号利用事務専用端末機等購入についてでございますが、

平成29年2月20日に指名競争入札を実施した個人番号利用事務専用末端器等を購入するものです。 次に、議案第45号、平成29年度小中学校電子黒板他情報機器購入についてでございますが、平 成29年9月21日に指名競争入札を実施した小中学校電子黒板他情報機器を購入するものです。

次に、議案第46号、平成23年度公有財産の取得について、これは都市計画道路駅前楽善線の関係でございますが、当該道路の用地として公有財産を取得するものです。

次に、議案第47号、平成29年度公有財産の取得について、これは町道猪郷谷線の関係でございますが、当該道路の用地として購入財産を取得するものです。

議案第40号から議案第45号までの6議案につきましては、予定価格700万円以上の動産の導入について、そして、議案第46号から議案第47号までの2議案につきましては、取得面積が1件、5千平方メートル以上で、かつ予定価格が700万円以上の用地を取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、なお、所管 部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 議案第40号から47号の個別議案の説明を申し上げる前に、これらの過去に遡及して追認いただく議案を上程するに至った経過等につきまして説明をさせていただきます。

今回、提案します議案は、議案第40号から45号で、予定価格700万円以上の財産の取得が6件、議案第46号、47号で700万円以上かつ5千平方メートルを超える土地の取得が2件の計8件であります。これらの8件の案件につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例に基づき、本来でありますとそれぞれの年度において議会の議決を得るべき財産土地の取得でありましたが、大変遺憾ながらその点を失念し、議会の議決を経ずに契約を締結してしまったものであります。そのため、契約を有効にすべく、今回改めて議会の議決を得ようとするものでございます。これらの案件が判明した発端は、平成29年度の小中学校電子黒板他情報機器購入の書類を参照していた学校教育課の職員が議会議決がなされていないことに気づいたことによります。同様の案件はないかと10年さかのぼり、調査を行った結果、これらの8件が未議決であったことがわかった次第であります。

これらの案件の議会議決を失念をいたしました原因でございますが、特に法制執務能力の低下が大きく、公務員として法令、条例に基づき仕事にあたるという基本的事項、意識が低かったということ。また、チェック体制が不十分であり、書式等のシステムも十分ではなかったことなどが主なものに考えられます。

次に、再発の防止策でございますけれども、まずは組織としての、システムとしてのチェック体制の強化が必要であり、具体的には、施行伺い、変更伺い、用地費購入伺い等の起案時におけるチェックリストの義務化並びに様式中に議会案件であるか否かの表示欄の追加、指名審査会資料における議会案件表示欄の追加などを行うことで、二重、三重のチェックを可能とすることとしております。こ

れにつきましては、もう現時点ですでにこれらのチェック欄につきましてはですね、今設けて、現在 の施行伺い等についてはチェックを行っているところであります。また、個人の質問能力向上のため、 契約事務や会計事務の職員研修会の実施、それから、このような失敗事例をデータベース化をいたし まして、再発防止のため失敗から学ぶ研修等もですね、実施していきたいと考えているところでござ います。

現時点では、今回の件で緊急幹部会議を招集いたしまして、不適切な事務概要を職員全員で共有を し、反省を促し、二度とこのような法令、条例違反を起こさないよう、町長訓示等を行っているとこ ろでございます。また、職員の処分につきましても、現在、検討をしているところでございます。

また、併せまして、予定価格が5千万円以上の工事請負契約で、契約についてはご議決をいただいているものの、その後の変更契約を専決処分したあと、議会への報告が未了となっているものが5件ございました。今後につきましては、議席配付ではなく、本会議または委員会または全員協議会等で報告をさせていただく方向で協議をさせていただきたいと考えているところでございます。

我々公務員は、法令や条例に基づき、それに違反せず業務を進める。これはまさに仕事の基本でございまして、今回、そこができておらず地方自治法や条例に違反した事務処理をしてしまいました。 住民や議会に対する信頼を失墜させ、失望させる案件であります。このことを重く受け止め、再発防止に向け、職員一丸となって住民の信頼回復に努めてまいりたいと思います。

それでは、議案番号に沿って説明をさせていただきます。

議案第40号、平成20年度小中学校教職員用情報機器購入についての説明をいたします。

説明資料の59ページをご覧ください。まず、入札手続き及び結果について、私のほうから説明を申し上げます。

この備品の調達は町内小中学校の教職員用にノートパソコンを購入するものであり、情報機器を取り扱う業者からの調達となります。

入札は指名競争入札によるもので、業者の選定については、大津町業務委託契約等に係る入札参加 資格に関する要綱第5条の規定に基づく、入札参加者名簿に登録された者のうち、県内の事業所があ り、専門性や実績を勘案し、6社を選考して、平成20年12月8日に入札を実施いたしました。

備品購入の概要及び入札結果ですが、備品名は小中学校教職員用情報機器です。

調達の内容につきましては、後ほど教育部長からご説明申し上げます。

購入金額は861万円です。

納期は平成21年1月21日までです。

購入の相手方は、熊本県上益城郡益城町大字田原2081番地の12、株式会社エヌジェーケー熊本営業所、所長緒方富雄様でございます。

指名業者につきましては、先ほど説明いたしました方法で選考いたしました、町内に事業所を有する2社と県内の事業所を有する4社の合計6社を指名いたしております。指名業者及び入札価格につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第41号、平成23年度小型動力ポンプ積載車購入についての説明をいたします。

資料の60ページをご覧ください。この備品の調達は、老朽となった小型動力ポンプを積載する車輌2台を購入するものであり、消防車輌を取り扱う業者からの調達となります。

入札は指名競争入札によるもので、業者の選定については、大津町業務委託契約等に係る入札参加 資格に関する要綱第5条の規定に基づく、入札参加者名簿に登録された者のうち、県内に事業所があ り、専門性や実績を勘案し、8社を選考して、平成23年10月5日に入札を実施いたしました。

備品購入の概要及び入札結果ですが、備品名は、小型動力ポンプ積載車です。

調達の内容については、購入から19年を経過した町消防団第8分団今村班の積載車と、購入から19年を経過した町消防団第7分団真木班の積載車の合計2台の更新となっております。

購入金額は714万円です。

納期は平成24年3月30日までといたしております。

契約の相手方は、熊本市健軍本町12番地2、株式会社田原商会、代表取締役田原源立様でございます。

指名業者につきましては、先ほどご説明申し上げました方法で選考いたしました、町内に事業所を 有する2社と県内に事業所を有する6社、合計8社の指名といたしております。業者名及び入札価格 については、記載のとおりでございます。

続きまして、議案第42号、平成26年度小中学校電子黒板等購入についての説明をいたします。 61ページをご覧ください。入札手続き及び結果について説明申し上げます。

この備品の調達は小中学校のICT機器の導入を行うものであり、情報機器を取り扱う業者からの調達となります。

入札は指名競争入札によるもので、業者の選定につきましては、大津町業務委託契約等に係る入札 参加資格に関する要綱に基づく、登録された者の中から5社を選考して、平成26年11月21日に 入札を実施しております。

備品購入の概要及び入札結果ですけれども、備品名は小中学校電子黒板等です。

調達の内容につきましては、後ほど教育部長から説明を申し上げます。

購入金額は2千154万6千円です。

納期は平成27年1月30日までといたしております。

相手方は、熊本県菊池郡大津町大字大津1229番地、有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介様でございます。

指名業者につきましては、先ほどご説明しました方法で、町内に事業者3社と県内の事業者2社、合計5社を指名いたしております。業者及び入札価格につきましては、記載のとおりでございます。 議案第43号、平成27年度小中学校備品購入について説明いたします。

62ページをご覧ください。入札手続き及び結果についての説明をいたします。

この備品の調達は小中学校の児童生徒用の机・椅子等の購入を行うものであり、学用什器を取り扱う業者からの調達となります。

入札は指名競争入札によるもので、業者の選定は、町の業務委託契約等に係る入札参加資格に関す

る要綱に基づき、県内の事業者5社を選考いたしまして、平成27年6月22日に入札を行っております。

概要及び入札結果につきましては、備品名は小中学校備品でございます。

調達の内容については、後ほど教育部長が説明いたします。

購入金額は581万9千40円でございます。

納期は平成27年8月28日までです。

購入の相手方は、大津町大字大津1229番地、有限会社文洋堂、代表取締役大塚鷹之介様でございます。

指名業者につきましては、町内に事業者3社と県内の事業者2社、合計5社を指名いたしております。指名業者及び入札価格については、記載のとおりでございます。

議案第44号、平成28年度個人番号利用事務専用端末等購入についての説明をいたします。

この備品の調達は個人番号を利用する専用の端末を購入するものであり、情報機器を取り扱う業者からの調達となります。

説明資料は63ページをお願いいたします。本案件の端末の購入の理由でございますけれども、平成28年1月からマイナンバー制度が運用、開始されましたが、平成27年度におきました、日本年金機構における個人情報流出事案を受けて、国が情報セキュリティの強化を要請し、マイナンバーを取り扱う業務端末をインターネットに接続できないよう、職員が日ごろ利用する行政機関専用のネットワークに接続するパソコンとは別のものにする。つまり、マイナンバー関係の担当職員は、パソコンが2台持ちになるという形になりますが、そういったことで個人番号利用事務系の端末を新たに購入したものでございます。

64ページをお願いいたします。業者の選定につきましては、大津町業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱第5条の規定に基づく、名簿に登録された業者のうち、県内に事業所がある6社を選考し、29年2月20日に入札を行っております。

備品購入の概要及び入札結果ですが、備品名は個人番号利用事務専用端末等です。

調達の内容につきましては、デスクトップパソコン40台、ノートパソコン15台、マイクロソフトオフィススタンダードのライセンス55本、セキュリティソフト55本となっております。

購入金額は1千121万6千880円です。

納期は平成29年3月27日までといたしております。

購入の相手方は、上益城郡益城町大字田原2081番地12、株式会社エヌジェーケー熊本営業所、 所長江口孝博様でございます。

指名業者につきましては、先ほど説明いたしました方法で選考した、町内に事業所を3社と県内の 事業所3社の合計6社を指名いたしております。指名業者及び入札価格につきましては、記載のとお りでございます。

続きまして、議案第45号、平成29年度小中学校電子黒板他情報機器購入について説明いたします。

65ページをご覧ください。入札手続き及び結果についてご説明申し上げます。

この備品の調達は小中学校にICT機器の導入を行うものであり、情報機器を取り扱う業者からの調達となります。

業者の選定につきましては、大津町業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱に基づき、県内に事業所がある6社を選考し、平成29年9月21日に入札を実施しております。

備品購入の概要及び入札結果ですけれども、備品名は小中学校電子黒板他情報機器です。

調達の内容は、後ほど教育部長から説明します。

購入金額は1千868万4千円でございます。

納期は平成29年11月1日です。

購入の相手方は、益城町大字田原2081番地の28、株式会社エヌジェーケー熊本営業所、所長 江口孝博様でございます。

指名業者につきましては、町内に事業者を有する1社と県内に事業者を有する5社の合計6社を指名いたしております。業者及び入札価格については、記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 議案第40号、平成20年度小中学校教職員用情報機器購入について説明いたします。

説明資料の59ページをお願いいたします。調達の内容です。町内小中学校教職員用の情報機器としてのノートパソコン33台でございます。仕様につきましては、国内メーカー製で、OSはWindows XPとし、メモリ2GB以上、15型TFTカラー液晶以上としております。併せて、ワープロ、表計算ソフトウェアなどのライセンス、接続用LANケーブル、モール、スイッチングHUBなどの付属品でございます。

続きまして、議案第42号、平成26年度小中学校電子黒板等購入について説明いたします。

説明資料の61ページをお願いします。調達の内容は、町内小中学校のICT環境整備のための電子黒板30台、タブレットパソコン39台、接続設置用の付属品などでございます。電子黒板の仕様につきましては、電子黒板を前年度に各校1台整備しており、学校における授業の効率性を考慮し、同製品もしくは同製品シリーズの新しいモデルに指定しております。タブレットパソコンにつきましては、教職員の教授用でオフィス等の文書処理ソフトを導入することを考慮し、OSはWindowsとしております。

次に、議案第43号、平成27年度小中学校備品購入について説明いたします。

説明資料の62ページをお願いいたします。調達の内容は、町内小中学校の学校備品で、児童用の 机・椅子、図書館や特別教室の机・椅子、折りたたみ椅子や丸椅子などの小中学校で使用する一般備 品で、各学校からの要望により調達し、配置するものでございます。

続きまして、議案第45号、平成29年度小中学校電子黒板他情報機器購入について説明いたします。

説明資料65ページをお願いいたします。調達の内容は、町内小中学校のICT環境整備のための電子黒板11台、実物投影機12台、デスクトップパソコン58台、接続・設置用の付属品、パソコン用ソフトウェアのライセンスなどでございます。電子黒板等の情報機器につきましては、平成29年度から5カ年で各小中学校の普通教室2室に1台、特別教室全室に1台を配置する計画で現在整備を進めているところでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 議案第46号、平成23年度公有財産の取得について(都市計画道路駅前楽善線)をご説明いたします。

議案集44ページを、説明資料集の66ページをお願いいたします。この路線は、県道大津植木線と町道三吉原北出口線を結ぶ都市計画道路で、総事業費18億7千万円、延長1千180メートル、幅員12メートルの道路です。

事業期間は、平成20年度から平成27年度までの8年間でございます。

今回お願いしております物件について、詳細は議案集に記載のとおり、大津町大字室字東道免の3 筆で、合計面積は8千177平方メートル、取得価格は2千141万6千940円でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議 決を求めるものでございます。

よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第47号、平成29年度公有財産の取得について(町道猪郷谷線)をご説明いた します。

議案集46ページを、説明資料の68ページをお願いいたします。この路線は、県道北外輪山大津線入口付近と立野ダム土捨て場を結ぶ路線で、延長1千650メートル、幅員7メートルの道路です。これまで林道でございましたが、平成29年6月議会において町道の議決をいただいておるものであります。現在、立野ダム工事事務所により工事が行われております。

詳細は、議案集に記載のとおり、大津町大字高尾野字猪郷谷の3筆と、同じく、大字大津字合志ヶ水の2筆の合計5筆で、合計面積は1万841.36平方メートル、取得価格は1千50万6千895円でございます。

こちらも、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、 議会の議決を求めるものでございます。

議案第46号、議案第47号いずれの議案につきましても、議会の議決が必要でございましたが、 失念いたしたものでございます。私をはじめ、職員の法令、条例遵守に対する意識の低さが原因であ ると考えております。誠に申し訳ございませんでした。以後、決してこのようなことがないよう、再 発防止に努めてまいります。よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明は終わりました。

しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午後0時00分 休憩

Λ

午後1時00分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 質疑いたします。

説明を受けまして、議会に付すべき議案が再発防止のためにどうしたらいいんだろうかなというふ うなことを考えたりしてましたけれども、そもそも、例えばその予算では認められたが、そのあとの 契約に、契約するときに限ってこういった形が事例が現れたということで、全体を俯瞰する形でいろ いろ考えてみました。したら、40号とか、まあ教育関係ですね、教育関係のこの入札結果あたりを 見ていて気づいたことなんですが、例えば、40号、42号あたりのですね、納期あたりが、例えば、 1月21日までというような、それと1月30日までとかですね、もう年度末に差し掛かった時点の 納期になっているということに気づきました。そもそも予算というものは、3月に審議しますけれど も、翌年度に必要となるものの予算なんですね。特に教育関係となりましたならば、早急に入札を行 って、その例えばですよ、今年だったならば、今年の3月にその審議を行った予算関係あたりは30 年度にすぐ、即座に反映されなければならないと思うんです。単年度主義ですから、1年間で言うな らばその予算を消化しますんで、そういった形でその教育自体に反映されてない時間というのが1月 30日の納期とかになったときには、もうかなり過ぎている時間になってしまうんですね。こういっ たものがやっぱりこう時間差として、もちろんこう何らかの影響が出てくると思うんですよ。だから こういったところの是正をしていかないと、例えば、予算を組むときに、積算をして、請求をあげて こられます。こういった予算を通してほしいというふうな形で議会にかけられる。で、我々は審議し て、それって必要なものですよねって、説明の中でその3月議会であるならば翌年度に反映させたい という説明を受けるわけです。ところが、納期が1月30日までとか、そういった形になってくると、 ギリギリでもし納期を迎えた場合はですね、その年にその教材あたりが反映されないという形が出て きないかなと、そういった時間差的なロスといいますか、そういったものを省いていかないと、明確 にしていくということですよね。じゃないと現場の教職の方々もですね、非常にその予定どおりに事 が進まないんではないかなと考えたりもしました。この点についてですね、例えば、40号、42号 あたりを見てみますと、そういった形で納期が書いてありますけれども、果たして、40号の、例え ばこういった教職員の情報機器あたりが、いざその年度のどの地点で、その配付されて有効に活用さ れたのかということを考えた場合、翌年度1年間、単年度主義で1年間の中で、果たしてその仕様さ れた有効期間というのは非常に短くなっているんではないかなというふうに考えますが、この点につ いてのですね、実際の予算の組み方と執行の仕方、そして、実際にそういった機器が現場に運ばれて 使い始めて、有効性がそこで確認されるというまでのこの時間的なロスというものは一体どうなって いるんでしょうか。その点について質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- **〇教育部長(市原紀幸君)** お答えいたします。

当然、年度のですね、予算を議決した段階で、できるだけ早くですね、備品あたりを購入することで、それの効果はですね、少しでも早くなるということで理解しておりますけども、今ご指摘のようにですね、そういった事務が遅れたというところでは確かだと思います。今回の事案も含めまして、再発防止どうしたがいいかという部分、考える中でですね、やはりその予算が通った段階で、もう年度はじめにですね、例えば、いつまでに設計して、いつ発注して、議会にいつかける、議決をいただくと、そういったところまできっちりスケジュールあたりを立てながらすべきだなというとこで、今回は反省させていただいております。今まではですね、そういった部分が少し甘かったのかなというところで思っていますので、今後はそういったところにはしっかり再発防止という部分も含めてですね、十分取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

- **〇13番(永田和彦君)** 40号、42号あたりのこの議案に対しては、そこが甘かったということですか。
- ○教育部長(市原紀幸君) 納期が、要するに、その発注時期がいつだったかなという部分がありますけども、少しでも発注すべきだったというふうに考えております。
 以上です。
- 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。
- **〇13番(永田和彦君)** 再度質疑いたします。

今、答弁の中で、今まではちょっと甘かったというか、もう少し迅速に反映させるべきだという話だったと思いますが、この40号、42号あたりを見たときにですね、そのときに、このとき、この場合は、結局40号、42号がこの契約をされたときにですね、その年度というのは影響は、そのあったと考えていいんですね。言うならば、納品というのは、非常にその年度末にかかってきて、有効に、その年度に使われるのは期間が短かったと考えてよろしんでしょうか。予算というのは、3月議会で通っておりますから、翌年度使わせてくださいといって、議場において説明されるわけですよね。ですから、半年以上も遅れてそういうふうに今までの流れというか、そういったものができあがっていたということで認識してよろしいでしょうか。

再度質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 再質疑にお答えいたします。

確かに、電子黒板であったりとか、少しでも早く現場に納入したほうがですね、現場でも早く活用ができるという部分では、できるだけ早くというところで考えております。確かに、実際、その際の事務がですね、遅かったという部分ございますので、今後そういったことがないようにですね、少しでもその備品については、少しでも早く活用ができるような形で取り組んでまいりたいということで考えております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。
- 〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

すみません、ちょっと明確さにちょっと欠けますんで、例えば、じゃあ40号を取り上げます。4 0号を考えたときに、備品購入のための入札をしました。で、結果としてこの業者が取りました。そ して、納期は1月21日までですよとなったときにですね、このときの早急にその入札を行って、現 場に一刻も早く届けなければならないという計画は、前年度にして予算をあげたわけですよ。という ことは、時間のロスが相当もう過ぎているというんです。だから、我々が議会として審議をします、 予算の。その審議というものは、ずっと先の、もう翌年度に反映されるものと思って審議するんです よね。ですから、この予算は何月に執行する予定ですまで今から先は付けてもらわんとわからんよう になってしまいますよ。ですから、あくまでも単年度主義で4月1日から3月末日までという形で考 えておりますんで、そうした考えの中で有効な予算執行をもとに、そういった反映されて、よりよき 教育課程がその望まれたとか、そういったものが実はほしいんですよね。ですから、このときは不備 であったというならば、これは何が原因かとうならば、学校教育課の問題でしょうか。どこが問題か を今聞きたいんですよね。これは学校の現場が悪いんじゃないんでしょう。あくまでも、この役場と いう組織の中の教育部、今はもう教育部ですけど、教育部の学校教育課がこれはやらなかったという ふうに理解してよろしいんでしょうか。ここは非常に問題で、じゃあその間何をしよったのかという 形になるんですよ。だから、この年度のずっとこう後に遅れた理由というものは、その前に何らかが、 急なものがこう入ってきて、それを優先的にしなければならないというものが出てきましたからとい うのがあってしかるべきなんです。何もないでしなかったならば、これさぼりですよ。ていうふうに なると言ってることです。遅れた理由というのは、相当の理由がなからんと、この言うならば納期と いうのはおかしいということです。これ下手すると否決されますよ。きちんとした答弁を言わないと。 再度質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) お答えいたします。

その何で当時遅れたかというところで、例えば、当然、教育委員会事務局の部分でございますけども、その中で、例えば、年度末、年度当初の部分でいろんな事務があります。その中で、何もない中で遅れたということでなくて、その中で優先順位は当然ありますけども、今回、本当にここまで遅れる必要があったかという部分については、今回、しっかり反省すべきであって、先ほど言いましたように、年度、もう議会が議決いただいた時点でですね、もう具体的なスケジュールあたりを何月何月という中で、ほかの事務ともあわせてですね、進めていくべきだったかなというところで考えております。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 永田議員のご指摘のとおりでございまして、やはり予算付けていただく前に もうわかった予算要望をしておりますので、そのあと入札とかいろいろの関係で、備品関係ですから、

指名業者はそれなりのを調べてやればできることでありまして、納期がもう明くる年の1月となると、 やっぱりそこには事務的取り扱いがまずかったなというふうに思っておりますし、我々は日ごろから 1円たりとも有効に使いなさいというのが、日ごろそういう形の中で、これだけでなく、いろんな形、 行事、工事関連にも同じでございますけども、早くやれば早く活用できるというようなことで、皆さ んが要望したものに即対応できるということでありますので、今回については、そういう意味におい ても、いろんな形で残念ながらその辺の指導がしっかりとできていなかったのを十分反省しながら、 今後このようなことのないようにしっかりと指導をしていきたいと思いますので、よろしくお願いし たいと思います。

O議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) 何回も申し訳ありません。この件につきまして質疑をさせていただきたいと思います。

全員協議会等でもですね、説明をいただきまして、ある程度のことは理解したんですけれども、ただここの議会の場でこれを承認しようとするにあたっては、幾つかその明確に確認しておかなければならないことというのが何点かあると思いますので、そこを確認する意味でお尋ねしたいと思います。まず一つですね、これ今当然議決を得てないということで、契約としては有効ではない状態にあると、これをここで議決することによって、過去に遡って正当な契約となるんだということの確認がしたいということがまず一つです。

一つ判例をですね、全員協議会のときにいただきましたけれども、これがそのまま適用されるのかどうかちょっとわからないなというところもありまして、その辺についてもう少しお調べいただければということでお話したかと思いますので、そこに関しての説明を一つお願いしたいと思います。

それからですね、チェック体制のことをちょっと言われたと思うんですよ、チャックリストを義務化しますとかですね、言われました。ただ、そのこれもですね、やっぱその検索しますと、いろんな自治体で同じようなことが起こっているわけですね。そこのどこもがやはり同じようなチェック体制でやっているということは、やっぱそのチェック体制だけではクリアできないんじゃないのかなと、そこは非常に懸念されるところで、もう少し踏み込んだその再発防止策というものができないだろうかなというところについて確認です。ただ、これについてはですね、当然、執行部の皆さんもそうなんですけど、議会、あるいはその監査のほうもですね、考えていかなければならないことだと思いますので、そこをまた考えていきたいとは思っておりますけれどもですね、

それからですね、処分の話もちょっとされまして、まあ職員についても検討中だということをおっしゃいました。で、大津町の組織条例、部の設置条例、こういうものを見ていきますと、この決裁の権限、責任というのは、もう言ってしまえば部長に委任されてしまっているんですよね。ここでその町長、副町長を減給というかいうようなその案もあるようですけれども、果たしてそうなのかなと、3月の議会では、職員の給与を6級から7級にしたんですかね。これまだ頭打ちだった部長さんたちの給料がもうちょっと上がるようになって、さらにその責任を果たしていただきたいという話になっ

たわけですね。そうした中で、やはりここはもう部長の責任というものもきちんと、どこかにうたい あげるべきではないかなと、私は考えます。その点についていかがでしょうか。お答えをお願いしま す。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。

○総務部長(本郷邦之君) 佐藤議員のご質疑にお答えしたいと思います。

まず、第1点目のいわゆる遡及して議会が議決することによって、追認することによって、いわゆる無効の状態が有効になり得るのか、その根拠を示すということですけれども、いろんな事例等をですね、検索をしてみました。直接、まったくもってその大津町に合致したような凡例等についてはですね、見つけ出すことができませんで、先だって全協で説明申し上げました、仙台高裁の部分と、あともう1件、名古屋高裁の凡例がございました。これにつきましては、9千平米の土地を取得する場合に分割してしたと。それで議会議決、一つの違う案件だからというような言い方で購入されたんですけども、契約としては、やっぱり同じ一つの契約だというようなことで、議会議決の対象になるというようなことで、これが訴訟になったわけですけれども、この場合もですね、そこの当該市は、臨時議会を開催して、追認を得て、これを議決していただいたことによってですね、審議の結果、遡って有効になるというようなことになっております。

また、先だってからの一番多い、各市町でこういった案件あっておりますけども、それぞれの議会で引用される、いわゆる法的根拠、その中で出てくるのがこの仙台高裁の凡例がどこでも一番多ございました。ここも直接ではないんですけれども、要は、最終的にですね、当初はここの凡例の場合は、専決でされたと、専決はこれはもう越権ではないかというようなことで、途中で改めて議会の議決を再度得たと、その中で、当初の判決では、範疇を外れているということで、これについては損害賠償の責任があるだろうと、ただ、あとになって議会の議決を得たことで、それは遡って遡及して契約が有効にされ、瑕疵は治癒されたというようなことで、損害賠償についてもなしということで、高裁の控訴の中ではですね、いわゆる遡って議決をすることで、その契約は有効になるというようなことが示されております。これをもとにですね、判断をして、今回、有効と。また、あわせまして、顧問弁護士であります坂本弁護士のほうにもお尋ねをしたところですね、同様の見解で有効になるというようなことでございました。

それで、2問目のチェックだけではなかなか、よそでもやられているけれども、難しいのではないかというようなところでございましたけれども、当然、まずはチェック体制が大事でございますが、その前に職員の意識づけですね、法令順守ももちろんでございますけれども、そういった議決案件に関する知識をですね、より深めるということで、今回、これに特化したですね、いわゆる議会議決案件だとか、そういう会計事務とかですね、その辺に特化してですね、研修を、まず全職員の研修をやりたいというふうに考えております。

また、併せまして、先ほども申し上げましたけれども、いろんな失敗事例もございますんでですね、 そういった失敗から学ばなければ先に伸びませんので、そういった失敗事例を基にした研修会等もや っていきたいということで、そのような研修と、それからチェック体制ですね、それを併せてやるこ とで、こういうことが起きないようにやっていきたいと。そのチェックの仕方も一重でなくてですね、 二重三重のですね、チェックがかかるように、先ほど申し上げました、施行伺いの段階とか、指名審 査会の書類の段階だとか、それと併せまして、今回、この案件を受けまして、監査委員の事務局のほ うにも打ち合わせをさせいていただきまして、監査委員さんのほうともですね、協議する中で、今後 監査の書類の中でもこの議会の議決についてのですね、その提出書類をですね、チェック欄を設けた いと、議決が要るか要らないか、その辺も含めたところの監査資料の提出を求めるというようなこと で、その辺の監査の部分でもですね、チェックがかかるというような体制で、何重ものチェックがか かるような形で防止をしていきたいということで考えております。

また、処分の関係につきましては、全員協議会の中で、町長のほうからですね、自ら3カ月間の10%カット、副町長のほうで1カ月間のカットというような話をされておりますけれども、同様に、職員につきましても、分限懲戒の審査会がございますので、その中で諮りながら、全協の中でも、じゃあどこが一番責任の所在があるんだというようなお話もございましたが、それにつきましては、やはり第一義的には所管課がやはりきちんと起案をしてあげるべき問題であるということで、責任の所在として一番重いのは所管課、そして、その上に管財が入札をする中で、当然チェックをしなければなりませんので、その第2次的には、やはり管財担当課のほうが責任は重いだろうというようなことで、今言ったような順番でですね、今後審査会にかけていきますけれども、基本的にはそのような形で職員の処遇についても検討していきたいなということで考えているところでございます。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) まず、お尋ねした一つ目、二つ目に関してはですね、私もコンプライアンスに関しては、以前その会社員時代に非常に苦労した覚えがありますので、チェックを二重三重にということでしかあり得ないのかなとは思うんですけれども、もう少し何かないものかと期待したところでした。

それから、処分の関係なんですけれども、さっき所管課、管財課ということで言われたんですが、 私が言っておりますのは、部です。大津町の部の設置条例でいうのでは、町長の権限に属する事務を 分掌させるということになっているんですね。組織規則のほうでは、町長の権限に属する事務を適正 かつ能率的に遂行することを目的として云々かんぬんというような書いてあるんですね。そうすると、 これ部がですね、町長に代わってやらなきや本当は権限としてはですね、いけないところだと思うん ですよ。町長は部からあがってきたものは、それはもうスルーはいかんでしょうけれども、きちんと したものだという前提に立って判断されるわけですから、もう少し部長というものはですね、責任を はっきりとさせたほうがいいんではないかなと思うところで、そこについてちょっとコメントをいた だければと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。

○総務部長(本郷邦之君) 再度の質疑にお答えいたします。

ちょっと説明不足でした。担当課ということで申し上げましたが、当然、それを動かす部ですね、

ですので、責任の所在につきましては、担当部門の部の部課長、それから係長あたりですね、について一応処分の対象にしたいということで考えております。町長や副町長が今回減給処分ということで、これにつきましては、もう職員に成り代わってですね、その処分を受けられていくという意味を本当に厳粛に受け止めてですね、今回、緊急幹部会議とか、職員に通達を総務部のほうから出しておりますけども、その中でもそういった町長の思いをですね、しっかりと受け止めて、今後こういうことが二度と起こらないように、職員全員で一丸となって、そこは意識づけをし、反省し、やっていくべきものだということで共通認識を持たせていただいて、進めていこうというところで考えているところでございます。

- ○6番(佐藤真二君) はい、終わります。
- **○議 長(桐原則雄君)** ほかに質疑ありませんか。 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 質疑いたします。

全協でも私のほうも幾つか質疑させていただきまして、また、住民の方からの報道以降、何件か問い合わせ等いただきまして、そこも踏まえた上で質疑させていただきたいと思います。

まずですね、こちら前回お聞きしてお答えが得られなかったとこなんですけども、これ類似の案件がそれぞれ何件中何件だったのかというところが伺いたいと思います。本当に単なるミスなのか、あるいは、やっぱり、今の話だと体制になると思うんですけども、その規模感をちょっと把握したいと思います。

2つ目が、私も他の自治体で同様の類似案件というのは見てきたんですけども、それもどのくらいの頻度割合で、例えば、この5年とか10年とかで起こっているのか、その規模感というか、頻度というか、そういったものを伺いたいと思います。ちょっと住民の方も気になっている方がいらっしゃいまして、何人もですね。

3つ目が、こちらですね、今回の案件の影響度とか、町住民生活等への損失の有無だとか、そういったところを金銭的に直接はないんですけど、どのようにお考えなのかということと、どういうことが考えられるのかということをもう少し詳しく伺いたいと思います。

4点目のところが、責任の所在というところで、こちらも伺わせていただきましたけども、処分というレベルではなくって、こちらですね、全協でもお伝えしたとおり、やはり責任の明確化しないことには、責任があいまいになって、一人一人の責任だとか、取り組み方が弱まってしまうというのは、事務の常識でございまして、そこで、先ほどは部長のほうを、所管課の部長のほうと、そのあとに財務部門の部長のほうという話がありましたけども、実務部門では最終責任者ですね。個人的にはもう成り立ちから言うと、財務部門の部長の責任のほうが重いのではないかと思うんですけども、そこをもう少し詳しくご説明いただければと思います。

5つ目、最後になるんですけども、こちら事務全体のお話で、一般質問のほうでもあげさせてもらいましたが、ハインリッヒの法則というのをご存じの方も多いと思います。1件の大きな事故だとか、 事務過誤を発生するにあたって、29件ほどの軽微な事務過誤、事故があって、さらに300件の何 とか助かった、ヒヤリした、ハッとしたというような案件があります。そうした中で、今回の案件でかなり重大事項の案件でありまして、そうすると、やはり思ってしまうのが、午前中、同僚議員からもほかの規律のお話についてもありましたけども、他の事務でもおそらくいま顕在化していないけども、間違った処理のまま進んでいってしまっているものだとか、あるいは、また新たな別の事務過誤、大きなものを発生させる要因が多分に含まれていると思わざるを得ないんですよ。そうした面も踏まえて、今回、この当該案件に関しては、チェックリスト云々だとか、研修云々という話も出てますけども、それ以外の事務全体を俯瞰して、もう少し広くとって、今すぐというわけではないんですが、例えば、1年、2年、時間かかるかもしれないんですけども、そういった視点が必要だと思うんですけども、そこに関する考えと、今現在、検討中の対応等があれば伺いたいと思います。以上です。

○議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。

○総務部長(本郷邦之君) ご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目に、いわゆるその今回、失念したことによって議会の議決を得ずに現在に至っておるわけですけども、その率というか、件数がどのくらいあるのかというご質問ですけれども、まず、物品、財産の取得に関するものでございますけれども、過去10年間で700万円以上の財産の取得の案件が13件、その中で、失念いたしておりましたのが、今回の6件でございます。率に直しますと46.2%、それから、工事の専決処分、5千万円の以上の工事をして変更を報告をしなかったもの、これにつきましては、全体が27件ございまして、そのうち報告ができていないものが今回の5件、率にいたしまして18.5%でございます。

それから、2点目の全国的にこういった事例は多々あるけれども、他市町村はどのくらいの頻度なのかということにつきましては、ちょっとネット上で出てくる部分は判明している分、いわゆるこれはいわゆるマスコミ等に取り上げられているような部分ですけど、それについてが幾つかあっております。そのネットで出てくるのは、沖縄だとか、北海道とかあります。それがどのくらいの頻度か、頻度になりますと、そこまではちょっと把握ができかねております。

それから、3点目の、これによる住民に対しての損失の有無、どのような影響、その影響をどのように考えているかにつきましては、当然、住民の信頼を得て我々仕事をさせていただいておりますし、こういったことがニュースになりますと、大津町の住民としてはですね、やはり憤りを感じられますし、一体何をやっているんだというようなことで、周りの市町村からですね、見て、大津町がこういう状態というのは情けないというような気持ちになっていたら、これが第1点目だと思います。

金銭的なものにつきましてはですね、契約に基づいてものを納めていただいて、それに対する適正な支払いをしているということで考えておりますので、金銭的なものはありませんけども、そういった住民の思い、それを裏切ったことに関してはですね、大きな損失だと考えております。

それから、4点目の責任の明確化でございますけれども、どちらかというと財務担当課のほうが責任の所在としては重いのではないかということですけれども、こういった議会案件の案件をですね、いわゆる抽出する課程において、総務課のほうで議会案件についてはどういうものがあるかというこ

とで、所管課のほうに全部流します。それを受けて、所管課のほうから期日を区切って、今回の議決にあげるものはすぐあげなさいということで通達を出して、その中であがってまいりますので、まずはやはり所管課のほうでそういった形に基づいて、きちっと出していただくと。その後に、財務担当課のほうは、あがってきたものの内容についてしっかりと審査をしていくというような形になりますので、当然その内容の中でもきちっと精査されなければならないものではありますが、まずは担当課のほうで責任を持ってあげるということが第一義だと思いますので、そういった意味で担当課のほうが責任が重いということで判断をしているところでございます。

それから、5番目のいわゆるハインリッヒの法則の話がございましたが、こういった案件があると、ほかに事務的な過誤等がですね、出ているんじゃないかというようなご指摘、ご心配でございますけれども、いろんな事務を進める中で、やはりちょっと伝票的なものが遅れたりとかですね、起案を間違えていたりとか、そういった小さなミスの積み重ね、あとは日々というか、時々は出てくるものでございますけども、そういったものも含めまして、先ほど申し上げました失敗に学ぶということで、陥りがちなそういったミス等につきまして、実際の事例を示しながらそれをデータベース化しながら研修をしてですね、同じようなミスが起きないように情報を共有していくというようなやり方を取って、そういう他の案件につきましてもですね、そういうミスがないようにやっていくと。これはもう研修しかないかなというところで考えているところであります。

以上です。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

○4番(金田英樹君) 再度、2点質疑いたします。

少しちょっと細かくなってしまうかもしれないんですけども、先ほどの財産のほうで13件中6件で、工事専決のほうが27件中5件というところで、ちょっと思ったよりも多かったんですけども、この財産の、今回あがってきた6件というのは、くくって700万円の案件じゃないですか。このほか、ちゃんとできていた7件ですかね、7件の中には同じようにくくってやっていてしっかりとフローを流していたものも含まれているのか。それともそれ以外の一つで700万円等を超えるものができていっただけなのかというところが一つと。

もう一つが、工事専決に関しても、こちらここの27件がどういう案件かわからないんですけど、 今回の5件でいうと、当初契約はしっかり結べていたけども、途中で変更になったものが漏れていた と。それは、さっきと同じ考え方で、このできていた22件の中にしっかりと事務の流れとして、同 じような形態でできていたものも含まれていたのかというところを伺いたいと思います。

今のがすみません、一つ目ですね。

2つ目のところが、責任の所在の話させていただきましたが、事務の流れの中で、財務所管のお話で、これ所管課がしっかりと上げてこない限り、財務所管として把握、察知する手法、方法タイミングがあるのかないのかというところを伺いたいと思います。

以上です。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。

○総務部長(本郷邦之君) 再度の質疑にお答えいたします。

いわゆるその今回、失念しなかった部分についてはどういうシステムなのかということで、この中にはですね、やはりくくってあるものもありますし、単独で700万円を超えるものも混在をいたしております。だから、工事につきましても同様でございます。

それと、あともう1点の、入札担当課のほうのですね、チェックができないのかというようなことですけれども、財務のほうで指名者会議等も開きますけれども、チェックをする中で、審査会では、工事の概要だとかですね、物品調達の内容だとか、それから、いわゆるその指名の、どういう指名の仕方をするだとかですね、入札のあり方だとか、その辺は特にこうやっているところなんですけれども、いわゆる議会議決であるか否かというのが、これまではやはりチェックの中に入っていなかったというのが大きなところだと思います。そこをやっぱり今回、今後はですね、含めるところで、そこも含めてしっかりと見ていくということが大事だし、肝要になってくると考えているところでございます。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 再度質疑します。

うまく伝わってなかったようなんですけども、所管課がその事務をあげてこない限り、財務部門としては、それを検知、察知する機能でいうのが今までなくて、もうわからないということですかね。何かというか、もしそうであれば、確かに所管課の責任かもしれないんですけども、しっかり財務部門がそこを察知するタイミング、機会を少しでも握っているんであれば、それは業務責任権限上、どう考えても財務部門が最終的には責任を持ってやっていかないことには、それ事業規律、業務規律というのは成立しないと思うんですけども、以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- 〇総務部長(本郷邦之君) お答えいたします。

どのタイミングでわかるかということですけれども、財務担当課のほうは、施行伺いの合議が回ってまいりますので、その時点で、いわゆるその設計額を見れば、この例えば、財産の購入が700万円を超えているか否かというのは、その時点でわかるということですので、当然、これについては、議会の議決の手続きがいるというのは、全体のところはそこで掴むことが可能であります。以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 質疑は回数いってしまいましたけども、最終的には中で決めると思うんですけども、そうであるならば、個人的には、財務所管に責任持たせないと意味がなくなってくるように感じますので、そこも踏まえた上で今後、中身の処分云々のレベルの話じゃなくって、その事務過誤を減らすための事務体制として改めて考えていただければと思います。

以上です。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 今回、上程されました40号から47号、この件につきましては、非常に特異な案件でありますから、皆様の意見を本来ならば広くまだ聞く時間がいるんですね。ですから、本来ならば討論というならば、反対から入ります。しかし、今回だけは賛成の討論を私は、特異な案件です、これは。

その点というのは、今までその議論がありました。しかしながら、それっていうのは、今まであっ たそういった案件に対して不備があったということの追及ですよね。ところが、私が注目しているの はそこではないんです。実は、ハインリッヒの法則もこれにあたらないと私は考えております。それ と、考えなければならないのは、この案件が議案に議決が必要となるというものを見つけた人の信賞 ですよ。そういった体制も役場の中には実はもうできあがっているということですね。ですから、間 違いを素直に認めて、すぐに今回の新しい職員の方々は対応されたと。これはですね、非常に、ここ は注目する点で、今日の新聞にも載ってましたでしょう、熊本県の教育委員会、北部の高校の自殺者 が出たということで、そういうったものはわかっているけれども、もう内部で押さえてしまって、外 に出さないというようなそういったですね、組織もあるんです。その中で、そういった条例に照らし 合わせて、ここはおかしいぞという不備を見抜いて、それを上司に報告をしてですね、それをきちん とした対応を行ったと、このですね、職員に対してからは、私は逆に、それこそ信賞必罰が必要だと 思います。失敗した職員に対しては、罰則が本当に必要だと思いますが、そのいい部分、この部分を 明確にしとかないと、すべてマイナスマイナスでこの案件は終わってしまうということです。ですか ら、この点、この議案に関して考えなければならないのは、そういった正しく行政運営をするという ようなですね、そういったきちんとした職員も生まれているという事実を認識して、こういった案件 は審議しないと、ずっとマイナスだけで終わってしまうような恐れを考えられます。ですから、町長 がずっとこう謝ってきて、していますけれども、その職員は本当ですね、もう賞に値すると私は思う んですよ。ちゃんとこう条例を見てやっているという、これはですね、非常に重要で、この点につい ては、町長も褒めるべきだろ思いますし、そういったものを伸ばすような、言うならガバナンス、統 治のあり方というのが表も裏もあるということで、今回は裏の部分ばかり光っておりますけれども、 表の部分もきちんと見るべきだと思いますので、この案件につきましては、そういった理由をもとに 賛成すべきだとわたしは考えます。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

O議 長(桐原則雄君) ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第40号、平成20年度小中学校教職員用情報機器購入についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]

- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第41号、平成23年度小型動力ポンプ積載車購入についてを採決します。この採決は 起立によって行います。議案第41号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]
- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第42号、平成26年度小中学校電子黒板等購入についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第42号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]
- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第43号、平成27年度小中学校備品購入についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第43号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。 [起立全員]
- ○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第44号、平成28年度個人番号利用事務専用端末等購入についてを採決します。この 採決は起立によって行います。議案第44号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願い ます。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第45号、平成29年度小中学校電子黒板他情報機器購入についてを採決します。この 採決は起立によって行います。議案第45号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願い ます。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第46号、平成23年度公有財産の取得について(都市計画道路駅前楽善線)を採決します。この採決は起立によって行います。議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第47号、平成29年度公有財産の取得について(町道猪郷谷線)を採決します。この 採決は起立によって行います。議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願い ます。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第48号から日程第22 議案第54号まで一括上程・提案理由の説明

○議 長(桐原則雄君) 日程第16 議案第48号から日程第22 議案第54号、平成30年度大 津町介護保険特別会計補正予算(第1号)の7件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) ただいま提案いたしました、議決に対して、誠にありがとうございます。今回の8件を教訓にいたしまして、二度とこのようなことが起きないよう、職員の連携をしっかりと取りながら事業推進を図っていき、住民から信頼されるような職員を育成していきたいというふうに思っております。今後ともどうかよろしくお願いいたします。

それでは、議案第48号から議案第54号までの提案理由の説明を申し上げます。

議案第48号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例についてでございますが、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部 を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第49号、大津町特定教育保育施設及び特定地域の地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第50号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてでございますが、介護保 険条例施行令の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

次に、議案第51号、大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございますが、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第48号から議案第51号までの4議案につきましては、条例の一部改正でありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第52号、平成30年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてでございますが、 今回の補正は、4月の職員の人事異動に伴う通常の補正のほか、多子世帯子育て支援事業の拡充や農 村振興補助事業及びコミュニティ助成事業等の確定に伴う補正が主なものでございまして、既定の歳 入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1千976万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を135 億5千572万3千円としたものでございます。

次に、議案第53号、平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、4月の職員の人事異動に伴う、人件費の補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額が歳入歳出それぞれ309万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を12億4千377万2千円としたものでございます。

次に、議案第54号、平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、こちらも4月の職員の人事異動に伴う人件費の補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ130万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7千969万8千円としたものでございます。

議案第52号から議案第54号までの3議案につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、この議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。2時から再開します。

午後1時50分 休憩

 \triangle

午後2時00分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 議案第48号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は48ページから49ページ、説明資料は71ページをお願いいたします。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。児童福祉法の規定に基づき、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営については、条例で基準を定めなければならないとされており、条例を定めるにあたっては、事業に従事する者及びその員数について、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準にしたがい定めるものとされております。この基準省令が今回改正されたことに伴い、町の条例も同様に改正するものでございます。

説明資料71ページをお願いいたします。第10条第3項第4号の学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校または中等教育学校の教諭となる資格を有する者を教育職員免許法第4条に規定する免許状を有するものに改め、第10号として、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者を加えるものでございます。

まず、1点目の第4号の改正でございますが、現在の教員免許制度では、教員の更新制が導入されており、教員免許取得後一定期間を経過した者は、更新、講習を受講しなければ教諭となることができないとされております。放課後児童指導員の基礎資格としては、教員免許を取得した者であれば、更新、講習を受講していなくても資格を満たすものとして取り扱われており、今回の改正は、教員免許の更新を受けていない場合の取り扱いを明確にしたもので、規定の実質的な内容を変更するものではありません。

2点目の5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めた者については、放課後児童支援員の資格要件について、国の基準の基礎資格が拡大されたため、同様に改正

するものです。具体的には、高校を卒業していない者も要件を満たせば放課後支援員になることができるように基礎資格が拡大されたものでございます。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

次に、議案第49号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案集は50ページから51ページ、説明資料は72ページをお願いいたします。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する 内閣府令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

説明資料72ページをお願いいたします。第15条第1項第2号中、同条第9項を同条第11項に 改めるものです。今回の改正は、特定教育保育施設及び特定地域型事業の運営に関する基準の一部を 改正する内閣府令が公布されたことによる条項ズレに対応するための形式的な改正でございます。

なお、附則で、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するとしております。 以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長藤本聖二君。
- **〇住民福祉部長(藤本聖二君)** それでは、議案第50号、大津町介護保険条例の一部改正についてご 説明を申し上げます。

議案集の52ページから53ページ、それから、説明資料は73ページから77ページになります。 議案集の52ページをお願いいたします。平成30年3月22日に公布されました、介護保険法施 行令の一部改正によりまして、町の介護保険条例中で引用しております、政令の条番号にズレが生じ たため、条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める ものでございます。

まず、今回の条例改正の背景となります、介護保険法施行令の改正についてご説明を申し上げます。今年8月から利用者負担割合の見直しが行われ、介護保険サービスを利用する際、現行では、原則として1割または2割の利用者負担をしていただいておりますけれども、これまでの2割負担者のうち、特に所得が高い層について3割負担が導入をされることになります。具体的には、利用者の合計所得金額が220万円以上で、かつ同一世帯の1号被保険者の年金収入とその他の合計所得金額が単身で340万円以上、2人以上で463万円以上の場合が3割負担となります。1人暮らしの方で年金以外に収入がない方であれば、年金収入344万円以上に相当する方になります。これに併せまして、判断の基準となります所得指標も見直され、合計所得金額から税法上の長期譲渡所得や短期譲渡所得の特別控除を差し引くように改正をされたところでございます。平成29年の3月議会におきまして、介護保険料の算定に使う、合計所得金額から税法上の長期譲渡所得や短期譲渡所得の特別控除を差し引くよう改正をされたところでございます。平成29年の3月議会におきまして、介護保険料の算定に使う、合計所得金額から税法上の長期譲渡所得や短期譲渡所得の特別控除を差し引くよう改正を行ったところですが、今回は、同様の内容を利用者負担やあるいは高額介護サービス費への所得段階の判定に導入をするものでございます。具体的には、収用交換等によります土地等を譲渡した場合の5千万円の控除、あるいは農地保有の合理化等のために、農地等を売却した場

合の800万円の控除、居住用財産を譲渡した場合の3千万円の控除など、7種類の特別控除が対象となっております。平成29年度の介護保険料からはこのような譲渡所得があった場合でも、保険料が高額化することがないよう運用され、実際に24人の方が適用されたところでございます。

さらに、今回の改正により、保険料だけでなく、自己負担額も高額にならないよう配慮されること となっております。

次に、条例の改正点についてご説明をいたします。大津町の条例におきましては、保険料に関することを主に規定しておりまして、利用者負担割合などの給付に関することは想定しておりませんけれども、保険料の所得指標である合計所得の定義をしております、条例の第2条第1項第6号におきまして、特別控除額の定義を規定している政令の条番号であります、第38条第4項を引用しております。

先ほど申し上げましたように、政令が改正されたことによりまして、特別控除額の定義がですね、 第38条第4項から第22条の2第2項にずれたため、引用元の条番号を改めるものでございます。 最後に、附則において、政令の施行にあわせ施行期日を平成30年8月1日といたしております。 次に、議案第51号、大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例についてでございます。

議案集は54ページから55ページ、説明資料は78から79ページになります。

説明資料の78ページをお願いいたします。介護保険法施行規則の一部改正によりまして、主任介護支援専門員、いわゆる主任ケアマネですけども、の定義が改められたことによりまして、町の地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例中で引用しております省令に規定します主任介護支援専門員について、条例の一部を改正するものでございます。

条例の改正につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める ものでございます。

まず、介護保険法施行規則の改正についてご説明をいたします。主任介護支援専門員、主任ケアマネですけども、につきましては、介護支援専門員への指導、あるいは助言、地域包括ケアシステムの推進のための必要な情報の収集、発信、事業所や職員間の調整といった役割が求められております。このような役割をしっかりと果たしていくことが重要であり、そのためには、資質向上を図っていくことが必要であります。そこで、主任介護支援専門員が継続的に知識、技術などの向上に努めているかの確認をするため、更新、研修が導入されたものの、その更新制を定めた省令の規定が不明確なところが一部ございましたので、これが原則5年ごとに更新されるよう、今回規定が改められたところでございます。

現行の条例におきましては、主任介護支援専門員の位置づけを介護保険法施行規則の第140条の68に規定する研修を終了したものとしておりましたが、今回の改正によりまして、第140条の66に規定します、主任介護支援専門員として位置づけをし、原則5年ごとの更新、研修を明確化するものでございます。

最後に、附則におきまして、公布の日から施行するとしております。

続きまして、議案第54号、平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明を申し上げます。

議案集は58ページをお願いいたします。それから、議案第54号、大津町介護保険特別会計補正 予算書(第1号)の補正予算書をお願いいたします。

今回の補正予算の主なものは、人事異動に伴います人件費の補正に関するものでございます。 補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ130万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億7千969万8千円とするものでございます。

歳出からご説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。款の3地域支援事業費、項の3包括的支援事業費・任意事業費、目の1包括的支援事業費、節の2給料、節の3職員手当等がそれぞれ職員の異動に伴うものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。款の6繰入金、項の1一般会計繰入金、目の4その他一般会計繰入金、節1職員給与費等繰入金は、先ほどご説明いたしました、職員の異動に伴う人件費の増額分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 議案第52号、平成30年度大津町一般会計補正予算(第1号)について ご説明申し上げます。

今回の補正は、4月の人事異動による人件費等の調整のほか、多子世帯子育て支援事業の拡充や震源立地地域対策交付金事業、農業振興補助事業及びコミュニティ助成事業の確定に伴う補正を主なものとして計上しております。

補正予算書の1ページをお開き願います。併せて補正予算の概要をご参照願います。

第1条で、既定の予算の総額に1千976万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億5千572万3千円とするものです。

歳出から主なものを説明いたします。

13ページをお願いいたします。款1、項1、目1議会費は、人事異動に伴う人件費の補正でございます。

款2、項1、目1一般管理費559万1千円も人事異動に伴う人件費の補正でございます。

14ページをお願いいたします。目6企画費、節19補助金は、コミュニティ助成事業補助金で、 上陣内地区のコミュニティ無線導入に伴う補助金でございます。

16ページをお願いいたします。款3、項1、目1社会福祉総務費、節28繰出金は、人事異動に 伴う介護保険特別会計への繰出金の補正でございます。

18ページをお願いします。款3、項2、目4保育給付費は、熊本県多子世帯子育て支援事業の拡充における財源組み替えでございます。現行の第3子以降の0歳児から2歳児までの保育料無料の制

度を5歳児まで拡充することに伴い、保育料の減額と県補助金の増額を計上するものでございます。

19ページをお願いします。款4、項1、目4健康増進費、節11需用費は、高精度体成分分析装置、インボディと言われるものですけれども、これの修繕料を計上しております。

項2、目2熊本地震関係費、節19補助金は、熊本地震関連で真木地区簡易水道の水源枯渇に伴い、 大津菊陽水道企業団の施設から給水管を分岐する事業の補助金でございます。

20ページをお願いします。款6、項1、目3農業振興費、節19補助金は、大津露地野菜生産機械利用組合が導入予定の乗用管理機に対する補助金でございます。

21ページをお願いします。目4畜産業費、節19補助金は、畜産クラスター協会に対する補助金で、畜舎建設及び哺乳ロボット導入等の補助金でございます。

23ページをお願いします。款8、項3、目3公共下水道費、節28繰出金は、人事異動に伴う公共下水道特別会計への繰出金の補正でございます。

続きまして、24ページをお願いします。款9、項1、目3消防施設費、節15工事請負費は、電源立地地域対策交付金事業としまして、内牧地区消防倉庫前の道路を拡幅する工事費でございます。 目5災害対策費の節19補助金は、コミュニティ助成事業の地域防災組織育成分として、灰塚地区の自主防災組織に対し、防災用資機材購入の補助を行うものです。

25ページをお願いします。款10、項2、目1学校管理費、節19補助金は、室小学校が「熊本学び」研究指定校として採択されたことに伴う補助金の計上をしております。目2教育振興費の財源組み替えは、電源立地地域対策交付金を町内小学校電子黒板導入事業へ充当することによるものです。

27ページをお願いします。款10、項5、目1社会教育総務費、節19補助金は、杉上区集会所 敷地内の倉庫の雨樋改修に係る補助金でございます。

続きまして、29ページをお願いします。款11、項1、目1農業用施設災害復旧費、節13委託料は、矢護川片俣区内の水路復旧工事に係る隣接家屋の事後調査委託料を計上いたしております。

款13予備費で財源調整をいたしております。

次に、歳入を説明申し上げます。

歳入の11ページをお願いいたします。款12、項1、目2民生費負担金は、熊本県多子世帯子育 て支援事業拡充に係る公立私立保育所それぞれの保育料の減額でございます。第3子以降の無料化の 対象が拡充されたことにより、保育料が減額となるものです。

款13、項1、目5教育使用料は、こちらも熊本県多子世帯子育て支援事業拡充に係る幼稚園分の 減額でございます。

続いて、款15、項2、目1総務費県補助金です。節1総務費補助金、電源立地地域対策交付金は、 交付額の確定により増額補正をするものです。歳出で説明いたしました、内牧消防倉庫前の道路拡幅 工事と小学校電子黒板導入事業に充てられます。節2熊本地震復興基金交付金は、復興基金基本事業 分の事業確定に伴う補正でございます。

12ページをお願いします。目2民生費県補助金は、前のページでご説明いたしました、熊本県多子世帯子育て支援事業拡充に係る県補助金でございます。目4農林水産業費県補助金は、歳出の款6

でご説明申し上げました、大津露地野菜生産機械利用組合と畜産クラスター協会に対する機械導入及 び畜舎建設等に係る県補助金でございます。目6教育費県補助金は、室小学校の「熊本の学び」研究 指定校採択に伴う補助金でございます。

款20、項4、目2雑入は、宝くじ助成事業として、地域コミュニティ助成事業が交付決定したことに伴い、上陣内地区のコミュニティ無線導入及び灰塚地区自主防災組織の防災用資機材購入への補助、あわせて約370万円を計上しております。

人件費につきましては、30ページ以下、給与費明細書のとおりであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 議案第53号、平成30年度大津町公共下水道特別 会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。補正予算の概要は13ページになります。

今回の補正の主なものは、人事異動に伴う人件費の補正となります。

予算書をお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ309万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億4千377万2千円とするものです。 歳出からご説明いたします。

予算書の8ページをお開きください。平成30年4月1日における人事異動に伴う人件費の減額で、 款1、項1、目1総務管理費のうち、節2給料、節3職員手当等の減額でございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。

7ページをお開きください。 款 4 、項 1 、目 1 一般会計繰入金を人件費相当額分 3 0 9 万 7 千円減額するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明は終わりました。

日程第23 議案質疑

○議 長(桐原則雄君) 日程第23 議案質疑を行います。

まず、議案第48号と議案第49号を議題とします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第50号と議案第51号を議題とします。質疑ありませんか。 荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 議案第50号の介護保険条例の一部改正条例についてお尋ねをいたします。 説明資料によりますと、介護保険のサービスの受給者約500万人のうち、自己負担が3割に上が るだろうという方々が全体の3%と見込まれているようです。現行制度が2割負担者が45万人で、 あ、両方で45万人ですかね。これ現在、町の状況について見通しが、計算、試算さなっているかと 思いますので、町の人数についてお尋ねをいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長藤本聖二君。
- ○住民福祉部長(藤本聖二君) 議案第50号関係で、国においては、その影響が3%だけれども、町ではどのような状況かということのご質問だと思います。今、65歳の人口が町では7千200人いらっしゃいまして、介護認定率が18%程度ですので、約1千400人程度の方が介護認定を受けていらっしゃるというような現状がございます。そんな中で、今の現状でちょっと引き直してみますと、今現在で、いわゆる2割負担をされている状況の方が85名、町でいらっしゃいます。その中で、これ試算ですけれども、3割になるんじゃないかなという方が34名いらっしゃいます。ただし、先ほどちょっと説明の中で少し申し上げましたけども、限度額の4万4千400円というのがございますので、例えば、仮に、2割負担の方がすでに4万4千400円の限度額受けていらっしゃる場合でも、3割に負担上がったとしても、限度がありますので、2割でも3割でも4万4千400円というとこの限度がありますので、そういう方については、直接の影響はないということなんですが、町でいきますとですね、その34名の中でいわゆる4万4千400円の上限がありますので、上限に達していない方がですね、29名いらっしゃいますので、おそらく4万4千400円までいってないという方がいらっしゃいますので、その方が2割から3割になって、その分負担は増えるのかなということで、町としては29名ということで、全体でいいますと、国では3%と試算しておりますけど、うちのほうでは2.2%ぐらいになるのかなということで試算をしております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 全国平均で3%が2.2%ですかね、大津町で。所得水準が少ないということだと思うんですが、年金収入等で年金のみで344万円が判定で3割になるということですけど、34人くらいの方が該当するだろうということですけど、年金以外に、34人の中でほとんどの方が年金だろうとは思うんですけど、その内訳はわかりますか、年金以外に。あるんですかね。
- **○議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長藤本聖二君。
- **〇住民福祉部長(藤本聖二君)** 試算した内容につきましては、個別のそれぞれの総所得と言っておりますので、具体的な内容につきましてまでは精査はしておりません。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- O議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。 次に、議案第52号を議題とします。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- 〇議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。
 次に、議案第53号を議題とします。質疑ありませんか。
 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第54号を議題とします。質疑ありませんか。 永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 議案第54号につきまして、質疑いたします。

今回、人事異動ということで人件費の補正がなされておりますが、この人件費というものも社会保障、いわゆるその中の一つの介護保険の中の増額でありますので、増額をする理由としまして、それなりの補正を持って人事異動をするわけですから、効果が望めるということでの人事異動にあたるのかなと思われますので、この点について、この増額された人件費によってどういった効果が望めるのかということについて質疑いたします。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長藤本聖二君。
- **〇住民福祉部長(藤本聖二君)** 議案第54号関連で、介護保険関係で人件費が増えたことによってど ういった効果があるのかというののご質問だと思います。

今年のですね、4月に組織の改編を行いまして、包括支援センターの中で介護予防係というのを独立させました。そういった形でそこに係長を置いてですね、今帰りのバスですとか、そういったものを充実してやっているところです。国のほうにおきましても、2025年問題というのがありまして、いわゆる団塊の世代が75歳にすべてなられるというようなことで、国もいろんな形で危惧をしておるところでございますけども、そういった形で、地域包括ケアシステムといいますか、要するに、地域の中でそれぞれ皆さんがお住まいの地域の中で人生を最後まで迎えるようなシステムづくりしようということですので、そういったことも含めて、今、町のほうでは通いの場づくりあたりをですね、進めているところでございます。

もちろん、介護保険につきましては、いかに介護給付費を抑えていくかというところもありますので、ちなみに、最近では国のほうでもですね、介護サービスについての効果検証というあたりの基準も載っておりました。要するに、どういったリハビリをすればそれが効果として出るのかという記事もありましたので、そういった情報も十分収集しながら介護予防について推進してまいりたいと思っております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。
- 〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

今回の人事異動、年度当初に説明というものが、機構改革の中で予防係という形で事後対応じゃなくて、事前に対応して予防しますよという係を作るというのは大いに賛成であります。しかしながら。それを今年度、ランさせる。もう進めるからには、その前にすでにそういった人事というものはしかるべく人をあてるように、言うならば、当初予算でもう年度の走り始めから始めるもので、始めてから足りないものがわかったとか、こういった人が適材適所というふうに、その変更を迫られたといいますか、ここはやはりA君よりもB君のほうが適任だろうというふうな形で、そういった形でその補正という形に至ったのか。この点について、要するに、当初からもうわかっていたことでしょうと。ただこれを走らせてみたならば、思わぬ事態とか、そういったものが予防係をつくったがために、新たな事例とか、その対応に迫られたからこの補正に至ったということでしょうか、質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長藤本聖二君。
- **○住民福祉部長(藤本聖二君)** 再度質疑にお答えします。

もともと当初からわかってたんじゃないかなと、もちろん組織につきましては、そういった形で組織的にですね、新たな係を設置してやっていくということでしておりました。ただご存じのとおり、介護保険というのは、どんどんどんどん情報が、いろんな情報が入ってきまして、今度の介護の場づくりもそうですけども、もともと3カ所していたものを新たに広げるとか、そういったところで、当初の予算の時期よりも国の情報もどんどん変わって、そういったものに対応しなければならないというようなことで、今回、補正をさせていただくものです。

- 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。
- **〇13番(永田和彦君)** 再度質疑いたします。

説明はわかったんですが、最終的にですね、130万5千円という高額な増額でありますから、費用対効果というものは必ず求められます。この費用対効果が結果が出るということで理解してよろしいんでしょうか。というのは、ここが非常に問題で、もちろんトライするのは必要です。やってみなければならないというのはありますし、予防ですから、なかなか難しいところはあるとは思うんですが、この130万円の増額をお願いするにあたって、やはりその人材をあてることによって、そういったいろんなシステムがうまく回るし、いろんな機能が回って、費用対効果が望めるという形で理解してよろしいんでしょうか。

再度質疑いたします。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 住民福祉部長藤本聖二君。
- **○住民福祉部長(藤本聖二君)** 今年の4月からですね、新たな人事評価制度等を取り入れましたので、 その中でそれぞれの職員が目標を持ってやるというようなことの目標設定をやってますんで、そういった中で、成果をちょっと検証していきたいというふうに思っております。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第24 委員会付託

○議 長(桐原則雄君) 日程第24 委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、議案第48号から議案第54号までを、お手元に配付しま した議案付託表(案)のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後2時35分 散会

本 会 議

一 般 質 問

平成30年第2回大津町議会定例会会議録

平成30年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第2日)

					平成30年6月9日(土曜日)
出 席 議 員	1 番 三 宮	美 香	2 番	Щ	」部良二 3番山本富二夫
	4 番 金 田	英 樹	5 番	豊	是瀨和久 6番佐藤真二
	7 番 本 田	省 生	8 番	府	牙内隆博 9番源川貞夫
	10 番 大 塚 龍	一郎	11 番	坂	x 本 典 光 12 番 手 嶋 靖 隆
	13 番 永 田	和彦	14 番	津	出 柱 伸 15番 荒 木 俊 彦
	16 番 桐 原	則雄			
欠 席 議 員					
職務のため	局	長 矢	野好	_	
出席した事務局職員	書	記大	塚 知	里	
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のた者の 出席した者の 職氏名	町	長 家	入	勲	会計管理者坂本一正兼会計課長
	副町	長 田	中 令	児	♦\\ \overline{\chi}\
	総 務 部	長 本	郷邦	之	
	住民福祉部	長藤	本 聖	<u> </u>	総
	経 済 部	長 古	庄 啓	起	教 育 長 吉良智恵美
	土 木 部 併任工業用水道課	長大	田黒哲	郎	教育 部長市原紀幸
	総務部総務課	長 羽	熊幸	治	農業委員会事務局長 荒 牧 修 二
	総務部財政課	長 白	石 浩	範	

一般質問

- 5 番 豊 瀨 和 久 君 p 71~p 82
 - 1. 結婚に伴う住居費や引っ越し費用などを補助する結婚生活支援事業について
 - (1) 国は「ニッポン1億総活躍プラン」に基づき、結婚支援や子育て環境の充実を重点的に推進。自治体の取り組みを支援する「地域少子化対策重点推進交付金」を2018年度予算で前年度5.7億円から約10億円へ倍増した。本町も、結婚、妊娠・出産、授乳期を中心とする、子育てに温かい社会づくりや、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、婚姻した世帯を対象に婚姻に伴う新生活を経済的に支援する結婚生活支援事業を推進するべきではないか。
 - 2. 健康ポイント事業の導入について
 - (1) 町民が健康づくりに「お得に」「楽しく」「無理せず」取り組めるような、わかりやすい「健康ポイント事業」を導入し、町民一人一人が健康寿命を延ばし、 生涯にわたって健康で安心して暮らせるための取り組みを行うべきだ。
 - 3. 公立小中学校の遠距離通学にかかる費用への助成が必要ではないか
 - (1) スクールバスが導入されている学校との公平性の観点から、公立小中学校へ 民間のバスで通学する場合にかかる費用への助成が必要だ。
- 3 番 山 本 富二夫 君 p 82~p 94
 - 1. 鳥獣被害対策について
 - (1) 猟友会との関係と猟師の高齢化対策は万全か。
 - (2) 被害地域全体で取り組む体制つくりを今から進めるべきでは。
 - (3) ジビエ料理への対応を。
 - 2. 小中学校の雨漏りとトイレの洋式化にどう取り組むのか
 - (1) 校舎の雨漏り対応が置き去りではないのか。
 - (2) 小・中学校のトイレの改修と洋式化率の向上を。
 - (3) 校舎の耐震化率は。
 - 3. 再度の危険地域の確認と住民への周知徹底を
 - (1) 大津町 洪水・土砂災害ハザードマップは全戸に配布はされたが、対象地区 住民に対する今後の取り組みはどうするのか。
 - (2) 耶馬渓町金吉地区の山崩れは大津町でも、起きる可能性がある。

(熊本地震で山肌には亀裂が入り、一部木々が枯れている)

15 番 荒 木 俊 彦 君 p 94~p104

- 1. 57号線交差点と歩道橋の改良を
 - (1) 国道 5 7 号と中学通り、県道 2 0 2 号線の交差点(大津町大津)は、非常に 狭く改良の要望が強い。また大津中学校、大津高校、大津小学校の児童生徒の 通学路になっているが、非常に危険な状態が永年続いている。

交差点の南側拡幅は、熊本県の管轄だと思うが、町が主体的に努力するべき ではないか。

歩道橋は、かなり傷んでおり狭く折れ曲がっている。自転車も押せば渡れるような歩道橋に改良できないか。文教地区にふさわしい、安全で素敵な歩道橋の工夫ができないか。

2. 国民健康保険税の軽減を

- (1) 国民健康保険の税金は、収入所得のない子どもたちにも課税されている。子 どもの均等割り税はなくすべきではないか。少なくとも軽減が必要と考える。
- 3. まちづくり交流センターの改善
 - (1) 町民及び各種団体等の活動を支援し、交流を促進する・・・施設として、利用は 多いと思うが「音響の設備・環境はないに等しい」との声がある。交流センタ ーにふさわしい改善が必要ではないか。

2 番 山 部 良 二 君 p104~p117

- 1. 地域公共交通網形成計画について問う。
 - (1) 本計画の事業スケジュール見直しの具体策は。
 - (2) 公共交通の利用実態・ニーズ把握の為の利用者・事業者へのヒアリング調査 の実施(熊本地震後)は。
 - (3) 持続可能な公共交通体系の確立に向けた、官民連携のもとでの「チーム公共 交通」を設立する考えはないか。
 - (4) 創造的復興へ向けての、瀬田~大津間にスポーツの森駅を設置する考えはないか。

2. 大津町特定事業主行動計画について

(1) 大津町職員を対象に仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない職員も含めた多様な労働条件の整備に当たって「大津町特定

事業主行動計画」を策定されていると思うが、職員の勤務環境に関するものについて伺う。

- ① 行動計画の策定・目標・目標達成・公表・周知が義務付けられているが、 本町の具体的な取り組みを伺う。
- ② 妊娠中及び出産後における配慮、父親の休暇の取得の促進、時間外勤務の縮減、並びに年次有給休暇及び代休取得の状況について説明を求める。
- ③ 本町の臨時・非常勤嘱託職員の子どもの看護休暇、育児休業、介護休暇等 の現状を問う。
- ④ 県費負担教職員について「市町村の教育委員会」が行動計画を策定するようになっているが、本町教育委員会の行動計画を伺う。

3. 大津町地域防災計画について

- (1) 熊本地震前と後の防災訓練のあり方と現状を伺う。
- (2) 防災計画の中で「男女共同参画などの多様な視点」とあるが、女性防災士の 登用状況・女性視点の防災対策の検討部会等の設置状況・女性防災リーダーの 発掘・育成状況を伺う。
- (3) 防災士・区長・民生委員等の災害時の連携状況を伺う。

4 番 金 田 英 樹 君 p118~p132

- 1. 個別集落から考える全体のまちづくり
 - (1) これまでも繰り返し述べているが、大津町は町全体としては人口増加傾向にあるものの、地域の一つひとつに目を向ければ、多くの集落において過疎と高齢化が進展している。如何に町が発展しようとも、住民の生活基盤は個別集落にあり、この傾向が続けば今後は日々の生活から共助、介護、交通、空き家増加などに至るまで、様々な問題が多くの集落でより一層顕著になる。

カネもヒトも有限ななかで、全ての課題に対して完全に対応することは難しいが、まずは現状と徹底的に向き合い、一刻も早く具体的な地域の実情と数字に基づき、現実的なレベルで「集落の未来をどう描いていくか」という議論と計画、行動を地域と協働して始めることが必要である。

- ① 過疎集落に対する町の基本認識と考え方
- ② 新設された「まちづくり推進室の役割」
- ③ 「地区担当職員」の役割
- ④ 「個別集落人口ビジョン・カルテ」等の各種統計・推計データの公開
- ⑤ 「集落住民を核とした地域計画づくり」と「行政の役割」

2. 児童の見守りと安全確保

(1) 子ども達が被害者となる事件・事故は、ここ10年単位で見るといずれも減少傾向にはあるものの依然として後を絶たない。児童・生徒は一般的に危険察知能力も回避・抵抗する能力も大人に比べて低く、交通事故を例に挙げれば7歳児をピークに小学校低学年が巻き込まれる歩行中の事故は突出して多い。また、新潟県で発生した凶悪事件は記憶に新しいが、殺人・誘拐・暴行・狠褻などの児童を標的とした事件は全国で毎日のように起こっている。

子ども達を健やかに社会へ巣立たせるために、必要な対策や教育を地域全体 が協力しながら、責任を持って行う必要がある。

- ① データと科学的根拠に立脚した安全対策 (「危険なできごとカルテ」等の活用)
- ② 実効性の高い防犯訓練や、危険を察知・回避するための教育
- ③ 危険エリアへの措置
- ④ 歩行および自転車乗車時の視認性の向上策
- ⑤ 地域の視点と見守り (青少年育成会議等の活用)
- ⑥ 家庭や地域への意識啓発

1 番 三 宮 美 香 さん p139~p148

- 1. 子どもの安全見守り活動について
 - (1) 子どもが事故に巻き込まれたり、子どもを狙った犯罪により命を落とす事件が多い。小中学生では特に登下校時に被害にあうことが多いと言われている。 子どもの安全を守るために、見守り活動などが学校や、PTA、地域のボラン ティアで行われているが
 - ① 見守り活動の把握はできているのか。
 - ② 見守り活動に対する助成はあるのか。
 - ③ 教育委員会の役割をどう考えるか。

2. 教育費の歳出状況の推移について

- (1) 大津町の教育費の歳出の状況を見ると、ここ数年減ってきている。28年度の決算状況報告には「教育費は、大津北中学校職員室の改修工事の終了などにより1.7%(1千9百万円)の減」と書いてあるが
 - ① 学校によっては雨漏り被害が大きいところ、老朽化が進んでいるところなど、各学校それぞれ対応すべき箇所がある。なぜ、早急に対応できないのか。
 - ② 児童生徒数は増えているのに使われている教育費が年々減っている理由は なぜか。学校現場における課題が複雑化・困難化しているのであれば、それを

少しでも解消するためにも教育費が使われるべきではないか。

11 番 坂 本 典 光 君 p148~p158

- 1. 上井手と市街地を流れる支流の管理について
 - (1) 上井手は農業用水であり、支流も含めて水の管理はおおきく土地改良区に依存する。しかしながら市街地に住む住民からすると維持管理が行き届いてないと、防災、衛生、景観上好ましくない。
 - ① 今年の予算で多面的機能支払交付金事業負担金(旧農地・水保全管理支払 交付金)として1億604万2千円が支給されている。

「近年の農地地域の過疎化、高齢化、混在化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また共同活動の困難化に伴い、農用地、水路、農道等の地域資源の保全管理に対する担い手農家の負担の増加も懸念されている。」そのための支援であるが、支援対象地域はどこか。

市街地は入っているか。

- ② 今年おおきく土地改良区には助成金として330万円を町から拠出している。ほかに土地改良事業補助金として350万円を出しているが、どういう使い道をするのか。
- ③ 上井手の丹防吐からつつじ山荘までの雑木はいつ伐採するのか。
- ④ 六そう井手の引水橋から西の雑木はいつ伐採するのか。
- ⑤ 市街地(新、室、大津地区)を流れる支流の草木の伐採は毎年行うべきではないか。

2. 道徳教育の必要性

- (1) 警察官が上司をピストル射殺したり、大学ラグビーで相手選手を故意に負傷 させたりと考えさせられる事件が多発している。社会で生きていくには、それ なりのルールとそこで生きていく精神力と技術が必要ではないだろうか。
 - 小学校での道徳教育の現況と問題点を問う。
 - ② 中学校での道徳教育の現況と問題点を問う。

8 番 府 内 隆 博 君 p158~p165

- 1. 減反廃止後のコメ生産「目安」について
 - (1) コメづくりが大きく変わる2018年度から、国による生産数量目標の配分がなくなり、地域が自主的に作付けを決める仕組みになる。今回の変更は、政府の産業競争力会議(現・未来投資会議)の議論を受け、13年に枠組が決ま

った。18年産から、国は需要予測を示すものの、自治体や農業団体などで構成する「農業再生協議会」が自主的に作付け規模を決めることになる。熊本では昨年12月に開かれた県の協議会が示す生産数量の「目安」を参考に市・町・村ごとの地域協議会が独自の水田活用ビジョンに基づいて作付けを決める。水田のフル活用や中山間地を守り抜く決意を語った。競争力強化の一方で、農村社会の維持や水源涵養といった役割を担うコメづくりの多様な意味合いも忘れてはいけない。

- ① 熊本県は、市・町・村を単位とする地域別に提示となっているがその目安は?
- ② 大切なのは、米生産者の所得向上への意欲や取り組みをどう町として考えているか。
- ③ 大津町としては食用米やWCS (飼料米) とのバランスをどのように考えているか。

2. 森林環境税(仮称) 今後の対応

(1) 森林組合系統の長年の悲願であった森林環境税(仮称)が、個人住民税均等 割に上乗せする形で一人当たり千円、6年後の2024年度から徴収される見 込みとなった。

ただ、森林整備の緊急かつ確実な実施の必要性を考慮し、この新税を活用する「新たな森林管理システム」は5年前倒しで2019年度から開始される見通しであり、その財源として森林環境譲与税(仮称)が市・町・村に対して譲与されることとなる。

森林所有者にとって最も身近な存在である市・町・村が主体となり、地域の森林整備等を推進するための安定的な財源である。従って、今後町として地域の森林整備をどのように推進するか早急に打ち合わせ、計画を練り上げ、連携して実行することが重要となると思うが、町としての考えを問う。

- ① 譲与税がどのような基準で市・町・村、都道府県に譲与されるのか、又、 大津町に譲与税の額はどのくらい入るか。
- ② 森林環境譲与税(仮称)については、法令上使途を定め、市・町・村が行 う間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、森林整備の普及啓発及び その促進に関する費用に充てることになっているが、町の考えは。
- ③ 森林所有者自らが森林管理を行われない場合、市・町・村が経営・管理を 受託した上で「意欲と能力のある林業事業体」に再委託し、経営の集積・集約 化をどう行う等の新たな森林管理システムの基、推移していくことになってい るが、どのような進め方を考えていくのか。

- 3. 過疎地域の活性化対策に熊本県立林業大学を誘致しては
 - (1) 元真城小(現・野外活動等研修センター)に県が計画している県立林業大学 校を誘致出来ないか。地域の活性化にも繋がるのでは。

県もまだ候補地が決まっていないようで、誘致すればすばらしい条件の整った場所である。町の考えはどうか。

12 番 手 嶋 靖 隆 君 p165~p173

- 1. 空き家の実態と防災対策を問う。
 - (1) 過疎化少子高齢化が進むなか、全国で空き家の問題が深刻化している。放置した空き家は倒壊の危険性が高く、隣家住民等、生命に重大な危険を及ぼす。

また、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、問題が生じている。多種多様な現状であることを踏まえて、国は空き家対策特別措置法を2015年5月に全面施行された。改善されない場合は、勧告や命令を出すことができるが、自治体としての対策は進んでいない現状であり、今後の行政の取組と同時に、所有者に管理を求める啓発が急務である。

よって、行政の重点課題であり前提となることで、町内の空き家の実態調査 委託現状を見て対策を急ぐことが自治体の使命であり、次の事項についての所 信を伺う。

- ① 空き家の防止策としての考えは。
- ② 空き家の活用について
- ③ 空き家の撤去策
- ④ 空き家の協議会の設置
- ⑤ 隣接市町村との連携
- 2. 家屋の耐震診断の現状と対応について
 - (1) 熊本地震発生から2年を経過したが、4月半ばまで震度1以上4千481回発生、全体として地震は減りつつあるが、気象庁は、現状程度地震活動は当分の間続くと見ている。過去に同規模程度の地震が発生した事例もあり、引き続き警戒が必要とのことであるため、今後の大地震に備えて安心して住み続けられるよう、県による戸建て木造住宅の耐震診断が不可欠である。

よって、耐震診断士による目視及び図面等で住宅の地震に対する安全性を踏まえて耐震改修に対応されるのか伺う。

- 3. 熊本文化の森 道の駅大津震災後の施策について問う。
 - (1) 熊本震災にて、交通量の減に伴い、取扱高の減少にも拘らず、関係機関団体

の支援はもとより、テナント、従事者一体となり難局を乗り越え、開店に努力 されたことに敬意を表する。

施設の老朽化、一部補修、別棟の空室、未利用の現場を見ると、収益不足が 生じていると推察する。

29年8月には、長陽大橋ルートの開通もあり、交通量も徐々に回復しつつあるが、今後の運営は経営の削減が必要となる。

よって、全国の道の駅との情報共有に努め、防災に強い施設づくり、固定客の増と地域顧客の拡大と防災拠点の一端を担う文化の森、道の駅大津構築に向かっての施策の展開を問う。

13 番 永 田 和 彦 君 p173~p185

- 1. 時代の教育とは
 - (1) 現実の分析,時代の流れを理解できないと教育は無責任かつ危険に成り得る。 インターネットの及ぼす影響、人工知能 I o T 第4次産業革命と、この大きなうねりの理解は重要であり、今までの前例踏襲教育は陳腐化していて新しい教育長には望まれていない。

新しいプラットフォームを構築するがごとく時代に沿った創造的教育が望まれるのである。

2. 高齢化する貧困について

(1) 高齢期の収入源の大部分は公的年金であり、国年金政策の影響を直接受ける。 消費面でも、市場で調達される基礎的な衣食住関連支出を除けば、医療、介護、 公共料金、公租公課などへの支出は国の社会保障、社会福祉政策、租税、エネ ルギー政策の影響を強く受ける。高齢者は言わば収入と支出の両面で国に首根 っこを押さえられた状態にある。対策は急務であり町ができる事とは。 議事日程(第2号) 平成30年6月9日(土) 午前10時 開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議 長(桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

今回の一般質問者は10名ですので、本日が1番から5番まで、10日が6番から10番までの順番で行います。

日程第1 一般質問

○議 長(桐原則雄君) 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

豊瀨和久君。

○5番(豊瀬和久君) 皆様、おはようございます。傍聴席の皆様もお忙しい中、朝早くから休日議会にお越しいただき、大変にありがとうございます。私は、5番議員、公明党の豊瀬和久です。

本日は、通告にしたがいまして3点質問をさせていただきます。

1点目は、結婚に伴う住居費や引っ越し費用などを補助する結婚新生活支援事業について、2点目は、健康ポイント事業について、3点目は、公立小中学校の遠距離通学にかかる費用への助成についてです。よろしくお願いいたします。

地球を取り巻くあらゆる課題の解決を目指し、国連が掲げる持続可能な開発目標であるSDGsは、誰一人取り残さないをテーマに、2015年9月の国連サミットで採択された目標です。2030年までに貧困や飢餓の根絶、環境保全といった17項目の目標達成を掲げています。具体的には、あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。すべての人に公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。国内と世界の不平等をなくす、住み続けられるまちづくりを実現するなどの目標が盛り込まれており、一つつの項目は互いに関連し合い、経済、社会、環境の様々な課題解決の糸口となります。日本政府が一昨年12月に策定した、実施指針には、優先課題として、あらゆる人々の活躍の推進を具体化したニッポン一億総活躍プランなどの8項目を掲げ、若者や女性の活躍、がん対策の推進、安全安心社会の実現などの施策を進めるとしています。一番立場が弱い人の利益の常に考えて、誰一人取り残さない持続可能な社会というエスディージーズの理念は、自治体の取り組みにも通じますので、最近では、多くの自治体や民間企業でその理念を施策や事業に取り入れる動きが活発化しています。エスディージーズの理念に合致しているかどうかを問うことが政治や経済、生活のあり方を変えていく糸口になります。

町では、今年度策定された第6次振興総合計画が福祉、都市計画、環境など、町のすべての計画の 羅針盤、道標となるものですが、エスディージーズは、すべての国の普遍的な目標として振興総合計 画どおりに真っすぐに進むための物差しになります。私は、このエスディージーズが社会の隅々にま で浸透するよう積極的に取り組みを推進していきたいと思っています。

それでは、一番立場が弱い人たちの利益を常に考え、誰一人取り残さないという観点から3点質問をさせていただきます。

まず1点目の結婚に伴う住居費や引っ越し費用などを補助する結婚新生活支援事業についてお伺いいたします。

国は、「ニッポンー億総活躍プラン」に基づき、結婚支援や子育て環境の充実を重点的に推進し、若者の希望する結婚がそれぞれ希望する年齢でかなえられるような環境を整備することが必要だと考えています。新婚世帯への支援が必要な背景として、国立社会保障人口問題研究所の調査によりますと、若者が結婚に踏み切れない理由として、結婚資金や結婚のための住居をあげた割合は18歳から34歳の未婚男性で43.3%、同じく18歳から34歳の未婚女性で41.9%にのぼります。また、内閣府の調査では、行政に実施してほしい取り組みとして、結婚や住宅に対する資金貸与や補助支援が第3位となっています。これらの調査結果などを踏まえ、国は結婚支援や子育て環境の充実を重点的に推進し、自治体の取り組みを支援する地域少子化対策重点推進交付金について、平成30年度予算で前年度5.7億円から10億円へと倍増しました。今回提案している結婚新生活支援事業は、地域少子化対策重点推進交付金の柱の一つで、5月時点で253の自治体が実施しています。現在、熊本県は、荒尾市、玉名市、玉東町、高森町、水上村で実施をされています。お手元に資料として内閣府が作成した結婚新生活支援事業のチラシを配付させていただいております。表には制度の概要、裏にはこの事業を実施している全国の市区町村が記載されていますのでごらんください。

基本となる事業概要は、夫婦が共に34歳以下で、夫婦の双方または一方が町内に居住し、かつ大津町に住民登録を行っていて、夫婦の年間所得の合計が340万円未満の世帯を応援します。本年度は補助の上限額が昨年度24万円から30万円に増額となりました。補助の対象となるものは、結婚に伴う住居費や引っ越し費用となっています。30万円の補助のうち、国が2分の1、町が2分の1の補助をすることになっています。

そこで2点お伺いをいたします。

1点目は、本町で現在行っている結婚支援の事業があるのかどうかをお伺いいたします。

2点目は、今議会において、税条例を改正して中小企業の設備投資にかかる新たな固定資産税の特例措置として固定資産税を3年間ゼロにする優遇措置を行う予定ですが、この制度も国が制度設計をして、取り組むかどうかは市町村が判断することになっています。このような制度は、中小企業を応援するために必要だと思います。しかし、本町では、黙っていても中小企業の応援はされますが、今回提案しているような経済的な理由で結婚に踏み出せない若者へ直接経済的支援する結婚新生活事業のようなものは見向きもされていません。これからの大津町を担っていく若者たちへの思いが薄いのではないでしょうか。また、このような支援をすることで、新居を大津町に定めることにもつながる

と思いますので、町長のご見解をお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 皆さん、おはようございます。豊瀬議員の結婚に伴う住居費や引っ越し費用 などを補助する結婚生活支援事業についてお答えしたいと思います。

地域少子化対策重点推進事業は、一億総活躍社会の実現に向けて早急に実施すべき対策及びニッポン一億総活躍プランにおいて示された、希望出生率1.8の実現に向けて地方自治体が行う少子化対策の取り組みを支援するものです。

現在、大津町としては、子育て世帯への支援に力を入れておりまして、新婚世帯などに対しての補助制度は設けておりません。

しかし、町の振興総合計画でも掲げております子ども・子育て支援、安心して出産、子育てができる環境づくりが求められている現状で、結婚に対する取り組み及び結婚、あるいは妊娠・出産、育児期を中心とする子育てに温かい社会づくり、まちづくりをしていかなければならないと考えております。

議員が言われるように、結婚新生活支援事業につきましては、大津町にとって有効な事業となるか、 また、他の補助事業などの有無、事業実施自治体への事業効果の聞き取り、周辺自治体の動向などを 踏まえ、事業実施については判断していきたいと考えております。

詳細について、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 説明させていただきます。

結婚新生活支援事業でございますけども、先ほど議員のほうからご説明がありましたように、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活を始めるにあたっての新居の家賃、引越し費用等を支援する地方自治体を対象に国が地方自治体による支援額の一部を補助するものでございます。

事業の対象となる世帯の条件は、新規に婚姻した世帯における年齢が、夫婦共に34歳以下、かつ世帯の所得が340万円未満の新規に婚姻した世帯に対して、新規の住宅取得費または住宅賃借費用にかかる支援、引越し費用にかかる支援を行うものであり、県内では、今年度、5市町村が実施しているようでございます。県内における前年度の申請件数はそう多くはなく、事業の周知不足や世帯の所得制限、同居の場合は補助を受けられないなどの要件が原因ではないかと考えております。

また、全国的には253の自治体がこの事業を実施しており、事業実施自治体は増加傾向にあるようでございます。

若者が結婚に踏み切れない主な原因は、自身の収入などの経済的な理由が大きく、結婚を希望する人に対して、行政に実施してほしい取り組みとして、結婚、住宅に対する資金貸与、補助支援が42%を超えているというデータもあり、このようなニーズに応じるため事業を実施している自治体が増えているものと考えられます。

新婚新生活支援事業につきましては、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかるコストを支援す

る自治体を対象に国が支援額の一部を負担するもので、少子化対策の一つの事業として実施しておりますが、先ほど町長からありましたように、この事業が大津町のニーズに合ったものなのか、事業の効果はどうなのか、そのあたりの情報の収集、あるいは分析あたりから始めていきたいと考えております。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- 〇5番(豊瀬和久君) 大津町におきまして、若者に対して、結婚世帯に対しまして、直接経済的に支 援するような制度はないということだったですかね、今のところでは。そして、この結婚生活支援事 業につきましては、これは全員にこの助成をするということじゃなくて、経済的に大変な、まあ年齢 と所得制限がありますので、340万円未満の経済的に大変な方を支援するということですので、町 にとって効果があるのかどうかではなくて、その対象となる人、経済的に大変な人にとっての支援な わけでありましてですね、あんまり使われてないということですけれども、もしもやっぱり340万 円未満で大変な中で結婚を考えられている方を応援するという制度なものです。ですので、考えない といけないのは、町にとってそれがどうかではなくて、その経済的に大変な中で結婚を考えているお 二人のことを考えないといけないのではないかと思っています。国もそういう意味でこの制度を考え て、そして市町村に実施してはどうかということで提案をされていて、そのことを、これは良い制度 だと、そのそういう経済的に大変な若者たちを応援したいといってその制度を取り入れたのが、その 裏面に載っている253の自治体なわけです。全然これが自治体としてこの制度自体を知らなくて、 まだこの取り組みをしてないところはいっぱいあると思います。だけれども、これを、この制度をあ ることを知ったとするならば、ぜひこれは取り組む、その340万円未満の大変な中で結婚を考えて いる方の応援をするということで取り組みを、これは国の単年度予算なんで、来年もまた続いていく とは思いますが、単年度予算ですので、ぜひこれは取り組みを進めていただきたいと。その340万 円未満の収入の世帯の人のことを考えていただきたいと思います。

町長の答弁を求めます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 豊瀬議員の再質問で、結婚年齢期の皆さんの支援をしっかりやらないかというようなことでございますけども、議員おっしゃるとおり、そういう方々の支援は必要であるというふうには思っておりますけども、各町村のそれぞれの状況、あるいは親との世帯関連とかいろんな関係でもらえない人たちもおられるというような状況でございますし、そういうような状況把握を調査いたしまして、関係の方々と調査し、そういう中で今後の取り組みは前向きに検討させていただければなというふうに考えております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- **〇5番(豊瀬和久君)** 前向きにということですので、実施されるものと思って考えておきますので、 よろしくお願いいたします。

次に、2点目の健康ポイント事業につきましてお伺いをいたします。

町民の健康づくりを促進する健康ポイント事業は、日々の運動や食事などの生活改善、健康診断の 受診や健康講座への参加など、町民が町で決めた健康づくりメニューを行ってポイントを集めると特 典を得られるという制度です。運動健康に無関心であったり、健康づくりの重要性はわかっていても 具体的な取り組みを行っていないという人も多くいらっしゃいます。10年後、20年後の未来を見 据えて、こうした人たちをいかに無理なく健康づくりに参加させていくのかが大切な取り組みとなり ます。その方法として健康ポイント事業が重要となっています。今では全国的にも多くの自治体が健 康ポイント事業を実施しており、進化した実施事例が着実に増え続けています。この健康ポイント事 業につきましては、4年前の平成26年6月、3年前の平成27年12月、昨年6月と合わせて3回 質問をしており、今回で4回目となります。過去3回の答弁では、必ず、元気大津づくり活動事業、 「水水」に健康推進活動を追加していて、その活動を推進するという対案を出されます。この「水 水」の取り組みにつきましては、今年度からリニューアルをするとのことでしたので、期待をして楽 しみにしていましたが、特典や制度設計の大きな変更はなく、わかりづらいと指摘されていた部分を 少し整理しただけで、多くの町民の皆様が喜んで取り組めるような制度にはまだなっていないように 感じられます。広く町民に取り組んでもらうためには、魅力があり、だれにでも簡単に取り組めるわ かりやすい内容の制度であることが重要です。元気大津づくり活動「水水」とは、その名前のとおり、 住民が町内で自発的な意志に基づき、他人または地域社会に貢献する目的を持って無報酬で行う行為 となっています。これはボランティア活動のことですので、ボランティア団体に対する助成制度とし てはとてもいい制度だと思います。団体のボランティア活動だけに限定した制度にして、個人で健康 づくりに取り組む健康ポイント事業と別にしたらわかりやすくなるのではないでしょうか。

お隣の菊陽町では、菊陽健康クラブという取り組みを始められており、小さな歩数計機能付きの活動量計を町から貸し出し、それを持って健康づくりに関する活動をすることでポイントが貯まっていきます。そして、その活動量計をローソン店頭のロッピーや、役場や町民センターにあるリーダーライターという機械にかざすとポイントや自分の体の変化がグラフで確認できるようになる仕組みとなっていて、貯めたポイントは町の総合交流ターミナルさんふれあで使える商品券と交換ができるようになっています。新規参加料が3千円かかりますが、町が負担し、無料となっているようです。運営業務は、ノウハウを持っている事業者に業務委託をされているとのことです。

また、5月30日の熊日新聞には、山鹿市も今月から健康ポイント事業を始めるとの記事が掲載されていました。特典は1人5万円相当の健康グッズなどを抽選で300人に送ることにより、市民の健康づくりを後押しするとのことです。

本町でも住民の皆様が生涯にわたって健康で、安心して暮らせるために生涯を通じた健康づくりに 取り組む動機付けとなり、お得に楽しく無理せず取り組めるような、町民にとってわかりやすい健康 ポイント事業を導入するべきときにきていると思います。運営や事業計画などのノウハウが必要なこ とも多いですので、外部への業務委託も一つの方法として考えられるのではないかとも思います。

社会構造は変化してきています。今朝読んだ新聞に、高齢者数がピークを迎える2040年問題の 記事が掲載されていました。2040年には年金や医療などの社会保障給付費が今年度の1.6倍に のぼるとの推計結果を国が5月下旬に公表したそうです。これは団塊の世代が75歳以上になる20 25年以降の見通しを始めて示したものです。医療、介護などは切実な問題です。後手に回ることな く、未来を見据えた取り組みが重要です。あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福 祉を促進するためのわかりやすくて取り組みやすい健康ポイント事業導入に関する町長のご見解をお 伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 豊瀬議員の健康ポイント事業の取り組みについてのご質問にお答えしたいと 思います。

町民の健康増進については、医療や介護費用の抑制につながり、町民一人一人が健康的な生活習慣に留意し、生涯を通じた健康づくりを推進することが重要であると考えております。

議員のご質問の健康ポイント事業につきましては、町では、元気大津づくり事業「水水」について、 平成26年度に健康増進活動の項目を追加し、住民の健康増進の一助となるよう運用をしているとこ ろです。

議員が提案のとおり、気軽に楽しく健康づくりに取り組むことができ、それが持続できれば、町民の健康寿命を延ばし、明るく健康的な生活が送れる社会を実現し、医療費の抑制にもつながるもので、町にとって重要な施策であると思われます。

そこで、元気大津づくり活動事業の活動実績の大半を占める健康増進活動を軸に、より効果がでるよう、事業内容の見直しなどを行ったところです。

また、全国の自治体では、健康ポイント事業についての様々な取り組みが始まっており、近隣の自治体でも健康ポイント事業に取り組んでおられます。

健康ポイント事業については、一定の効果があるものと考えておりますが、今後については、先進 事例等の事業効果を参考にしながら、前向きに検討を行ってまいります。

元気大津づくり活動事業の見直しの詳細についても担当部長のほうから説明をさせていただきます。 大津町につきましては、歩こう会あるいはグラウンドゴルフなどの団体の各地域での活動がなされ ておりますので、そういう方のポイントを重ねることによって、ますます歩こう会やグラウンドゴル フ関連等の活動が活発になってくると願っておりますので、そういう形でも取り入れていければなと いうふうに思っております。

細部については、また、担当部長のほうから説明させていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) おはようございます。それでは、健康づくりに向けた町の取り組みや考え 方について、元気大津づくり活動事業を中心にちょっとお答えさせていただきたいと思います。

豊瀬議員のほうからは、これまでも健康マイレージの導入など、町民の健康づくりや超高齢化社会に備えたまちづくりはどうかというようなご提案をいただいてきたところでございます。それを受け町では、地域通貨「水水」を使った元気大津づくり活動事業をより取り組みやすくすることで、町の健康づくりの推進に繋げたいと考えてまいりました。

元気大津づくり活動事業の取り組み状況でございますけれども、平成28年度におきましては35 0人もの方々が活動していただいたわけですけれども、その活動実績の半分以上は健康増進活動でございました。

このことからも元気大津づくり活動事業の活動参加者の大半が健康づくりに積極的に取り組まれていることが受け取れます。さらに、多くの町民の方々に元気大津づくり活動事業に取り組んでいただくことが町民の皆さんの健康づくりを推し進めることになると考えまして、本年度からシステムの見直しを行ったところでございます。

まず、健康づくりにつきましては、ある程度やっぱり団体で取り組んだ方が長続きがしやすいというふうに考えまして、これまでの個人の取り組みのみを対象としていたものを、団体での取り組みができるようにいたしました。また、いきいき百歳体操などを実践する、今、通いの場というのを、場づくりを進めておりますけれども、こういう通いの場に参加することもですね、この事業の対象に含めるなどいたしまして、健康増進事業への取り組みの幅をですね、広げたところでございます。これによりまして、団体での健康づくりがさらに広がるものと考えておりまして、この団体の活動につきましてはですね、これまでのごみ袋だとか、トレーニングセンターの利用のみの範囲に限られていたものを団体においては、金銭的なものですね、ということで、流すことができますので、これをさらに資金にしていただいて、その団体の取り組みの中で、例えば、最初あたりで集まったあとにですね、ちょっとした茶話会を開いてお菓子など、お茶を飲みながらといった、いわゆるその住民が集える場所もあわせて効果としてあるかと思いますし、いわゆるその見守りが必要な方々もいらっしゃいますので、集まっていただくことでですね、そういう安否の確認もできるといったメリットも併せてあるかと考えているところでございます。

ただ個人の取り組みにつきましては、地域通貨を「水水」ポイントに変更することにあわせまして、電子ポイント化や貯めたポイントの利用先、これを開拓することによってもっと手軽に、楽しく、お得な取り組みでですね、さらに活動への参加意欲につなげることができないかということで検討いたしましたけれども、ポイントを付与する電子機器などの設備投資にかかる費用が多額であることや、一部の店舗の利用に限られるなどの課題等もございまして、実際には、実現には繋がらなかったという経緯もございます。現在の状況では、30代や40代の若い方々が個人で取り込もうとしても今一つ魅力に欠けるところでございますので、議員ご提案のとおり、お得に、楽しく、無理をせず取り組めるような元気大津づくり活動事業となるようですね、また、それによって利用者の裾野が広がるように引き続き、さらなる改善について検討していきたいと考えているところでございます。

〇議 長(桐原則雄君) 住民福祉部長藤本聖二君。

以上でございます。

- **○住民福祉部長(藤本聖二君)** おはようございます。私のほうからは健康増進の観点からお答えをさせていただきます。
 - 一般的に生活習慣病が悪化し、重症化すると脳血管疾患や心臓疾患、慢性腎臓病など治療や入院で 高額になると言われておりまして、生活習慣病の予防が最も重要となります。

こうした疾患は、生活習慣の改善によりまして予防可能であるため、若いうちから健康づくりのための個人での取り組みが重要となってまいります。

町では、生活習慣病予防教室や自分の体の状態を知るための体成分測定事業、いわゆるインボディといいますけども、そういった健康推進事業をNPO法人に委託しており、昨年、平成29年度におきましては、延べ2千300人の住民の方に参加をしていただきました。

しかし、こうした教室に参加される方は比較的、健康意識の高い方が多く、健康に関心があまり高くない方や、仕事などのために参加できない方へのアプローチが課題となっております。

また、国におきましては、個人への健康づくりへの意識を喚起し、第一歩を踏み出すきっかけづくりとして様々なインセンティブを提供することや、楽しく努力し続けることができるよう、ICTの活用など多様な選択肢を提供することを推進しておりまして、議員がおっしゃいますように、健康ポイントを活用した事業を実施している自治体もですね、多く増えているところでもございます。

町では、先ほど総務部長が申し上げましたように、元気おおづ「水水」について改善をしておりまして、今年度からはウォーキングなどの個人活動に加えまして、介護用の通いの場への参加、あるいは町主催の健康教室等のイベントでもポイントが付与されるようになっております。

これらの拡大された内容につきましては、町の生活習慣病予防教室など、あるいは健康推進事業の 参加者へもPRなどを行っているところでもございます。

先ほどお話がありましたように、近隣自治体におきましても、健康ポイントを活用した事業もですね、既に実施をされているところでもございます。まずはそのような先進事例についての研究を行いながら、財源等もかなりコストがかかると聞いておりますので、国などの補助事業をうまく活用しながら健康ポイントを活用した健康づくりの取り組みの導入に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。

○5番(豊瀬和久君) 町長は、さっき前向きに検討すると言われました、言われたですよね。今、福祉部長のほうからも検討を進めていくということだったんですけれど、ずっと、この「水水」の話を聞いてて、何でこれが広がらないのかなというのを聞いてたらですね、若い人たちが簡単に、手軽にできるという視点が欠けているんじゃないかと思うんですよ。本郷部長のほうからも、30代、40代の方にという話はあったんですけれども、10代、20代の方々にもやっぱり10年後、20年後、30年後のことを考えれば取り組んでもらうべき事業じゃないかと思っています。ですから、ぜひ検討するにあたりましては、そういう若い人たちの意見ですね、できるだけそういう10代、20代の人たちの意見を取り入れた健康ポイント事業をつくっていかないと、「水水」は、先ほどからの話はもう高齢の方たちが取り組むイメージが皆さんおありじゃなんじゃないかと思います。できるだけ若い人たちの意見を参考にして、制度設計をしていかないと広がらないんじゃないかなと、今話を聞いてて思いました。ですので、若い人たちの意見を聞くということにつきまして、町長のご見解をお伺いします。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

- ○町長(家入勲君) 若い人、大変お忙しいご時世の折りでございますので、なかなか健康に対しての考え方というのは厳しいようでございますので、今、中学校、高校関連等につきまして、ボランティア活動の環境を社会福祉協議会でしっかり取り扱いしておりますので、そういう中で、やっぱりやってこられるボランティア活動のポイント関係もしっかり取り入れられるというようなことをしっかりとPRをやっていかなくては、まだまだPR関連等について不足しておるなというふうに思っております。もちろん「水水」についても、これまでもいろいろやらせていただいておりますけども、なかなかその辺のポイントを勝ち取るちゅうか、得るというようなことについても意識がまだまだ低いようでございますので、高齢者の皆さんも各地区でグラウンドゴルフとかいろいろやる仲間づくりをしっかりやっておられますので、そういう団体とか、あるいはそういうことに入ってこられるような中で、ポイントちゅうのがまだ薄いんじゃないかなというふうに思っておりますので、いろんな形で各種団体関連とも連携しながら「水水」ちゅうか、健康ちゅうか、楽しい生活が送れるようなことをお互い助け合うという気持ちでPR活動をやっぱりしっかりやっていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、今後そういうPR活動の中で「水水」の予算関係を議会にたくさんお願いするような状況になってくれれば幸いかなというふうに思っておりますので、PR活動をしっかりやらせていただきたいというふうに思っております。
- ○5番(豊瀬和久君) いや、PRじゃなくて、制度設計の中に若い人たちの意見を取り入れて制度をつくったほうがいいんじゃないかということ。若い人たちの意見を取り入れた制度設計を検討するという中で。
- **〇町 長(家入 勲君)** その意見を聞くというのがなかなか厳しゅうございますので、さっき言ったように、社協とかいろんな関係の中から意見を取り入れるような形の中でしっかりとその中に若者のポイントを取り入れるような形ができればいいんじゃないかなというふうに思いますので、そういう形の中でしっかり取り組みをさせていただければなというふうに思っております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- ○5番(豊瀨和久君) ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、3点目の質問をさせていただきます。

公立の小中学校の遠距離通学にかかる費用について、スクールバスが導入されている学校との公平 性の観点から、公立の小中学校へ民間のバスで通学する場合にかかる費用への助成が必要ではないか ということにつきましてご質問させていただきます。

振興総合計画に取り組む姿勢として、私たちはこれからも素晴らしい大津町を発展させていくために、将来を担う子どもたちの夢と希望がかなうまちづくりを目指しますと宣言をされています。本来なら遠距離であったり、交通量が多く危険なところを通学する場合には、安全確保のためにすべての学校にスクールバスを導入することが町民の皆様の願うところではあると思いますが、それには多額の財源がかかりますので、より現実的な方法として、民間バスで通学していただくことが安全を確保するための一番いい方法ではないかと思います。現在、町でも旧矢護川小学校区で大津北小学校に通う児童や旧菊阿中学校校区で大津北中学校に通う生徒へ通学定期券を交付されています。しかし、吹

田団地から大津小学校へ通う児童は全額実費で通学しており、往復の定期券を買っても年間で1人当たり3万600円かかっており、保護者の負担は大きなものがあります。この話を聞いたときには、非常に驚きました。調べたところ、全国的にも多くの自治体では吹田団地から大津小学校へ通う児童のように、民間のバスで通学する児童の保護者の経済的負担を軽減するために補助金を交付しているところがあります。一般的な補助の内容は、公共交通機関を利用して通学する児童生徒の保護者に対し、通学費の半額を補助しています。認定要件は、自宅から学校までの合理的な通学路において、徒歩通学の距離が小学生で片道2キロ、中学生で片道3キロ以上であること。また、公共交通機関の利用距離が小学生で片道2キロ、中学生で片道3キロ以上であること。そして通学定期券を購入していることなどとなっています。町長は施政方針でも教育環境の整備充実に力を入れていきたいと言われています。本町でもバスで通学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、また公平性の観点からも遠距離通学に対して補助金を交付するべきだと思いますが、町長と教育長のご見解をお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 豊瀬議員の公立小中学校の遠距離通学にかかる費用の助成について質問でございますけども、現在、町の公共交通政策につきましては、日常生活に必要な交通手段の確保のために、大津町公共交通会議を中心に現在の課題を整理し、バス路線や乗り合いタクシーの見直し、再編、あるいは町内循環バスの試行運転導入について、関係機関や事業者と連携しながら公共交通政策を進めております。

議員が言われる遠距離通学にかかる費用の助成の件は、吹田団地が現在住んでおられる小学生のほとんどと、中学生の一部、民間の路線バスで通学されており、その費用については、議員おっしゃるように、保護者が全額負担されております。通学にかかる費用負担が保護者の方々の家計への影響があることは理解しておりますが、町がその費用負担を支援することについては、町全体のバランス等も踏まえながら慎重に判断する必要があると考えています。

先ほど申しました、町の公共交通政策の検討の中で、現在の課題の整理に合わせた、バス路線や乗り合いタクシーの見直しや再編、あるいは、町内の循環バスの試行運転などについては検討を進めているところですが、できれば今年度中には、方向性や対応を整理したいと考えており、その中での遠距離通学をしている児童生徒の対応についても併せて検討していきたいと考えております。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- **〇教育長(吉良智恵美さん)** おはようございます。豊瀬議員の公立小中学校の遠距離通学にかかる費用への助成が必要ではないかというご質問にお答えいたします。

現在、吹田団地から小中学校に通う多くのバス通学者がおり、議員ご指摘のとおり、保護者の経済 的負担となっていることは事実でございます。その費用の一部の負担軽減をすることで地域の居住環 境の向上につながるものと考えております。

ただ、先ほど町長からもありましたように、通学費用の助成につきましては、今年度、公共交通政 策の対応を整理する中で、遠距離通学の児童生徒の対応についても検討するということがありました ので、財政的な側面や全町的なバランス等も含めて協議させていただきたいと考えております。 なお、遠距離通学者への支援の状況につきましては、担当部長から説明させていただきます。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 説明させていただきます。

まず最初に、定期券交付以外の遠距離通学者に対する町の支援として行っておりますスクールバス の運行についてご説明いたします。

遠距離通学生は、交付税の算定基準を基準として、小学生までは4キロメートル、中学生では6キロメートル以上を通学する学生としており、その距離を基準に町ではスクールバスを運行しております。

現在、町内では大津北小学校校区のうち旧真城小学校校区の児童と大津北中学校校区のうち旧矢護川小学校校区、旧真城小学校校区の生徒がスクールバスを利用しております。また、高尾野・新小屋地区は、高尾野分校を大津小学校に統合する際に、スクールバスを運行しており、その後、美咲野小学校開校時につきましても、通学路の整備が進むまでということで、現在、スクールバスを運行しているという状況でございます。

次に、民間バス利用の通学費に対する町からの支援の状況でございますが、学校の統合に伴い、民間バスで大津北小学校に通っている旧矢護川小学校校区の26名の児童及び旧菊阿中学校校区から大津中学校に通っている7名の生徒に対して、町が通学定期券を購入し交付しているという状況でございます。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- ○5番(豊瀬和久君) 私は、その町全体のバランスを考えて不公平じゃないかということで提案をしています。今言われたように、4キロ以上とか6キロ以上でスクールバスを出されているところもあれば、定期券を交付されているところもあります。だけれども、吹田団地から大津小学校まで大体3.2、3キロぐらいの距離で、ただあそこは国道をずっと通ってきますので、交通量が多い中を、やっぱり危険があるということでバスで通われている部分もあるんじゃないかと思います。全体的なバランスを考えて吹田団地には、全額とは言ってません。一部を助成、全国的にも先ほど言いましたように、半額を助成とか、そういうところが多くありますけれども、一部を助成ということで提案をさせていただいてるつもりですけれども、その全体的にバランス考えて吹田団地の全く助成をしていないというのはおかしいと思いますが、町長はどのように思われるか、ご答弁をお願いします。
- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) これまでの、今担当部長のほうから説明がありましたとおり、それぞれの学校校区から新たな学校へ通っておる子どもの関係の通学関連等については、それぞれの条件がこれまであって、そのような対応を今させていただいております。もちろん吹田団地についても、当初瀬田小学校ちゅうか、東小学校のほうへ通学をしていかなくちゃならないところでございますけども、開発関連の折り、条件として、スクールバスでなく、自分たちでちゃんと通学はやっていきますという

ような、そういう条件の中で、今までそういう形でやってきたわけでございます。もちろん、そういう中で、先ほど申しましたように、今後の通学関連等についても交通会議の中でしっかりと検討をさせていただくというようなことを考えておりますので、あれから時代もだいぶん過ぎてきておりますので、しっかりとほかの区域関連等もいろいろと開発が進んでおりますので、そういうところのいろんな課題を検討していただきながら、議員のおっしゃるようなことがでければいいんじゃないかなということで、今その辺の計算も担当に指示しております。半分であれば幾らというような金額が出てきておりますので、子どもの通学の状況も把握しておりまして、今後についてもそういう中でしっかりと検討をさせていただければなというふうに思っております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 説明させていただきます。

先ほど町全体のバランスとかですね、そういった話が出てたかと思うんですけども、まず、小学校でいきますと、4キロメートル以上についてはスクールバス対応という形になっておりますけども、いわゆる、例えば、2キロから4キロあたりから距離を通学する小学生もかなりおるかと思います。これは吹田団地に限らずですけども、そういったところも含めまして、今年度全体的な、町の中でどういった状況の中で遠距離通学があるのか。そういったところも含めてですね、その通学バスの援助費については検討させていただきたいというところでございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- ○5番(豊瀬和久君) これは毎月毎月定期券代金がかかってますので、検討をされるのはいいですけれども、できるだけ早めに、早急に結論を出していただいて、保護者負担が毎月発生しているというのを念頭に検討をよろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

- ○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。
 - 11時から再開します。

午前10時50分 休憩

 \triangle

午前11時00分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 - 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 皆さん、こんにちは。土曜日、休みの日に一般質問を傍聴いただきありがとうございます。通告書に基づき、3番議員、山本が3つの議題を質問します。今回は、1、鳥獣被害対策、2、小中学校の雨漏りとトイレの洋式化、3、再度危険地域の確認と住民への徹底について取り上げました。

議題1の質問にあたり、被害地区区長、県庁自然保護課、茨城県大子町鳥獣被害対策室、農業新聞等を訪問、電話取材し、1の鳥獣対策について質問します。

今年は、田畑や山でよく蛇を近年になく多く見かけます。イノシシの子育てにはよい環境だという

こと。2月18日、日曜、岩戸渓谷を広場から岩戸神社に登っていくときに、町職員と区民で目にし たイノシシ60キロと子4頭が目の前を通ってきました。町長が思っている以上にイノシシ、シカが 大幅に増えているのが現実であります。イノシシの親は60キロ以上ある。鼻の力はものすごい、何 でも跳ね除け、壊す。メッシュ棚の前に人間が持てる4、50キロの石を置いても鼻でのけるのがイ ノシシです。大津町の中山間地域の田畑を持っている農家の方々は、イノシシ、シカ、サル、ハクビ シン等の日々の被害を受けて苦労されている。私の地元でもメッシュ柵を1千500メートルめぐら しているが、今ではメッシュ柵を壊して田畑の作物を荒らし回っている。一部のイノシシは白川を渡 り、作物を荒らし回っているのが今の被害状況です。被害農家の方もメッシュ柵、六角グレーチング 電柵や鳥獣被害対策テープ等の対策はするが、イノシシは学習し、作物被害が出ている。もちろん役 場に頼んで猟師の方々に依頼をし、イノシシやシカの捕獲をしてもらっているが、一時的な被害は抑 えられるが、またすぐ被害が出る。イタチごっこの状態だ。被害地区の方は、お手上げ状態という今 の現実、私の義理の兄と従兄弟が猟師をし、町からの対応で箱縄と足括り罠での猟をし、年間30数 等のイノシシ、シカの捕獲をしているが、ともに70代であり、あと数年しか猟ができないと思う。 猟銃鳥獣者の高齢化が進み、猟師の人口は減少、技術の後継者がいない。そこで、1、町は猟友会と の関係と猟師の高齢化対策は万全かについて聞きます。猟師の方々の力は、被害農家にとっては非常 に助かっているのが現実だ。町は猟師の人員の確保に取り組んでもらいたい。例えば、一部鳥獣被害 地域の市町村で実施されている、町職員の猟銃免許取得や一般人の猟銃免許取得に対し助成金制度対 応などで取り組んではどうか。

2、被害地域全体で取り組む体制づくりを今から進めるべきではないか。私は、茨城県大子町の鳥獣被害対策がこれからの大津町にも活かせると思う。私は、大子町鳥獣対策室の室長、小室さんから電話、資料をいただいて、今回の問題、大子町は、町の面積8割が森林に覆われている地域だ。イノシシ、シカによる田畑への被害が増える中、自分たちの自分たちで守るという、2015年、まなぶ隊を結成、現在、会員105名まで増える隊員が町から所有する箱罠は200基と足括り罠200基を活用しながら、年間28年と27年の実績で1千頭以上を捕獲した。この地域は、箱罠を利用するまで田畑の被害は拡大していく一方だった。電気柵、ラジオ、爆竹とかなりの対策をしたが、どれも効果は一時的であった。同町の隣接する福島県で11年に原子力事故で事故後放置された家畜の豚と混血した繁殖力の強いハイブリット種が誕生し、イノシシの数が急激に増加し、被害が拡大の原因となったということです。大子町が行う罠免許取得を後押しするため、箱縄研究会を主催、自分の田畑は自分で守ろうと呼び掛け、免許取得助成金も設けるなど、支援策が充実した。これを足掛かりに関免許を取得する住民が一気に増え、罠部隊が結成された。大子町の実例もあるので、町としても罠部隊などを参考に、地域の田畑は自分たちで守るを前提に取り組んでみたらどうか。

町内役場前をイノシシ、シカを見受けるときがくるかもしれない。テレビで市街地をイノシシが走り回って被害を出している映像も映っている。そうなったときには遅いと思う。そのことも踏まえ、 経済部長には昨年1月に鳥獣被害の資料を渡していたので、実効性ある大津町に対応ができる回答を 聞きたい。 3、ジビエ料理への対応。農林水産省が今年5月18日、適切な衛生管理や流通企画に従って野生 鳥獣肉、ジビエを扱える食肉処理施設に国産ジビエ認証を与える制度をつくったと発表した。猟師の 義兄とイノシシやシカを捕獲したとき、足場の悪い場所は2ないし3人の男で引っ張り上げてトラッ クに乗せ、解体作業場で1頭に1ないし2時間かけて解体作業を行う。解体作業は大変時間と労力が いる。また、解体した肉を地域の方々に配るか、余った肉は小国町のジビエ料理をされる食堂に届け るというのが今の現実である。町も鳥獣対策を万全化するためには、ジビエ料理を取り扱う食堂や食 肉センターの確保も今から考えてはどうか。熊本市の熊本ジビエ研究会が29年度農林水産大臣賞、 捕獲鳥獣利活用部門団体の農林水産大臣賞を受賞されております。鳥獣被害が少ない大津町にしてい ただきたい。今のままの取り組みであれば鳥獣被害はますます拡大する。町、農家、JA、猟師の 方々と力をあわせて至急実行ある対策を講じていただきたい。

以上、まず1、町は猟友会との関係と猟師の高齢化対策は万全か、2、被害地域全体で取り組む体制づくりを今から進めるべきではないか、3、ジビエ料理への対応をどう進めるか、町長に見解を聞きたい。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 山本議員の鳥獣被害対策についての質問でございますけども、近年、全国的にシカやイノシシなどの一部の鳥獣が各地で農林業への深刻な被害をもたらしております。一方、鳥獣捕獲の中心的役割を果たしておられる狩猟者については、議員ご指摘のとおり、減少や高齢化が著しく、鳥獣捕獲の担い手の育成確保が大きな課題となっております。

こうした事態に対応するために、国は鳥獣の保護を基本とする施策から、積極的に鳥獣の捕獲を行う鳥獣の管理への施策の転換を行っております。

大津町でも、イノシシ・シカの分布域の拡大により農林水産業への被害が深刻化しておりまして、 平成25年度には、JA、農業共済組合や森林組合。あるいは有害鳥獣捕獲隊、行政区等で大津町有 害鳥獣対策協議会を設置し、農作業等の被害に対処するため、箱罠購入や広域でワイヤーメッシュ柵 の設置を行いました。

また、農家による農作物被害の未然防止や被害軽減のために電気牧柵の設置補助や捕獲隊による有害鳥獣捕獲対策を実施しており、成果が出ているものと思われます。

今後につきまして、議員のご指摘のように、被害地全体での取り組む体制が必要となってきております。今後についても、新たな森林環境保全税による、新たな森林管理システム事業等を取り組みながら、今後について検討、方針を決めながら他の市町村の実例を参考に地域での対策を検討していきたいというふうに思っております。

ジビエ料理関連等についても、ある東北の調査に行きますと2、3千万円の費用がかかるというようなことで、2時間以内で解体しなくちゃならないと。しかし、その前にやっぱり作業道、林道関連等の整備が必要になってくるというふうに思いますので、新たな森林管理システムの中で30年度で方向性を決めなくちゃなりませんので、そのような中でしっかりと関係者とご相談しながら取り組みを進めていければなというふうに思っております。

細部については、担当部長から説明をさせていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- ○経済部長(古庄啓起君) こんにちは。ご説明いたします。

熊本県内の有害鳥獣による農作物被害額は、平成22年度8億円をピークに、ここ数年は4億円から5億円で増減を繰り返しております。

大津町におきましては、甘藷を中心に被害が出ており、27年度が100万円、28年度が70万円、29年度が60万円と減少傾向でございます。

生息数につきましては、県に確認しましたところ、イノシシの生息数を推定する方法が確立していないため、詳細につきましては不明ですが、シカにつきましては、熊本県が調査をしております。平成26年度の県内の推定生息頭数は5万7千570頭でございました。前回の22年度に比べて75%増でございます。特に、菊池、鹿本、玉名地域では、151頭から2千114頭というところで14倍の増となっております。

次に、現在の町の取り組みについてですが、有害鳥獣による農作物被害を未然に防止し、農業経営の安定を図るため、農家が自己防衛として設置する電気牧柵設置費の2分の1を補助を行っておりまして、27年度が15基、28年度が7基、29年度が9基でございます。

また、有害鳥獣捕獲隊による駆除におきましては、農家からの被害報告があった場合、捕獲隊に被害箇所を伝え、出動していただいております。有害鳥獣捕獲隊による捕獲数は、イノシシが27年度が58頭、28年度が29頭、29年度が46頭、シカにつきましては、27年度が4頭、28年度がゼロ、29年度が11頭と年度により増減しております。町は、イノシシ1頭捕獲に対し1万2千円、シカ1頭捕獲に対し1万5千円を補助しており、有害鳥獣捕獲隊には、頭数当たりの補助を含めまして、29年度で111万円ほどの財政的な支援を行っております。

大津町の有害鳥獣捕獲隊の年齢につきまして、議員ご指摘のとおり、高齢化しており、26年度の 平均年齢が68歳でしたが、今年度は70歳になっております。しかし、捕獲隊と協議を重ねながら 隊員数は平成26年度が14名でございましたけれど、毎年増加しながら今年度は19名となってお ります。今後につきましては、大津町有害鳥獣対策協議会の中で、JAや森林組合、町の若手職員に もPRしながら、隊員の増加につなげていきたいと思っております。

ここで、宮崎県木城町での取り組みにつきましてご説明いたします。

長い間苦しんできたサル、イノシシ、シカなどからの被害を集落全体で取り組んだ結果、4カ月で被害ゼロにすることができたとのことです。木城町の主な基幹産業は水稲、大根、サツマイモなどで、被害額は、24年度に1千万円を超えておりました。捕獲活動や防護柵、爆竹などを鳴らすなど様々な対策を講じましたが、効果はあまりなく、被害は増加の一途をたどったのことでした。今まで役所任せだった鳥獣被害の対策活動を住民主体の活動にすることが重要ということで、被害対策の専門家に来てもらい、アドバイスを受けております。専門家から被害防止活動として示されたメニューは、捕獲ではなく、緩衝地帯を設けて作物を遠ざける対策が中心でございました。住民総出で集落を点検し、鳥獣が住みつく場所、獣道などを見つけ、被害防止マップをつくり、そのマップに基づき、竹や

ぶの除去、草刈りなどを随時実施することでした。この対策活動をきっかけに地域に連帯感が生まれ、ほかの集落行事も盛り上がりを見せるなど、集落の活性化につながっているようです。大津町といたしましても、捕獲隊の高齢化は避けて通れませんので、今後、宮崎県木城町で行っております住民主体の鳥獣被害対策を新たに検討していきたいと思います。

また、議員ご提案の狩猟免許取得費用補助につきまして、先進地である茨城県の大子町に聞きましたところ、平成26年度有害鳥獣捕獲数が650頭だったのが、補助を開始しました27年度には1千122頭と増加しております。しかし、捕獲数の増加原因は、有害鳥獣駆除期間をこれまでの短期間から狩猟期が始まる11月まで長期に設定したためとのことでした。県内でも阿蘇市で同じような補助をしておりますが、担当者に聞きましたところ、補助が直接農作物被害減少につながらないと苦慮しているようでございます。大津町としましても、もう少し見極めていく必要があるかと思われます。

また、イノシシやシカの肉を活用した取り組みとしまして、ジビエ料理が注目されておりますが、 重要な衛生管理や銃弾の破片処理、安定的な供給などクリアすべき問題がございます。しかし、地域 の活性化などに有益であると考えられますので、今後一つ一つ問題点を解消しながら、検討課題にし たいと思います。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 今、部長のほうから住民主体で鳥獣対策をしているということでありましたが、私たちの地域、特に北部地域とかを、その住民の高齢化が進んで全体で取り組む余裕がないわけですよ。だから、そういう意味では、その地域よりもより多く、広くするために、大子町で言われたように、関部隊とか、そういうのを創設し、イノシシやシカに興味のあるならば大津町内だけでなく、募集し、女子高生が実際に関免許を取得した本も出ております。そういうことも踏まえ、隊員募集は大津町のためにもなるし、大津町を理解してもらうよい機会だと思います。そのためにもぜひそういう関部隊の創設等も考えていただきたい。島根市の農業委員会も優良用地を守るために危機感を感じ、市長へ県議で鳥獣被害を重点課題として取り組んでおられます。この鳥獣被害では、町全体で取り組んでもらいたいと思っております。農政課、農業委員会、またこの大津町のJA菊池大津、猟友会、農業大学、その他関係する団体とその取り組みが、引いては、これからの大津町の鳥獣被害の減少にもなるのではないかと思っております。私も県庁に行き、罠免許の書類をいただいて、今から罠免許について少し勉強して取り組んでいきたいと思います。この罠免許についての創設の部分について、町としてどういう対策、取り組みを前向きに考えられるかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。
- **○議 長(桐原則雄君)** 経済部長古庄啓起君。
- ○経済部長(古庄啓起君) 先ほど狩猟免許もございましたけど、罠の免許につきましても平成25年度に対策協議会をつくっております。JA、共済組合、森林組合等で組織しておりますので、全体的な見地からどういった方策で今後やっていくかということにつきまして検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) ひとつよろしくお願いしときます。

次に、小中学校の雨漏りとトイレの洋式化について、今回の資料づくりにあたり、大津町の全小中学校と菊陽町2校を訪問し、また、住宅の住建の社長、一級建築士のアドバイスを踏まえて質問します。資料1のイのほうの雨漏り関係の部分で最初にお伺いしたいと思います。

雨漏り関係では、教育長が昨年までおられました大津小学校の、私の見た感じでは廊下、特別教室は特に雨漏りがひどいなという部分はありました。美咲野小学校のプレハブの手洗い場の雨漏り、南小学校は、地震後、窓ガラスが開いたまま閉まらずそのまま放置されておると。もう2年以上、そこから雨漏りがしていると。大津中の3階の廊下の雨漏りも、床がガタガタという感じて、本当にひどい状態でした。そういうことを踏まえて、ちょっと質問をさせていただきます。

校舎の雨漏り対応が置き去りではないか。各学校のトイレ事情を調べたいと思い、学校訪問をした ら、各学校の今してほしいのが雨漏りがひどく、以前から町にお願いはしているがなかなか修理が必 要なのにしていただけないと言われ、「議員さん、再度町に梅雨入り前の雨漏り箇所の修理をお願い してください」と言われた。全雨漏り箇所を私自身確認いたしました。廊下に1年中バケツが置いて ある学校、天井にビニール袋を提げたままの学校、どこの学校もひどい、直ちに雨漏り箇所の改善策 をし、修理してほしい。美咲野小学校のプレハブ校舎は、2年生の2階の手洗い場であるところの雨 漏りがある。これは以前、同僚議員が質問したと思いますが、まだ改善されていなかったということ です。ほったらかしの状態だと私自身思いました。地震後の雨漏りが起きたのではない。修理はする がまたすぐに雨漏りがしてくると、指摘もなされました。目先の簡単な修理ではだめで、校舎を長く 使うならば経験豊富な熟練工による雨漏り箇所の特定をし、改良工事をし、雨漏りがないようにしな いといけないということで、これは住建の社長がもうただ見るだけではだめだと、どこが原因なのか というのを確実に指摘し、それから直さないとだめということです。それから、他市町村さんに聞い たら、「雨漏りがあるか」と聞いたら、「いえ、もう全然他町村には雨漏りということ聞いたことがな い」と、「あったらまず学校の生徒のために第一番に修理する」と言われた。先生や県職員の方も雨 漏りする学校はほとんどないと言われて、私自身驚いておるところです。5月11日、教育部長に美 咲野小学校の修理をしたが、それ以降の対応はされているのか。各学校の修理状況と今後の取り組み 等についてお伺いします。

2番目に、小中学校のトイレの改修と洋式化の向上を。資料1の口のほうで書いてあります、大津町と菊陽町の部分で、トイレのところが湿式と乾式ということと書いておりますが、菊陽町の場合は、校舎ができて新しいと言えばそれまでですけども、今後、大津町もこの部分について改修されるのであれば、乾式の部分でということで、それと下のほうの、これはトイレの体育館とかその他を除いて、室内だけの子どもたちの洋式化率を表しております。小学生の生徒から、まずトイレのことについて質問したいと思ったのは、学校のトイレは水、ウォシュレットが出ないから学校のトイレでは排便はしないと言われ、そうか、今の家庭のトイレはほとんどがウォシュレット洋式タイプだと私自身も思

いました。生徒も洋式トイレで温水ウォシュレット暖房便座タイプが慣れていると、私自身も思いま す。排便を学校で我慢する生徒は、授業中、我慢して勉強をしているわけであります。勉強に身が入 らないと思います。そんな生徒のためにも、今後改修工事を予定しているトイレには、30%ぐらい のウォシュレットタイプのトイレの設置ができないものか、現在、一般家庭では、温水、洗浄、暖房 便座が多いのではないか。私も小学校のとき、昔の小学校は本当にため池式というかですね、嫌な思 い出があり、それ以降、学校でトイレというのは我慢したという記憶もあります。菊陽中と菊陽中央 小学校のトイレを学校訪問の機会をいただき、拝見させてもらい、大津町のほとんどのトイレのとこ ろは水洗い、掃除の湿式タイル張のタイプであり、菊陽町のトイレは、モップ掛けの乾式タイプ底で あり、見た目もきれい、生徒は上履きのまま、菊陽の場合はトイレができる。トイレの部屋自体も広 い。大津町のある学校では4年前、妊婦の先生が4名おられたが、和式トイレしかなく、身障者用の 握り棒を付けて対応されたということで、最近、ようやく洋式トイレが付いたという現状です。私自 身もこの話を聞いて、もうそんなにというふうな印象を受けました。低学年の生徒には下着を汚した りするが、シャワールームのない学校もある。北小学校は、9年前から校舎内は100%の洋式が進 んでいる。北小学校でトイレの改修をして、学校に相談があり、PTA、校区内の区長さんなどに相 談をし、校舎内は100%の洋式化に変えられた。将来を見据えたトイレの改修である。洋式トイレ での問題点も聞かなかった。これからの大津町の生徒たちに学校のトイレはきれいで明るく使用した いと思えるトイレが理想だ。そう言えるトイレの取り組みを考えてもらいたい。90%が洋式トイレ で10%が和式トイレが理想だと思う。どうしても洋式をできないという人もおられるので、今後の トイレ改修はどのように町は進めていくか聞きたい。

教育長に、自分が小学生の立場で考えていただきたい。自分の自宅のトイレは温水洗浄タイプを使って、学校のタイプが和式であるならば使用したいと思いますか。子どもたちは9年間、今から1年生の場合は学校で使用するトイレです。今後、改修工事をやるならば、9年間使用することを考えて改良工事に取り組んでいただきたい。トイレのTOTO資料では、節水型70%で水道料金1万4千円、これ年間の節約のトイレがあるということのチラシもありました。便座自体は、一つ私が一番感じたのは、便座自体は新しくはないが、きれいでチリーつ落ちてなく、下ばきは整然と並べてあり、生徒の日ごろの姿が浮かんだ。これは、私が大津中学校のトイレを拝見したときに、ここのトイレは本当にすごくきれいで、便座自体は新しくないんですけども、トイレとしてこれはどこにでも自慢できるトイレでした。本当にきれいなトイレで、大津中学校は生徒も先生も素晴らしいなというのが、このトイレを回らせていただいた中での感想です。

次に、3番目の校舎の耐震化率はどこまで進んでいるか。大津町の学校は100%の耐震工事が終わったのかを、まだならいつまで完成するのかを聞きたい。

以上、1、校舎の雨漏り対応が置き去りではないか、2、小中学校のトイレの改修率と洋式化率の 向上、3、学校の耐震化率について、そこまで進んでいるか、町長と教育長に聞きたい。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 山本議員の小中学校公立学校において大変なご指摘を受けまして、今、心の

痛い思いをしております。学校施設は、本当に子どもたちが多くの時間を過ごし、教育施設であると同時に、災害時の地域住民の避難場所としても重要な施設であり、安心・安全な施設でなくてはなりません。学校施設の老朽化に伴う大規模改修等については、その財源も必要となるため、計画的に進める必要がありますが、ご指摘の雨漏り等の修繕や改修については、その都度対応してきたつもりでございますけども、ご指摘にあるように、しっかりと今後取り組まなければならないと考えております。

次に、トイレの洋式については、学校施設は、やはり子どもたちの生活の場所並びに災害時の地域 住民の避難場所であり、あるいはスポーツの場として重要な役割を持つ施設でもあります。その際、 高齢者や障害をお持ちの方など、多くの方々が学校のトイレを利用されるという視点からも、よりよ い教育環境や衛生環境を確保するためには、学校のトイレを整備改修することは重要であると思いま すので、学校施設の改修計画を策定し、その計画に基づき整備を進めていきたいと考えております。 よろしくお願いいたします。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 山本議員の小中学校の雨漏りとトイレの洋式化にどう取り組むのかとの質問にお答えいたします。

学校校舎への雨漏りへの対応が置き去りではないかということでございますけれども、議員ご指摘のとおり、現在の状況としましては、多くの雨漏り箇所があります。特に大津中学校や大津南小学校など築35年以上経過している施設につきましては複数の雨漏り箇所が見られ、修理が追い付いていない現状にあるということを改めて認識しております。雨漏りの状況や場所につきましては、本当に早急な対策が必要であると考えております。

雨漏りの対応は、各学校からの補修の要望により当初予算や補正予算で対応しているところでございますけれども、部分的な対応では雨漏りの原因箇所が特定できずに、雨漏りを完全に無くすことは困難な状態でございます。私自身が勤めていた大津小学校でも、教頭時代から漏っていたところが以前漏っていたという感覚もありますので、なかなか難しい状況にあるのだなということを考えております。

しかし、先ほど町長からもありましたように、子どもたちの学校生活に影響を及ぼす状況につきましては、できるだけ早急に改善する必要があると思っております。子どもたちの良好な教育環境を保っためにも、学校施設の雨漏りの対応については、優先的に今後改修を進めていきたいと思っているところでございます。

次に、小中学校のトイレの改修と洋式化率の向上についてお答えいたします。

各家庭のトイレの洋式化が進んでおりますが、現時点では、学校のトイレについて個別に改修をするという具体的な改修計画は立っておりません。校舎の大規模改修等にあわせた国の補助金や個別の補助金等を活用しながら各学校の教育、衛生環境改善に向けて学校施設の改修についての整備計画を策定し、必要に応じた洗浄機能を備えたトイレの洋式化も含めまして計画的に整備を進めたいと考えております。

次に、校舎の耐震化率についてでございます。昭和56年に建築基準法施行令が改正され、現在の耐震基準となっていますので、それ以降に建設された小中学校の建物につきましては、耐震性能を満たしているとされ、耐震診断を不要とされています。昭和56年以前に建設された小中学校につきましては、平成15年度から平成20年度に耐震診断を実施し、平成22年度までに耐震補強工事を実施しております。現在、町内の小中学校の耐震化率は100%となっております。

なお、詳細につきましては、担当部長に説明させていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 説明させていただきます。

まずは、校舎の雨漏り対応の件でございますけども、議員ご指摘のとおり、学校施設も建築後、確実に経年劣化が進行しているため、長期にわたる基本的な機能、性能、あるいは安全性を維持していくためには、中長期的な計画による改修等と短期的な改修・修繕を実施しながら適切に維持保全していく必要があると考えております。

美咲野小学校のプレハブ校舎の雨漏り対応につきましては、校舎の雨漏りが発生した場合、現在、直接、学校からリース会社に状況を説明し、その都度補修を行っている状況ではございます。その他の不具合につきましても随時対応していきたいと考えているところでございます。

次に、小中学校のトイレの洋式化率について説明いたします。

小学校7校では、洋式トイレが158基、うち多目的トイレが8基、和式トイレは162基で、合計320基あります。洋式化率は約49.3%となっております。中学校は2校で、洋式トイレが54基、うち多目的トイレが7基、和式トイレは81基で、合計135基ございます。洋式化率は約40%となっております。

次に、洗浄便座付きの洋式トイレの整備状況でございますが、児童用として、美咲野小学校に児童 用多目的トイレ2基、職員用として4基、大津北小学校に職員用として3基、護川小学校に児童用多 目的トイレ1基、大津中学校に児童用多目的トイレ3基、大津北中学校に職員用1基備えており、児 童用の合計が6基、職員用の合計が8基となっております。

次に、耐震化率について説明いたします。

文部科学省は、公立学校施設の構造体の耐震化等を推進しており、平成29年4月1日現在の調査で、全国の公立学校施設の耐震化率は98.5%とされております。

2年前の熊本地震では、震度5強の前震、震度6強の本震でも倒壊はございませんでしたが、本震により、柱や壁に亀裂が入ったほか、瓦の落下、床の沈下等の被害が見られたところでございます。 今回の熊本地震では、大規模な地震が2回続けて発生したことから被害が大きくなったものと思っております。

国では、学校の耐震化には一定の目処がついたとし、今後は、学校施設の老朽化対策が急務とされております。改築だけではなく、保全や長寿命化を図る改修などを織り交ぜて、老朽化対策を進めるため、各教育委員会では、平成32年までに個別施設ごとの長寿命化計画を策定することとされており、今後の公立学校整備費につきましては、個別施設計画の策定状況を勘案して事業採択されること

も検討されております。今後は、個別施設計画を早急に策定し、各小中学校の改修等を計画的に行っていくなかで、トイレの改善や多目的トイレの整備なども含めて、学校施設の安全面、機能面での改善を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 町長と教育長のほうから校舎の雨漏り対応は、迅速に行いたいということの前向きな発言をいただき、私自身もそれを踏まえて、今後また学校のほうに対応していきたいと思います。

それともう一つ、多目的トイレをですね、最低でも学校に各2室ずつぐらいはお願いできないかなと思います。やっぱどうしてもウォシュレットタイプと、あと多目的であればシャワー等付いておりますので、そういう意味では、最低でも学校に2基ぐらいは必要と思っております。一つよろしくお願いします。

では、次に、3番目の再度の危険地域の確認と住民への周知徹底を。大津町洪水・土砂災害ハザードマップ、被害予測地図は全戸に配布はされたが、対象地区住民に対する今後の安全対策の取り組みについてはどうするのか。梅雨の季節と台風5号が沖縄のほうへ近づきつつある昨今、今年4月に全家庭に大津町ハザードマップが配布されたが、ハザードマップを見て災害の確認をされた住民がどれだけおられるのか、見ずにハザードマップの置く場所もわからない住民がおられるのではないか。4月、5月の区長会でハザードマップの件について、説明は町としてされたのか。ハザードマップのされたのかを聞きたい。

防災訓練は実施していくことが大切で、そのためのハザードマップではないのか。

大津警察署では、今年、管内で災害モニター制度が始まり、その内容が、1、趣旨は全国各地で突発的な集中豪雨による河川の増水や土砂災害等の多くの被害が発生している。このような災害発生時において、災害現場の状況やそれらに関する情報をいち早く収集できるかが警察によるその後の避難誘導や救助活動に大きな影響を与え、引いては、住民の生活の安全・安心を守ることにもつながり、災害モニターは、そういった観点から災害に関する前兆事項や、災害発生の状況を掲載にいち早く知らせる協力員として、地域と警察との双方の情報交換が可能な体制を構築するものです。

- 2、活動内容としては、土砂災害時に、前兆事情や河川の氾濫の状況を自宅や職場から見える範囲、聞こえる範囲、聞きたい範囲でお知らせいただく活動です。大津警察は、自然災害等に備えて、管内の町民に災害モニターを委託されました。我が家に来られたときに、大津町のハザードマップを見せたら、大津町には素晴らしいハザードマップがありますね、総務課にもらいに行くと言われ、総務課から受け取ったと聞いております。町も警察と情報交換をしながら、自然災害等に備えてはどうか。ハザードマップでの住民に敏速な非難を促す連絡網はできたか。それをいかすために、再度訓練を実施してはどうか。
- 2、耶馬渓町金吉地区の山崩れを大津町に生かせれば4月11日、大分市中津江の発生した災害で 住宅4件が全壊し、男女6名が犠牲になった。現場は4月に入りほとんど雨は降っておらず、今回の

ような大規模な斜面崩壊はなぜ行ったのか。私は、2年前の熊本地震の影響も一部に関係したと思う。 私の住む南部地区の山々はところどころスギやヒノキや竹林の竹が枯れているのを見かける。熊本地 震で地盤が移動し、根本が崩れ、木が枯れていると思う。地盤が移動し、穴が空き、雨水に水が溜ま り、大規模な斜面崩壊が起きるおそれがある。大雨のときに早めに避難勧告を考えてもらいたい。災 害は忘れたころにやってくる。まだ大津町民は熊本地震を忘れていないので、しっかりした災害時の 対応を実施してもらいたい。

そのことを踏まえ、1、大津町洪水土砂災害ハザードマップは全戸に配布はされたが、対象地区住民に対する今後の取り組みをどうするのか。耶馬渓の山崩れを大津町に生かせれば。以上について、町長に伺いたい。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 山本議員の質問にお答えしたいと思います。

洪水・土砂災害ハザードマップについてですが、平成21年から熊本県が調査を行い、土砂災害警戒区域・特別警戒区域、通称、イエローゾーンやレッドゾーンと言われる区域が指定されたところです。

今回の熊本震災後に見直しのため基礎調査が行われ、調査結果を踏まえ、ハザードマップを更新し、 4月には行政区嘱託員を通じて全戸配布させていただきました。

マップには、大雨によって河川の氾濫が想定される浸水想定区域と土砂災害が発生するおそれのある区域を示しております。また、災害時の指定避難所や非常持出品、備蓄リストや緊急連絡先などを掲載しております。

今からの時期、大雨等により河川の氾濫、土砂災害に十分に警戒をいただき、いつでも避難できるように心がけ、早めの避難ができるよう活用していただければと考えております。

また、議員ご提案のとおり、防災訓練を実施していく上でも、このハザードマップの活用が重要であり、地域で実施される訓練で役立ててもらえればと思います。特に発災直後の一時避難所への避難ルートの確認、その後の指定避難所への移動手段等、各地域によって対応が異なってくると思いますが、そういった日ごろからの訓練が地域の防災力の強化につながるものと考えております。

大津警察署管内の災害モニター制度について、議員がおっしゃられたとおりで、警察署管内でどのような状況で災害が発生しているのかを迅速に幅広く把握すること、そして災害の前兆事象を警察に提供することで万全な災害警備活動へつながることを目的とされており、大津町としても警察と連携することで災害時に迅速かつ効果的な災害対応を行っていきたいと考えております。

次に、耶馬渓の山崩れ等についてでございますが、平成28年の熊本震災では、大津町の山林もかなり被災しました。山林の復旧については、熊本県農林水産部では、14カ所の治山事業を大津町で計画しております。まず、平成28年度に国道57号線や県道北外輪山大津線等の幹線道路に隣接する箇所を中心に6カ所が完了し、平成29年度には畑井手幹線用水路等の隣接箇所を中心に3カ所で完了しております。今後につきましても、平成30年度に中畑地区等の4カ所、平成31年度に瀬田裏1カ所が予定されております。

また、熊本県土木部が外牧川の砂防工事を始めております。現在、作業道が完成し、本体工事は来 年3月完了予定です。

内牧地区の被災した山林を含めて、今後も引き続き事業実施を県へ要望しながら、町もいっしょに 該当する山林所有者への事業への同意を求めてまいります。

詳細について、担当部長より説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 現状を含め説明させていただきます。

今回のハザードマップにつきましては、土砂災害計画区域が104カ所、そのうち100カ所が特別区域となっております。

また、熊本地震後に見直しを行った箇所は、外牧地区、真木地区を含む4カ所と瀬田地区の2カ所でございまして、説明につきましては行政嘱託員の役員会をはじめ、まちづくり推進室が各校区別に懇談会を実施する中でこれについて少し触れさせていただいております。また、広報の6月号の中でですね、このハザードマップについて紹介をさせていただいております。

それから、大津警察署のモニター制度につきましては、管内では今9名、そのうち大津町では5名の方に5月28日付けで委嘱をされておりまして、6月1日からの活動をされておられます。委嘱期間は1年間となっております。

まず、本年度はですね、大津警察署と役場の意見交換会も実施しておりまして、それぞれの課題や情報共有を行っているところです。また、消防団も危険箇所の点検を5月に行っておりますので、これらの情報をですね、すべてそれぞれに共有することで、災害時の初動体制等を連携して災害対策に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- ○経済部長(古庄啓起君) 今年4月に発生しました中津市耶馬渓町の土砂崩れにつきましては、発生前の数日はまとまった雨が降っていなかったということで、原因の究明が重要となります。日本地滑り学会では、地下水の影響で岩盤が風化し、地滑りが発生した可能性があると発表しております。また、地盤工学が専門の大学教授によりますと現場は溶岩台地で川に沿って風化した山の斜面が浸食される耶馬渓特有の現象と分析し、垂直方向に地盤の割れ目があり、その割れ目に沿うように地盤が滑り落ちたと考えられるとのことでした。

このように、現段階ではまだはっきりした原因はわかっていないようでございます。今回の大津町の地震被害につきましては単純には一致いたしませんが、亀裂が入った箇所に雨水が流入し、崩落する可能性も否定できませんので、今後も粘り強く県へ治山事業の要望を行ってまいります。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 総務部長に一言お尋ねします。

全職員に対してのハザードマップの研修会は実施されているのか、いないのか。それとハザードマップにはJアラートの説明が書いてあるんですけども、特に学校関係で設置状況等、この2点をちょ

っと簡単にお願いします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) ハザードマップにつきましてはですね、防災会議の中にメンバーに課長が入っておりまして、その中ですべての課長に配付をいたし、職員のほうに周知をお願いするようにしております。

もう1点、すみません、申し訳ないです。

- ○3番(山本富二夫君) このハザードマップの中にJアラートの設備状況等、連絡網とかの部分があるんですけども、学校関係Jアラート、一番大事な子どもたちが緊急避難時のとき、対応できるようなシステムが整備されているかどうかの状況を聞きたい。
- ○議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) Jアラートにつきましてはですね、もう一斉に、瞬時に一斉にこう警報を発令するようなシステムでございますので、その中で携帯電話等にですね、連絡等が入るような仕組み、それから、防災無線等で連絡が入るような仕組みになっておりますので、それらによって連絡が行き届くということで考えておるところでございます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 山本富二夫君。
- ○3番(山本富二夫君) 今、Jアラートの部分で、私もちょっと前もって言えばよかっですけども、 学校の職員さんは、普通は携帯切られていると思うんで、そういう意味ではですね、設備的には、や っぱり幾らかの子どもがいるんで、やっぱり先生だけじゃなくって、子どもたちにも聞けるような状 況にしてほしいなと思っております。今後、対応のほうをよろしくお願いしときます。

これで質問を終わらさせていただきます。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午後0時00分 休憩

Δ

午後1時00分 再開

- 〇議 長(桐原則雄君)休憩前に引き続き、会議を開きます。荒木俊彦君。
- **〇15番(荒木俊彦君)** 私は、大津町民の皆さん、並びに日本共産党を代表しまして一般質問を行います。

今日、最初の質問事項は、皆さんご承知の国道 5 7 号バイパスの交差点、この役場から大津中、大 津高校に向かっていってバイパスと交差する交差点の改良とその上をまたいでおります歩道橋の改修 ができないかという点でございます。

この交差点がいつ完成したのかというのは、私も1973年からこの大津町を離れて関東のほうに 出稼ぎに行っておりましたので記憶がなかったんですが、改めて調査をしてみますと、国道57号線 の現在のこのバイパスが1972年、昭和47年に2車線、現在の4車線じゃなくて2車線が開通を している。ちょうど同じ年にその上に架かっております歩道橋がつくられたということになっております。ですから、この歩道橋も建築から46年経過をしているということになります。実は、恥ずかしながら、私もこのふるさとの大津町に帰ってきて26、7年になるかと思いますけど、熊本地震が起きるまで一度もこの歩道橋を渡ったことがございませんでした。あの熊本地震を経験して、たまたまJAの駐車場に車を停めて中央公園の避難状況を歩いて見に行こうということで歩道橋を初めて渡って、その歩道橋の上を見て本当にびっくり、わあこんなにひどく傷んでいるんだということを初めて気づいたのが実情であります。そういう意味で、この歩道橋が46年も経って相当傷んでいるのを自分の目で確かめたわけであります。

それから、この国道 5 7 号のバイパスは当然国道ですから、国土交通省が管轄をいたしております。 4 車線です。交差点のこちらから行けば手前は町の区画整理の中で道路改良ができて、ほぼ歩道もつくられ改良が終わっております。ところが、交差点の先は大津高校に向かって、熊本の県道 2 0 2 号線ということになっておりますが、ちょうど交差点を過ぎて J A の建物がございます。 石張りの、私が中学校のとき確か完成しましたので、当時はとてもモダンな建物だったわけです。 その J A の建物が建つと同時に、左側に、多分町始まって以来の歩道がつくられた。現在、1 メーターぐらい、こんな狭い、当時はわあ歩道というのはこういう 1 段上がっているんだということで感動した覚えがありますが、ということは、私が中学校を卒業してからこの交差点はですね、全く改良がなされていない。少なくともバイパスが開通して 4 6 年間、地元の人、ほとんどの人があの交差点は何とかならんのかとお思いのことだと思いますが、 4 6 年間も全く改修の手が付けられずに現在に至っているという状況であります。

そこで、今日質問したいのは、まずこの県道202号線ですね、交差点の南側、右折車輌でもいますと何回も信号を待たなくちゃいけない状況であります。もうそろそろ、まあ地主さんの同意が得られないのが最大の理由かとは思いますが、46年間も町や県や国も含めて改良しようという声を諦めているんではなかろうかと思いましたので、改めてここで声をあげるべきだということで質問をするわけであります。

同時に、今日会場においでの皆さん、歩道橋を渡られた方は多いかと思いますけど、私は本当に何十年もこれを渡ったことがありませんでしたが、上に上がってみますと、ゴムのような舗装がしてありますが、これがボロボロ穴が開いている状態です。当然、屋根がありませんので、直接雨がかかり、防水も効いていないということで、鉄骨の歩道橋の内部腐食も進んでいるのではないかと心配されるところであります。

それから、なぜこの歩道橋を何とかせないかんと思ったのかというと、この歩道橋を大勢の児童生徒が渡っているということです。毎日毎日ですね。雨の降る日と、それから、雨の降らない日、ちょっと朝方観察をしてみました。一番最初にはやはり大津高校の生徒さんが渡っていきます。中には電車通学の人たちは、大津駅で降りて、この歩道橋を渡って行きます。そのあとに大津中学校の生徒が合流してまいります。この時点で一番歩道橋の上は混雑をしているという状況です。それから、通学時間の後半には、こちらから歩道橋を渡って降りるところは折れ曲がって非常に狭もうございます。

その反対側から大津小学校の児童が、子どもさんがですね、通学路として反対側から歩いてくるんですね。あそこの降り口で、狭い歩道橋で学生と小学生ががち合って、小学生は交差点を右折をして東側の歩道橋を渡るようでありますが、まさにこの交差点が高校生、中学生、小学生と、学生・児童が本当に集中をするそういう状況になっていることを改めて感じたところであります。人数を1回数えてみましたけど、手で数えてたんですけど、300人以上は渡られました。現在、JRが阿蘇方面からきてませんので、向こうから来られる学生さんがどうなっているかはちょっとわかりませんけど、阿蘇方面からの通学生が駅で降りるようになればもっと増えるんではなかろうかと思います。

そこで提案を含めて、町に何とかするべきではないかということですが、一つは、この交差点、改めて地主の方々に対して、国と県と町と力を合わせて交差点を広げる努力をするべきではないか。と同時に、どうしてもその交差点を広げる、地主さんの了解が一番ですけど、それがなかなか難しいということであれば、この何ですかね、歩道橋だけでも改良できないか。大津町は翔陽高校、大津高校、支援学校もあります。同じ町の中に2つの県立高校があるというのは、多分熊本県内では熊本市以外では大津町だけだと思いますが、そういう学生さん、中学生あるいは小学生、毎日毎日何百人という方々が利用するこの歩道橋がもっと素敵なですね、歩道橋につくりかえることはできないでしょうかということです。改めて、ネットでですね、素敵な歩道橋というのを検索するとですね、屋根のかかったですね、非常にモダンな歩道橋は今日本全国につくられているようであります。そういう意味で、文教地区に相応しい、安全で素敵な、なおかつ自転車も押せば渡れるような歩道橋に改良することができないかどうか、町長のご意見を伺いたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 荒木議員の大津町の一番交通量の多い交差点の改良関連等についての質問か と思いますけども、本当に議員おっしゃるように、あそこは小中学校、あるいは通勤者、あるいはそ の車輌というようなのが朝夕相当な量が走っておるというか、通行しておるというような状況でござ います。おっしゃるとおりに、用地交渉の入り口がなかなか両サイドできないというようなことで、 頭の痛いところでございますけども、一部改良関連、議員おっしゃるように、歩道橋と交差点、南側 のほうの県道の関係については、県のほうでまた本年度やるというような方向で測量をやっておると いうようなことでございますので、これについては、また担当部長のほうから説明させていただきま すけども、いろいろおっしゃるように、あの北側は町道で改良しておりますけども、あれも昔は県道 でございまして、この文洋堂の角の交差点関連等もそうなんですけども、美咲野までの道路をつくる 場合において、県道のバイパスというような形で県のほうに、町ではちょっと厳しい状況でしたので、 県にお願いしてあの道路ができたわけでございます。その時、ついでに陣内の熊本瀬田竜田線までの 県道までつなげればなというような思いをしておりますけども、おっしゃるように、今の県道はとて もそのそこの地域だけでなく、鍛冶村地区から南小へ通っていく歩道も相当いかれて危険な状況でご ざいます。もちろん、陣内の交差点関連等についても大変な状況というようなことでございますので、 いろいろと県のほうとも今打ち合わせをしておりますし、でければ文化ホールの前から陣内のほうへ 県道バイパスというような形で道路をつくっていただければなというような思いをすれば、出来上が

れば通過交通関連等がそこを通らなくてすむということになれば、安全面がだいぶん緩和するんじゃないかなというようなことで、県のほうにはいろいろと要望しておりますけども、差し当たって、急ぐところからお願いできればというようなことで、今、担当のほうでお願いをしておるような状況でございます。もちろん57号のその交差点から文化ホールまでも歩道の改良、1.5から2の拡張工事を国のほうも進めておりますけども、これもまたあと2、3人、用地交渉が込み入っておるというようなことで、なかなか前へ進まないというような状況でございます。予算は付けていただいても、地元の地権者のご協力、ご理解がないとなかなか厳しい状況であります。もちろん我々も、町も職員が一緒になって県道、国道ということでなく、地元の住民が使いますので、一生一懸命汗を流しておるような状況でございますけど、今一まだまだご理解を得てないというような状況でございますので、まあ行政だけでなく、関係者の皆さんのご協力を得ながら理解をしていただくような工夫もしていかなくちゃならないんじゃないかなというような思いをしておりますので、今後について、しっかりとまた用地交渉に頑張っていきたいというような思いをしております。

内容につきましては、担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

- **○議 長(桐原則雄君**) 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** ご説明いたします。

県道矢護川大津線、通称中学通りは、その名のとおり、沿線に大津中学校、また大津高校があり、さらに文教地区でございます。これに大津小学校もあり、朝夕の登校、下校時間はたくさんの児童生徒が通る道です。歩道については、以前、大津小と大津中の保護者の皆様から1千名を超える署名が熊本県へ提出されております。通学路交通安全プログラムにおいても、歩行者、車の通行量ともに多く、その割には歩道が狭いことや、国道57号に架かる歩道橋が老朽化していることをあげております。

県道の拡幅計画は、これまで何回もありましたが、なかなか実現化していないのが現実で、道路用 地の協力がかなり難航しております。

また、今年3月に通学路の合同点検を行いましたが、各学校からあげられた危険箇所を総務課、学校教育課、建設課、それに大津警察署、県道管理者である県北広域本部土木部の職員の方と見て回りました。もちろん、この県道矢護川大津線も対象となりました。小さなものでしたが、大津高校前の舗装の補修があげられていましたので、早急に補修を行いました。

また、日程の都合で当日こられませんでしたが、国道管理者である国土交通省も別日に熊本河川国 道事務所と阿蘇維持出張所より職員の方々が来られ、歩道橋の状況を見ていかれました。歩道橋の上 は柔らかいゴムで舗装されていますが、かなり傷んで穴が開いておりました。以前、応急的に埋めて ありましたが、さらに損傷が激しくなったとの苦情もあり、国道管理者にお願いをし、歩道橋につい ては、ほかの工事と一緒に発注されることでもありますので、秋口に補修工事を発注されるとのこと でありますので、極力早めの工事発注をお願いしているところであります。

現在、この交差点から南側、大津高校前までは県が事業主体として改良計画があり、測量に入って おられます。これまでの経緯では交差点の改良は難しく、時間がかかるとのことです。できるところ から始め、まずは歩道の拡幅を主体に、警察との協議を進めておられます。

また、歩道橋におきましても、老朽化に対する補修工事は考えられているようです。自転車が通るような構造であれば勾配をゆるくするためにすり付ける距離が長くなります。この場合も歩道橋周辺の用地が相当面積必要となります。町の中心部であるため地価も高く、用地にかかる費用は大きくなり、交渉もこれまで以上に難航すると思われます。

現在進行中の国県の補修や整備計画につきましても、利用者は大津町の人々でございますので、町としては、これからも積極的に推進していく所存でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- 〇15番(荒木俊彦君) 先般、我が町の議会でもこの県道を南側ずっと突き当たりから熊本空港に至 るまでの道路整備ができないかという陳情書も可決がなされておりますが、町長は、今おっしゃって おりました、文化ホールのところまで北からきております県道をさらに南側にバイパスをつなげると。 まあバイパスができるのも必要かと思いますけど、もしバイパスができたとしてもですね、この現在 の歩道橋はほかに位置を変えることは多分不合理ではなかろうかと。とりわけ高校生は電車で来られ る方もおられます。駅から降りて、それから歩道橋のところまでずっと歩いてきて渡るわけですけど、 なぜ、じゃあ工夫をすれば自転車も通れる歩道橋ができるんじゃないかという質問したかというと、 両側の道路に、両方に柱を建てて、橋脚をつないで、その上に歩道橋をのせれば、さらに交差点から 先はさらに道路の上に歩道橋をずっと延伸をしていけばJAのところまでつなぐことは別に難しいこ とではないと。要するに、地べたはそんなにたくさんは必要はないと。柱だけ建てればいいわけです からね、両側に。手前側は多分勾配が、緩い勾配をつくって、現在、信用金庫ですかね、銀行のほう からでも据え付ければ十分に勾配をとることも可能であると。そこまでして歩道橋をやるかというか もしれませんけど、先ほども申し上げたように、毎日毎日300人から400人、児童生徒が渡ると いうことです。この歩道橋は、管轄は国交省ですけど、県立高校の生徒が何百人て毎日渡るわけです から、熊本県も整備する責任があると。県道もそうですけど、で、大津町も大津中学校の生徒が毎日 通っていると、まあ小学生も反対側通りますけど、そういう意味で、国と県と町とやっぱり、町も多 少の負担をしてでももっとこう子どもたちが喜ぶような歩道橋をつくろうじゃないかと、こういう提 案をできないかということですね。そういう歩道橋はですね、全国で歩いて登る階段と同時に、その 隣に自転車が登れる、押して登れる歩道橋を併設しているところが実際たくさんあるみたいですね。 そういう意味で、そういう研究をして提案をすると。大津町も多少は負担をしてもいいからぜひつく ってくれというふうな声をあげるべきではなかろうかと思うんですけど、町長、いかがでしょうか。
- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 議員おっしゃるように、そういう計画、歩道橋の計画関連等も道路管理者のほうでしっかりと組んでいただいて、そういう県道関連等については、町の負担も普通の道路でもちゃんと出しておりますので、そういうルールに載って道路管理者のほうでしっかりとやってもらえればと。もちろんそういう今のところは大変状況は県のほうも十分把握しておられますので、問題は、

地主の関係、地権者の皆さんの協力があればすぐにでもできるというようなふうに言われております し、何回となく予算は付けていただいておりますけども、流れてしまうというような今の状況でござ いますので、しっかりと地権者の説得に力を入れていきたいというふうに思っております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 県道の整備とともに、いろいろ研究、知恵も出し合って、こんな恵まれた、 高校はね、あって、またすぐ横は中学生がこう通うという、そういう意味でいろいろ困難はあるでしょうけど、ぜひみんなで知恵を出し合って改良が先に進むことを求めておきたいと思います。

それでは、第2問目に移りたいと思います。

国民健康保険税の軽減を求めるということで、現在、国民健康保険税は、3つの課税方式によって 税額が決定されております。そのご家庭の所得に対して何%の税金、それから、平等割といって、1 世帯にはどこも同じ1世帯幾らという平等割の課税、それから、今日問題にしているのは、この均等 割税ということで、加入者1人当たりに対して何千円、何万円という課税がなされて、それが3つが 合計されて国保税が決められるようになっております。

それで、その中で今日質問するのは、国民健康保険に入っておられる方々で子どもさんを扶養されておられる家庭、税務課で調査をしていただきましたが、大津町の国保加入世帯3千637世帯のうち、395、約400世帯、1割ちょっとの世帯に子どもさんが保険者として入っておられるということです。今年4月からこの国民健康保険が市町村単位から熊本県、都道府県単位に運営が統合されまして、今年度は大津町の国保税は前年度並みということで据え置かれたということで、このあたりについては、町の努力に敬意を表するものであります。

しかし、国民健康保険の加入者の大半は低所得者や年金暮らしの高齢者で占められております。国 保運営が都道府県単位化される中で、国保制度の構造的問題が解決されなければ高すぎる国保税を払 えない人達が増えるばかりと危惧がなされているわけです。そういう中で、町の国保に加入されてい る中、子どもを扶養している世帯の所得状況を調査をしてみましたが、子どもさんのいる世帯のうち、 一部高額所得の世帯を除く一般家庭353世帯の平均所得はわずか133万円です。ご家庭に子ども さん、18歳以下の子どもさんを扶養している家族で平均所得が133万円ですね。こういう世帯が ですね、子どもさんのいる世帯の9割を占めているわけです。ちなみに、高額所得世帯という方もお られます。資料の上の表の3番目ですね、世帯数で42世帯で平均所得が1千394万円ということ で、わあこんなに所得があっていいなと思われる方もおられるかもしれませんが、こういう方々は国 民健康保険税は最高額ですね、限度額を突破して、年間、昨年までは89万円、今年はまた4月から 数万円値上げされました。多分農家の方が多いかと思いますけど、こういう人たちは所得は多くても 会社組織ではありませんので、法人のメリットを使うことができないということで、決して生活は楽 ではないと、この高額所得だからということで決して楽ではないということを私は予め断っておきた いと思います。

一方で、昨今、子どもの貧困が社会問題化しておりますが、この所得の低い世帯、年間133万円、 こういう世帯を給与収入に換算しますと、年収で約220万円になります。サラリーマンでいえば年 間で220万円、1カ月18万3千円の収入しかないということであります。

そこで、子どもさんのいる全世帯が395世帯ございますが、こちらが平均所得で267万円です。サラリーマンでいう給与所得収入換算で年収が約400万円、そこで、40歳以上のご夫婦で、子ども2人扶養で試算をしますと、国保税額は47万7千980円になります。そのうちの均等割ですね、が15万4千600円になります。その中で、子どもたち課税される均等割額が1人3万4千100円、子どもさんには介護保険分の均等割がございませんので、大人よりは多少安くなっておりますけど、1人3万4千100円で、2人扶養しておれば、年間で6万8千200円の負担になります。

そもそもこの社会保険と比較をしますと、国保税額は2倍以上というふうに高くなっているわけであります。ですから、今日質問するのは、このそもそも収入や所得のあり得ない子どもたちに均等割の課税をしていいのかということですね。税金というのは、本当は利益があった、収入があったから課税されるんだよね。ところが、子どもは収入も所得もないわけです。そういう子どもたちに均等割課税をするのはあまりにも酷ではありませんかということでお尋ねをするところであります。少なくとも子どもたちに対する均等割は軽減をするべきではないでしょうかということでお尋ねをしたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 議員の言われる国民健康保険制度において所得のない子どもたちに均等割が 課せられている、子どもが多い所帯ほど国民健康保険税の負担が重くなる傾向にあり、子育て支援に 逆行しているように思われると、しかし、この均等割をなくすこと、あるいは軽減することは、現行 制度の下では、その負担を逆に他の被保険者、あるいは町民全体で負わなければならないという財源 の問題も生じてきます。

国民健康保険制度は、国の制度の中で実施しているものでありますので、個別の市町村が財源の問題を抱えながら国民健康保険税の軽減等を行うものでなく、国において、医療保険制度全体のあり方を検討する中で、まさに税と社会保障の一体改革の中で論議されるものと考えております。

実際、国へも地方のほうから、子どもに関する均等割保険料の軽減措置の導入についての提案が行われており、検討されておると聞いておりますので、今後、国の動向を注視していきたいと。

また、細部については、担当部長のほうよりご説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 説明させていただきたいと思います。

まず、国民健康保険税につきましては、議員言われますように、所得割、資産割、それから被保険者均等割及び世帯別平等割の合計額によって算定することができますけれども、これら4つの要素を全て合計して税額を決定する方式が4方式、資産割を除いて、所得割、被保険者均等割、世帯別平等割の3つの要素を合計して決定する方式が3方式、さらに世帯別平等割を除いて、所得割と被保険者均等割の2つの要素を合計して決定する方式が2方式と呼ばれておりまして、算定の方法はこの3つが基本となっております。現行制度では、被保険者1人当たりで負担していただく被保険者均等割はいずれの方法によっても税額の計算の要素となっておりまして、子どもを含む被保険者が多い世帯ほ

ど国保税の負担は重くなるという傾向になります。参考までに、平成29年度の医療費分については、 大津町を含む県内の約6割に当たる26市町村が3方式の課税のやり方を採用しており、残り4割の 19団体は4方式を採用いたしております。また、賦課総額におけるそれぞれの要素の標準割合が設 定されておりまして、3方式では、被保険者の保険負担能力に応じて賦課される所得割と受益に応じ て等しく被保険者に賦課される被保険者均等割及び世帯平等割の割合は、概ね50対35対15とい うことで設定がなされております。

荒木議員がご指摘されております国保税の免除または軽減につきましては、調べてみますと実例は ございまして、埼玉県のふじみ野市では、18歳未満の子どもが3人以上いる世帯を対象に、第3子 以降の国民健康保険税の均等割を全額免除しているという事例がございます。また、兵庫県の赤穂市 でも、高校生までの子ども3人以上を養育している世帯につきましては、均等割を3人目は2分の1 減額し、4人目以降は免除をしているといった事例もございます。

しかしながら、子どもの均等割額の免除及び軽減につきましては、国民健康保険制度におきましては、加入者すべてが被保険者となり、医療に係る費用をお互いが負担し支え合う仕組みでありまして、そのための財源として国保税が賦課されるという考え方でありますので、子育て世代のみについての軽減等についてはですね、慎重な判断が必要かと考えられます。

また、税の減免につきましては、地方税法の規定に基づき、地方団体の長が自らの判断で条例を定め、一部の納税者に対して租税を軽減または免除するという、あくまでも例外的な措置でございまして、課税の公平性を犠牲にする側面も有するだけに、そういった面からも慎重な取り扱いが求められるところでもございます。

さらに、国民健康保険税では、子どもだけを対象とした制度ではありませんが、今回、定例会議初日におきまして税額の軽減判定の基準を上げることを承認していただきました。被保険者世帯の所得と被保険者の人数に応じて、均等割と平等割を7割、5割、2割と軽減する制度があることなどを考慮いたしますと、この軽減の制度の中でですね、均等割が軽減されている世帯も含まれているといった面もございます。

しかしながら、社会保険の例を示していただきましたが、会社員が加入する健康保険組合などの被保険者制度においては、収入に応じてのみ保険料が決まり、扶養している子どもの数に応じて保険料を負担するという考え方がないことを思いますと、国民健康保険制度のあり方にですね、そこに差があるということは言えるかとは思います。ただ、やはりこれにつきましては、個別の市町村の問題ではないと考えますので、子どもにかかる均等割保険料の軽減措置の導入につきましては、国における税と社会保障の一体改革の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。。

〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。

○15番(荒木俊彦君) 今回、国民健康保険制度が市町村から県単位に統合されると、こういう中で、 今全国的に国保税がさらにどんどん値上がりをするという大変危惧する事態が全国で発生をしている ということです。中でも、国保税の値上げを抑えるために一般会計から、まあ大津町もそうでありま

したが、法定外の繰り入れを行っていた自治体が国の主導でこの法定外繰り入れをやめたと、となる と、国保税がその分値上がりをしていくと。すと払えない人がどんどんまた増えていくと。非常に構 造的な問題であると、全国の都道府県の知事会でも返ってこの構造的問題があぶり出されてきたとい う状況だと言われております。そこで、この均等割を減免するということですが、現在、法的にも7 割、5割、2割の減免制度はございますが、これはかなり所得の少ない世帯、先ほど言いました、平 均で133万円しか所得のないような世帯であれば、2割軽減になるのかなとは思いますけど、この 平均所得では、とてもこの法定減免は受けることができません。そこで、部長の答弁にもございまし たように、多子世帯ですね、子どもさんが3人以上いるとか、4人、5人と、こういう世帯ほど本当 に国保税が重くのしかかってくるというわけです。町の資料によりますと、子どもさんが3人いる世 帯が60世帯、4人以上が12世帯となっているようであります。例えば、3人目から減免をしたと しても数十万円の減免額であります。町が負担できないお金ではありません。いわゆる、所得が少な くて子どもさんが多いということを理由に減免することは可能でありますし、それに一般財源を充当 することも法的には可能となっております。いわゆる、単なる国保税を引き下げるための一般財源は 法的にはだめと言われておりますが、町長の判断で所得がこれしかないのに子どもさんがこれだけ扶 養するのは大変だと、いわゆる特殊な事情ということで、減免することはできるわけですから、少子 化が問題だ、問題だと言われておりますが、こういうご家庭が、ましてや子どもは収入も何もないと、 そこに課税すること自体が問題でありますので、できるところから、地方から声をあげて国を動かす と、そういう観点からもですね、均等割の減免、一部減免も考えるべきではなかろうかと思いますけ ど、もう一度お答えいただきたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 荒木議員の多子所帯関連等の減免等についてでございますけども、議員おっしゃるように、所得が低くて子どもの多いところについては、それなりの負担というのが強いられておるのはもう確かでございます。今後の保険税の、今回はともかくとして、今後、保険税の増税になるだろうと思いますけども、その辺の折りにしっかりと検討をしていきたいというふうに思っております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 健康保険制度というのは、まさに人間の命に関わる問題でありますので、金がない、あるいは国がやらないということで逃げるのではなくて、やはり実態に沿って子どもの健やかな成長を願うという立場から真剣に検討を求めたいと思います。

次に、3問目の質問ですが、まちづくり交流センターの改善ということで、皆さんご承知のまち交センターですね、この間、町内の各種団体の活動を支援し、交流を促進する、そういう施設としてかなり利用も多いと思われますが、最前、よそから来た人をちょっと案内して行ったんですけど、こんな立派な建物なのに何で音響が、設備そのものがないではないんですかという指摘がありまして、そう言われればそうだなということで、実は、交流センターを建てる前にいろいろもめた経緯がございます。町長もご承知かと思いますけど、数階建てのビルにするか、平屋にするかとかいろいろあった

んですけど、最終的に木造の現在の建物になったわけですけど、まあ木造の建物でそれはそれで町の 宿場町に似合うような建物ということでありますが、私も特に大ホールですね、ホールの中に冷暖房 の施設があって、特に冷房なんかはフルに使うと音が発生するんですね。そうじゃなくても非常に聞 き取りづらい施設となっておりますけど、もう時間もありませんので、これ何ですかね、音響の専門 家に何でこんなに音響が悪いのか、どうしたら改善できるのか、そういう調査がまず必要ではなかろ うかと思いますので、その点についてお尋ねをしたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 交流センターの音響の件につきましても、議員ご指摘のとおり、音響の状況が悪いというような状況でございますので、そういう設備を使う申し込みがあったときに使っておるというような状況でございますので、この辺のところも十分検討をしていかなくちゃならないというふうに思っております。もちろんこの施設については、町民の交流や活動や支援、並びに健康の増進にということで、あるいは各種団体、あるいは交流育成をするために建てさせていただいたわけでございます。だいぶん議会とかいろんなところから反対を受けたわけでございますけども、もちろん大津町の宿場町としてのあの中でしっかりと大津をPRできればなというような交流育成に努めてもらえばというようなことで、当初いろんな課題もありましたけども、使用料はしばらく取らないというような形で、現在も取っておらないというような状況でございますので、そういう状況の中で、今後の設備関連等について、しっかりとまた検討させていただければなというふうに思っております。
- ○議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- **〇経済部長(古庄啓起君)** ご説明申し上げます。

議員ご指摘のとおり、まちづくり交流センターの利用者につきましては、年々増加しております。 平成29年度は延べ1万人の来館者がありました。主に町内の各種団体の交流促進、太極拳、健康教室など、昼夜延べ527団体に利用していただいております。

音響対策につきましては、今後、常時アンプ等の接続をしておき、簡単に操作できるような運用方 法を変更していきたいと思います。

先ほど議員のほうから音響の専門家をというところでございますけれど、まずアンプ等を常時接続 して、音響を確認しまして、それからご利用者の方の意見を酌みながら、今後もまた検討させていた だくというところで考えております。

また、利用マニュアルにつきましても、さらにわかりやすいものにつくりかえたいというふうに思っております。

今後も利用者のご意見等を踏まえて、さらなる交流促進の場となれるように努めていきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- **〇15番(荒木俊彦君)** まちづくり交流センター、建設前に私も審議に関わっておりましたので、当時、あの大ホールでですね、ミニコンサートぐらいできるんじゃないかていう、それはいいねという

話もあったわけですよ。今の状況ではコンサートどころではないということです。利用者の声をですね、ぜひ聞いて、それでももっと改善が必要だということであれば、専門家のですね、きちんとした調査をしていただきたいと思います。

終わります。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午後2時より再開します。

午後1時51分 休憩

 \triangle

午後2時00分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 山部良二君。

〇2番(山部良二君) こんにちは。議席番号2番、山部良二です。傍聴席の皆様におかれましては、 お忙しい中、足を運んでいただき、誠にありがとうございます。

それでは、通告にしたいがい、質問に入らせていただきます。

前回の定例会の中でも、地域公共交通網形成計画について質問いたしましたが、まだ納得いかない 点がありますので、再度お伺いいたします。

本計画の事業スケジュールについては見直すと聞いていますが、これは熊本地震の影響だと思いますが、今後、世界でも類を見ない高齢化が進む我が国で、鉄道、バス、タクシーをはじめとする公共交通は、高齢者の生活を支える社会基盤としても求められています。また、障がい者差別解消法の施行される中、公共交通機関や地方自治体への社会的要請としても重要性を増しております。人に優しいサービスを目指し、公共交通の利便性を高め、移動制約が安心して外出できる環境づくりは、自治体及び公共交通事業者の責務と言えます。であるならば、事業スケジュールの早急な見直しが最重要課題の一つではないでしょうか。また、公共交通の利用実態、ニーズ把握調査は平成27年に、JR、路線バス、乗り合いタクシー、空港ライナー等の利用者や交通事業者ヒアリング調査を実施しておりますが、3年前の調査であることや、熊本地震後の現状に即しておらず、今後、現在の人口約3万4千人から2045年には人口問題研究所の調査では、人口約3万9千人まで増加すると推計されております。また、57号線や豊肥線の復旧状況を鑑みれば、本町の公共交通を取り巻く現状は地震前とは激変しているのではないでしょうか。

これらのことを踏まえ、新たな利用実態調査、ニーズ把握調査等を実施し、本計画の課題と対応策の方向性を今一度考察し、実施計画に向けて実行していかなければなりません。それには本町における公共交通事業者、自治体、住民、利用者が果たすべき役割を明確化し、人口総合計画等に示されるまちづくり方針など、大津町が目指すまちづくりビジョンについて、官民共同で早急に検討する時期にきているのではないでしょうか。将来的に持続可能な交通体系の確立と、維持発展を図るため、今後、地域公共交通の活性化及び再生に取り組む必要があり、本町でも地域公共交通会議の中で協議を行っていくようになっておりますが、ホームページを見る限り、最後の開催は平成21年1月の開催

となっております。実際には不定期に協議事項のあるときに開催されてはいますが、ホームページに は載っていません。これでは利用者の不満や思いは伝わらないのではないでしょうか。事業評価の説 明の中に、中央部の回遊性を高める交通サービスの提供及び中心部の循環バスの実証実験の予定の整 合性についてとありますが、平成21年度の会議から現在の30年度まで具体的な検証はやっていな いのではないでしょうか。これはあってはならない地域公共交通会議のあり方ではないでしょうか。 年間予定がなく、協議事項があるときにしか開かない。開催通知や決定事項を住民、利用者にわかる 形で示しているのか。住民や利用者がしゃべりやすくする工夫はしているのか。さらには、現場を知 らない委員の方々に見せる、体験していただく機会をつくっているのか。また、規定の委員しか集め ていないのではないか。多くの実感を持つ住民に積極的にいってもらうべきではないですか。そうし ていかないと、委員各位の努力を無意味にしてしまうのではないかと私は考えております。そして、 本計画が形骸化しないためにも、本町が主導して公共交通が生活圏域をがっちり結び、支え、そして 守り、育てる取り組みが必要ではないでしょうか。そのことが公共交通の活性化、発展につながり、 まちづくりに貢献できるおでかけネットワーク、すなわち、地域公共網交通形成になるということで はないでしょうか。そして、その最善策が市町村、交通事業者、沿線企業等、利用者、地域住民が利 害関係を越えて、みんな対等に信頼関係を持って意識共有できる人々が集まり、公共交通を必要とす るモビリティ・デバイト、移動制約者を含む地域住民の願いを少しでも叶えられるよう腹を割って話 し合い、協働できる場をつくる必要性があるのではないでしょうか。

また、熊本県の蒲島知事は、創造的復興へ逆境の中にこそ夢があると言われております。その中で、単に元の姿に戻すだけではなく、前よりもいい形で創造的復興を遂げる。そして、創造的復興のさらなる発展につなげるとフォーラムの中で発信されておられます。本町でも豊肥線等について、単に元の姿に戻すだけではなく、前よりもいい形で創造的復興を遂げるべきではないでしょうか。

このことを踏まえ、4点質問させていただきます。1、本計画の事業スケジュールの見直しの具体 案は、2、公共交通の利用実態・ニーズ把握の為の利用者・事業者へのヒアリング調査の実施、3、 持続可能な公共交通体系の確立に向けた、官民連携のもとでのチーム公共交通を設立する考えはない でしょうか、4、創造的復興に向けて、瀬田〜肥後大津間にスポーツ森駅を設置する考えはないでしょうか。

以上、4点について、町長にお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 山部議員の地域公共交通の推進についてお尋ねでございますけども、地域公 共交通網の形成計画を策定をしておりますが、本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度 までの5カ年ですが、計画初年度に熊本地震が発生しまして、熊本地震からの復旧を最優先に取り組 んできたため、計画した事業を実施することができませんでした。

JR豊肥線が不通となり、町内の交通環境も大きく変化しておりますので、残された計画期間3年間のうち、どういった取り組みが実際可能かなどを再検討しながら、今年度中にはスケジュールを立て直していきたいと考えております。

次に、利用実態・ニーズ把握調査につきましても、熊本震災後に利用実態やニーズが変わった可能 性がありますので、必要な調査を実施する予定としております。

また、チーム公共交通につきましては、事業者間の協力と、自治体等が連携していく意味で、大津 町地域公共交通会議を積極的に活用しながら、持続可能な公共交通体系の確立に向けた官民連携を推 進していきたいと考えております。

最後に、スポーツの森駅につきましては、今は熊本震災で不通になっている肥後大津~立野間の運行再開と瀬田駅の再開が最優先だと考えておりますが、議員のご提案の新駅設置が実現しますと、町の運動公園スポーツの森大津の活性化、さらには沿線地域の活性化や定住化にもつながるものではないかと考えておりますが、これまでJRと相談し、検討してきましたが、厳しい状況でありますし、また、スポーツの森に新駅を設置する場合は、請願駅の取り扱いになるかと思います。地元自治体の費用負担や町民のスポーツの森利用者のニーズなども踏まえた上で、費用対効果も考えていく必要がありますし、また、JR九州としても、新駅設置の採算ベースの見込みなど検討すべき課題が多々あるかと思います。

今後、JR九州に相談しながら、その可能性や方向性を探ってまいりたいと考えております。 詳細については、また部長のほうから説明をさせていただきます。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。

○総務部長(本郷邦之君) ご説明させていただきます。

大津町地域公共交通網形成計画につきましては、平成28年度から32年度までの5カ年の計画でございまして、当初のスケジュールでは、28年度に再編実施計画案を検討し、29年度に再編実施計画を策定のうえ、30年度以降に事業の実施と評価を行っていくというような予定でございました。

しかしながら、平成28年に発生しました熊本地震によりまして、町内の公共交通機関においても、 JR豊肥本線の不通、それからバス路線の通行止めによる迂回路や臨時ダイヤでの運行、また代替バスなどの接続集中による肥後大津駅南側の混雑など、様々な影響が出てきておりまして、また、復旧への対応を優先させるため、当初のスケジュールを予定どおりに実施することができなかったという経緯がございます。

さらに、JR豊肥本線につきましては、現在も不通で、具体的な復旧の期日は、現在、不透明な状況でございます。

このように、熊本地震により地域公共交通網形成計画を策定したときの町の状況と大きく状況が変わっておりますため、当初予定していた事業のうち、何が実施できて、何を再検討しなければならないかを考えていく必要があるかと考えております。

また、当初策定に予定していた再編実施計画、これ自体につきましても、これも必ずしも策定しなければならないものではないため、再編事業の再検討次第では計画を策定せずに事業の実施に着手することも可能でございますので、それも考えておるところでございます。

町の財政負担も抑えながら、有効的かつ効果的な公共交通体系を整備するためにも、町内循環路線 バスの廃止や乗り合いタクシーの拡大など、優先的に行うべき事業をしっかりと検討し、スケジュー ルの見直しや事業の実施を行ってまいりたいと思います。

次に、ニーズ調査につきましても、費用の面から考えますと、前回と同様・同規模の調査を実施すれば、それなりのコストがかかってまいりますので、地震後におけるですね、関連する部分で変更が生じただろうと思われるような必要な調査をピックアップしながら実施していければということで考えております。

また、チーム公共交通につきましては、町が設置しております大津町地域公共交通会議は、公共交通の確保や利便性の向上を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現を協議していくことを目的としております。これは、山部議員が提唱される、チーム公共交通の目的と共通するものと考えております。

現在、委員は、事業者や大学の専門家など総勢27名で組織されておりまして、大津町地域公共交通網形成計画を策定する際の審議などにご協力をいただいてきました。

また、同会議では、委員及びその他の者で構成する作業部会の設置が認められておりまして、今年の3月には、町内の交通事業者にお集まりいただきました部会も実施をしておるところでございます。 今後も、大津町地域公共交通会議や作業部会をより積極的に活用いたしまして、官民連携をより図っていきたいと考えております。

最後に、新駅設置につきましては、以前はスポーツの森敷地内に路線バスの停留所が設置されておりましたが、利用者が少ないことから、平成27年に実施されましたバス路線の減便、これに合わせまして、運動公園内敷地内のバス停も廃止されたという経緯がございます。

したがいまして、早々に新駅を設置することにつきましてはなかなか難しい面もあるかと思いますけれども、検討する場合におきましては、スポーツの森の利用者のニーズや町民の方の要望、仮に設置した場合の利用者の数の見込みや、また周辺整備の可能性なども含めて慎重に考えていくべきものと考えております。

また、費用面におきましても、検討時点における事業費、補助制度の活用、費用対効果など、十分 確認のうえ検討をしていくことにしたいということで考えております。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。

〇2番(山部良二君) 3点ほど再質問させていただきます。

だいたいであれば今年は評価の年ということであります。1年間は延ばすことができると聞いております。今回、事業スケジュール見直し案及び時期を示せないのであれば、いつまでにその見直し案を提出、提出ちゅうか、教えていただけるのかを教えていただきたい。

2点目は、今現在、瀬田〜肥後大津間は地震の影響で運休しておりますので、今であればですね、 列車見張り員も要らず、夜間作業ではなく日中に作業ができます。労務単価も当然安くなります。し かも夜間作業に比べ、日中ですので、長時間、長い時間作業ができるため、工期も短縮できると考え られます。そのため、豊肥線が復旧する前のほうが費用が抑えられるのはもう確実だと思っておりま す。そして、何と言っても、蒲島知事が創造的復興を遂げるため、創造的復興加速化予算をうたって おられますし、県に新駅設置のために復興基金等を利用できないか、町のほうから提言されたらいい のではないかと思っております。

3点目です。今、スポーツをする子どもたちは大津駅や学校から徒歩で大津町の運動公園スポーツ の森まで移動している子どもたちも少ないと聞いております。駅もなければバスも運行していないと 聞いておりますので、本当にこれでいいのでしょうか。防犯上の観点からも早急の対応が必要ではな いでしょうか。

町長の見解をお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 山部議員の再質問にご説明を申し上げたいと思います。

まず、事業スケジュールの見直し案を示せる時期はどうかということでございますけれども、昨年度末から地域公共交通会議に、先ほど申し上げました、事業者の作業部会を設けるなどしてある程度具体的に進みつつあります。町内循環バス路線の見直しとか、乗り合いタクシーの対象エリアの拡大などのそういった具体的な検討作業にも入っておりますところです。ですので、事業スケジュール案の見直しにつきましては、今年度中を目標に取り組んでいきたいということで、今年度を目途としたいと思います。

それとスポーツの森の新駅は、当然、今がJRが不通ですので、言われますように、夜間工事でなく昼間で行わえれば非常にコスト面も含めて非常に効率的というのは当然言えることかと思いますけども、ただ請願駅の設置の場合は、調査も含めてかなりの、相当の時間が必要になってまいります。現在行われている復旧工事、今既に行われている復旧工事とあわせた新駅の設置というのはなかなか現実的には難しいのではないかということで考えております。既に、JR九州によりまして、肥後大津~立野間の復旧工事が今先行して行われておりますけれども、まずはこの区間の早期復旧が先であるということで、町としては考えているところでございます。

新駅設置にかかる復興基金あたりが使えないかというところでございますけども、確かに、駅の新設が復興や地域振興につながると期待はできるものの、現地においては、新駅のまだ具体的な計画もあるわけではございませんので、復興基金を活用した他の事業との関係や、これ県のルール分になりますので、その辺の優先度等々ですね、課題の整理がいるものかということで、県とも協議が必要であると考えておるところでございます。

あとスポーツの森まで利用できるバス、バス停がなくなったことで、公共交通機関がないが、そのままで防犯上も含めていいのかというようなことでございますけれども、バス停につきましては、先ほど申し上げました、27年の11月末まであって、12月からは路線バスの見直しに伴ってバス停がなくなっております。今のバス停はどこかと申し上げますと、最寄りのバス停は57号線沿いにあります、大津町運動公園入口のバス停になっております。産交バスのほうには確認はしておりますけども、当時、日常のバス停の利用者がほとんどいない状況であったと。大会が開催されるときには学生が利用するといった程度であったことも廃止の理由の一つであったということで聞いております。そういうことで、運動公園のアクセスにつきましては、運動公園の利用者だけに止まる検討ではなく、

周辺地域の状況とか、今後、進めてまいりますスポーツコンベンション等のですね、対応などとも含め、総合的な検討が必要かと思いますので、町全体の公共交通網の見直しの中で、さらに検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。

○2番(山部良二君) 再質問で2点ほどお伺いいたします。

地域公共交通会議には、今、PTAから1人だけ参加と聞いております。地域住民の方の声を届けるためには、まずやっぱり小学校、中学校、高校のPTA会長とかですね、あと老人クラブ等からも多数の委員を募って住民の意見を聞くべきではないでしょうか、のが1点目です、

2点目ですが、今の話でそのやっぱり学校からスポーツの森まで歩いて通われるというお子さんたちがたくさんいると聞いております。その駅設置にしても、富合とか、東海学園みたいな桁式のホームを4両編成で無人駅であれば予算はかなり抑えられるのではないだろうかと、私的には考えております。そのことを踏まえてですね、JRにスポーツの森駅に新駅を設置する費用と、新駅から肥後大津間の電化費用を確認していただきたいと思っております。

2点について、お答え願います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- 〇総務部長(本郷邦之君) ご質問に対しまして、ご説明申し上げたいと思います。

今の地域公共交通会議の委員につきましては、設置要綱に基づき、委嘱を差し上げております。今、メンバー27人ですけれども、要綱の中で、町民及び利用者の代表としては、現在、区長会の会長さん、それから民生委員・児童委員の会長さん、それから身体障がい者福祉会の会長さんと、おっしゃられました、町PTA連絡協議会のこの4名の方が住民利用者の代表ということになっております。今、ご提案いただきました、町内各小中高のPTAから委員を選任することになりますと、確かに、通学関係などにおいてより幅広く意見を求めることは、そういうメリットは当然ございますけれども、ただ数的には、ちょっと全部で小中高となると12名ぐらいになりますので、全体の27人の中でですね、その数的なところもありますので、例えば、そこはやはり代表にするのか、ある程度もう少し2、3名とかですね、もう少しそういう中での検討も要るのかなということはちょっと考えているところでございます。また、老人クラブの代表者の方の選につきましては、高齢者の交通手段の確保というのは今から本当に大きな課題になる部分もありますので、これも含めてですね、事例等も参考に今の2点につきましても、委員の中に入れる、入れない、どのくらいするかというのも検討させていただきたいと思います。

それと、あと新駅の設置の費用関係も、今、JRさんと、今話をいろいろさせていただいております。今おっしゃいましたように、駅の構造とか、規模にもよりますけども、簡易なやつで無人駅といった形で、今大まかな概算をJR九州さんに算定していただくようにお願いをしているところです。 熊本支社を通してお願いを今しとります。ただ、話を聞く中でですね、そこの設置の費用とは別に、いわゆるその全国的な路線系統とかダイヤなどの、とか、あとJRの管理のシステムですね、そうい うコンピュータ関係、そういうのの改修に、駅の工事とは別個に1億円以上の経費は、これはまたかかりますよといった説明は、今聞いておりますので、そのような部分もあわせてですね、さらに確認をさせていただきたいと思います。

また、大津駅から瀬田駅までの電化につきましても、これもあわせてご相談を今させていただいて いるところでございます。

以上でございます。

- **〇議 長(桐原則雄君)** 山部良二君。
- **〇2番(山部良二君)** この問題について、引き続き、問題提起してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、2点目に入ります。

大津町職員を対象に仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない職員も含めた多様な労働条件の整備に当たって、大津町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画が策定されているとは思いますが、職員の勤務環境に関するものについてお伺いいたします。

まずは1点目です。行動計画の策定・目標・目標達成・公表・周知が義務付けられておりますが、 本町の具体的な取り組みをお伺いいたします。2点目は、妊娠中及び出産後における配慮、父親の休 暇の取得の促進、時間外勤務の縮減、並びに年次救急休暇及び代休取得の状況について説明を求めま す。3点目は、本町の臨時・非常勤嘱託職員の子どもの看護休暇、育児休暇、介護休暇等の現状をお 伺いいたします。4点目は、県費負担教職員について、市町村の教育委員会が行動計画を策定するよ うになっていますが、本町教育委員会の行動計画をお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- 〇町 長(家入 勲君) 山部議員の特定事業主行動計画についてお答えしたいと思います。

町でも、次世代育成支援対策推進法に基づきまして、平成18年度から前期計画、22年度から26年度までを後期計画として、大津町特定事業主行動計画を策定し、町職員が育児休業を取得しやすい環境の整備や時間外勤務の縮減など労働環境の改善に取り組んでまいりました。

また、平成27年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定され、それに基づく、大津町における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画を平成28年に策定し、子育ての両立支援や女性の職業生活における活躍の推進について、目標を設定し、公表しているところです。

2点目につきましては、妊娠中及び出産後における配慮や父親の休暇等の取得の推進においては、 町振興計画や大津町男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画推進プランと連携を図りながら、 職員が安心して出産・育児ができる環境や雰囲気づくりに努めてまいりました。

また、時間外勤務の縮減や年次有給休暇、代休取得の状況においても、熊本地震による業務の量の増加により、一時、職員の精神面・身体面などを心配しておりましたが、現在は、やや落ち着きをみせつつあります。

しかしながら、その他人口の増加や権限移譲等に伴う行政需要の大きな伸びなどもあり、今後の見

通しについては、大きな減少は考えにくく、業務の削減・合理化とあわせて必要に応じて新たな人員 配置の最適化に取り組んでいきたいと思います。

3点目の臨時・非常勤嘱託職員の子ども看護休暇、あるいは育児休業や介護休暇等の現状についてですが、育児休業につきましては、制度を活用されておりますが、看護や介護休暇等については、現行の町の制度では対応していない状況です。ただし、32年度までに会計年度任用職員制度へ移行しなければなりませんので、今後、適切な労働環境の整備に努めたいと考えております。

細部については、担当部長より説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 詳細につきまして、ご説明申し上げます。

実状等ということで、状況等の報告になりますとちょっと数値的なものが多くなりますことをお許 しください。

まず、一つ目の特定事業主行動計画についてですけれども、先ほど町長が申し上げましたとおり、平成18年から26年度までは次世代育成支援対策推進法に基づく計画を策定しており、平成28年度から32年度までは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく計画を策定し、子育ての両立支援や女性の職業生活における活躍の推進について目標を設定し、町のホームページ等で公表しているところです。具体的には、町職員の育児休業を取得しやすい環境の整備、女性の少ない分野で登用や採用の実現、個々の女性職員に事情に応じた両立支援、男性の育児参画の推進を目標に掲げ、目標の達成に向けた取り組みを行っておりますけれども、国からは次世代育成支援対策推進法に基づく計画の整備も引き続き求められておるところでございます。次世代育成支援と女性の職業生活における活躍の推進の両法律は、いずれも男女共同参画社会基本法の基本理念を踏まえたものでありまして、内容につきましては、関わりが深いことから両法律をあわせた新たな特定事業主行動計画の策定に向けて、調査・研究を今行っているところでございます。今後も職員本人の不安の解消や所属長を中心とした周囲の意識の改善等に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の妊娠中及び出産後における配慮についてでございますけども、大津町職員におきましては、現在、6名の正職員が育児休業を取得しておりまして、年度内には新たに3名の職員が育児休業を取得予定です。非常勤職員においても、現在2名の職員が育児休業を取得しており、年度内には新たにさらに2名の職員が育児休業を取得する予定となっておるところです。

正規職員について、妊娠中の職員につきましては、業務量の調整や事務分担の見直しなど所属長が 配慮を行い、職員の負担軽減を行っているところです。また、特別休暇として、女性職員が出産する 場合には、産前・産後それぞれ8週間の有給休暇が認められておりまして、平成29年度においては、 出産した女性職員8名のすべてがこの休暇をしております。また、活用しては多くはありませんが、 妊娠中の母子保健法に基づく健康診査や体調不良時の休暇なども制度として整備をしており、周知や 活用に向けての取り組みを今後も行ってまいります。

出産後の育児休業につきましては、最長で3年間の取得ができ、代替職員の配置については、職員 の内部での調整や臨時・非常勤職員を新たに配置することなどを行っております。また、育児休業期 間中の本人の配置につきましては、可能な限り総務課付けで対応することとしており、職員が安心して長期間育児に専念できるような環境整備に今後も努めていきます。

また、復職に向けては職員の不安を軽減するために復職前に面談を行っており、本人の要望を聞きながら安心して業務と子育てが両立できるような心の支援も行っているところでございます。

復職後につきましては、3歳に満たない子を持つ職員においては、時間外勤務を条例で制限しており、また小学校就学前の子を持つ職員においては、午後10時以降の深夜勤務を制限するなど、子育てに支障が出ないような制度の整備に努めています。また、部分休業も制度として導入しておりますが、活用が少ないことから、周知については今後努めてまいります。

次に、父親の休暇の取得の促進についてでございますけれども、制度として職員の妻の出産時の付き添い休暇などが認められておりまして、平成29年度には9人、対象の職員の7割になりますけども、職員が制度を利用しております。また、平成29年度には、男性職員が初めて1年間育児休業を取得しており、今後も男性職員の積極的な育児参加について期待をしているところでございます。女性の活躍を推進する上で、男性も育児に参加することは必要不可欠となりますので、職員研修や制度の周知とあわせて、育児に理解のある上司の養成など、男性職員が育児休業等を取得しやすい職場環境の整備に今後も努めてまいります。

時間外勤務の縮減につきましては、平成27年度の総時間外の数が1万6千955時間、月平均1人8.3時間でございますが、だったのに対しまして、平成28年度には熊本地震の影響もあり6万8千744時間、月平均1人33.3時間と大幅に時間外勤務が増えており、職員の精神的・身体的な健康について悪影響が懸念されておったところです。平成29年度の時間外の勤務時間は、1万7千547時間、月平均8.3時間となっており、落ち着きを取り戻しているところでございます。その他、人口の増加や権限移譲等に伴う行政需要の大きな伸びなどもあり、今後の見通しについては、大きな減少は考えにくい状況でございます。長時間労働者については、総務課で把握をしておりまして、基準を超えた職員につきましては、産業医の面談や健康相談を積極的に活用に、職員の健康管理への配慮を行っております。また、長時間労働の是正につきましては、所属長に対し、業務の平準化や事務分担の見直しなどを要請しております。今後も産業医などと連携し、職員の健康管理の強化を行ってまいります。

年次有給休暇の取得状況でございますが、毎年各部署の管理監督者に対し、取得状況を通知し、適正な業務の遂行と年休の取得のバランスに対し、指導や周知をお願いしているところでございます。職員1人の平均取得日数は、平成27年で年間10日、それから平成28年が7.7日、熊本地震後の平成29年は10.4となっております。年次有給休暇の取得状況も改善されつつあります。年次有給休暇の取得は、家族と触れ合う時間や趣味・旅行、心身のリフレッシュを行うよい機会でもありますので、働く意欲を維持、向上させるためにも大きな意義がありますので、仕事と生活の調和の取れたワークライフバランの推進にも今後努めてまいりたいと思います。

それから、代休取得の状況につきましては、大津町の場合は、取得可能な期間は、勤務を命ずる日前4週間、後8週間と定めておりまして、勤務に対する適正な取得ができるように配慮されておりま

す。平成29年度は149人利用しており、延べ1千1日、1人平均6.7日の取得となっております。振替休日の適正な取得については、所属長を通じ、指導・監督をお願いしておりますが、振替休日を利用する職員の多くは、経済部や教育部の職員であり、また土日にイベントが重なることが多いことから、適正な休日の確保については引き続き取り組みを行います。また、振替休日の取得については、職員の適正な勤務時間の管理や職員の健康保持の視点から同一週に休日を取得することができるよう周知等を行ってまいります。

続きまして、3点目の臨時・非常勤職員の子どもの看護休暇、育児休業、介護休暇等の原状についてでございますけれども、育児休業につきましては、平成27年、3人、28年が2人、29年が2人の取得実績がございます。平成30年度につきましては、先ほど申し上げましたとおり、現在、2名の職員が育児休業を取得しており、年度内には新たに2名の職員が取得予定になっております。

また、子どもの看護休暇、介護休暇につきましては、現行の町の制度では、今は対応していない状況です。しかしながら、国が進める働き方改革の一環で、地方公務員の臨時・非常勤職員の制度改革として、平成32年度までに統一的な会計年度任用職員制度を整備することを求めておりまして、臨時・非常勤職員の賃金や労働条件の改善に向けた条例等の整備を現在準備をしております。

また、住民サービスの質、維持を向上させるためには、職員が安心して職務に専念し、その能力を 最大限に発揮することができるよう職場環境を整備することが、男女を問わず必要不可欠ということ で考えておりまして、ワークライフバランスを図るために業務の削減、合理化とあわせて、必要な人 員の配置、業務量に応じた配置などを計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 県費負担教職員における特定事業主行動計画についてお答えいたします。 市町村の県費負担教職員に対しましては、市町村教育委員会においても計画を作成することとなっ ておりますが、熊本県におきましては、熊本県教育委員会特定事業主行動計画をもって、県教育庁、 県立学校職員と同じように、市町村立学校職員も対応できるとされてきました。大津町教育委員会と いたしましても、これまで県教育委員会が作成した特定事業主行動計画をもとに、女性が働きやすい 職場づくり等を務めてきたところです。山部議員が言われるように、男性、女性問わず、働きやすい 職場をつくっていくことは、この大津町における少子化の進行、世代間の人口構成の是正、地域社会 の維持、さらには社会保障制度の維持等を考慮しても大変重要であると考えます。町内小中学校にお きましては、女性の占める割合も高い状況にございます。今後は大津町教育委員会といたしましても、 県教育委員会行動計画を踏まえながら、さらに町内小中学校の職場環境の実態に即した特定児童主行 動計画の作成に向けて検討してまいりたいと考えております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- ○2番(山部良二君) 2点ほど再質問いたします。

1点目は、長時間勤務関係について、再度お伺いいたします。平成26年度の調査でも個々の部署 ごとに見た場合で繁閑の差が大きいとあります。私が聞き取りをした際、毎日夜12時まで残業をし ても仕事が終わらないと嘆きの声を聞いております。さらには、他の職員からは、責任感の強い職員 ほど長時間労働を強いられると聞いております。これが本当であれば、三六協定において定める労働 時間の延長の限度等に関する基準を超えているのではないでしょうか。現在、全国的に長時間労働が 問題となっている中、大津町でも長時間労働の是正に全力で取り組んでいくべきではないでしょうか。 2点目です。2012年に文科省が全国の小中学校で約5万人を対象にした調査によると、発達障がいの可能性があると思われる児童生徒は全体の約6.5%に及ぶと報告されており、平成19年度 以降、毎年増加傾向にあり、それに伴い、福祉課の業務量が増加傾向にあると思われ、また、本町の人口は今後も増え続けていき、高齢者や児童生徒も必然的に増えていくわけでありますから、これまで以上に住民のニーズに対応したきめ細やかなサービスを提供することができないのではないでしょうか。それを踏まえて、住民ニーズに対応するため、職員の定数を増やすよう提言いたします。 町長の見解をお願いします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 質問にご説明申し上げたいと思います。

まず、職員の長時間労働につきましては、もちろん健康面を大変心配しているところでございますけども、震災後から業務量の増大がございました関係で、ストレスチェック、これを実施しております。身体的、それから心理的な負担の程度を把握し、職場環境の改善などの配慮を行っておるところでございます。

是正につきましては、先ほど申し上げましたとおり、所属長に対しまして業務の平準化とか、事務分担の見直しなどを要請いたしまして、いわゆるものすごい忙しいとこと、そうでないとこ、その辺をある程度均一になるようなですね、配慮を求めるところでございます。また、新庁舎の建設がございますが、これとあわせまして、出退勤と連動した、例えば、IDカードあたりの導入でですね、より正確な個人の労働時間、これも把握するようなこともですね、考えて、いろいろ適切な人員配置を含めてそういう人員配置についても努めていきたいと考えております。

もう1点、福祉課の時間外勤務は、確かに福祉課も多い部署ではございますけども、福祉課に限らず、人口増加や権限移譲等に伴いまして、行政需要はかなり大きな伸びがございまして、業務量についても増加傾向にあるのは事実でございます。住民のニーズにきめ細かに対応し、サービスの質を向上させるためには、職員が安心して職務に専念し、その能力を最大限に発揮できるよう、職場環境を整備することが肝要かと思われますので、業務の削減と合理化にもあわせて、必要に応じた、新たに人を配置するとか、いわゆる業務委託に出すとかですね、そういった部分も含めまして、計画的な定員管理もあわせて行ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- ○2番(山部良二君) 再質問で、もう一度職員定数について、再度お伺いいたします。

総務省が発表した類似団体別職員数の状況を見てみますと、すべての市町村を対象にして、その人口と産業構造の2つの要素を基準として、幾つかのグループごとに分け、グループに属する市町村の

職員数と人口をそれぞれ合計して、グループごとに人口1万人当たりの職員数を算出し、そのグループから類似団体として職員数の比較するもので、その中でですね、大津町は5の1に分類されまして、52団体中の中で、職員数の少ないほうからワースト3番目に入っております。平成28年度で職員数が183人しかおらず、他町に比べれば60人から80人近く少なくなっております。現在は、約210人ぐらいいらっしゃいますけど、それでも少ないと思っております。先ほども言いましたけれども、住民の方々にきめ細やかなサービスを提供できるのか等を心配になります。現に、障がい者等の受給者証の発行等も遅れがちだと聞いております。もう一度職員定数を増やすべきではないかと、再質問させていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 今、山部議員のほうから、総務省から公示されている類似団体別の職員数、これの状況で類似に比べれば数が少ないのではということで、確かに議員おっしゃるように、総務省からのこの類似団体の職員数の状況ですけども、これはその市町村の人口と、あとは産業分類、この2つの要素をもとにその人口1万人当たりの職員数を算出している部分ではございます。確かに一つの参考資料ということにはなるかと考えておりますけども、これはこれまでにも町の行財政改革の取り組みの中でより無駄を省き、適正に定員管理を計画的に進めてきた成果でも一方ではございます。今後は職員の定員管理計画の見直しも進めていく予定でございますので、その中で、今の参考資料ということでですね、さらに調査を深め、適正な計画を練っていきたいということで考えております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- ○2番(山部良二君) 県費、教職員の労働条件の改善のためにも本町の教育委員会において行動計画を立てていないのであれば、早急な事業主行動計画を策定していただきたいと思っております。
 それでは、3点目に入ります。

毎年町主催の中央防災訓練と地域別の防災訓練が実施されておりますが、熊本地震前と何ら変わっておらず、また、地域、地区を主体とした防災訓練は地域間格差があると思われます。そのため、中央防災訓練のあり方を抜本的に見直す必要があると考えています。地域が自立して行う参加型防災訓練を定着させ、充実させていくことが必要です。具体的には、住民主導で行う避難所運営訓練、炊き出し訓練等や熊本市東区で行われた、福祉子ども避難所の開設訓練や、南区で行われた、住民約350人が参加した、鹿児島本線で緊急停車した列車を使う想定の避難訓練等です。また、本町独自の避難所運営マニュアルを政策する必要があります。今後、熊本地震発生直後の混乱状況を踏まえた災害発生時の初動対応について、より実践的な防災訓練を本町あげて取り組む必要があるのではないでしょうか。そして、防災計画に女性の視点をより一層反映させるため、女性視点の防災対策がより重要になってくるのではないでしょうか。女性や子育て家庭にとって、被災地での避難生活は少しでも安全・安心なものとするため、女性や子育てに配慮した避難所の設計、女性ニーズ等に反映した避難所の運営対策、女性に対する暴力を防ぐための措置、妊婦等への配慮など、被災者の肉体的、精神的負担を緩和する具体策が必要で、そして、そのことが女性特有の不便さを解消することにつながるのではないでしょうか。本町の防災計画の中でも男女共同参画などの多様な視点とうたってあるわけであ

り、これから男女共同参画の視点を踏まえ、各方面で活躍されている女性たちに集まっていただき、 積極的に意見交換を行い、協議、検討して、今後、大津町の地域防災計画に女性の声を反映していく ことで、防災対策の充実、強化、推進につながるのではないでしょうか。

これからのことを踏まえて、3点質問いたします。熊本地震前と後の防災訓練のあり方と現状をお伺いいたします。2、防災計画の中で「男女共同参画などの多様な視点」とあるが、女性防災士の登用状況、女性視点の防災対策の検討部会等の設置状況・女性防災リーダーの発掘・育成状況をお伺いいたします。3、防災士・区長・民生委員等の災害時の連携状況をお伺いいたします。

以上、3点について、町の見解を端的にお伺いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 山部議員の地域防災計画に対する避難関連等についてのご質問でございますけども、熊本地震を経験しました町も町民の皆さんも、家族や親戚の絆、近所の絆、そして地域の日ごろからの関わりの大切さを感じられたことだろうと思います。そういった意味において、それぞれの地域で、防災士、区長、民生委員の連携は大変重要なものと思います。熊本地震における地域の活動については、議員ご指摘のとおり、安否確認や避難所運営等において、地域ごとにさまざまでございますけども、特に災害の発生した初動の安否確認、要配慮者への対応、避難所運営といった部分において、消防団を含めた連携は非常に重要であり、その連携を強化するのは、やはり日ごろからの良好な関係と実地訓練だと思います。日々の挨拶や声をかけ、防災訓練の活性化を進め、防災意識の向上に努めていきたいと考えております。もちろん、女性の立場、あるいは女性の活躍する場所関連等についても十分今後の対応に生かしていければなということで、細部については、担当部長から説明をさせていただきます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 説明させていただきます。

まず、町の防災訓練の現状ですけれども、訓練内容はこれまで体験型のやつが多ございました。各地区で一斉にサイレンを鳴らし、防災無線を響き渡らせて避難訓練や安否訓練等も実施しておりました。今後につきましては、やはり災害の起きたことを想定した住民参加型、例えば、避難所の運営訓練であるだとか、そういったものを実施することで、より自助共助の意識を高め、いざというときに訓練に基づいた行動がさっととれるというようなことを考えていきたいということで思っております。女性防災士の登用状況につきましては、平成29年度に大津町防災連絡協議会の女性部会を位置づけされ、協議会の理事にも今現在女性が選出されているところでございます。避難所運営などにつきましては、女性の視点は、議員ご指摘のとおり、とても重要なものであると考えております。現在、60名いらっしゃるうち女性防災士が14名で、現在23%の登用率となっております。

また、防災士・区長・民生委員の災害時の連携につきましては、地域での自主防災組織の設立が重要と考えておりますので、その自主防災組織を設立することにより、それぞれの役割を明確化し、例えば、避難所運営のリーダーや避難時の安否確認方法や要配慮者の避難誘導などについて、話し合う場をまずは設けることや訓練を行うことで、災害時の対応がより効果的に行われると思いますので、

大津町としましても地域における自主防災組織の設立に向けた取り組みを今後とも継続して支援して まいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- ○2番(山部良二君) それでは、最後に1点だけ、区長、民生委員、防災士等を対象にした、地域防災をテーマにした研修会等は実施しているのでしょうか。もししていないようであれば今後どのような対策を取られるか、一言お願いします。
- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 研修の実施状況ですけども、区長会さん、それから民生委員さん、防災士 それぞれですね、県外の研修等に行かれながらですね、それぞれの立場において自分たちの行動に直 接関係するような研修先を選ばれてですね、勉強会もされておりますし、視察研修もされているとい うような状況でございます。

今後もですね、そういった研修をそれぞれで知識を持たれておりますので、自主防災組織の活動の中で、区長さんや民生委員さんや防災士さんを中心に、そういった知識を集めてですね、今後の避難 所運営訓練などの連携等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- ○2番(山部良二君) 再質問、もう1点だけ、今の三者が一堂に集まるようなその会議は開催しないんでしょうか。顔が見えない、実際の防災訓練の中で、区長さんとか、民生委員とか、防災士が一堂に会する会議をやらないと、実際の避難所運営のときに、だれがだれなのか全くわからない状況では、何ですかね、迅速な対応ができないと思うんですよね。そのことについて、一言お願いします。
- ○議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) まさにおっしゃるとおりでございまして、いわゆるやっぱり集落単位ごとにですね、そういった地域の具体的な防災計画、避難経路にしろ、だれがだれを、いつどこに連れていくのかとかですね、そういったものの、いわゆるその地域別の防災計画というのをつくっていく必要がありますし、それをつくる中で、やはり関係者が集まってそれを構築するというのは当然必要でございますので、今まちづくりの校区別のですね、懇談会やってますけども、これも今回防災に絞ってやりましたけれども、今後数回行っていきます中で、そういったことも含めてですね、今は校区でやっておりますけども、それぞれまた集落ごとに必要なものについては、そこの説明会等も通しながらですね、それぞれの地域でそういったものができるようなことを考えていきたいし、進めていきたいと考えているところでございます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 山部良二君。
- ○2番(山部良二君) 以上で質問を終わります。
- ○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午後3時10分より再開します。

午後3時00分 休憩

Δ

午後3時10分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 皆様、こんにちは。傍聴の皆様もこの晴天の土曜日にお越しくださいまして誠にありがとうございます。それでは、お許しをいただきましたので、通告にしたいがい、議席番号4番、金田英樹が一般質問いたします。お手元には、こちら、A4両面の資料を配付しております。こちらは今回の一般質問2点を概要をまとめたものでございますので、ぜひご参考にしていただければ幸いでございます。

それでは、本日は、通告書の記載のとおり、最初に、個別集落から考える全体のまちづくりという テーマで、主に、過疎や高齢化の進展している地域に焦点を当てた内容。続いて、2点目に、児童の 見守りと安全確保というテーマで、科学に基づく体系的、計画的な児童生徒の安全対策に関する内容 について、提案を変えて質問をいたします。

それでは、早速一つ目の質問を始めます。なお、当該内容は、昨年6月議会の地域のスポンジ会の対応と新たな都市計画及び同年9月議会の大津町における超高齢社会の備えを踏まえてのものとなります。特に大津町における超高齢社会への備えに関する質問に対しては、町長はもちろんですが、本郷総務部長が住民福祉部長であった際に、福祉の立場からご答弁をいただきました。その際は、他所管とも横断的に連携しながら取り組んでいただきたいというお話をしたのを覚えております。一部重複しますが、今回は、福祉に限らず、集落環境、集落生活の全般というもう少し広い切り口で一つつ、より具体的に、以前の質問後の動向も確認をしながらお話をできればと思っております。

さて、これまでも繰り返し述べておりますが、大津町は、町全体としては人口増加傾向にあるものの、地域の一つ一つに目を向ければ、多くの集落において過疎と高齢化が進行しております。この人口減少時代に町として発展していることは大変喜ばしいことであり、これまでの多くの先人や現在の職員の皆様の取り組みに心から敬意を表すところです。しかしながら、ここで欠かせない視点は、いかに町全体として発展していても、住民の生活基盤は個別集落にあり、各所で過疎や高齢化が続けば、今後は日々の生活から共助、介護、交通、空き家増加などに至るまで、様々な問題が多くの集落でより一層顕在化していくということです。

お金も人も有限な中で、すべての課題へ完全に対応することは難しいのですが、漠然と将来を憂い、あるいは移住者さえ増やせれば、観光名所ができれば、新たな道路さえできればという方向性の話に止まるのではなく、データに基づく具体的な議論をしていかなければ、過疎や高齢化の進行が続く中で、住民生活は真綿で首を絞めるようにじりじりと厳しさを増していきます。したがって、集落の人口や高齢化予測、空き家、空き地、農地等の現況や今後の変動見込みなどの数字と事実をベースに想定される様々な課題やリスクと向き合い、現実的なレベルで集落の未来をどう描いていくかという議論と計画づくり、行動を地域と協働して一刻も早く進める必要があると考えております。

以上を踏まえて、通告書に記載の5点をお伺いします。

- 1点目は、過疎集落に対する町の基本認識と考え方について伺います。
- 2点目は、本年度新設された、まちづくり推進室の役割について伺います。

3点目は、地区担当職員の役割についてです。2014年の12月議会においても役割の整理と明確化を提言していますが、まちづくり推進室の新設も踏まえて、改めて現在の状況をお伺いいたします。

4点目は、昨年9月議会でも類似の提案をしていますが、個別集落の人口ビジョンやカルテ等の各種統計、推計データの作成と公開について伺います。ここでいう個別集落人口ビジョンやカルテとは、例えば、行政区や校区別の高齢化、介護認定、単身世帯数や人口予測、あるいは空き家、空き地の状況の実数や推計、さらには集落内での買い物や公共交通の存続などの今後生じ得る懸念点の分析データなどであり、これらは集落住民が建設的かつ具体的な議論をする上で、私は必須だと考えております。

5点目は、集落住民を核とした地域計画づくりと行政の役割についてです。集落の未来を考えるに あたって、私もいろいろな地域で住民の方とお話をするのですが、冒頭に述べたとおり、移住者を増 やす、観光名所をつくって人を呼び込む、交通の便を改善するといった方向性のレベルの話に止まっ てしまうことがほとんどであり、より具体的な議論が不可欠だと考えています。もっと言えば、それ らの取り組みの実現が本当に集落人口の増加につながるのか。さらには、多少の人口増加が本当に現 在の集落の諸問題の解消につながるのかまでを考えながらやるべきことを描いていくことが必要です。 私自身もいわゆる限界集落の今後と対策というような内容で、いろいろとあり方や対策を考え、国や 有識者会議の議事録や関連書籍を読んでみるものの、万能の策は見当たりませんし、なかなか浮かん でこないのが正直なところです。冷静に考えれば、この急激な人口減少時代において、全国でそれこ そ何百も何千もある過疎高齢化集落のすべてが人口増加に転じるということはまずありえませんし、 人口の維持や多少の増加を達成したとしても、限界集落に内在している一部の課題の解消にはつなが っても、その他大部分の解消にはつながるようにも思えません。例えば、人口が増加したからといっ て、そこに住み暮らす高齢者の絶対数が減少するわけでもありませんし、公共交通が大幅に改善する わけでもありませんし、住居を新築すれば空き家が減少することにもつながりません。人口の維持、 増加は、万能の対策ではなく、数ある中の一つとなります。そうした点も踏まえ、もちろん人口の維 持や増加に向けた努力や創意工夫は続けながら、既に人口減少、高齢化が前提となっている日本全体 の現実も踏まえ、行政主導のオブラートに包んだような議論はやめて、厳しい外部環境においていか に集落での生活を守っていくかということを地域住民が主体となって考え、現実的かつ効果的な計画 づくりに取り組む必要があると考えております。以前は宇城市の取り組みをご紹介しましたが、本町 においても、まずは集落住民が地域カルテによる定例データや客観的事実をもとに、適切なコーディ ネーター、進行者のもとで具体的な議論をしながら、将来の懸念や、今真にやるべきこと、できるこ とを考えていくための場づくりを進めることが不可欠であると認識しております。

以上を踏まえまして、町長の答弁を求めます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 金田議員からの個別集落から考える全体のまちづくりについてお答えしたい と思います。

金田議員が危惧されているとおり、少子高齢化が着々と進行している地域が大津町にもあることは 十分把握しているところであります。

そこで、まず一つ目の過疎集落に対する町の基本認識と考え方についてですが、切実で重大な問題であると認識しておりまして、ただ、ご存じのとおり、日本全国でどこの自治体においても有効策がなかなか見つからない非常に困難な事柄とも言えます。日本全体の人口が減少の一途をたどる中、大津町だけが人口を増やし続けるというのは難しいと思われます。人口が減少し、高齢化が進む地域に対して、産業を興すことで地域が自立して活性化し、それによって人口の新たな流入が図れないものか、いわゆる地方創生の考え方ですが、全国的にも成功事例は少なく簡単にはいかないようです。

そうした厳しい現状を踏まえ、単純に人口を増やすことを目指すのではなく、交流人口などを増やすことなどで人口減少の地域に賑わいを創出し、少しずつでも新しい風を吹き込むことで、人口減少が進む集落を活性化するという考え方もあるかと思います。とはいえ、地域それぞれに様々な事情もあれば特性もありますので、その点を十分に見極めながら、地域の課題や現状をしっかりと掘り下げていくことが大事かと思います。

そこで、2つ目の新設されたまちづくり推進室の役割についてですが、これまで地域づくり推進係を総務課に置いておりましたが、さらに地域に出向いて行って、地域の声に真摯に耳を傾け、それぞれが抱える現状で課題を丁寧に聞き取っていくことを一番の役割として創設した部署がまちづくり推進室になります。

このまちづくり推進室をけん引役として位置づけておりますので、その他の質疑と併せまして、詳 しい内容について担当部長のほうからご説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 町長に引き続きまして、個別集落から考える全体のまちづくりにつきまして、説明をさせていただきます。

まず、1番目の過疎集落に対する町の基本認識と考え方につきましては、既に町長のほうから答弁がありましたとおり、今後の町政を運営するにあたって重大な問題だと受け止めております。しかしながら、なかなか打開策が見当たらないといった悩ましい局面を迎えております。町としましては、何とか人口減少を食い止めたいところではございますけども、非常に難しい状況がございます。何らかの対抗策を講じることが必要ですが、先に町長も述べられましたとおり、地域それぞれにこれまでの歴史や背景といった事情や住民の構成なども大きく異なりますし、課題も様々であると考えているところでございます。まずは、より深く地域の実情を知ることから始めるべきというところで、早速校区別の懇談会を5月に開催をいたしました。初回は話しやすいテーマからスタートしてみましたが、こうした懇談会を重ねていくことで地域に話し合いの場をつくっていきたいと思っております。地域に話し合う場ができることで、自分たちの課題が何なのかを住民自らが見つけ出し、その課題解決に

あたって自分たちができることは何かを考えていくことから地域づくりが始まると考えております。

そこで、新設されたまちづくり推進室の役割になりますけれども、これまで以上に地域に出向いて 実状を分析し、それぞれの地域づくりを推し進めていくことを役割としております。町内の様々な地 域づくりを支援することで、大津町全体のまちづくりにつなげていきたいとも考えておりまして、そ のためにもまちづくり推進室には、これまで以上に地域に寄り添っていかなければならないと思いま す。そういったことからも、新たに創設したまちづくり推進室の役割としては、1点目に、地域福祉 と連携を密にして、地域それぞれの実情をしっかりと掘り下げていくこと。もう1点が、地域で話し 合う場づくり、これを創出していくことといったものがあるかと思います。

続いて、3番目の地区担当職員の役割でございますけれども、地区担当職員の制度は、これは平成19年度からスタートしたもので、本年で12年目を迎える制度となっております。町職員による地域の活動支援を目的として、また、併せて職員自身の意識改革や人材育成にもつなげるということを目的としております。そんな地区担当職員の役割につきましては、まず1点目に、行政情報を各地区の住民に的確にお伝えする。また、2点目に、地区の課題や要望などを吸い上げて町のほうに伝えるといった、いわゆるパイプ役としての役割、そして、さらには地区に密着して自立した地域づくりを総合的に支援するといったサポート役としての役割も担っているものと考えております。職員については、地域の御用聞きになってもらいたいという思いでスタートしたものでございました。制度開始から10年以上が経過いたしまして、見直すべき点もいろいろ出てきているところではありますけども、今一度原点に立ち返って地区担当職員の職務にあたってもらおうと、今年始めた校区別の懇談会には地区担当職員にも参加してもらって、地域の皆さんの顔合わせをしっかりとさせていただいたところでございます。

続きまして、4点目の個別集落人口ビジョン・カルテ等の各種統計・推計データの公開に関する部分でございますけども、現在、またはこれまでの人口動態や推移といったデータを公開することは可能でございます。ちょうどまちづくり推進室のほうで地区ごとの基本情報や、これまでにおける人口分布、高齢化率等の数値データを現在取りまとめているところでありますので、完成次第、それらを提示して、地域で今後どうなるかを考えてもらうことができるかと思います。

その地域の将来の推計といいますか。その辺の部分、地域の将来につきましては、だれよりもやはりそこに暮らす人たちが一番わかられておられますので、予測はできるのではないかということで、まずは具体的な数値を統計データ、現状をですね、統計データをお示しすることで、現状を正確に数値的に認識していただいた上で、地域の皆さんが町の、町担当職員等も含めて一緒になって将来の推計がどういうふうに変わっていくのかというのを考えるという方針でございます。我が村、我が集落の10年後、20年後の姿を地域の皆さん自身で考えていく材料ということになればということで考えているところでございます。

そして、最後の5番目の集落住民を核とした地域づくりと行政の役割についてでございますけども、 地域ごとの特性を生かした計画がつくることができると、より地域に即した施策ができるものと考え ます。ご指摘のとおり、住民の生活基盤である個別集落のその住民を核とした地域をどのように支援 していくかということが行政の役割だと考えておりまして、その役割を果たすためにまちづくり推進室があり、地区担当職員があると考えております。繰り返しにはなりますが、まずは地域の実情、課題をしっかりと掘り下げ、集落の皆さんが考える将来の地域はどのようなものかをまたしっかりと話し合えるような、そんな場をつくり上げることから始めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

○4番(金田英樹君) 再度質問いたします。

①から⑤までありますが、計5点再質問させていただきます。

まず、1点目に関しまして、過疎集落に対する町の基本認識と考え方の点ありましたが、ちょっと 強調したいのがですね、一つは、先ほどお話したとおり、人口増加、あるいは維持が今現在進んでい る高齢化だとか、あるいは高齢化の問題等に対応するものではないというのを認識をしていただきた いんですね。なので、人口増加策というのを最初に頭に設けてしまうと、おそらく将来的に必要なこ とを見失ってしまうんじゃないかと、個人的には思っております。もう一つ、その中身で交流人口と 賑わいのお話がありましたが、私はそこも切り離していただきたいと思っているんですよ。例えば、 交流人口、賑わいというと、フットパス等を今やっておりますが、例えば、フットパスにするために、 南部、北部、例えば人がたくさん来ますと、1千人来たとしますと、ただそこの地域集落の方々のほ とんどの方は別に商店を営んでいるわけでもないので、特に何かの売り上げとか、利益が上がるわけ でもなく、場合によっては、そこに観光に来て、ごみだけ捨てて帰るということもありえますし、あ るいは、もう渋滞の原因、事故の原因になる可能性もあります。ですので、この賑わい交流人口の話 と地域住民の生活という話は少し切り離していただきたいんですよ。ここでいかに交流が増えようと も、例えば、今後増えていく高齢者の方に対する介護の問題だとか、あるいは公共交通の問題が改善 するわけでは、基本的には直接つながらないので、そこは両方とも明確に切り分けた上で施策を考え ていかないと、いかに間違った土台の上につくっていって、間違ったというのは言い過ぎかもしれな いですけども、ちょっとお考えの違う土台に気づいていってしまうと、それはもう結論も間違ってし まうおそれが多分にあるので、ちょっと言葉の使い方だったかもしれないんですけども、そこに関し ては、改めてご答弁いただければと思います。

2つ目が、新設されたまちづくり推進室の役割というとこなんですけども、課題の聞き取りだとか、 地域の御用聞きという話がたくさん出てきたんですけども、今までもやはり区長さん経由だとか、あ るいは住民直接、そういったところで課題等はかなり聞き取れていると思うんですよ。ですので、課 題聞き取り、より強化するとしては、もちろん大切なことですし、素晴らしいことだと思うんですけ ども、やはりこの推進室のほうには、この政策づくり、あるいは戦略づくり、その集落個別の話もあ りますし、じゃあ多様な集落の中でそういった進め方をやっていくかということをもう少し一つ一つ 丁寧に積み上げながらやっていくべきではないかと、個人的には思っておりますので、そこも踏まえ てご答弁を賜ればと思います。 3つ目の地区担当職員の役割というところで、こちらも行政のパイプ役という話だとか、自立という話だとか、サポートの話があったんですけども、なかなかこちら新人職員の方もはまることが多くて難しいところはあると思うんですけども、各エリアごとに課長がはまっているお目付け役というか、役職もあるので、そこも踏まえた上で、私、このサポートというのがものすごく大事だと思っているんですよ。やはり先ほどのお話したとおり、私、地域に行っていろんな地域でいろんな人とお話するんですけども、議論の前提がやはりここに住み、暮らしている方なので、道路さえできればというお話になったりだとか、あるいは人口さえ増えればというとこで止まってしまっているんですよ。ただそこに地区担当職員、もちろん勉強会等必要だと思うんですけども、少し球を投げるだけで、また新たな考えだとか、議論が生まれて、次の策というのが出てくるんですよ。ですので、なかなかこれ業務なのか、業務外なのか、位置づけが明確にないところも一つの課題ではあると思うんですけども、地区担当職員さんのもう少し効果的な活用の仕方というのを、まあもちろん今持っているそれぞれの個別担当業務が優先かもしれないんですけども、そこもまちづくり推進室のほうの役割と考えながら、もう少し整理できなかと考えております。そこに関して、それを受けた上でのご答弁をいただければと思います。

4つ目は、個別集落人口ビジョン・カルテのお話でありますが、現在の高齢化率人口は出せるというお話だったんですけど、それもう既にホームページでも公開されているじゃないですか。私が言いたいのは、これもちろんあまり細かいデータは行政側の作成負担が大き過ぎるのであれもこれもつくれというつもりは全くありませんけども、必要性も応じて、例えば、将来人口予測とかは、係数を充てればすぐにでも出せるものなので、もう少し住民の方が危機感なのか、あるいは意識なのか、高めていただけるような出し方をしていただければと思っております。前回お話したとおり、ちょっと正確には覚えてないんですけど、例えば、宇城市のモデル地区を定めてやっていた地域においては、今現在、1千500人ほどの校区の人口が40年後には500人ほどになってしまうというのを住民の集まりの中でお話して、その中で、本当に危機感が高まったと。もちろん、中にはあきらめに近いような反応もあって、様々だったとは聞いておりますが、そういったものをしっかり出していきながら議論をしていかない限り、やはり住んでいるからこそなかなか動けない部分とか、じりじり進んでいくところがあるので、そこを見える化して打ち出すことによって、いろんな反応あると思いますけども、まずそこが基点になるのではないかと、個人的には考えております。

5つ目が集落住民を核とした地域計画づくりと行政の役割というお話なんですけども、こちらも先ほどの話とちょっと近いんですけども、何か戦略政策というか、形の話に止まってると思うんですよ。その地域住民と一緒にやっていきます。そこにまちづくり推進室の方々も入っていきますと、それ本当に今までやってきたのを強化しているだけの話で、新たな政策とか、戦略というのがなかなか言葉で聞いた上では見えてこないんですよ。なので、具体的にどういう順序立てて何をやっていくかという、もちろん今探りながらでこれからつくろうと思っているとこもあるとは思いますけども、例えば、前回もお話したとおり、モデル地区を設定するなり、あるいはその行程表を組んで積み上げていくだとか、そういったやり方をしないと、やはり進め方自体もふわふわしたものになって、その上にでき

るものもふわふわしたものになってということになりかねないので、そこに関して、モデル地区を一つ挙げたいと思うので、そこに対してご答弁いただければと思います。 以上です。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 金田議員の再質問にお答えいたします。

今、まちづくり推進室をつくりまして、私の思いを今仕事に入らせていただいております。各集落 においての高齢所帯を、あるいは若者の少ないような状況の中で、この今住んでおられる方々が健康 で楽しく生活できるような方向を見出してこいというようなことで話をしております。いろんな、例 えば、具体的に古城・米山という例を取ると失礼にあたりますけども、一番大津町で高齢化率の高い ところであるし、人口も少ない、だからそういうところについて、それぞれのその所帯と人口割と年 齢割、そういうような形でなかなか今回の震災のときについても、集会所、コミュニケーションの集 会所の修理関連等も少ないのでできないというような担当からお話があがってきた関係で、もう水洗 トイレ関連等については、その集会所の施設の一つとして町が全部見なさいと。ただ使われるときの 電気代ぐらいは地域で払っていただければ浄化槽の管理費関連等についても町で払っていいんじゃな いかというようなことで、そういう課題事項で整備をしていた。その集会所ができあがることによっ て、高齢者の中でそこの集会所に集まってもらって、できればみんなで話し合いながら、あるいはそ の地域の特産からいも関連等のお手伝いをしながら幾らかもらえるような、働ける場所をそこにつく ることによって楽しい老後が送れるんじゃないかなというようなことを考えながら、地域でいろいろ と話し合いながらそれができるかどうか。農家の方、あるいはJAの甘藷部会とかいろんな形で、そ ういう中でコンテナ1個幾らかというような採算の中で、健康づくりにわれわれが町も若干金出して もいいんじゃないかなというような思いの中で、いろんな課題をその中から見つけてこいと。

もう一つ、モデル地区ちゅうではなくて、そのそれぞれの各地域における高齢者の皆さんの力を利用しながらその文化的、歴史的な職、いろんなものがある。それを掘り起こしながら人が流れるような形ができればいいんじゃないかなと。その何を高齢者の皆さんが何をしてくれるかというのをしっかり相談しながら、その支援を町はやっぱりやっていかなくちゃならないんじゃないかなというような形を考えて話をしてこいというような話をしております。また、そういう地域の活性とともに、地域の職員、配置職員につきましては、それぞれの地域に配置しておりますけども、実際、若い者の関係はその地域の人たちの生活の、あるいは実態が把握できていないというようなことで、そこに入っていきながら、将来的に何をしてやったがいいかとか、何を皆さんが望んでおるかというようなことを政策の中で生かす。あるいは、そういうのが人材教育の一環につながってくるんだなというような形で、もう一歩進んだところで、実行部隊のような形の中で、地域に溶け込んでそれぞれの区長さんや民生委員さん関係と一緒になって、地域おこしをやっていただければなというふうに地区担当職員のほうにはそういう話で頑張ってもらえればなと。しかし、そういういろんな形の中でまとめるのは、また各集落とともに、校区別に何かこの校区で何か一体的にできないかなというようなことを、今それぞれの地域の中に入っていった答えが出てくるものであればなと、今、町がいろんな形で補助金を、

地域活性化とかいろいろやってきておりますけども、もうこの辺で補助金の見直しをやれるものはやっていきたい。そのためには、その地域で、自分たちでやろうとする仕事、関連等については、交付税みたいな形で一気にその地域に補助ちゅうか、そういうものを流しながら、自分たちで自分の地域を考えていただきたいというようなことを、その地域の人たちが考えていただければなと。到底、言うと叱られますけども、若い人たちが、後継者がそこに住むというのは非常に厳しい状況でございますので、今おる人たちが楽しい生活をできることによって、子どもたちが帰ってきて、60以上になったりいろいろして、そこで20年、せめて75歳までは皆さん頑張ってもらいたいなというような思いで、そのための健康づくり関連等も伴って、いろんな形でその地域に入っていけるような形を今お願いできればなという、各地域に今担当のほうが足を運んでおるということで、係だけでなく、そこには4人の職員を今付けておりますので、行動できるような人になってほしいなというような思いで、今後いろんな形のものが出てくるものと思いますので、そういう思いで今後の高齢化社会に対しての方向を見つめていければなというふうに考えております。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

○4番(金田英樹君) ご丁寧な答弁いただきまして、私が今日述べたことと、これまで述べてきたこと、今、町長の話を伺う限り、ほぼ同じであるなとは感じたところです。そこで私が前々から言ってる話でもあるんですけども、やはりその思想観はものすごくよくわかるし、共有できていると思うんですよ。ただ、本日、陸橋のお話ありましたけども、みんなが安全で立派な陸橋をつくるというお話をしても、それだれが手掛けるかでも物って絶対に変わってくるんですね。だからこそどういう行程を組んでいくかというのをもう少し具体的に、私いつもA3用紙1枚というんですけども、見える形でしっかりとこのまちづくり推進室等にもつくっていただいた上で、それをもとにして走りながら必要があればそれを修正しながらやっていくような段取りと進め方が必要ではないかと。それもスケジュールを落とした上でですね、と考えているところです。それに関して1点、部長からでもいいんで、質疑いただきたいのと。

もう1点が、今、校区ごとに説明会等しておりますが、これかなりの負担を伴っているのは重々承知しているんですけども、正直9校区、せめて9校区でやったほうが集落等の生活だとか、コミュニティの実態にそぐうのではないかと感じておりますので、その2点について答弁いただければと思います。

○議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。

〇総務部長(本郷邦之君) ご質問につきまして、ご説明申し上げたいと思います。

先ほど言われた、4点目のデータの公開の分に関連する部分かと思いますけれども、前に金田議員がおっしゃられております、宇城市の松合地区ですかね、あちらのものを見させていただきましたけれども、やはり丁寧にあそこ全部で6回ぐらいにわたってそういった懇談会を開きながら、最初の地区の要望の吸い上げからですね、それを吸い上げる時点で、言われたデータをお示ししながらされていたというのは見ました。確かに、見えるかすることで意見が出やすくなるというのはあります。ただ下手に不安をあおるような材料であってはまたいけないと思いますので、いわゆる、その実際の現

実の数字、過去からの今に至っての年度ごとの人口の推移だとか、高齢化率の推移だとか、それはまさしく事実でありますので、それを元にお示ししながら、将来のおらが村の10年後、20年後を考えていく材料としてですね、お示しをできるような形を取っていきたいと思いますし、また、先ほどのモデル的なものということでお話ありましたけど、確かに、モデル地区で1回そういった形でやることによってそれがうまく成功事例になればですね、それを広めていくというやり方のほうが合理的といいますか、進める方向としてやりやすいという部分もありますので、そういったものもスケジュールも含めましてですね、やっていければなということで考えております。

それと、あと今の現在の校区ごとの説明会よりも、多分おっしゃられているのは、北部のほうがもとのですね、校区がかなり広範囲に広がっておりますので、そういった旧校区ごとにしたほうがもう少し、そのそれぞれの実情なり、地域性も歴史も違いますので、いいんではないかというようなことのご提案かと思いますけども、今後、話し合うテーマをいろいろこうお示ししていきますけれども、そのテーマの中でですね、今言われたようなことのほうがより検討して出しやすいし、そういった集約の仕方をするほうがやはりまちづくりに関して、集約しやすい方法、手法になるということであれば、そういったことも含めてですね、細かく分けるなり、必要があればそこの単独の集落というのもあり得るかもしれませんけれども、そういったものも視野に入れながら説明会等については検討を進めてまいりたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

○4番(金田英樹君) 最後、こちらまとめになりますけども、先ほど危機をあおるというお話もありましたけども、私、やはり思うのが、その観点も正直ございます。ただ、こちらはもう以前からその、例えば、過疎集落、大津町どうこうじゃなくって、頑張れば人口増えます、増やしましょうというようなオブラートに包んだような議論から始まるからこそなかなかうまくいかないところが多いんではないかと思っております。

公共交通とか、道路の話も様々出ますが、この前の校区懇談会においても、やはりその場その場に おいて、その時の利点とデメリット、あるいは、予算これだけぐらいかかって、一方ではこういう意 見も出ますよと、一個一個裁いて、答えを出して、詳らかに、もう正直な議論をしていかない限り、 具体的な策というのはなかなか生まれにくいと思っておりますので、なかなかそこ本当に担当者の手 腕等によるところも大きいと思うんですけども、ぜひとも大変町長の話も聞いて期待しておりますの で、よろしくお願いできればと思います。

それでは、2つ目の質問、少し早口になるかもしれませんけども、児童の見守りと安全確保に関する質問に移ります。概要はお手元にお配りの、先ほどの裏面になります。

子どもたちが被害者となる事件、事故は、ここ10年単位で見るといずれも減少傾向にあるものの、依然として後を絶ちません。児童・生徒は、一般的に危険察知能力も回避抵抗する能力も成人に比べて低く、交通事故を例に挙げれば、子どもだけでの外出の増える1年生をピークに小学校低学年が巻き込まれる歩行中の事故が突出して多いというデータがあります。また、通学などで自転車に乗り始める層が増える中学生になると自転車事故の件数も増加します。また、最近の新潟県で大変痛ましい

事件がありましたが、力の弱い児童を標的とした殺人・誘拐・暴行・猥褻などの卑劣な事件は、全国で見ると毎日のように起こっており、つい先日は、町内でも不審者に関する情報が保護者のメールのほうに流れておりました。子どもたちを健やかに社会へ巣立たせるために、必要な対策や教育を地域社会が責任を持って協力し、徹底して行う必要があると考えております。

以上を踏まえ、次の6点について伺います。

1点目は、すべての議論を始める上での前提ともなる内容で、データと科学的根拠に立脚した安全 対策についてです。このお話をするにあたり、全体となるのが、資料2にあるハインリッヒの法則と いうものです。これは一つの重大な事故1件につき、軽微な事故が29件、さらにその背後に隠れた 事故寸前の危険な出来事が300件あるという理論であり、発生した一つの事故事象だけに着目する のではなく、背後に潜む、ヒヤリ、ハッとするような危険な出来事にも着目して、一つ一つ丁寧に対 応して事故を未然に防ぐことにつなげるという考え方です。近年では、交通事故や医療事故に限らず、 あらゆるビジネスの危機管理にも用いられている手法で、例えば、製造業や建築業での日々の安全チ ェック、あるいは事務部門における軽微なミス防止などでも浸透しており、クレーム対応や社員教育 の徹底に活用される機会が増えています。実際に私も前職では事務品質向上、事務過誤の削減や業務 効率化の業務を長く担っていましたので、この考えを分析や小構築に活用していたところです。事故 に関しては、すんでのところで障害物に気づかずに頭をぶつけそうになってヒヤリとしたり、車が急 に飛び出しや車線変更してきてハッとしたり、あと少し何かのタイミングが違っていたら大怪我や事 故になっていたと思うような経験がだれにでもあるのではないでしょうか。児童が巻き込まれる重大 事故や事件を防止するためには、たまたま発生に至った事案や通報のあった事案のみをもとに対策を 練るのではなく、こうした予兆を何事もなくてよかったで済まさずに、傾向や危険箇所などを統計的、 定量的に把握して、事件、事故の種をつぶすことで未然に防いでいく必要があるというのが今回の提 案の要諦です。

例えば、交通事故に関しては、危険地域の信号や横断歩道の設置、歩道の拡幅、街灯の設置などの様々な要望があったものの、予算などの関係で対応しなかった場所において事故が発生し、その後に、 急ピッチで対応がなされたという話は、残念ながら時折聞く話です。

また、事件に関しては、子どもへの不審な声掛けの多い場所では、声掛けが起きた直後の性犯罪の発生の可能性が高くなることが報告されております。調べてみたところ、この理論を活用した取り組みに、独立行政法人科学技術振興機構が作成している、危険な出来事カルテというものがありました。これは交通事故ではなく、事件に特化したものですが、当該ツールを用いた調査からは、追いかけられた、殴られたなどの危険な出来事の種類別に子どもたちの経験率、被害率をアンケートによって把握します。また、その出来事がいつ、どこで、だれにされたのか、その時に子どもたちがどのような対応を取ったのかといった詳細な情報を把握し、そうしたデータに立脚した上で、必要なハード面の対策や子どもたちへの教育、地域の見守りなどを行うことが取り組みの骨子です。失われた命は戻りません。幼少期に付いた心の傷も簡単に癒えるものではありません。だからこそ、危険な出来事カルテである必要はないのですが、子どもたちへの精微なアンケートなどを通して、様々な予兆を含めた

正確な危険の把握や分析を踏まえた上で、効果的な全体計画を練るための前提となる本格的な調査を行う考えがないか伺います。

2点目が実効性の高い防犯訓練や危険を察知・回避するための教育に関してです。事故に遭いやすい人と事故に遭いにくい人の相違点がどこにあるかと言えば、統計的に見ると危険察知能力にあります。危機管理意識とも言えるかもしれませんが、それが高い人は直感的に危険を察知し、道路でもなるべく車道と離れて歩きますし、横断歩道を渡る際でも注意をはらいます。また、少しでも危険だと感じるエリアや人を経験的、直感的に認識して一定の距離を保ちます。こうした能力や習慣は、体験の積み重ねはもちろんですが、教育によっても向上させることができると言われています。したがって、横断歩道を手を挙げて渡る、暗くなる前に帰る、台風、大雨の日に外出しないなどの標語レベルの指導ではなく、子どもたちが周囲の危険を自ら察知し、自分で考え、行動する力を養うための安全教育が不可欠だと考えています。言うまでもなく、この能力は地震を含めた災害対応能力とも同類のものです。町では、現在、この観点がどのような取り組みを行っているか。また重要だと考えているか伺います。

3点目が町内危険エリアへの措置に関してです。具体的に2つあげさせていただきますが、先日、まちづくり推進室が実施した、校区別懇談会は4カ所にお邪魔しましたが、子どもたちの通学路の外灯、防犯等を充実させてほしいという要望や、防犯カメラの設置を検討してほしいとの要望が、年代を問わずに多くの方からあげられたことが印象に残っています。ここにおいて、予算措置として厳しい部分もあるかもしれませんが、地域の声あるいは先ほど述べた児童・生徒へのアンケートによる統計的な把握によって、危険度が高いことが判明すれば、一刻も早く対応するべきだと私は考えております。また、箇所によっては、LEDに交換するだけで明るさを改善できるように思われる地域もありますので、将来的にいずれにしろ交換する予定であるのならば、費用はほぼ変わらないということも踏まえ、前倒しで切り替えるほうが合意的だと考えております。

この2点に関して、町の方針を伺います。

4点目が歩行及び自転車乗車時の第3者からの視認性の向上策に関してです。具体的に2点あります。まず、歩行時の安全向上策について、東小学校では、全児童に蛍光ベストを提供し、着用を義務づけています。実際に地域の方にヒアリングをしましたが、視認性が増すことで、交通安全の観点からも、見守り効果向上の観点からも優良だと概ね好評でした。ただ一方で、東小学校校区では優良だが、人口密集地域では必ずしも必要ではないのではないかとの声もありました。また、自転車乗車時の視認性向上に関しては、私自身も感じるのですが、夕暮れ時以降に点滅する後部の赤いライトを推奨する必要性を感じているドライバーが多いようです。もちろんこうした措置は、すべてあるにこしたことはないのですが、学校や家庭などでの費用や管理の手間の増加にもつながるため、とりあえず何でもやるのではなく、各地域の実情を踏まえて議論し、無理なく、持続可能な形で進めることが大切だと考えています。

したがって、次の5点目の質問にもつながりますが、この2つの必要性を、例えば、小学校であれば学校別の青少年育成会議などで議題として、一度しっかりと参入、導入賛否の議論をする考えがな

いか伺います。

5点目が地域の視点と見守りに関してです。現在、町では、児童の下校にあわせて地域の見守りを促す放送をしており、もちろんそれ自体に犯罪抑制効果はあると思いますが、実際の見守り活動の方法に関しては、イメージできない住民がほとんどのように思います。最初の質問とつながりますが、データに基づく危険箇所や危険事例などを共有して青少年育成会議や校区別の懇談会などの場で情報交換会やワークショップを行うことで、子どもを中心に据えて、地域の輪を一層深めながらより具体的かつ効果的な守りにつなげる考えはないか伺います。そうした場と機会を持つことで、例えば、青パトの巡回ルートの見直しにつなげることも考えられますし、青パトや巡回ボランティアの車輌にドライブレコーダーを設置し、それを広報や車輌用マグネットステッカーで知らしめて、犯罪抑止につなげるなど、多様なアイデアも出てくるかと思います。

6つ目が家庭や地域への意識啓発に関してです。子どもの安全を守るためには、学校だけではなく、 保護者による日々の意識づけも大切です。また、生活道路でもある通学路を運転することの多い地域 住民の安全意識向上も不可欠です。先ほど述べたアンケートや青少年育成会議等で集まった情報など をもとに、児童の傾向や危険な体験などを住民へ広く共有することで、より具体的な形で意識啓発を 実施する考えがないかを伺います。

以上、複数にわたる項目を縷々申し述べましたが、科学的なアプローチを取り入れるとともに、現在、いろいろとやっているものの個別、ばらばら、あるいは対処的になっている安全対策を体系化し、役場の所管を横断的に優先順位を付けながら計画的に整備、実行していくことが大切だと考えております。子どもの被害防止に限らず、防災・防犯にとっては、ムリとムラが大敵です。できることは何でもやるでは、やがて息切れして無理がきてしまいますし、例えば、学校の立場で考えれば、ほかにも様々な担いがある中で、いかに有効かつ現場の負担とならない形で実現するかという観点も不可欠だとは思っております。また、子どもが一人でよく通る道なのに、見守りの目がない。あるいは、ヒヤリハットの多発地帯であるにも関わらず対応がなされていないなど、取り組みにムラがあってはやがて重大事故が発生しかねません。身近な危険がいつ、どこにあるのかを正しく知り、体系立てて整理し、対策を進めていくことがムリやムラの少ない科学的で効果的な被害防止への第一歩になると考えております。

以上、教育長の考えを伺います。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 金田議員の児童の見守りと安全確保についての質問にお答えします。

最初に、データと科学的根拠に立脚した安全対策(危険なできごとカルテ)等の活用についてでございますけれども、議員が言われるように、各方面から上がってくる情報について、地域住民、PTA、関係機関や子どもからの視点を踏まえた情報などを一元化しデータ化することは、児童の見守りと安全を確保する上で、非常に科学的であり、また有効であろうと考えます。提案にありましたカルテにつきましても、被害の前兆である、かもしれないという事案を把握し、予防的対策も含めた安全対策につながると受け止めております。

教育委員会におきましては、これまで不審者や事故等につきましては、対象の児童や生徒への聴き取り等をしてもらい、紙面で情報を収集する上、警察署等関係機関と連携してきておりました。改めて、全児童生徒へのきめ細やかな詳細な調査を行うとなりますと、各学校にそれ相応の時間の確保と、また、先生方への負担をお願いすることになってしまいます。また、さらには、その集めた情報をデータ化するためには、予算措置が必要になってまいります。したがいまして、現段階で、議員のご提案である、新たな全児童生徒に対するアンケート調査の予定は立てておりません。しかし、現時点で学校側が把握し、教育委員会には伝えていないような事案があるかもしれません。その点での改めての学校への情報収集を行うこと。あるいは、今後の情報収集にかかる報告様式をもう少し細やかに見直したり、統一したりすること、そして、さらには教育委員会が現在把握している事案について、誠に残念ですけれども、アナログ式ではございますが、防犯・防災、そして交通事故などの視点で校区ごとのマップに記入するなどは可能でございますので、一体的な見守りという方向に向けて、まずはそこからやりたいと考えます。

次に、実効性の高い防犯訓練や危険を察知・回避するための教育についてです。

議員が言われますように、防犯訓練は実際の場面を想定し、子どもたちがどのように行動しなければならないのか、体験を通して学んでいくことが大切であり、防犯や災害を想定した避難訓練や危険を察知・回避するための安全教育は、現在、町内全小中学校で毎年定期的に実施しているところです。安全教育は、子どもたちの命に関わる大切な教育であることを認識し、今後も各学校において充実を図っていきたいと考えています。

次に、危険エリアの措置についてでございますが、教育委員会としましては、各学校における児童 生徒の通学路の安全点検の実施や、大津町通学路交通安全プログラムにおける通学路の合同点検、あ るいは保護者の要望を受けた街灯や防犯灯、その他安全施設等の整備について町の担当部局や関係機 関に対応をお願いしているところであり、今後も危険なエリアが早く改善できるように取り組んでい きたいと考えています。

次に、歩行者及び自転車乗車時の視認性の向上策についてですが、小学校入学時には黄色の帽子、傘、ランドセルカバーが配布されます。大津東小学校以外での交通安全ベストの着用や自転車乗車時のリアライト等の件につきましては、議員もおっしゃいましたように、学校を取り巻く環境が各学校違いますので、まずは、各校でPTA等と協議してもらうことが必要ではないかと考えております。なお、大津中学校では、PTAとの協議で、本年度から安全襷を全生徒で着用することが取り入れ

られています。

次に、地域の視点と見守り(青少年育成会議等の活用)についてでございますが、先月、新潟市で 女児殺害事件が発生しました。ニュースを聞いた時には、私は本当に痛ましさに胸が締め付けられま した。本町におきましても、各学校から不審者情報が上がってくることも多く、その際には、警察署 に連絡をして巡回していただいたり、学校ごとにメール配信等をしてもらったりしていますが、決し て他人事ではないと危惧しているところでございます。現在、校区ごとに開催されている青少年育成 会議におきましては、校区内の危険箇所等のワークショップ等を実施し、子ども110番などの情報 の共有や区長さん方を通して防犯カメラや標識設置等の要望などを行っているところです。

教育委員会としましては、今後もPTAや地域の方々と共に、子どもの見守り等について情報交換 及び改善策を検討する場として、青少年育成会議の内容の充実を図ってまいります。

最後に、家庭や地域への意識啓発についてです。教育委員会としましても、これまで様々な場や方法で啓発をしてきたところでございますが、現在、生涯学習課で進めています、地域学校協働活動が有効であろうと考えています。この地域学校協働活動は、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えると共に、学校を核として地域づくりを目指すものです。地域の子どもは地域のみんなで見守り、育てていくという気運を高め、町全体に広げていきながら、子育てにかかる講演会や研修会の開催などを通して更なる住民の意識啓発に努めていきたいと思います。

子どもたちの安心・安全な生活は、大津町全体の安心・安全な生活づくりによって担保されます。 議員がおっしゃいますように、どうかすると教育委員会の取り組みと町部局の取り組みというところ で、少し高温度差があったり、情報連携が不足していたりということがあったのではないかというこ とを、これまでも、そして私が教育長になってからも感じるところがございます。したがいまして、 今後は、町部局ともさらに連携しながら、情報共有を努め、取り組みの充実を進めていきたいと考え ております。

なお、詳細については、担当部長のほうから説明いたします。

〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。

○4番(金田英樹君) 再度質疑いたします。

部長からの答弁もそこにあわせて、時間もあれですからいただければ幸いです。

①番に関しましては、おっしゃるとおり、負担等もありますので、ただもうそれは目的でしかないので、できる限り負担も少ない形で、ただ本当に命に関わる可能性のあることですので、たくさんの情報を集めながら、それを活用しながらやっていただきたいと思います。一例を挙げると、今回、小中学生の事故の件数、過去何年か伺ったところ、場所もわからない、件数もわからないような管理状況でしたので、そういったところも含めてやっていただければ幸いでございます。

2つ目の実効性の高い防犯訓練とか危険察知教育、私もちょっと学校に伺ってやったんですけども、 少なくとも私が先ほど述べたレベル感でやっているようにはあまり感じられなかったというのが私の 認識でございます。

3つ目が危険エリアへの措置なんですけども、こちらやはりいつも常々思うのが、大人の視点と子どもの視点てやはり違うので、だからこそ子どもの視点が大切ですし、先ほど防犯ベストの話を一つとっても、大人の中でも、私は正直防犯ベスト不要だと思ってたんですよ、どのみち見えるので、子どもはですね。ただご高齢の方にお尋ねすると、やはり視力も弱ってて、視界も狭まっているので助かるというお話もありまして、そういったことを踏まえていかないとなかなか厳しいんではないかと思っているところです。

3つ目で言いますと、街灯のLED化に関して、答えはできないと思うんですけども、そこに関して具体的に担当部課としっかり議論していただきたいと思っているところでございます。

4つ目の歩行及び自転車乗車時の視認性の向上策に関しては、こちら最初述べたとおり、青少年育成会議、あるいは校長会等で具体的に俎上に載せて議論をしていただきたいなと思っております。やる、やらないはその時の判断だとは思っております。

5つ目は、地域の視点と見守りのところで、具体的提案しましたけども、青パトの巡回ルートの話だとか、あるいは述べたドライブレコーダーの設置等は、ほかの方とも話す中でもあったので、そこに関しては、お考え等があれば伺いたいと思っております。

最後の家庭や地域への啓発なんですけども、こちら先ほども、今ある母体でというお話もあったんですけど、そこに参加しない方々にも現状だとか、課題だとかを広報等を通してやっていかないと、ドライバーとか多様におりますのでと考えております。

以上を踏まえまして答弁いただければと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 再質問に説明させていただきます。

まず、1番ですね、一応いろんな情報あたりが現実的に整理できてないということでございます。 データ化ということじゃなくて、先ほど教育長からありましたように、紙ベースでの情報となっています。 そういった部分については、今後ともまた整理させていただきたいというふうに思っています。 それと②ですね、実効性の高い防犯訓練や危険を察知、回避するための教育ということでございま すけれども、一応こちらについても今後実態に応じたですね、教育ということで充実させていきたい というふうに思います。

それから、3番目の危険エリアへの措置ですね。こちらLED化あたりもということでございますので、こちら防犯担当の所管課あたりとまた協議のほうを進めさせていただきたいと思います。

それと④番ですね、自転車乗車時の視認性の向上と、ベストの着用とかですね、こういった部分についても各校区でですね、青少年育成会議等がありますので、その中で、また議論あたりさせていただくのは可能かなというところで思っております。

そして、地域の視点と見守りですね。一応こちらについては、子どもの視点とかそういった部分、いろんな情報あたり収集した上でですね、こちらについても青少年育成会議あたりの中で協議のほうを進めさせていただければと思います。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- **〇4番(金田英樹君)** 時間になってしまいましたけども、合意いただいた答弁とかほかにもあると思いますので、もし支障なければ私お話いただければまたホームページ等でも公開させていただきたいと思っています。

もう1点、ここで終わってしまいましたけども、議場外でもしっかり議論させていただきたいと思っておりますので、それをお伝えしまして、私の一般質問を閉じさせていただきます。

○議 長(桐原則雄君) これで、本日の一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。 午後 時 1 0 分 散会 本 会 議

一 般 質 問

平成30年第2回大津町議会定例会会議録

平成30年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第3日)

	平成30年6月10日(日曜日)														
出 席 議 員	1 番 三 宮	美	香	2	番	Щ	部	良	二	3	番	Щ	本盲	言 二	夫
	4 番 金 田	英	樹	5	番	豊	瀨	和	久	6	番	佐	藤	真	$\vec{-}$
	7 番 本 田	省	生	8	番	府	内	隆	博	9	番	源	JII	貞	夫
	10 番 大 塚 育	臣 一	郎	11	番	坂	本	典	光	12	番	手	嶋	靖	隆
	13 番 永 田	和	彦	14	番	津	田	桂	伸	15	番	荒	木	俊	彦
	16 番 桐 原	則	雄												
欠 席 議 員					_				_			_			
職務のため出席した事務局職員	局	長	矢	野	好	_									
	書	記	大	塚	知	里									
地方自治法第 121条第1 項の規定を り説明 した者の 職氏名	町	長	家	入		勲	会兼	計会	管計	理課	者長	坂	本	_	正
	副町	長	田	中	令	児	総	務部	総系	客課主	幹	/77.	#		、土
	総 務 部	長	本	郷	邦	之	兼	行	政	務課主 係	長	伊	東	正	道
	住民福祉部	長	藤	本	聖	二	総財兼	政 誤行 革	務財推	政 係	部長長	本	司	貴	大
	経 済 部	長	古	庄	啓	起	教		育		長	吉	良智	里恵	美
	土 木 部 併任工業用水道記	長 課長	大	田黒	哲	郎	教	官	Ĩ	部	長	市	原	紀	幸
	総務部総務調	長	羽	熊	幸	治	農	業委員	員会	事務局	長	荒	牧	修	$\vec{-}$
	総務部財政調	長	白	石	浩	範									

議事日程(第3号) 平成30年6月10日(日) 午前10時 開議

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

O議 長(桐原則雄君) これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。

日程第1 一般質問

○議 長(桐原則雄君) 日程第1 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

三宮美香さん。

○1番(三宮美香さん) 皆さん、おはようございます。傍聴席の皆さん、いつも傍聴に来てくださる 方々、生活の中に議会を入れていただき本当にありがとうございます。新しく傍聴に来てくださった 皆さん、今回、議会に関心を持っていただいたこと本当にありがとうございます。では、議席番号1 番、三宮美香です。通告順にしたがい質問させていただきます。

質問は大きく2つです。1つ目は、子どもの安全見守り活動について、2つ目は、教育費の歳出状況の推移についてです。どちらの質問も昨日の山本議員、金田議員と重なるところがありますので、調整しながらの質問とさせていただきます。

まず、1つ目の子どもの安全見守り活動について。これは金田議員の質問と重なっています。社会の変化に伴い、交通安全に対する規範意識の低下などから、子どもが事故に巻き込まれたり、子ども狙った犯罪により命を落とす事件が絶えません。小中学生では、特に登下校時に被害に遭うことが多いと言われています。昨日はデータの表示はありませんでしたが、私の分り得る範囲での簡単なデータを準備しています。配付させていただいた資料、一般質問補助資料①、平成27年度中の県内の声かけ事案発生状況をごらんください。グラフがたくさん載っている表のほうです。これは熊本県教育委員会のホームページの学校安全の中の防犯の項目のデータです。1番目のグラフ、声かけ事案など発生状況の推移をみると、平成20年から27年までの7年間に全体として300件ほど事案が増えているのがわかります。昨日の金田議員の通告書の冒頭には、子どもたちが被害者となる事件、事故はここ10年単位でみるといずれも減少傾向にあると書いてあります。年のため申しますと、この増えていると減っているの違いは、事件と事案の違いで、法律的に言うと事件は請求告訴、告発、起訴などの具体的な行動がなされて法的な処理をする必要ができたもの、それ以外の検討段階にあるものが、私が準備している事案です。事案のほうが犯罪性が薄いとも言われますが、子どもたちが受ける心の傷は大きいと思います。

では、一番目のグラフに戻ります。その全体的に増えている中でも、特に声かけ事案は138件増

えていて、全体の3分の1を占めています。2番目のグラフ、時間帯別発生件数は、1日を4つに区切ってありますが、昼の12時から18時ごろまでが一番多く、次いで夜、朝の順の発生件数になります。そのまま3番目のグラフ、被害者学識別発生件数と4番目の被害者の状況別発生件数を見ると、昼間の12時から18時に声かけが多いのは、小中学生の下校時間であり、その次の夜の18時から0時まで多いのは部活帰りや塾帰りだろうと推測されます。また、5番目のグラフ、月別発生件数では、寒い時期と学校の長期休暇の8月には声かけ事案などが減っているのがわかります。

では、大津町はどうでしょうか。裏の平成28年度から30年度までの不審者疑い事案発生状況を ごらんください。これは大津警察署管内での事案を大津町内に限定して警察署で口頭で確認したもの です。ただし、先の熊本県のデータについてもですが、すべてが不審者だとの確定はできていません。 また、発生場所についても回答もいただいていますが、いろいろと考慮し、今回表記は避けました。 ですので、こちらの資料の取り扱いにはご注意いただきたいと思います。口頭で聞き取ったものを少 ないですが、県のデータと同じようにグラフにしてみました。そうすると、やはり夏休み中と冬の寒 い時期は発生せず、時間も下校時が多いということがわかります。そして、今年度はもすでに件数が 多くなってきている状況です。

そういうことからも、子どもの安全を守るために見守り活動などが学校やPTA、地域のボランティアで行われています。校区別や町で青少年育成会議などされていますが、そもそもそういった見守り活動をされている団体などの把握はされているのでしょうか。

また、県外では、見守り活動に助成金を出しているところもあります。相模原市では、55団体が 市の助成を受けて活動をされているようです。子どもの安全を守るためには、もちろん保護者が見守 りはしなくてはなりませんが、共働き世帯が増えていて、一人親家庭も増えている中で見守りをした くてもできない事情もあります。ただ、地域の子どもは地域でという言葉を使い、ボランティアにば かり頼るものでもないと思います。そういう中で、助成金が出て見守り活動をお願いできる団体があ れば保護者も助かると思います。大津町では、見守り活動に対する助成はされているのでしょうか。

また、子どもの安全見守りに対する教育委員会の役割をどのように考えていらっしゃいますか。 以上、3点質問します。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- **〇教育長(吉良智恵美さん)** おはようございます。三宮議員の子どもの安全見守り活動についての質問にお答えいたします。

議員がおっしゃいますように、子どもたちが犠牲となる痛ましい事件が全国各地で発生している状況があります。ここ大津町でも、事件や事故が発生する可能性が当然ありますし、そのことを常に認識し、未然防止に心がけていかなければならないと考えております。

登下校時の子どもたちの安全確保は、学校や保護者だけでは到底行えないものであり、議員が言われるように、地域と結びついた子どもたちの安全確保に向けた見回り活動が必要であると考えております。

現在も各校区におきまして、登下校時の見回りに多くの地域ボランティアの方々が協力していただ

いている状況でありますが、必ずしも各学校のニーズに応えられているものではないということも認識しております。大津町としましても、シルバー人材センターへの委託や自衛隊OB会、その他地域団体等の協力のもと青パトでの巡回を行い、子どもたちの登下校時の安全確保を行っているところです。このような取り組みは、犯罪の未然防止のためにも各団体や関係機関と連携協力し、継続して取り組んでいかなければならないと思っております。

今後も各学校との連携を大事にしながらどうしたら充実することができるのか考えていきたいと思っているところでございます。

ご質問にあります、見守り活動への助成につきましては、町からの助成ではございませんが、県P T A 教育振興財団へ申請することにより、助成が行われております。町内では、室小学校以外の学校が実施しているところです。

次に、教育委員会の役割をどう考えるかについてでございます。登下校の子どもたちの安全確保につきましては、基本的には各学校が通学路の安全点検をはじめ、通学等にかかる指導を行いますが、各学校から上がってくる、学校単位では解決できない通学路での課題や事故など、様々な対応につきましては、当然、教育委員会が対応したり、指導助言をしたりということになります。

今後も学校はもちろん、警察等との関係機関と連携し、児童生徒の安全確保を行っていきたいと考えております。

なお、詳細につきましては、担当のほうから説明をさせていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) おはようございます。説明させていただきます。

子どもたちの安全確保につきましては、登下校はもちろん、児童生徒が安心安全に学校生活を送っていくことは当然推進していかなくてはならないものでございまして、学校教育の基盤となるものと考えております。

子どもたちの見守り活動につきましては、各学校の実態に応じ、関係団体等と連携し行われているところでございます。その把握につきましては、まず、各学校から提出される学校経営案の中で、家庭・地域等と連携協力を図っていくことが明記されておりますが、詳細につきましては、毎年6月に実施いたします各小中学校を対象とした経営訪問で説明を受けているところでございます。

学校の登下校の見守り等につきましては、各学校の実態にあった取り組みがなされております。美 咲野小学校、護川小学校につきましては、コミュニティ・スクールの中で、児童の登下校の安全を含 めた安全ボランティアが組織され、PTAや地域と連携した活動がなされております。

教育委員会としましては、今年度、本来のコミュニティ・スクールよりも簡易な形での運用が可能な、熊本版コミュニティ・スクールを全校に取り入れましたので、その中で、安全ボランティアの設置を行い、組織的な取り組みを実施していきたいと考えております。

次に、見守り活動に対する助成につきましては、県PTA教育振興財団へ申請することにより助成が行われております。この助成は、一般財団法人熊本県PTA教育振興財団と熊本県教育委員会が主催となりまして、子どもたちの登下校時の安全を守るため、パトロールや巡回指導等の実施を支援し、

地域での防犯を視点とした見守り活動を推進しようとするものです。各学校が依頼した警察官OBや地域に精通した地域学校安全指導員が、子どもの登下校時に通学路の防犯巡回パトロールや安全点検及び危険箇所の指摘並びに学校安全ボランティアに対する子ども見守り活動についての助言等を行うものでございます。巡回指導に対する経費補助は、1回1時間程度の巡回指導に対し1千円とするもので、年間30時間、1校当たり3万円を上限として助成されるものでございます。

次に、教育委員会の役割をどう考えるかについてでございますが、登下校の子どもたちの安全確保につきましては、議員が言われますように、教育委員会の役割も重要であると考えております。先ほど教育長からありましたように、各学校からの要望や緊急事案への対応及び学校への指示、助言を行うとともに、全国で様々な事案が発生したときには、各学校でも再指導をするなど、機会を捉えた指導をしております。さらに、毎月開催しております町内校長会では、児童生徒の交通事故を含めた事故等についての報告をし、その後の事故防止を図る等、情報の共有を図っているところでございます。今年度になりまして、町内では、声かけ事案等の不審者情報がすでに6件入っており、その都度各学校及び警察への情報提供を行い、被害防止に努めているところでございます。教育委員会としましても、このことは重大事案と捉え、迅速かつ確実な情報共有及び正確な情報共有方法について警察と連携したシステムづくりを行っているところであり、今後、学校、警察と一体となった取り組みを行っていきたいと考えております。また、学校の安全体制づくりにつきましても学校訪問等で説明を受け、指導を行っているところでございますが、安全マップの活用や地域との情報共有などの学校や地域と連携した取り組みも含め、さらなる強化を図っていくための指導を継続して行っていきたいと考えております。

また、防犯灯や防犯カメラ等の整備につきましても、関係部局と協議しながら通学路の安全確保に 努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。

○1番(三宮美香さん) 再質問させていただきます。

今の説明を聞く限り、見守り活動を大津町でもがんばっているというふうに聞こえますが、ただ見守り活動の中にも有償のものと無償のものがあるということがわかります。学校のほうでまずいろんなところから拾い上げて教育委員会のほうにいろいろな会議で報告するということですが、学校PTAで上がってこなければボランティアの方々は無償と有償とわかれるということになるということでしょうか。見守り活動を無償でボランティアをされている方とお話をしたときに、朝は時間がはっきりしているからボランティアもしやすいけれど、帰りの時間はだらだらと長いからボランティアも難しいと言われました。この帰りの時間こそが被害に遭う確率が高いのです。

安全マップの活用というお話も出ましたが、学校PTAなので、どの程度どの安全マップが活用されているのか、確認はされているでしょうか。

以上、2点お尋ねします。

〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。

○教育部長(市原紀幸君) 再質問にお答えいたします。

まず、ボランティアの中で有償、無償があるということでございますけども、先ほど申し上げました、有償につきましては、振興財団のですね、助成の中で行われているということで、基本的にはボランティアについては無償で行っていただいているというところでございます。その実態につきましては、当然学校内での情報に限られますので、その全体をですね、把握しているという状況ではないというところでございます。

それと安全マップの活用でございますけども、各学校でですね、安全マップを作成していただいて、 各保護者あたりに啓発あたりはさせていただいているところではございますけども、その辺が十分浸 透しているのかというのはですね、あるかと思いますので、今後、こういった活動については、さら に学校を通してですね、周知のほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。
- ○1番(三宮美香さん) 聞き忘れたので再度質問をします。

先ほどの県PTA教育財団の話の中で、室小学校以外が申請をして助成を受けているようなお話でした。警察に聞き取りをした中で、やはり室小校区での事案が多いように感じたのですが、なぜ室小は申請をされていないのでしょうか。答えられる範囲でいいので答えてください。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- **〇教育長(吉良智恵美さん)** 三宮議員の今の質問にお答えさせていただきます。

私が校長のときにですね、この活用をしたことがありますので答えさせていただきますが、原則、 学校の希望で申請するものでございます。それで各学校で見回りをしていただく方を見つけて、その 方にお願いをして申請していくという、学校からの申請になりますので、多分その当時、室小はコミ ュニティの中で見守り活動をかなり盛んにやっておられましたので、必要ではなかったというふうに 判断されたのではないかと思います。よろしいでしょうか。

- 〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。
- ○1番(三宮美香さん) よくわかりました。昨日の金田議員との質問のやりとりの中で、金田議員がいろいろなところをきちんと整備して進めることが必要であるというようなお話をされましたが、その中での回答の中に、情報をデータ化するには予算が必要だとか、報告様式を考えないといけないなど、行政あるあるのできない理由の列挙がありました。お互いの話の中でも、下手な鉄砲数打ちゃ当たるでは合理性がないから計画性を持ってというような発言もありましたが、では、どのレベルまで準備ができれば動くことができるのか。変えることができるのか。完全な計画ってあるのでしょうか。冬休みと夏休みを除く下校時間の声かけ事案が多いことは事実です。だらだらとした見守りではなく、見守り強化週間をつくって一斉に行うのも一つですし、昨日もお話の中にあったせっかくつくられたまちづくり推進室と連携するのもありだと思います。事件が起きてタラレバ論争、あのとき○○していたら、もし○○していればにならないように、大津町の子どもたちが被害に遭って傷つくことがないことを、事案が事件にならないことを願います。

では、2番目の質問、教育費の歳出状況の推移についてです。①の雨漏り被害については、昨日の山本議員の質問とかぶっているところがあります。教育長は、答弁の中で、築35年以上の学校では、複数の雨漏りなど修理が必要な箇所があるが、修理が追い付いていない。できるだけ早急に優先的に進めるとおっしゃいました。ただ、この回答には矛盾があります。複数の雨漏りがわかっていて今まで修理していなかったのに、早急に進めることができるのでしょうか。昨年の金田議員の一般質問の中でも、「もう4回も同じことを言っています」と言われて、驚いたことがありました。多分そこが大津町の悪い体質だと言われているところだと思います。今回、山本議員が一般質問を出されて、多分すぐに吉良教育長がご自身で学校を確認されていました。また、大津小学校の校長時代に学校の要望などを町に上げているのになかなか進まない歯がゆい思いも経験されていたと思います。せっかく教育長になられたのですから、ぜひ進めていただきたいと思います。

ただ一つ、私は疑い深いので、念をもって重要性と緊急性について言わせていただきます。資料の写真をごらんください。これは町内の2つの中学校です。右の大津北中学校の一番上の写真は、1階にある保健室です。北中は4階建てですが、1階の保健室が雨漏りをしています。この保健室の上はトイレです。多分、配膳室の次に衛生的ではならない保健室の天井が雨漏りの茶色いシミから黒いカビ状になっています。しかも電球の周りです。漏電しないのがとても不思議です。隣のシミがないように見える電球の周りからも雨漏りが始まっています。

2枚目の写真は、4階女子トイレです。ここも電球の周りです。

3枚目は、4階音楽室前です。この天井とドアの間にあるグレーのボックスはブレーカーのように も見えます。子どもたちが授業を受けるときに必ず通るところです。左の大津中学校の5枚の写真、 上2枚は同じ続きの3階の廊下です。使っている教室が2つあるので、そのクラスの生徒はこの廊下 を必ず通ります。一番下の青いバケツがあるのは教室です。大津中学校は生徒数が減っているので、 ここは空き教室です。というか、これでは使えないと思います。空き教室ならいいのではないかと思 われるかもしれませんが、隣の写真、白い天井から黒い棒が下がっている写真は、シミではありませ んが、雨漏りをしています。ここは普段使っている教室です。プロジェクターを映すスクリーンをさ げてあるところで、この下には生徒の机があります。例えば、この議場の議員席でいうと、一番前の 山本議員の頭上あたりです。すみません。空き教室はあるのに雨漏りがひどいためにそこを使うこと もできません。大津中学校を卒業して3年過ぎた次男も、この天井の雨漏りによる黒カビを覚えてい ました。その時点で黒カビになっていたということは、何年修理を待たされているのでしょうか。優 先順位を付けるときに、重要性の高さと、緊急性の高さがあります。重要なものは急がなくていいも のがあります。緊急なものは急がないといけません。この状態は緊急ではないのでしょうか。不便の 状況ではなく、危険な状況です。なぜ今まで早急にきちんと対応がされなかったのか。吉良教育長は、 今回、見に行かれて、これは早く対応しないとと思われたことでしょう。学校は、昨年の9月ごろに 雨漏り箇所を書き足して提出していたようです。そのとき、きちんと現場を確認していれば今年度の 予算にあげられていたのではないでしょうか。

1つ目、この進まなかった状況をどのように思われるでしょう。

次に、資料の平成28年度大津町普通会計決算状況調で、大津町の教育費の算出の状況をみると、23年度や26年度は、美咲野小学校新設や大津北中学校増築などで一過性に増えていますが、その特別のことを除けば、ここ数年減ってきているように見えます。28年度の決算状況報告書には、教育費は、大津北中学校職員室の改修工事の終了などにより、1.7%、1千900万円の減とありますが、児童生徒数の確認が学校教育課で26年度からしかできませんでしたので、26年度から28年度までの2年間に238人増えていました。その前の25年度には、美咲野小学校も開校していることからも、22年度から28年度までの6年間に児童数が格段に増えているのは明確です。それなのに教育費はこの6年間で5千300万円も減っています。これはなぜでしょうか。

この2点についてお尋ねします。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 三宮議員の教育費の歳出状況等についてのご質問にお答えしたいと思います。まずは、昨日の山本議員からも指摘されておりますように、雨漏り修理関連についてでございまして、現場の写真も見せていただきましたけども、北中のを見ますと、26年というのはまだ3年、4年しか経っておりませんが、あの増築のときには、北中の職員室も移動するというような改修関係を教育委員会から聞いておりまして、その時に十分やれなかったのかと。また、その他の雨漏り等についてもなかなか全体的に見えない箇所もあるというふうな中で、ちょこちょこ修理してきたんじゃないかなというような思いをしております。そんな思いの中で、やっぱり今後については、十分なる検証等をしながらやっていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、これまでのを十分反省しながら、今後についてはしっかりとした取り組み、設計関連等についてもしっかりやっていきたいというふうに思っておりますので、各学校の施設関連等については、再度見直し、即やらなくてはならないものは即やっていただくというようなことで、教育委員会のほうでもしっかりと取り組みをしていただければなというふうに思っております。

また、もう一つの学校教育費でございますけども、議員おっしゃるように、子どもたち大分多くなってきておる状況で、年度年度によって若干違いますけど、大津町としてやっておる普通の教育関連等については、減額をしておるというようなことはないというふうに思っております。ただし、大津町でもやっぱり児童の数とともにそれぞれの障がいを持った子どもたちがおったりいろいろする関係で特殊学級あるいはそれに対する介護職員というか、支援職員を配置しております。また、教育支援センターというようなことで、各学校での課題事項等の早期解決のために支援センターをつくりながら子どもたちが早く元の学校へ戻れるような方向で、町独自の予算関連等でもやらせていただいております。そういう中でも、しっかりと家に出向いて行く、センター内だけでなく、外に出てちゃんとした家庭的な指導もやっていくというような形で職員関連等についてもしっかりと取り組みをさせていただいておりますけども、学校関連と教育関係については、言われることについては、町としてはしっかりと子どもの教育上やっていきたいというふうに思っておりますので、その辺の内容については、また教育長なり、担当部長のほうからご説明をさせていただきたいというふうに思っております。

〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。

○教育長(吉良智恵美さん) 三宮議員の教育費の歳出状況の推移についての質問にお答えいたします。まず、校舎の雨漏りの件でございますが、私も1月に就任してそれぞれの学校を回らせていただきました。校長先生方と話をしながらいろんな課題も聞かせていただいたところでございます。その中で学校施設の整備あるいは補修についてもいろいろ話を聞いていたところでございます。教育委員会の手順としては、修理箇所についての要望が上がってきて、それを受けた段階で予算編成時に反映をしながら、そして、その早急に対応しなければならないところあたりに順位を付けてですね、対応をしていくということなんですけれども、現実的に私が先日大津中学校に行ったときも、同じ校長会にいながら大津中学校がここまでひどい状況になっているとは知らなかったなという思いが本音でございます。そういうことですので、もう本当にどうにかして早く改修をしていきたいなという思いが、今、私の中にはあります。本当に教室もですね、雨漏りしているところがありましたので、子どもたちにも迷惑をかけているなという実感がありますので、本当に財源の問題ございますけれども、できるだけ早期にですね、対応させていただきたいと考えているところでございます。

次に、使われている教育費が年々減っている理由はなぜかという質問ですけれども、教育費の単年度予算につきましては、経常的な経費と大規模な施設改修や整備に伴う臨時的な事業経費があります。 大規模な事業を実施する年度と実施しない年度もあり、一概に比較はできませんけれども、基本的な教育費につきましては、継続し、予算の確保を図っているところです。議員がおっしゃいますように、学校現場における様々な課題の解決や良好な教育環境を確保することはとても重要なことでありますので、教育委員会としましても必要な予算を要求しながら子どもたちの教育の推進に取り組んでいきたいと考えております。

詳細につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 説明させていただきます。

まず、学校施設の雨漏りへの対応についてでございますけども、毎年部分的ではありますが、複数 箇所を修理しながら現在に至っているというふうな状況でございます。今年度の予算では、室小学校 の図書室や体育館の雨漏りなど、修繕を予定しており、雨漏りを含めその他様々な修繕に対応するた め予算を計上しているところでございますけども、現在雨漏りにつきましては、小中学校校舎施設全 体で主に廊下や特別教室の天井など多数報告がなされており、特に老朽化が進んでいる学校では、屋 根のみに止まらず、壁等からも雨漏りしている状況がございます。

今後の対応としましては、町長、教育長からもありましたように、現予算や補正予算も含め、早急な対応が必要だと考えているところでございます。

また、学校施設全体の整備や大規模改修等につきましては、国の補助金などの財源確保を含め、学校施設の改修や保全についての中長期整備計画を策定し、計画的な学校施設の整備を進めたいと考えております。

次に、教育費の歳出決算についてでございますけども、議員ご指摘のとおり、平成27年と平成2 8年度を比較しますと、確かに減額となっております。これは先ほど教育長からもありましたように、 単年度比較では臨時的な事業経費が影響するため、例えば、平成27年度、こちらにつきましては、 総合体育館の地中熱空調設備工事をやっております。こちらについては5千300万円ほどかかって おりますけども、そのほか、平成28年度、熊本地震の関係で予定していた事業の中止などの影響が あるのではないかと思っております。平成24年度から28年度までの教育費の決算額を見てみます と、決算総額から教育施設の大規模な整備事業等にかかる事業費を差し引いた額につきましては、 年々増加している状況ではございます。

次に、教育費の中で実施しており事業様々ございますけども、当然、効率的な予算執行が必要ということでございます。例えば、児童生徒の学力向上では重要な事項でございますけども、その向上を図るために学習支援員15名、特別支援補助員26名、学校生活支援補助員21名を配置し、学習支援等を行っているところでございます。今後、それぞれの支援員の活用や配置等につきましてもそれぞれ課題等を検証していく必要があると考えております。

また、効果的な授業実践を目的に電子黒板や実物投影機等のICTの導入も進めております。現在の活用状況を見てみますと、効果的な活用がなされていない部分あたりもあるかと思います。ICTを活用していくための支援員を配置をしているところでございますけども、より効果的な運用等につきましても、今後模索していく必要を感じているところでございます。

限られた予算の中で、今後、教育費予算の執行について、事業効果や効率的な予算執行という観点 も念頭におきまして、予算執行に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

- ○議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。
- ○1番(三宮美香さん) 町長の答弁の中で、雨漏りについてですが、十分な検証を行ってとありました。これ以上十分な検証がどこまで続くのか。私にはわかりません。学校生活は子どもたちにとって安全で安心な環境であるべきです。環境が整うということは、教育の質を上げることにつながると私は思います。大津町は教育の質を上げるためのお金が使われていないように思います。雨漏りの質問については、現地をご自身で確認された吉良教育長を信じてこれ以上聞くことは控えます。

教育費についての再質問です。

先ほどからの説明によると、単年度比較はできない、というような説明でありましたが、市町村目的別歳出決算分析表というものがあります。これは27年度のものですが、まだ大津町で調べたときに28年度のものがありませんでした。住民1人当たりにかかるコストが出ています。議会費、総務費、民生費、土木費などなどありますが、教育費については減ってきていて、類似団体と比較してみると51団体中47番目となっています。熊本平均をもはるかに下回った数字がここには書かれていました。町長や教育部長は、教育費は減額はされていないと言われましたが、人数は増えているのに教育費がやはり使われていない。このことについてどのように思われるでしょうか。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 説明させていただきます。

ほかの類似団体よりもですね、額が少ないという点でございます。当然、各自治体の状況、それと

またほかの年度あたりも含めてですね、そこら辺が異なりますので、一概には言えませんけども、ただ、そのほかの自治体が大津町と比較してですね、どういった点に重点を置いているかですね、そういったところ、まず把握する必要ではないかというふうには感じております。県内でですね、菊陽町、益城町、大津町より菊陽あたり人口多いんですけども、23年度から28年度までのちょっと決算をちょっと比較してみたところです。当然決算額の中には、事業等が入っておりますので、そういった普通建設事業あたりを差し引いた額で比較してみますと、さほどそんなに差はないというところでございます。ほかの他県の部分とはですね、まだ比較をやっておりませんので、実際、どういった部分が例えば、要するに不足して、それがどのように影響しているのかという部分については、そこまでの把握はできておりませんので、もしそういった部分があればですね、当然修正していく部分は必要かと思いますので、現段階では、そこまでちょっと検証ができてないというふうな状況でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 三宮美香さん。

○1番 (三宮美香さん) 今の答弁だと差がなければいいのかなというように受け取れます。学校現場における課題が複雑化、困難化しているとよく言われます。それならば少しでもそこを解消するためにも教育費が使われるべきだと思います。先ほどから答弁の中に支援員を大津町では多く配置しているというお話がありました。文教厚生委員長がまとめた学校備品、教材、図書など予算決算の推移を見ると、町で雇われている支援員は平成23年は23人でしたが、平成28年度は倍以上の56人になっています。町雇いの支援員は平成23年は23人でしたが、平成28年度は倍以上の56人になっています。町雇いの支援員がこれだけいるところはやはりそうないと聞きます。保護者の間でもこれは大津町に対してとても感謝しているという言葉を聞きます。私もここについてはほかのところからも視察に来ていただいてもいいぐらい先進的なことではないかなと思っているところです。ただ、この推移の中では、この支援員についての人件費が半分を占めています。人件費なので当たり前ですが、そうするとほかよりも手厚く支援はしている。でも、類似団体の中では下から4番目というところがやはりわかりません。前回の議会だよりの傍聴者の声の中に、学生さんからの意見が載っていました。環境の違いで学びたくても学べない子どもが1人でも減るような対策をお願いしたいと書いてありました。子どもたちの目にもそこが見えているのではないでしょうか。教育環境の整備であったり、学力の底上げであったり、そこに予算を使っていただきたいと思います。

質問はこれで終わります。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

10時55分から始めたいと思います。

午前10時43分 休憩

 \triangle

午前10時55分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 坂本典光君。
- ○11番(坂本典光君) こんにちは。坂本典光が一般質問いたします。ちょうど3年前の一般質問で 市街地を流れる水路の手入れの必要性を訴えました。しかしながら、その1年後に熊本地震が起こり、

大津町の水路は壊滅的な打撃を受けました。上井手改修のため、昨年は田植えもできませんでした。 やっと地震前の平穏な日々に戻ってきたような気がします。

そこで、今回の質問は、地震前の質問の再確認です。今、大津町を流れる川は何という川ですかと、ほかの人から問われたら、普通に白川ですと答えるでしょう。しかし、旧大津町、今の大津、それから大津地区、室地区ですね、旧大津町の住民からすれば川とは昔から上井手のことなのです。加藤清正公が上井手工事と維持管理のために人を集め、住まわせた地域が室町の一部であり、大願寺とか、光尊寺もできました。細川藩時代には、仲町に大津手永と阿蘇からの年貢米を入れておくお蔵が置かれました。阿蘇方面からの年貢米が二重の峠、堀ヶ谷、高尾野、上大津を経由する豊後大分を通り、仲町のお蔵に保管されました。上井手は、瀬田で白川から取水したあと、大林、吹田、森、引水、大津室町、菊陽町、合志市を通り熊本市の飛田町で井芹川に合流します。鶴口橋近くに船着き場がありますから、この水路を利用して熊本市まで物資を運んでいたのでしょう。住民は上井手からの浸透水を井戸を通して飲料水として飲んでいました。子どもたちはそこで水遊びをしておりました。このように、上井手は生活に直結する川、水路だったわけです。その後、瀬田から水道が引かれ、比丘尼谷を通る国道が整備されてから役割は低下しましたが、旧大津町民にとって農業用水路としてだけではなく、愛着のある大津の文化の一部なのです。

さて、第二次世界大戦後に行われた農地改革の理念を受けて、昭和24年に土地改良法が制定され ました。これは農業生産基盤の整備開発を目的にしており、そのもとに設立された土地改良区は、農 業協同組合と並ぶ日本農業団体の一つであります。農地改革で創設された自作農を構成員とし、戦後 の困難な食糧事情を反映して莫大な国家予算が投入されてきたことは皆様ご存じのとおりでございま す。土地改良事業は、多額の経費がかかるのでほとんどが農林水産省の農業農村整備事業として、国 の直轄または補助事業のもとで実施されております。例えば、県営体育成事業、これは圃場整備のこ とです。畑地帯総合整備事業、農村整備事業、農道整備事業、これは広域農道、一般農道、農免道路 などですが、市町村単位になると白川から取水して流域などを管理する団体として、おおきく土地改 良区があります。おおきく土地改良区の定款第4条の1に、白川から取水する灌漑施設及び白川への 排水の維持管理、4条の2に、白川から取水する灌漑施設及び白川への排水施設の新設改良とされて おります。今回の質問では、あくまでも市街地のことであり、市街地外のことは問題にしておりませ ん。町は、改良区に運営面で補助金を出しております。各事業でも一定割合の補助をしております。 町農政課は、改良区を監視する義務があると思います。市街地を流れる水路とは、上井手とそこから 取水された小さい水路のことです。どちらも本来農業用水路であり、その管理はおおきく土地改良区 です。ただ土地改良区の内部取り決めでは、小さな水路は、それを利用する水田の耕作者が管理する ようになっているようであります。おおきく土地改良区には、独占的に水を使う権利が与えられてお ります。同時に、周囲に迷惑をかけないという責任もあるわけです。町は、直接的には農政課は改良 区の管理を監視する責任があります。上井手本流では、古い石垣には雑木が生え、油断すると大きく 生い茂ってしまいます。景観上問題があり、地域住民から苦情が出ております。特に吐地区、立石地 区、光尊寺周辺は定期的に伐採すべきでありませんかと述べましたが、その後、光尊寺周辺はコンク

リートで整備されたようです。

次に、小さな水路についてです。上鶴地区を流れる六双井手の一部は雑木や草が生い茂り、土が堆積して景観上問題があります。計画的に伐採、排土する必要があります。大津中学校南側を流れる新村の水路も同じ状況です。室町からも苦情が出ています。農業従事者は減少しています。水路を利用する水田耕作者が管理するには限界があります。この質問に対して、町長は、農業用水路の管理は、土地改良区が農業従事者とともに行ってきた。しかし、農村地域の少子高齢化及び過疎化等により、地域の共同作業が困難になっている。そこで国は、多面的機能支払交付金を交付して、農業従事者の共同作業を地方自治体とともに援助することになった。現在、大津町では、28の地域がこの交付金を利用して用水路等の農業用施設の維持管理等を計画的に実施している。この交付金事業範囲外の水路の維持管理については、本年度から予算措置して、おおきく土地改良区と協議、連携して刈払い等を実施する予定である。結局、上井手等の水路じゃなく、小さな水路のことですね、これは。以前、指摘を受けた光尊寺付近も2年ほど前に土地改良区とともに雑木の伐採を実施したが再び生い茂っているので、今年度、県営灌漑排水事業で改修を予定していると答弁されております。先ほど述べましたように、光尊寺付近はコンクリートで改修されております。

さて、これを受けての今回の質問です。上井手は農業用水であり、支流も含めて水の管理はおおきく土地改良区に依存しております。しかしながら、市街地に住む住民からすると維持管理が行き届いてないと、防災、衛生、景観上好ましくありません。

1、今年の予算で多面的機能支払交付金としておおきく土地改良区に1億604万2千円が交付されております。近年の農村地域の過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、地域の共同活動によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、農家の負担の増加も懸念されている。そのための支援でありますが、支援対象区域はどこでしょうか。

2番目、今年のおおきく土地改良区には、助成金330万円を町から拠出しております。そのほかに、土地改良事業補助金として350万円を出しておりますが、この350万円というのが先ほど町長が延べられたという刈り払いをやっていくというふうなことのための350万円だと私は理解しております。どういう使い道をされるのですかと。

3番目、上井手から丹防吐からつつじ山荘までの雑木はいつ伐採するのですか。 六双井手の引水橋 から西の雑木はいつ伐採するのですか。

5番目、市街地(新、室、大津地区)を流れる支流の雑草の伐採は毎年行うべきではありませんか。 以上、質問いたします。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 坂本議員の上井手用水路関連等の管理関係についてのご質問でございますけども、もう議員ご承知のとおり、上井手水路というのは、もう今おっしゃったような状況であります。そういう中で、上井手というのは土地改良区に管理させていただいておりますけども、以前はおっしゃるように、その前はやっぱり細川さん時代につくってもう100年以上になりますけども、そういう中で水田、この水田地帯をしっかりとその水利で賄って大津町の暮らしがよくなってきておるとい

うような米や麦での生産が盛んに行われた役割を果たしてきたわけでございますけども、その後、市 街化が進んで、この地域に家が立ち並ぶというような状況で、土地改良区につきましては、上井手の 上からも土地改良区の賦課金を取るというような形で土地改良の運営の財源としておったわけでござ いますけども、時代の流れで下水道の普及関連等で生活環境もごろりと変わりました関係で、土地改 良区の財源関係も乏しくなってきております。そういう中で、議員おっしゃるように、農地・水関連 ちゅうか、そういうものについては、農村地帯での管理運営を地域でやっていただいておりますけど も、この議員ご指摘の区間については、なかなか農家の方々も減少しておりまして、その管理運営が なかなかできないということで、今回、土地改良区の関連等については、上井手の上流関連につきま しての大木の関係の防災上、切り取りというような形を上井手のほうに計画しながら、その防災上の 問題で町も若干費用を負担しながらやっていこうかなというような予算組ませていただいております。 この指摘された地域については、上井手の農業用水路でございますので、これにつきましては、第1 期目の上井手改修工事が終わっておりまして、今後第2期工事というようなことになると上流地区に なりますけども、その終わっておる地域について、おっしゃるように、石垣の間から雑木が生えて大 変環境にもよくないというような状況でございますので、そういう件につきましては、土地改良区と もご相談しておりますけども、なかなか土地改良区のほうの状況も厳しいというような状況ですので、 一度は室町のほうの地域については、大津町の建設業組合にお願いしてボランティアで伐採していた だいたこともあります。もちろん、議員指摘のところは、丹防橋から立石の関連については、相当深 うございますので、ボランティアでやるというのはなかなか厳しいということで、この辺については、 やっぱり町でやらなくては仕方ないのかなというような思いをしておりますけど、この辺につきまし ても、管理しておる土地改良区とも相談しながら上井手景観関連の補助事業なり、使わせていただく ような形もとれないかなと、農水省関係だけではちょっと今の段階厳しいというような状況でござい ますので、そういうような他の補助事業でやれるような形を取っていければなというような思いをし ておりますので、今後については、そういう予算をしっかりと獲得をしていきたいというふうに思っ ております。そういう状況でございますので、今後については、予算が取れ次第、しっかりときれい な上井手沿線になっていければなというふうに思っておりますし、内容関連等については、担当部長 のほうからご説明をさせていただきたいと思います。

○議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。

○経済部長(古庄啓起君) おはようございます。ご説明申し上げます。

多面的機能支払交付金事業につきましては、平成19年度に始まり、年々組織が増え、現在、大津町では30の組織が活動しております。組織へ支払う負担金につきましても、今年度は約1億円にまでなっております。水路の泥上げや農道の砂利補充、草刈り等を行っております。また、農道舗装や水路布設等の施設の整備も積極的に取り組んでもらっておりますので、農村環境整備が実現されて非常に喜ばれている事業となっております。ちなみにこの事業の財源は、国が50%、県が25%と町が25%となっておりまして、地元の負担がありません。ただし、この交付金につきましては、主に農振農用地が対象となりますので、市街地はこの多面的機能支払交付金事業の恩恵を受けにくい地域

となるため、活動組織が立ちあがっていない状況でございます。そのため、農村部と比較しまして水 路の維持管理が進んでおりません。

しかし、農業用水路としての機能だけでなく、大雨の時には宅内へ降り注いだ雨水が自家処理できなくなった分を受け入れていることや、火事の際には消火用水としても利用できるなど、農業に関係なくても地域の方々にとりまして重要な水路であるという認識していただけるよう広報してまいりたいと考えております。

今年度の土地改良事業助成金350万円につきまして、熊本地震の影響で土砂堆積が著しい丹防吐上流の浚渫と瀬田地区の立木伐採を予定しております。ご指摘があっております、丹防橋からつつじ山荘までの雑木の伐採、六双井手の雑木伐採、市街地の草木伐採につきましては、今後、おおきく土地改良区と協議いたしまして、維持管理エリアの精査を行いながらできるだけ短いスパンでできるように検討してまいりたいと思います。

また、おおきく土地改良区助成金333万円につきましては、土地改良区が行っております水路の補修等の維持工事に対する補助となっております。

今後も多面的機能支払交付金事業をもとに、おおきく土地改良区と連携して大津町の農業用施設の 適正な維持管理に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 坂本典光君。

〇11番(坂本典光君) 再質問をします。

今、説明がありました、多面的機能支払交付金ですが、水路の泥上げや農道の砂利補充、草刈りなどを行っておりますと、農道舗装や水路施設などの施設整備も積極的に取り組んでいるとのこと。それから、この農村整備事業は、非常にその農業者の方に喜ばれると、結構なことでございます。金額1億604万円のうち、2千600万円は町の補助金です。農業の皆さんはうれしいでしょうが、困っている市街地のことも配慮してください。この金額に比べたら市街地を草刈りしたりするのは幾らかかるのかと。よく考えていただきたい。全然額が違いますよ。地産地消に賛同して協力しているのは、消費者ではありませんか。この市街地の住民は消費者なんですよ。地産地消を推進しようという、協力しようという消費者なんですよ。消費者も大事にしてください。自分のことばっかりじゃなくですね。

それから、その水路は農業用水路としての機能だけでなく、大雨時に宅内に降り注いだ雨水が自家 処理されなくなった場合、これ言っていいんですか、だから、その農業用水路が防災用、それから雨 水対策用にも利用されているということを今おっしゃったですね。だけども、だからその地域住民が その個人で管理しなさいというふうに遠まわしに聞こえましたが、そういうことじゃないんですか。

〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。

○経済部長(古庄啓起君) 私の説明が不足しておりまして、あくまでも維持管理につきましては、町及び土地改良区のほうでさせていただくというところでできるだけ皆様にご迷惑をかからないように、総合的に見ながら短いスパンで伐採させていただこうというふうに思っております。

以上でございます。

- **〇11番(坂本典光君)** いや、もう一つ。その前に言うた、地産地消に賛同して協力しているんじゃありませんかと、この住民はと。それについてどう考えますか。多額の費用をその農村にだけに使って。少しは回しませんかという話ですよ。
- **〇経済部長(古庄啓起君)** ちょうど今年度からでございますけど、この土地改良事業の350万円でございますけど、農政課の意向もございまして、今、上井手等にかかっております雑木等がかなり上流から支流にかけてございます。そういうところを中心に、今後は毎年予算化させていただきながら、そういう伐採関係に力を入れていこうというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 坂本典光君。
- **〇11番(坂本典光君)** ぜひそのように実現していただきたいと思います。ちゃんと引き継ぎもやっといてくださいよ。

それから、じゃあ2問目に入ります。

滋賀県で19歳の警察官が上司をピストルで射殺したり、これからちょっと訂正させていただきます。ラグビーと書いてありますけど、アメフトですね。大学アメリカンフットボールの試合で、日大の選手が故意に相手選手を負傷させたと考えさせられる事件がありました。当たり前ではありますが、社会で生きていくためにはそれなりのルールとそこで生きていく精神力とか、技術が必要ではないでしょうか。

人間一人で生きていくということができたら自分の思い通りに生活できるのでしょうが、社会という集団の中ではそうはいきません。職場には役職で上下関係があります。上の者が上司を叱ることはできませんが、上司は部下を叱ってきます。理にかなっていない、しかも人格を否定するようなしゃべり方だったときに、当然部下は怒ります。部下に当たり散らして、この上司は何か嫌なことでもあったんだろうか。とんだ迷惑だよと心の中で思うでしょうが、世の中にはこんな問題はと割り切れる人間は問題ないんでしょうけども、自尊心がやたらと強く、組織に慣れていない人は、自分は間違っていないとブチ切れてしまいます。理性が働かなくなって犯行に及んだのではないかと憶測します。

日本大学アメリカンフットボールの選手が関学の選手に理不尽なタックルをして、相手選手にけがを負わせたことが今社会問題になっています。日大、内田監督が相手選手を負傷させる目的で間接的に、いや、姑息な方法を駆使して選手に指示したと多くの人が思っております。試合中のアクシデントとして切り抜けようと思ったのかもしれませんが、世の中そんなに甘くはありません。学校教育の中で、ルールに則り、正々堂々と戦うスポーツにおいて、こんなことが起きるとは考えられません。ゲームに勝つことを追求するあまり、内田監督は総合的な判断がどこかで狂ったとしかいいようがありません。

先だって、人類誕生という題目のNHKのドキュメンタリー番組を見ました。人類の進化を3回に わたって放送するものです。人類の祖先は幾種類かが誕生したが、途中で消滅していった。最終的に 残ったネアンデルタール人と我々の祖先、ホモサピエンスとの生き残りをかけた1万年に及ぶ戦いだ そうです。戦いといっても、直接武器を持っての争いではなく、自然環境の変化に順応できたかどう かの生存競争です。5万5千年ほど前にネアンデルタール人は、ヨーロッパで狩りを暮らしておりま した。少し遅れてアフリカで誕生したホモサピエンスも一部はヨーロッパに移動します。そこで1万 年ほど共存して生きていたそうです。ネアンデルタール人は骨格が大きく力も強い、槍を持って大き な獲物に直接向かっていった。有能なだけではなく、脳の大きさもホモサピエンスより重かったそう です。一方、ホモサピエンスは、ウサギなどの小動物の狩りをしていました。では、体力があり、知 力もあるネアンデルタール人がなぜ生存競争に負けて姿を消していったのでしょうか。それは生活様 式の違いにあると学者は言っております。ネアンデルタール人は、家族中心に十数人で生活していた のに、ホモサピエンスは、血縁を超えて数十人、あるいは数百人単位で生活していたということです。 ロシアのスキンギール遺跡は、3万5千年前のものですが、400人を超える集団で生活しておりま した。これが社会の始まりだそうです。三人寄れば文殊の知恵と申しますが、多くの人が参加すれば それだけ多くのアイデアが浮かびあがります。矢じりや、斧などの狩りの道具を急速に改良させてい ったと言われております。その後、地球は何度か急速な気候の変化を迎えますが、ホモサピエンスは 集団の協力で乗り切ったそうです。そこでは死後の世界を考える原始宗教が芽生えたと。宗教を通じ てさらなる大きな集団に発展していったというのが研修する学者内では通説になっているようです。 集団社会ができました。人間はホモサピエンスであり、我々が様々な要求を持った動物であることを 忘れてはいけません。そのままで何も手を打たなかったら、欲望と欲望の衝突が起こり、社会には何 らかのルール、掟が必要です。これから先は今に通じるものがあります。大きな集団が武力で小さな 集団をしたがえる。弱い者は奴隷にされる。土地制度を中心に封建制度が生まれる。身分制度ができ る。それが長い間続き、イギリスで産業革命が起こり、資本家と労働者の対立、共産主義が興る、列 強の植民地争いを経て、第二次世界大戦では、アメリカが最終勝利者となり、今日に至っております。 日本は明治維新から西洋の自由、平等の思想を取り入れますが、教育においては、儒教の影響が強

日本は明治維新から西洋の自由、平等の思想を取り入れますが、教育においては、儒教の影響が強い教育勅語をもとに、修身という道徳教育が行われました。戦争で敗れた日本は、GHQ革命でアメリカ型教育を受け入れました。そこには西洋諸国特有の価値観があります。日本国憲法は自由、平等、基本的人権の尊重をうたっています。それに基づいて教育基本法も制定されています。ただ、日本の道徳は西洋の自由、平等、基本的人権を軸にしておりますが、儒教の影響も残していると思います。

教育基本法では、教育の目的を教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないとしています、教育の目標として、教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重し、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1、幅広い知識と教養を身に付け、心理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を養うとともに、健やかな身体を養うこと。2、個人の価値を尊重してその能力を伸ばし、創造才を養い、自主及び自立の精神を養うとともに、職業及び生活の関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。3、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会形成に参画し、その発展に寄与される態度を養うこと。4、生命をたっとび、自然を大切にし、環境の

保全に寄与する態度を養うこと。そして、5に、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と 郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うと、こういうふ うになっております。

そこで、1、小学校での道徳教育の原状と問題点を問うものであります。2番目に、中学校での道徳教育の原状と問題点を問うものであります。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- **〇教育長(吉良智恵美さん)** 坂本議員の道徳教育の必要性の質問にお答えいたします。

私のほうからは、これまでの道徳教育についてということと、現教育の中での道徳教育の重要性について話をさせていただきたいと思います。

道徳教育は、自己の生き方を考え、自立した人間として他者とともによりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としております。児童生徒の人間として調和のとれた育成を図る学校教育の基盤となるものであります。各学校におきましては、週に1時間ほどの特別な教科である道徳科の授業を位置づけておりますけれども、この年間34ないし35時間の授業のみを捉えて道徳教育とするわけではありません。

学習指導要領では、道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行なうものとされています。つまり、 学級経営、各教科や特別活動等、学校生活のあらゆるシーンを捉えて、道徳的諸価値について、自分 を見つめ、物事を多面的に考えたり、自らの成長を振り返ったりなど、そのような機会を入れていく ことであります。

その上で、週時程、週の時間割でありますけれども、そこに位置づけられた道徳科は、日ごろの道徳教育の要として、児童生徒の生活の実態や各学校の課題に応じ、それぞれの1、2年、3、4年、5、6年という意味ですけれども、それぞれの2学年を見通した重点的な指導等を計画し、行うものとなっております。

このように、学校教育の根幹をなすべき道徳教育でありますけれども、要となる道徳の時間は、これまで教科ではなく、特別活動や総合的な学習の時間と同じように、領域の中に位置づけられ、教科外として取り扱われてきました。したがいまして、週時程の中に位置づけられている時間にも関わらず、成績や入試には直接関わりがないこと、児童生徒個々の評価をしていく必要がないこと、通知表や指導要録に記入していく必要がないことなどの理由から、他の教科と比較して、やや軽んじられる傾向にあったことは、全国的に言えることではないかと思います。

しかしながら、社会が急激な変化を遂げる現在にあり、人が互いに尊重し、協働して社会を形成していく上で、あるいは人としてよりよく生きる上で大切なものは何なのか、それぞれの子どもたちが悩み、葛藤し、そして考えを深めながら自分の生き方を見つめていくことが求められています。

また、グローバル化が急速に進展しており、子どもたちは、より広い視野で物事を捉え、考え、判断して行動していくことも求められています。さらには、教育における現代的課題の一つである、いじめや不登校について、道徳教育を推進していくことで、その解消を図っていくことも言われております。道徳の重要性はこれまで以上に重要なものとなってきていると言えます。

このようなことから、特別な教科「道徳科」が、小学校では本年度から、中学校では来年度からスタートすることになっており、今後とも、各学校における道徳教育の充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

本町の道徳教育の原状と問題点、そして今後につきましては、担当部長のほうから説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) それでは、最初に①の小学校での道徳教育の現況と問題点について説明いたしますが、②の中学校での道徳教育の現況と問題点と共通する部分につきましては、小学校と中学校を併せて説明させていただきます。

大津町におきましても、昨年度、小学校の道徳の教科書が採択され、本年度から教科として道徳教育の推進を図っているところでございます。これまでの道徳教育と大きく異なっている点として、道徳科における評価の導入がございます。児童の学習状況や道徳性にかかる成長の様子を継続的に把握し、その後の指導に生かしていくために評価を行っております。道徳科において養うべき道徳性は、児童の人格全体に関わるものであることから、数値によっての評価はされず、文章によって評価されていくことになります。評価にあたっては、諸事象について、他者の考え方や議論に触れ、一面的な見方から多面的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点について、児童生徒が自ら道徳性を高めていくことに繋がりを評価をしております。

次に、道徳教育を進めていく上での問題点についてご説明いたします。急速な少子高齢化、核家族化、情報化など、子どもたちは激しい社会の変動の中で生活をしています。SNSやメディアからは、殺人、自殺、虐待などのニュースが毎日のように流され、また、ゲームにおいては、格闘、戦争などを内容とした新商品が次々と出されています。個性や主体性が求められながら、それを発揮しようとすると疎外されかねない集団、終身雇用制の崩壊、希薄化した人間関係など、子どもたちを取り巻く環境は決して良好であるとは言えない状況であります。道徳教育を進めていく上では、このような社会状況を踏まえた上で進めていく必要があります。非道徳的な社会現象も数多くあることを踏まえての授業実践が必要であると思います。

また、道徳教育は、道徳科を要として学校教育活動全体を通して進めていかなければなりません。 さらに、家庭や地域社会と結びつきを持ちながら進めていくことも重要なポイントとなります。特に 家庭との連携は欠くことのできないものであります。しかし、核家族化の増加や価値観の多様化によ り、子どもたちの道徳性を伸ばしていく環境が変化してきたことが課題としてあげられます。家庭と 連携した教育を一体となって進めていくことは、今後の道徳教育を深めていくためにさらに必要なこ とだと思っております。これらの問題点は、小中共通の課題でもあり、また、大津町だけではなく、 県全体あるいは全国的な傾向と考えております。学校、家庭、地域との連携を深め、さらなる道徳教 育の充実を図っていく必要があると考えております。

なお、中学校におきましては、今年度まではこれまで同様「領域」においての道徳となります。今年度、教科書採択がなされて、次年度から教科としての道徳がスタートします。

大津町教育委員会としましては、教科化における授業展開のあり方や、新たに導入された評価のあり方につきましても、県教育事務所等と連携し、さらに充実したものとなるよう推進を図っていきたいと考えております。

また、道徳教育の推進においては、身近な教材の活用は大変効果があると言えます。身近な教材であることから、自分自身とより近いところで、自らの道徳性を深めていくことができるようにと考えております。新たに改訂された「熊本の心」、また、昨年度作成された地震教材も取り入れながら、地域の実態、学校の実態に即した道徳教育を推進したいと考えております。

以上です。

〇議 長(桐原則雄君) 坂本典光君。

○11番(坂本典光君) 先だってですね、その道徳教育の教科書、小学校1年から6年までと、中学校1年から3年までの本の内容を見せていただきました。大体その物語形式になっているのが多くて、非常にわかりやすかったと、言葉だけで説明じゃなく、ということと。まあそこに出てくるのは、やはり日本的なものでいくと、思いやりとかですね、その親切とか、そういうのが出てきたかなと、生命の尊重とかですね、ということで、その教科書にもその物語の趣旨というか、これは親切心を言っているんだよとか、そんなこと横に書いてありましたけどですね。しかしながら、先ほどから申しましたようにですね、この道徳というのは、その社会で、社会の価値観、体制によって変わっていくもんなんですね、そこでうまく生活をしていく、生きていくためのことですから、絶対的なもんではない。戦前の日本と戦後の日本では、皆さん、ご存じのように、ガラリと変わってしまったと。しかし、戦前の日本ではそれが道徳だった。社会体制が変わったから今の道徳があるんだ。イスラム圏に行ったらイスラム圏の宗教を中心とした道徳がある。アメリカはアメリカとしての道徳がある。イギリスはジェントルマンとしての道徳がある、そういう日本だけにあんまし固執しないで、ほとんど共通する部分だけども、よそにも違う部分がこういうところがあるんだよということをですね、教える先生方は、よく理解されてですね、子どもを指導していってもらいたいと思うんですが、教育長、その辺ちょっと答弁お願いします。

〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。

〇教育長(吉良智恵美さん) 道徳教育に関する教員の指導力向上ということにお答えさせていただきます。

今、ご質問にありましたように、道徳が教科という形に変わります。そして、評価等が取り入れられますけども、最も変えてほしいという部分は、上のほうからですね、こういうふうにしなければならないんだよといったような道徳教育ではなく、例えば、子どもたちが小さいころから育つ中で、それぞれの子どもが自分の中に価値観を持っていると思います。その価値観の中に新しい価値観を積み上げていく、自分は今までこんなふうに考えていたんだけれども、ああそういう物の見方があるんだ、そういう考え方があるんだ、そういうことをしている人がいるんだといったようなことを道徳の授業の中で、知り考え、体験する、いろんなやり方がありますけれども、そういうものを通して、見方の幅を広げていく。そして、日常生活になったときに、自分は今まで同じようなことがあったときに、

こういうやり方をしていたんだけれども、そういえば、この前道徳の時間でこんなことを話したな、 じゃあこんなやり方もあるんじゃないかなといったようなことが、日常生活の中で表れてくる。それ を道徳的な実践力と言いますけれども、そういう考え、行動につないでいくということが道徳教育の 大事な部分だと言われております。

したがいまして、未だに先生方の中には、道徳の時間に、今日は公共心について勉強しましたとか、何々について勉強しました、これからこうしましょうというようなまとめをしがちな先生もいると聞いておりますが、決してそういうことではないということをですね、様々な研修を通して、さらに指導力の向上に努めていきたいと考えているところでございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 坂本典光君。
- **〇11番(坂本典光君)** この問題は、この推移を見ながら、またいつの日か質問していきたいと思います。

終わります。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

午前11時45分 休憩

 \triangle

午後 1時00分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 府内隆博君。
- **○8番(府内隆博君)** 皆さん、こんにちは。8番議員、府内が通告にしたがいまして一般質問を行います。

最初に、減反廃止後の米生産目安について質問いたします。

米づくりが大きく変わる2018年産から、国による生産数量目標の配分がなくなり、地域が自主的に作付けを決める仕組みとなる。米余りを受けて1970年に始まった国の生産調整、いわゆる減反政策の大転換である。今後も需要予測は示されるものの、強制力はなく、生産者には需給とバランスが崩れることの不安が根強い。農業団体は生産者や流通業者、食品業界が需給に関する情報を共有する全国組織の設置を検討しており、政府、自民党も同組織への国の支援を含めた対策を取りまとめる方針である。消費が減ったとはいえ、米は重要な基幹作物である。供給過剰になり価格が暴落すれば、その影響は農家だけでなく、消費者にも及ぶ。制度移行に際して、国や県は、現場の声を聞き、混乱が生じないよう対応にあたってもらいたい。今回の変更は、政府が産業競争力会議(現・未来投資会議)の議論を受け、13年に枠組みが決まった。国の関与が農家の創意工夫や安い米の提供を妨げているとして、輸出強化や規模拡大などとともに、政府、自民党政権が掲げる農業の競争力強化策に位置づけられた。18年産から、国は需要予測を示すものの、自治体や農業団体などで構成する農業再生協議会が自主的に作付け規模を決めることになる。熊本では、12月開かれた県の協議会が示す、生産数量目安を参考に、市町村ごとに地域協議会が独自の水田ビジョンに基づいて作付けを決め

る。

地域や農家の裁量が増す半面、懸念もある。その一つが、制度改正にあわせ、国が減反協力農家に一律支給してきた、直接支払交付金、10アール当たり7千500円の廃止である。制度廃止は、農家の収入に直結する、小規模な農家などが離農したり、耕作放棄地が増えるような事態は避けなければならないと思う。

政府は、制度改正に伴い、時代に応じた強い農家、経営体の育成においている。熊本県では、新品種投入に加え、飼料用米や多収量の業務用米など、ニーズを踏まえた戦略に力を入れている。ただ、飼料米も輸入飼料に対抗できるコスト減や流通網が整わなければ、安定的な生産にはつながらない。 実効性のある施策を、同時、並行的に進めることが大切であると思う。

水田のフル活用や中山間地域を守り抜く決意を語った競争力強化の一方で、農村社会の維持や水源 涵養といった役割を担う米づくりの多様な意味合いも忘れてはならないと思います。

そこで、1、熊本県は市町村を単位とする地域別に提示をやっているが、その目安は。2、大切なのは、米生産者の所得向上への意欲や取り組みをどう町として考えているか。3番、大津町として主食用米やWCS飼料米、これは飼料用クロップサイレージのことです。このバランスをどのように考えているか、町の考えを伺いたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 府内議員の減反廃止後の米の生産関連等についてのご質問でございますけども、平成25年12月に農林水産業・地域の活力創造プランにて米政策を見直し、行政による配分廃止を決定したことにより、本年度から行政による配分が廃止されました。熊本県におきましては、昨年まで国が用いた方法に基づいて算定する需要見直しを踏まえ、円滑な需給調整に資するように、地域農業再生協議会が策定する、水田フル活用ビジョンに示された主食用米の目標作付面積に基づき、県全体の作付け目安を算定し、地域農業再生協議会に対して主食米の作付け目安を提示することとしており、本町に対しては、昨年までの配分と同様100~クタールの約550トンの作付け目安が提示されております。

また、国による経営所得安定対策による交付金制度で廃止されるのは、米の直接支払交付金のみとなっており、麦や大豆、飼料用や飼料米稲等の転作に対して交付される水田活用直接支払交付金等につきましては、平成30年度以降も引き続き実施されます。

現在、大津町では、ネットワーク大津のほかにも農事組合法人大津白川、もやいネット真城、灰塚農事組合法人と3つの集落営農法人が設立されていますが、後継者不足を補い持続的な農業を構築するため、地域で農業を支える集落営農組織の新規設立や機能強化を支援し、今後も集落営農法人への農地集積や集約化に取り組み、団地化やブロックローテーションによる効率化を図り、大型機械による低コスト化を推進するとともに、国の経営所得安定対策を活用し、飼料米稲、あるいは飼料米、大豆などの戦略作物を中心とした作付け体系を維持し、二毛作、耕畜産連携を推進することで、水田のフル活用と地力向上、農家所得の安定を図り、併せて水源涵養や地域農村景観の維持など、魅力ある地域づくりを推進していきたいと考えております。

詳細については、担当部長よりご説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- ○経済部長(古庄啓起君) ご説明申し上げます。

国内における米の需給につきましては、戦後大幅な不足状態にあり、米の増産政策が実施されるとともに、不足を補うため米の輸入も実施されていましたが、米の需要量は食生活の変化等により、昭和30年代後半をピークに減少の一途をたどっております。

一方、米の供給量に関しては、米に対する価格維持政策等が行われたこと、昭和40年代前半に大 豊作が続いたことなどにもあり、食糧管理制度による政府全量買入制度のもとで、政府在庫が昭和4 5年に720万トンになり、膨大な過剰在庫が発生いたしました。このことにより、米の生産量を抑 制することが急務となり、昭和46年度から水田の休耕などを中心とした生産調整が本格的に開始されました。

生産調整が開始された当初におきましては、主食用米を生産してはいけない面積を配分するとともに、単純休耕に対しても助成を行うなど、減反政策と呼ばれる主食用米の生産抑制を主眼とした対策が実施され、昭和53年産からは、稲作から自給率の低い転作作物への転換を推進する政策に移行しました。また、平成16年以降は、販売実績を基礎として主食用米をつくる数量を配分する方式に転換するなど、需要に応じた売れる米づくりを推進してきました。平成20年以降は、水田を有効活用し、食糧自給率の向上を図る観点から、飼料用米などの新規需要米や国産需要のある大豆・小麦の生産への助成を本格的に実施することにより、生産者自らの選択、経営判断により、自由に作付け可能な仕組みに見直してきたところでございます。

今回の主食用米に対する変革の背景としまして、米の消費に関する動向が大きく影響しております。 農林水産省による食糧需給表では、米の1人当たりの年間消費量は、昭和37年度をピークに一貫し て減少傾向にあります。当時1人当たり118キログラムの米を消費していたのが、平成28年度に はその半分程度の54キログラムにまで減少しており、全国ベースでの需要量は毎年約8万トンずつ 減少傾向にあります。

このように、米の需給量減少を背景に、主食用米の生産調整につきましては、平成25年12月の 農林水産業・地域の活力創造プランにおいて2つの点が大きく変わることに決定いたしました。

1点目は、平成30年産以降、行政による生産数量目標の配分に頼らず、生産者や集荷業者・団体が需要に応じた生産を行うことを目的に、行政による生産数量目的の配分を廃止することになりました。

2点目は、全国の米の需要見通しを基本に、需給動向等を踏まえた生産数量目標を設定し、これをベースに都道府県別に生産数量目標の配分を行い、目標の範囲内で行う生産者に1反当たり7千500円の米の直接支払交付金が支払われておりましたが、1点目の生産数量目標の配分の廃止に伴い、米の直接支払交付金についても廃止することになりました。

なお、平成30年産からの主食用米の需給調整につきまして、生産数量目標の配分は廃止されますが、今後も米価の安定を図るための需給調整は必要であることから、熊本県では独自の作付け目安を

算定し、各市町村の地域農業再生協議会に提示しております。

本町では、生産者・JA・町で構成する大津町農業再生協議会の中で、町内約800へクタールの水田につきまして、適地適作を基本として、産地交付金を有効に活用しながら、特に飼料用米、大豆を転作作物の主体と位置づけ、ネットワーク大津などの集落営農法人を中心に、生産コストの効率化等に取り組みながら、地域ごとに計画的な作付けを実施しており、国が考える行政・生産者団体・現場が一体となった取り組みを実践し、関係機関と連携した水田の有効活用に取り組んでおります。特にネットワーク大津におきましては、飼料用米を活用する取り組みをさらに加速させるため、農林水産業みらいプロジェクト助成事業を活用し、稲ワラ等の粗飼料と飼料用米発酵飼料を混合した家畜飼料の製造にも取り組むこととしております。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 府内隆博君。

〇8番(府内隆博君) 今、部長から詳しく中で、1点だけ再質問をさせていただきます。

その作付け状況を少しだけ述べたいと思います。都道府県別に見ると、前年より作付面積を増やし たのは青森県など6県で、7割超の34都道府県が横ばい、7都道府県が減少だった。面積が抑制気 味なのは従来の国の生産数量目標に変わって、多くの産地が目安を自主的に設定し、つくり過ぎに歯 止めをかけたことが要因ではないかと思う。熊本県は、前年並みの作付けを計画、県内に45ある地 域農業再生協議会別では、玉名市、阿蘇市など17地域が前年より作付面積を増やし、天草、合志市 など11地域が減少、残る17地域は横ばいだった。その中で、大津町の作付けを先ほど部長が水田 面積が800~クタールということで、その中で水稲面積の作付けが29年度は347~クタール、 その内訳として、主食用水稲が102ヘクタール、WCS、これ飼料、これが205ヘクタール、そ れと飼料米、これがネットワーク大津が主ですけども、これが40へクタールということで、この中 でありますように、やはり少しでも農家は所得が多いということで、WCSあたりが半分以上を占め ているわけでございまして、主食米は、先ほど部長が目安ということで100ヘクタール、本年度3 0年度もまあそれに近い作付けではないかと思いますけども、その中で、カントリーの話を聞くと、 29年度の主食用米が不足して、学校給食センターに後半から供給ができなかったということで、そ の分は熊本県産の米を供給したということがあって、大津として、カントリーがですね、やはり子ど もたちに地産地消と言いながらでも、やはりできるだけ大津産米を供給したいということで、そうい った事情がありますので、何か大津町再生協議会の中でもバランスの取れた話し合いができないかと いうことで、この1点だけをお聞きしたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。

○経済部長(古庄啓起君) ご説明申し上げます。

今、議員のほうから29年産につきましてのご質疑も一つございましたので、併せてご説明したい と思います。

29年産につきましては、皆様ご存じのように、28年の震災によりまして、上井手が使えないということで、多数への大豆への転換がございました。そういうところで主食用米の生産がかなり落ち

たところでございます。今年度につきましては、先ほど町長のほうから提示がありましたように、100ヘクタールを目指すというところで今やっております。ただ、給食センターのほうでそういうところでうまく供給できなかったというところがございますので、大津町の再生協議会のほうでうまくバランスが取れたところで、大津町としましても地産地消を推進しておりますので、そういうところで協議会のほうで調整が何らかつくことであればぜひ協議させていただきたいと思います。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 府内隆博君。

○8番(府内隆博君) これは熊本県の再生協議会の中でも同じような事例が出ておりますけども、熊本県産の米が引き合いが非常に強くなった中、主食用米の生産面積が徐々に縮小している、そのために生産量が県下一円不足している状況ということを聞いておりまして、今、熊本県の中で「くまさんの輝き」というこの素晴らしい食味のいい、非常にこう好評な新品種を今年ですね、矢護川地域、北部地域に試験栽培ということで1.8~クタール作付け、それと南部地域に試験栽培に「やまだわら」という、これは業務用ですけども、多種で寿司を、昨年県北で獲れた米をですね、全国チェーンしているすしざんまいというところに経済連が卸したところ、非常に好評が良かったということで、熊本県産は非常にこう最近知名度が上がって、そんな中でも食味ランキングでも特Aを取ったということでですね、非常に喜ばしいことであり、やはり安心安全と、やはりおいしい米をつくるということが基本でございますので、こういったことにつきましてですね、今後また子どもたちにもやはり地産地消ということで、先ほど部長にも言いましたけども、できるだけですね、地元の地産地消を含めてしていただきたいと思います。

1問目を終わりたいと思います。

森林環境税、今後の対応について質問させていただきます。

森林組合系統の長年の悲願であった森林環境税が、個人住民税均等割に上乗せする形で一人当たり 1 千円、6 年後の 2 0 2 4 年度から徴収される見込みとなりました。ただ、森林整備の緊急かつ確実 な実施の必要性を考慮し、この新税を活用する新たな森林管理システムは 5 年前倒しで 2 0 1 9 年度 から開始される見通しであり、その財源として森林環境譲与税が市町村に対して譲与されることになりました。当面、森林環境譲与税は総務省が所管する特別会計からの借り入れで賄われる予定で、そのため、新税は徴収するまでの間及び借り入れを償還するまでの間は、当初、想定している年間 6 0 0 億円より少ない額で運用されることになり、新税は森林所有者にとって最も身近な存在であり、市町村が主体となり、地域の森林整備等を推進するための安定的な財源であります。したがって、今後、町として地域の森林整備をどのように推進するか早急に打ち合わせ、計画を練り上げ、連携して実行することが重要となりますが、町としての考えを伺いたいと思います。

1、譲与税がどのような基準で市町村、都道府県に譲与されるのか。また、大津町に譲与税の額は どれくらい入るか。2、森林環境譲与税については、法令上使途を定め、市町村が行う間伐や人材育 成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発の森林整備及びその促進に関わる費用に充てることと なっているが、町の考えは。3、森林所有者自らが森林管理を行わない場合、市町村が経営・管理を 受託した上で、意欲と能力のある森林事業体に再委託し、経営の集積・集約化を行う等の新たな森林 管理システムの元、推進していくことになっているが、どのような進め方を考えているのか、町の考 えを聞きたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 府内議員の森林環境譲与税の創立に伴いましての状況や今後の方向に付いての質問かと思いますけども、おっしゃるように、木材価格の低迷等で森林を維持管理する担い手が減少し、手入れが行き届いていない森林の存在が顕著化しておりまして、所有者による自発的な施行が見込めない森林につきまして、新たな森林管理システムを構築し、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるように創設されております。

森林環境譲与税は、それぞれの自治体の私有林面積や林業事業者数及び人口から算出され、大津町においては、平成31年度の約500万円弱のスタートとなり、段階的に増額されますが、平成45年度には1千600万円となり、その後は同額で維持していく予定です。

使途につきましては、間伐等の森林整備を行うための作業道路や所有者の意向調査、あるいは境界 画定、森林利用の促進や普及啓発及び学習関連の事業が盛り込まれております。この新たな森林管理 システムは、今年度にその方針計画を策定しながら、31年度からの事業実施に向けて計画をやって いかなくちゃなりませんので、早速、今年度について、そのような方針を立ち上げていかなくちゃな らないというふうに思っておりますので、細部については、また担当部長のほうから説明をさせてい ただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- ○経済部長(古庄啓起君) ご説明申し上げます。

森林環境譲与税の使途につきましては、議員ご指摘のとおり、担い手の人材育成及び確保、木材利用の促進、森林整備の普及啓発等多岐にわたります。町でも当然実施していきますが、それらを推進していくためには、林業に精通した人材が必要となります。町職員は3年ほどで異動していくため、詳細まで熟知した人材が育たず、長期的な計画を立てることができません。そこで、地域林政アドバイザー導入が必要ではないかと検討しております。地域林政アドバイザーには、境界画定はもとより、伐採や造林等の指導・監督、森林経営計画の認定、町有林の経営計画の作成等を想定しております。

また、森林環境譲与税の制度では、自力で管理ができない山を町が経営管理を受託した上で、意欲と能力がある森林事業者に再委託し、荒廃した森林を整備いたします。町としましては、地域林政アドバイザーとともにその橋渡しを行いながら、併せて効率的に整備できるよう森林の集積・集約をしていきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 府内隆博君。
- ○8番(府内隆博君) 再質問を2点だけさせていただきたいと思います。

先ほど答弁の中で、大津町には森林環境譲与税が31年度から500万円弱のスタートで、平成45年度には約1千600万円の譲与税が入ると聞きました。大津町全体の林業を把握したり、そして

また、所有者の確保など、これは職員にはなかなか難しい、先ほど部長のほうから地域林政アドバイザーの話がありましたけども、これはもうぜひ検討していただきたいと思います。例えば、その大津町の山の全体を把握するためにも1、2年はかかるだろうし、そして、そのまた所有者、そしてまた荒廃した山あたりの伐採、本当に大変な作業になるかと思いますけども、そういったことで、ぜひ地域林政アドバイザーの導入を検討していただきたいと思います。

それと、その中で譲与税は年度で執行してしまわないといけないのか。それとも執行しきれなかったお金は基金として積み立て、そして複数年分まとめて執行したほうが効率よいということであるかと思いますけども、そこを1点だけ質問したいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- ○経済部長(古庄啓起君) ご説明申し上げます。

森林環境譲与税につきましては、当該年度で執行できない場合につきましては、基金化をしまして、翌年度以降に執行することができます。当面500万円弱で推移いたしますけれど、いずれは1千600万円ほどになりますので、そういう増額する、今から残存してまいりますけれど、非常に執行につきまして厳しい状況にある場合については、事前に基金化をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

地域林政アドバイザーにつきましても、先ほどご説明申し上げましたように、ぜひ町のほうでそういう制度を取り入れまして、そういう専門家の方に業務委託なりをしていただこうというふうに考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 府内隆博君。
- **○8番(府内隆博君)** すみません、まあ1点だけ。現在、熊本県が水とみどりの森づくり税の事業を 実施していますけども、この事業についてはどうなるんだろうかという質問ですけど。
- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- ○経済部長(古庄啓起君) ご説明申し上げます。

熊本県が行っております、水とみどりの森づくり税でございます。これにつきましても、先ほど申しましたような譲与税に若干重なるところがございますので、先日、県のほうにも電話しまして聞きましたところ、県としましても今後も継続してやりたいというところでは計画はあるみたいでございます。ただ、先ほど申しましたように、譲与税との事業が重ならないようなところで配慮していきたいというところでございますので、若干事業の見直しもあるかというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 府内隆博君。
- ○8番(府内隆博君) この森林環境税並びに森林譲与税にとおして、環境保全、緑の国土を守る森林 整備を推進することを、国民や県民、あるいは町民から委託されているという認識を持って大切な財 源を利活用していくことが大切ではなかろうかと思いますので、ぜひ慎重に取り組んでいただきたい というふうに思います。

それから、3問目に移りたいと思います。

過疎地域の活性化対策に熊本県立林業大学を誘致してはということで、これは元真城小学校、現の 野外活動等研修センターに県が今計画している林業大学を誘致できないかということでございます。 地域の活性化にもつながるということで、まだ県のほうも候補地は決まっていないようでございます。 それと県の意向では、既存の建物があるところということでございますので、小学校跡地を利用すれ ば素晴らしい好条件のもと、大学の誘致ができるんじゃなかろうかと思いますし、実習林については、 町有林そしてまた既存の山あたりの実習林を提供すれば素晴らしい林業大学ができるんではなかろう かと思いますけども、町の考えを聞きたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 府内議員の林業大学というような構想を県のほうで今計画されておるというようなことでございますけども、従来の研究基点である県の林業研究指導所に加えて、県南地域に基点を設けようというのが県の考えでありまして、県の林業研究指導所が熊本市にあるため、中央支援研修の受講者の6割以上が熊本市や上益城地域に集中しておるということでございまして、そのため県南地域などの受講生の利便性を高める必要性があると、県南のほうにも新たな拠点を設けたいようでございまして、熊本県はこれから森林組合や市町村、あるいは学識経験者らによる検討委員会を設置し、講義内容や設置場所などの詳細に詰めていかれるものと思いますが、このように、県南のための林業大学を検討しておられますので、現在、大津町のほうへという議員の思いは大変素晴らしい真城の学校跡地をと思っておりますけども、もともと県のそういう趣向でございますので、大変厳しい状況であるということで、難しいなというふうに思っております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 府内隆博君。
- **〇8番(府内隆博君)** 今、町長から難しいと言われたので、やはり難しいかなと思います。

また、地域の活性化についてもですね、県に行っていろんな公共施設をまた見つけて質問をしたい と思います。

これで終わります。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

1時50分より再開します。

午後1時39分 休憩

Δ

午後1時50分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 手嶋靖隆君。
- ○12番(手嶋靖隆君) こんにちは。12番議員、手嶋靖隆が通告書にしたがいまして、一般質問を 3項目行いたいと思います。

まず1項目ですけれども、空き家の実態と対策の進展についてということで問いたいと思いますが、 先般、同僚議員のほうから質問あっておりまして、再度でございますけれども、私の視点で伺いたい と思います。

平成25年に総務省が実施いたしました、全国総住宅数は6千63万戸で、総住宅数はそれに対して占める割合というのが13.5%となっております。また、その他の住宅に属する空き家の数が318万戸となっていまして、これが全国の総住宅数に占める割合が5.2%でございます。その数は、過去20年間で約2倍に増加しているというようなことでございますし、今後、過疎化、少子化、高齢化が進み、全国で空き家の問題が深刻化している。放置していると空き家は倒壊の危険性が高く、隣家住民等、生命に重大なる危害を及ぼす。また、公衆衛生面での悪化、景観の阻害等の多種多様なる問題が生じている現状でもあります。そういうことを踏まえながら、国は空き家の対策特別措置法を2015年5月26日に全面的に施行されまして、改善されなければなりませんが、自治体では勧告、命令権もありますけれども、なかなかそこまで入り込めない状況で推移しておるということでもございます。今後、行政の取り組み、同時に、所有者に管理を求める啓発が重要でもあります。よって、行政の重点課題であることを前提として、町内の空き家の実態調査の現状を見て対策を急ぐことが自治体の使命でもあり、次の事項についての所見を伺いたいと思います。

①に、空き家の防止策としてどのように進められているのか。②に、活用について、③に、撤去策について考えはあるのか。④は、対策促進協議会の設置はどうかということ、⑤に、隣接市町村との連携はどのように取られているのかということを説明求めます。

第1間を終わります。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 手嶋議員の空き家関連についてのご質問にお答えしたいと思います。

全国的に空き家の増加は社会問題化しておりまして、議員が心配されておりますように、中には倒壊の危険性や周辺環境に悪影響を及ぼしている空き家もあると聞いております。また、空き家は、放火などの犯罪や災害時に倒壊する恐れがあるなど、防犯、防災上に問題がありますし、ごみの不法投棄なども心配されているところであります。

町内にも、人に危険を及ぼしそうな空き家がある可能性がありますが、対策を講じるためには、まずは空き家の現状を踏まえた上で、空き家の防止策や活用策、あるいは危険家屋等の撤去などの措置を講じる必要がありますし、平成27年度に、空き家や空き店舗の実態調査を行ったところですが、熊本地震の発生により、その状況が変化していると予想されます。発生から2年が経過し、被災した住宅の解体が着実に進んでいる状況の中で、実態調査を行うのには適当な時期でもありはしないかなというふうに思っておりまして、早急に調査に着手したいと考えております。

なお、具体的な対策につきましては、その調査結果を踏まえ、譲渡所得の特別控除制度の周知による予防策や、空き家バンク等の設置による売買や賃貸での利活用、または危険空き家に対する指導や勧告、あるいは協議会の設置など、必要な措置を検討してまいりたいというふうに思っております。

今後についての詳細について、担当部長より説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) これまでの危険空き家に対する対応等につきまして、ご説明を申し上げた

いと思います。

空き家のまま放置された建物につきましては、所有権の関係で行政が簡単には手を出せない状況が ございまして、また、所有者を特定しようといたしましても、家の所有者が亡くなっていたり、その 後、相続が行われていないケースなど、複雑な事情が絡みなかなか所有者の特定が難しいといった状 況がございました。その後、その対応方法としましては、近隣住民の情報提供あたりにより所有者を 特定して、改修や解体のお願いをするといった対応をしてきたところでございます。

今回、特に熊本地震で半壊以上につきましては、解体ができるというような制度もございましたので、そういったことも活用させていただきながら、古い危険な家屋等につきましてもですね、まあこちらから声かけをするなどしましてですね、そういった部分についても対応してきたところでございます。

そのような中、空き家対策特別措置法が完全施行され、放置されている倒壊の危険がある空き家を 強制撤去できる対策も盛り込まれたところでございます。これにより、事例では自治体が強制撤去に 踏み切るようになり、改善指導に応じてこなかった所有者が自主的に解体するケースも出始めたよう でございます。

また、危険空き家を特定する作業につきましても、近隣住民の情報提供をきっかけとして、現地調査に乗り出すことが一般的でございましたが、水道の利用状況や固定資産税の情報などの照会も法的に認められましたので、空き家であることの確認や所有者を探す手段も今増えてきているところでございます。また、一方では、自治体が空き家を強制的に解体して、所有者に費用を請求しても回収できず、撤去費用が自治体の負担増になるといった事例も発生しているようでございます。

空き家が増えます原因としましては、空き家を解体し、更地にすると税制面の優遇措置が受けられなくなることや、解体費用も高額であるといったことがあげられております。

空き家を放置することは危険であり、不法投棄や周辺への悪臭の問題となり、周辺住民にとっては 迷惑なものとなります。また、放火など犯罪になる可能性もあり、地震が起きた時には空き家が倒壊 し、避難経路が塞がれたり、火災が起きれば周辺の住宅まで延焼してしまうことも考えられます。そ うなった場合は、所有者は損害賠償責任を求められることも十分にありえます。このように、危険で あるとわかっていても、所有者の多くは空き家を放置したままであるといった状況があるようでござ います。

また、国におきましては、税制改正において、平成27年度から特定空き家等に該当する場合、住宅用地特例が適用されなくなり、平成28年度には、空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例が新たに創設されるなど、空き家を予防するための措置が講じられておりますので、改めて町民への周知も図っていきたいと考えているところでございます。

なお、本町におきましては、今年度、実態調査を行う予定としております。それに先立ち、先般、町内におきまして空き家関係業務の担当者会議を開催しまして、庁内体制につきましては整えたところでございます。今後、この実態調査の結果を踏まえ、先進市町村の事例も参考にしながら段階的に順次対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○議 長(桐原則雄君) 手嶋靖隆君。
- **〇12番(手嶋靖隆君)** この空き家対策につきましては、以前から調査という形のは取ってあったと 思いますけれども、ちょうど震災に遭いましてから、そこでちょっと停止したような状態できとった と思いますが、要は、震災はもちろん、家の倒壊とか何かは今回の震災でかなり処分されたと思いま す。ただ、今後、やはり過疎化、少子化という形で、家そのものがですね、段々その核家族行政の中 で出てきております。そのうち美咲野団地におきましてもですね、新しいですけども、何軒かこうも う出てきておるというような状況なんですね。そういうような状況は、どこの市町村も同じと思いま すけれども、法的な絡みがありますので難しい状態であります。ただ先進地においては、空き家対策 課というのを設定してですね、取り組んでいるというところもございますし、この処理を自治体がで きない場合には、自治体の信用度というか、これがもう下落してしまうということでもございますし、 これだけはやはり今後の大きな課題ということで、取り急がなければならないと思います。特に近隣 のですね、市町村との連携を取りながら、どういう形で進めていくのかということをですね、やはり もう少し取り組んでいただくといいんじゃないかなと。そういうことと、やはり関連機関等のですね、 連携も取りながら、その活用でくるものは活用していくということをですね、やはり考えていかなけ ればならないと思います。そういうことをしてですね、この対策をしていくということが大事だろう と思いましたので、どういう進捗状況であるかということもわかりづらかったもんですから、そこら 辺も調べて、今後取り組むということが出てきましたので、今後の対策を期待したいというふうに考 えます。
 - 1問目については終わります。
 - 2項目ですけれども、家屋の耐震診断の現状と対応についてということで伺いたいと思います。 熊本震災発生から2年を経過しましたが、いまだに終息せずに、4月半ばの調査でもですね、震度 1以上で4千480回ということで報告されております。全体としましては地震は減りつつはあるが、

1以上で4十480回ということで報告されております。全体としましては地震は減りつつはあるか、 気象庁はですね、現状程度の地震活動は当分の間ですね、続くと見ています。過去に同規模程度の地震発生の事例もあるため、引き続き警戒が必要であると。県では、今後大地震に備えて安心して住み続けられるよう、戸建ての木造住宅を徹底してですね、耐震診断をすることが不可欠であるということによって、地震診断士等もですね、要請しながら取り組んでおられるわけですけれども、やはり今後は目視及び図面等でですね、住宅の地震等に対する安全性を見ながら耐震改修に対応していかなければならないと思いますが、その方向づけについてどういうふうに、県からのですね、耐震の要請と並行しながら進められるのかをお尋ねしたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- ○町 長(家入 勲君) 議員の耐震関連についてのご質問でございますけども、木造住宅の耐震診断について、県のほうで取り扱っておりまして、耐震診断士派遣事業というのを行っております。この事業につきましての県のほうでの申し込みも平成29年3月から受け付けが始まっておりますが、この診断の結果、耐震性が不十分であった場合に、町で行っている耐震改修設計や改修工事などの助成

をする戸建て木造住宅耐震改修等事業に申し込んでもらうことになりますけども、なかなか申込者がいないというようなことで、我々のほうでも町のそのような事業を取り組んで補助事業ということでやっておりますけども、なかなか申し込み手がないというような状況でございますので、今後について、議員心配されるように、大きな地震がきたときに、再度半壊や全壊等にならないようにしっかりとPRをしていかなくちゃならないというふうに思っておりますので、その辺の状況につきまして、担当部長のほうより説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 現在までの耐震化事業の状況についてご説明いたします。

県の耐震診断士派遣事業については、平成30年2月末時点で、県内全体の受付が734件で、調査済が529件、未調査が3件、キャンセルが202件となっております。その内、町内では、受付が82件、その内調査済が59件、キャンセルが23件となっており、未調査はございません。

町の戸建て木造住宅耐震改修等事業については、平成29年7月から受付を開始し、平成30年3 月末時点で、耐震設計11件、改修工事5件の申請を受けております。

また、現在までの町の耐震化PRについては、平成28年度の12月に、建築士による住宅耐震化相談会、3月には、県の耐震診断士派遣事業のチラシを町内全戸配布を行っております。

また、平成29年度は、7月、3月に町の戸建て木造住宅耐震改修等事業について、広報おおづとホームページに9月、11月、3月に熊本県の耐震診断士派遣事業を広報おおづとホームページに掲載しております。

本年度は、5月に町の戸建て耐震改修等事業についてを広報おおづとホームページに記載しております。

今後も、広報おおづやホームページの広報活動を、また、新たに県や町の耐震化事業の説明や防災情報を掲載した、地震防災マップの配布を予定しております。このような方法で耐震化を推進するためのPRを行っていきたいと思います。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 手嶋靖隆君。
- ○12番(手嶋靖隆君) 今、部長の説明で大体流れというのがわかってまいりましたけども、これはあくまでも県からのですね、通達で動いておりますが、5月31日までは正式に県も受け付けてやってきたんだと。そのあとは、またその都度延期で扱うということになっておるようでございます。この耐震につきましてはですね、特に郡内で力を入れておられたのが菊池市ですね、菊池市はもう当初から計画を組みながら進んでおったわけです。我々が地震の前に、既存集落はほとんどが3割以上が古い家だから耐震調査をしたほうがいいんじゃないかなということも言っておった時期でしたけども、そのころから始めておられたようです。耐震化率を95%に持っていくということで取り組まれて、今進めておられます。そういうことで、せっかくのですね、補助もございますので、できるならこういう機会を利用して、今後どういうふうに震災起きるかわかりませんけども、以前の減災に向けての

対応が必要であるというふうに今感じております。今後、大変、震災後の処理で職員もですね、ご苦労ですけれども、やはり我々も同じです。目配りしながら、やはりアドバイスしながらその実態の把握に努めていきたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

次に、3点目に入ります。

熊本文化の森の道の駅の大津震災後の対策についてを問いたいと思います。

平成15年2月に登録案内制度が創設されまして、25周年を迎えております。全国で103区の ところがですね、スタートしましたんですが、今、道の駅がちょうど30年、3月現在で1千134 駅できております。ちょうど10倍ですね。に今増えているというような状況で推移しております。 これはスタート時期から第三セクターという形で町もですね、自治体として入ったわけですけども、 やはりマイカーに伴う観光ドライバーにはですね、なくてはならない施設であるということで、地域 経済も発展して、今日に至ってまいりました。この役割はですね、休息の機能、それから情報発信機 能、それから地域の連帯機能というのが大きな役目でございましたけれども、今後、ご承知のとおり、 阿蘇という世界遺産認定をですね、する近々なるだろうと思いますけども、阿蘇観光の玄関口として 脚光を浴びるときが必ずくるんじゃないかなと思います。道の駅も先般の4月14日から16日の前 震、本震でですね、だいぶ被害を受けておりましたけども、それによって交通量が激減しまして、事 業の衰退が余儀なくなされておりました。取り扱い高の低下にこだわらず、行政関係、それから団体 等のですね、支援によりまして、テナント、従事者一体となりこの難局を乗り越え、明日に向かって 開館にこぎつけられたことに対して敬意を表したいと思いますが、現状をちょっと見てみますと、施 設の老朽化、一部補修、未利用施設を見ますと、実質的には厳しい実態であろうかと思います。28 年度は若干この当期の純利益を出してございますけども、それはやはり震災によるですね、補助金、 助成金等がですね、1千400万円ほど集まっておりますので、それを補ったということで数字が出 ております。しかしながら、29年度の計画はまだ完璧でありませんけれども、厳しい状況にもある と思います。幸いにしまして、29年の8月から南郷谷周りの長陽大橋ルートが開通もありまして、 交通量も徐々に回復してまいりまして、事業経費の削減はですね、免れない状況にもあります。

よって、今後の全国の道の駅との情報共有に努めていただいて、防災に強い施設づくり、固定客増を、それから地域顧客の拡大と防災拠点としての町防災の一端を担う、安心安全なまちづくり等共同体としての文化の森、道の駅大津の構築をするためにどのような施策の展開をされるのかを伺いたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 手嶋議員の熊本文化の森の経営状況等についてのご質問についてお答えしたいと思います。

議員ご承知のとおり、今言われたように、もう25年を迎えようとしておりますけども、その間、 国交省の許可ちゅうか、申請によりまして、大津に道の駅をつくるというようなことになりました。 それはやっぱり地元の地産地消というようなときでございましたので、そういう形でオープンさせて、 町あげてその道の駅の振興にしっかりと取り組んできたところであります。もちろん、その間、文化 の森のガラス工芸や地ビール工場などで失敗はやってきました。また、2、3年前の職員の不祥事等もございまして、大変住民の皆さんにもご迷惑とご心配をかけてまいりましたが、今後につきましては、熊本震災後におきまして、国土交通省による防災拠点計画の一環として、施設の整備が行われるというようなことで、29年度にはトイレを新設するために既存の店舗の移転工事関連をやっていただいております。また、新たに駐車場用地を東のほうに売買契約が行われました。そして、今年度から来年のゴールデンウイーク前後までに、トイレの整備や駐車場の整備を行っていくというふうに、国交省のほうで計画がされております。今回の震災におきましてを踏まえて、保存食あるいは備蓄予定の防災倉庫や断水時でも貯水槽と連動して3日間稼働できる非常用電源を備える予定と聞いております。

今後につきまして、議員のご指摘のとおり、全国道の駅連絡協議会等との情報交換もやっていかな くちゃなりませんけども、震災の折りには、その全国道の駅連絡協議会のご支援をいただきながら、 大津道の駅の品物を全国に販売していただいております。また、地元の固定客を確保しようというよ うなことで、月例祭というものを開いておられまして、そのイベント関連等についても火の国グラン パワー関連等がイベントを道の駅でやっておられるし、また、地元の特産からいもの焼きからいもの 呼び込みなどでからいもの売り上げ、あるいは矢護川米の販売、そして野菜やニンジン関連等の販売 を矢護川地区のメンバーの関係の方があそこで店を出して、あの野菜関連等を出して販売をしながら、 大津町の道の駅のブランド製品というような形で今取り組みを一生懸命されておられるようでござい ます。そういう月例祭についても、担当のほうで案内チラシ関連等を投げ込みながら、固定客を引き 寄せたいというような形で頑張っておるようでございますので、震災後の本年度につきましては、若 干売り上げのほうもよくなってきておるようでございますし、利益が上がっておると聞いております。 そういう中で、素晴らしい取締役社長が鶴屋のほうから派遣されてきておりますので、彼も鶴屋の地 下のほうの食品のほうの課長をしておられた関係で、非常にその辺の手腕ちゅうか、能力が優れてお るようでございますので、これからも大津道の駅が素晴らしい全国でも指折りの道の駅になっていく ものと大きく期待しておりますけども、そのためには、地元の我々もしっかりと支援をしていかなく ちゃならないというふうに思っております。

内容等につきましては、また担当部長のほうから若干説明をさせていただきたいと思います。

○議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。

〇経済部長(古庄啓起君) ご説明申し上げます。

熊本文化の森は、平成4年12月に設立され、平成6年11月に熊本の伝統的な文化と現代の暮ら しを融合した熊本の新しい文化の発信基地として、「道の駅大津 熊本文化の森」がオープンいたし ました。

出資状況につきましては、筆頭株主が鶴屋百貨店54%、次いで大津町が21%でございます。そのほか法人26社、個人41人となっております。

熊本地震により、熊本文化の森自体も建物などに甚大な被害を受けました。被災したレストランや 物産館などの施設の復旧につきましては、グループ補助金を活用しまして、事業費約600万円、補 助率 2分の 1 の約 3 0 0 万円の補助を受け、施設の復旧整備を行いました。そして、 3 カ月後、再開にこぎつけております。

地震時の対応としましては、当時多くの避難者が駐車場に押し寄せ、車中泊も多く、一時臨時の避難所になっておりました。そこで施設内のレストランが無料で水の提供や、温かい炊き出しなどの支援を行い、避難者の方々にも大変喜ばれました。

今後の施策につきましてご説明申し上げます。まず、お客様は過半数以上が県外客であり、その多くを観光客に依存していることから、今後は地元大津町や周辺地域のお客様に来ていただける仕組みづくりが重要ではないかと考えております。

また、農産物販売につきましては、JA大津中央支所に提供してもらえるよう、熊本文化の森と町とでお願いしておりますが、実現しておりません。今後も引き続き交渉していきたいと思います。現在は、地産地消を考えて地元農家の方々から仕入れており、地元農産物の割合は約7割となっております。

具体策としましては、道の駅大津ブランド化を推進していく計画でございます。例えば、2カ月以上貯蔵庫で熟成させ、甘さとおいしさを増したからいもを「道の駅大津認定からいも」として、品質の差別化を追求してまいります。また、固定客の増加に向けまして、店内の試食を増やすなどの取り組みや、SNSを活用したPR活動を行ってまいります。その他にも既に今年3月から全店舗参加型の月例祭を開催し、上位顧客300人に月例祭チラシを郵送しましたところ、3月、4月の売り上げに大きく反映されました。

議員ご指摘のとおり、経費削減は重要ですので、まず電力会社と交渉し、毎月の電気料を軽減することや、派遣職員とアルバイトの人件費の削減、その他マットなどのリース物件の見直しにも努めているところでございます。

将来的には、熊本地震より不通となっている阿蘇への道路状況が改善されれば、交通量も大幅に増えることと予想されますので、大いに期待しているところでもあります。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 手嶋靖隆君。

○12番(手嶋靖隆君) ただいま具体的に説明していただきまして、安堵しておるわけでございますが、この文化の森ができましたとき以降ですね、ずっとこう心配しておったわけです。私も週に1回は行くようにしておりますが、大体聞いてみると、行ったときにでもですね、全然大津の人と会ってないんですよね。それだけその地元の人がまずはその愛着感といいますか、浸透してないんじゃなかったかなと思いますけども、過半数が観光客だという事務局の説明でもありました。先ほど町長のほうから言われましたように、やはり地元がですね、利用度が高くなければ進展はしないわけですが、ただ、当初のいきさつがJAとですね、この文化の森とのその地産地消の関係は一つのずれがあったような感じもいたします。どこの道の駅でも全部物産ということで、JAが担当してやっておるところが多いんですけども、どうしても、今の大津のとれたてもですね、中途半端なもんですから、年間に1億円前後なんですね。全然伸ばないわけですよ。そういうことはなぜかというと、場所が悪いん

ですね。もう固定客だけだということと、品揃えができないというんですね。いつも私もアドバイス して、品揃えだけはせいということを言いよりますけども、してない。ですから、もう固定客も減る というような状況です。できれば道の駅とですね、一体となって取り組んでいただくなら、まだチャ ンスはあるんじゃないかなと思います。その証拠には、菊陽のですね、物産、JAの物産が7億円ぐ らいあげています。年間7億円ですね。もう大津が1億円、あそこは7億円。私もあそこに時々行き ますけど、レジが3つありまして、大体10人ぐらい並んどるわけですよね。早く行かないともうだ いぶん待たなんというような状況で、そういう意味で、やり方次第では、あそこも辺ぴなところです けれども、一つの地産地消の役目を果たしているというふうに感じました。大きな観光地をですね、 大観光地をこう私たちいつも眺めておるわけですけども、これが世界遺産として登録されれば、大津 町もですね、多く脚光を浴びるんじゃないかなと思います。昔から、まだ加藤清正公が入国するまで はですね、あの一帯は阿蘇の裾野の状態だったということです。上井手、下井手を掘削してから初め て穀倉地帯ができたというような状態ですから、一番やはり大事な基点であると、大津町にとっては ですね、分岐点でもありますが、道路網というのもそこに集中してくるということで、これがほとん どインフラ等も整備されますと大きな経済効果、波及効果というのがどんどん出てくるんじゃないか なと思いますので、大事にですね、育て、持続して頑張っていただくということ。それがまた大津町 の自治体としての役目もありますので、これを契機にですね、町民の皆さん方の協力によって大きな 大津、道の駅にしていくならばいいんじゃないかなと思います。

情報把握できましたことを厚くお礼を申し上げたいと思います。終わります。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

2時40分から再開します。

午後2時30分 休憩

 \triangle

午後2時40分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。
 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 通告にしたがいまして、一般質問を行います。

今回は、まずはじめに、時代の教育ということで、今の時代を反映した教育になっているのかどう かということを問いたいと思います。

昨日も今日も多くの教育問題が提起されておりますが、いろんな形でこの教育もですけれども、財務省の問題や最近では経済界、車とか、いろんなもので隠ぺいがあったりとか、そういったことで一体何をやっているんだ世の中はという感じが否めません。その中で、例えば、今日の新聞におきましても、教育委員会、全国の教育委員会の中でもそういった隠ぺい体質のことがでかでかと載っておりました。教育委員と校長が相談して、いじめ記載のメモを隠ぺいしとったと。これは神戸中の問題であります。熊本県におきましても、県北の公立高校、そういったところが、教諭が部活費を搾取したと、このことについて、教育委員会が対応しなかったということで、PTAの方が警察に被害届を出

したという、全く恥ずかしい事例が散見されます。

そういったことを考えますと、私は、今回の質問の要旨に一部ではありますが、厳しい、本当に案外失礼にあたるんですけれども、陳腐化しているとか、そういった言葉を使っております。それはこういった事例が後を絶たないからであります。やはりそうなってくると、何を信じていいのかと、人間の基礎基本を育み、そういった今回はもう道徳のいろんな形で人間を醸成するような教育の場において、その教える立場、また、その教え方を審議する、いろんな形の教育委員会がそんなことでは将来が悲観されるということであります。ですから、そういったことを考えますれば、やはり何に目を当てるのかと。もう過去は過去です。ですから、将来に目を当てていきたいと思う限りであります。

今回の質問におきましては、現状、今、時代の流れをですね、そういったものをよく観察していけば、今我々がその義務教育に求める、そして、また高等教育、いろんな形でですね、教育に求めるものというものは、やや変わってきているものではないかなと感じる次第であります。

皆さん、ご承知のところから質問を広げていきたいと思いますが、無料でメッセージ交換や音声通 話ができるLINEの最大の魅力は、日本だけでも国民の半数を超える7千万人以上が利用するとい うユーザーの数であります。ユーザーの便域がネットワークの規模に依存する性質をネットワーク効 果と呼びますが、このネットワーク効果は経済学で需要側の規模の経済性と呼ばれます。ネットワー ク効果が存在するときに、先に普及した非効率的なネットワーク技術においてユーザーがログインし てしまいますと、新しい効率的なネットワーク技術が普及しない。過剰慣性というそうでありますが、 これについては、説明するのが面倒くさいので皆様で調べてください。いずれにしましても、このネ ットワーク効果というものが存在するもとでは、一定の市場シェアを終えたネットワーク技術は雪だ るま式に広がって、事実上の標準となり、一人勝ちになります。例えば、パソコンでいうならばウィ ンドウズですね。そして、またWeb閲覧ソフトのインターネットエクスプローラ、また検索エンジ ンのグーグル、交流サイトSNSのフェイスブック、こういったものを考えますと、どれも最初に出 たサービスではありません。そしてまた、最も優れた技術でもなかったわけでありますが、こういっ たネットワーク効果というものを手にして市場シェアを拡大して覇者となっていきました。このネッ トワーク効果について、私がなぜ問題視するかということは、それだけ大きな市場においての影響力 というものがプラス面においても、マイナス面においてもあるということを無視してはいけないとい うことであります。また、こういったネットワーク効果の中から支配されるですね、そういった世の 中におきましても、我々が考えるのは、なかなかこう追い付けないというふうになっております。前 回の質問でも第4次産業革命のインパクトは、相当なものですよということを私は述べてきました。 ですから、今回は、教育がどういった形でそれに応えるかというものが重要になってきますとよいう ことなんです。我々がなかなか追いつくことができなくなったこのインターネットですね、ネット社 会、このインターネットに対する知識と自己防衛というものが必要になってくると思われます。追い 付けなくなったということは、私の例からですけれども、親が子どもに対してそういったもの、プラ スもマイナスも含んだものを親から子に教えることが非常に難しくなった専門知識が必要となってく るということではないでしょうか。まあ親が教えることができないということであるならば、一体だ

れが教えるのかということであります。答えは簡単であります。それは学校という教育システムに組み込まなくてはならないというふうに考えます。では、どういうふうに教育に組み込んでいくのかを新しい教育長によっては、このネットワーク社会に対する教育の基礎基盤となるようなプラットホームといいますか、雛型と申しますか、そういったものはやはり新しい教育長に求めていきたいと考えます。なかなか容易ではないと思われますが、そのこういった社会においても子どもたちの可能性を引き出す工夫、そしてまた、危険を回避できる知識、そういったものを組み込んだものにしなければならないと考えるわけであります。

こういった点において、まさしく時代の教育というものに求められるものは何なのかといったときには、子どもたちが大きくなって仕事をする場になって、そういったものも何も知らないというような教育でいいんでしょうか。もう既に子どもたちはスマホを持って、パソコンを触って、そのネット社会の渦の中に飛び込んでおります。ですからこそ、その正しいこと、そして、危険極まりないこと、そういったものはですね、きちんと教えていかないと大変なことになりますよということを、今回訴えたいわけであります。

以上、質問いたします。

- ○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- **〇教育長(吉良智恵美さん)** 永田議員の時代の教育とはとの質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、現代社会は、第4次産業革命と表現される社会変化の中にあります。テレビでは、複数の医者がゴーグルをつけると、装着者の目の前に手術予定の患者の患部映像が映し出され、スマホ画面を引き伸ばすのと同様のやり方で映像が拡大されたり、視点が置き換えられたりする技術が紹介されておりました。医者の勘に頼っていた部分が可視化され、手術時間の短縮や成功の上昇などが期待できるということでございました。先ほどお話がありましたように、スマホやタブレットに限らず、スマートスピーカーも普及しはじめ、私自身の認識よりずっと身近なところで第4次産業革命による生活の変化が進んでいるのだと思います。

インターネットは短時間に多くの情報を得ることができたり、瞬時に多くの人と交信できたりと、 非常に便利で多くのメリットがある反面、インターネットによる犯罪に巻き込まれたり、人間関係が 希薄化したりなどのデメリットもあります。

文科省が結果を公表した2016年度の問題行動、不登校調査では、小学校における暴力行為件数が増加、低年齢化していることがわかりました。感情を抑える力やコミュニケーション能力が低下し、児童同士のトラブルが急増していると指摘する現場の声もあり、スマートフォンの普及がコミュニケーション能力の低下につながっていると見る専門家、あるいは「LINEなど短文メッセージのやりとりに慣れてしまい、語彙が不足して話し合いで解決できなくなっている」と指摘するスクールカウンセラーもいます。WHOからは、今年インターネットゲームなどのやりすぎで日常生活に支障を来すような症状をネットゲーム依存症という病気に位置づけるという方針が出されています。

また、子どもたちがインターネットで得る大量の情報の中には、正しくない情報も多くまぎれており、子どもたちには誤った情報や不要な情報に惑わされずに、必要な情報を取捨選択する能力などを

身に付けることが求められています。

議員が言われますように、時代の流れや変化等について現状を把握しながら、状況に応じた教育を 進めることは非常に重要なことであり、家庭や地域、そして学校がそれぞれに連携協力しながら、高 度情報化社会においても適切に対応できる子どもの育成を図っていくことが必要であると考えます。

例えば、保護者も含めたコンピュータセキュリティーの必要性への理解、インターネットによるトラブル防止等の情報モラル教育や家庭におけるスマホのルールづくりなど、家庭を巻き込んだ取り組みを今後も継続するとともに、平成32年度から順次全面実施となる新学習指導要領におけるプログラミング的思考を育成する教育内容におきましては、子どもたちの発達段階に応じた、コンピュータの活用やプログラミングの指導を充実させることが必要であると考えております。

中教審におきましては、子どもたち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、 主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らが可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な 人生の創り手となっていけるようにすることが重要であるとあります。

学校教育はこれまでもその育成を目指してきた変化の激しい社会を生きるために必要な力である、 生きる力の育成、つまり知・徳・体のバランスのとれた育成は、時代の変化の中で未来を切り開いて いくための不易の部分でもあります。

新学習指導要領では、これからの変化する社会の中で、学校が社会と連携・協働する社会に開かれた教育課程の実現がこれからの教育課程の理念とされたところであり、この方向性に沿って、大津町の今後の教育も進められることになりますが、その中で、子どもたちが自分たちのふるさとである大津町の歴史・文化・現在と未来・自らの将来を意識するようなキャリア教育や教材等の工夫を通し、子どもたちが未来を切り拓くための資質・能力、そして意欲を一層育成していきたいと考えています。 先ほどのお話の中で、新しい教育のプラットホームの創造というお話がありましたけれども、義務教育におきましては、この新しい教育のプラットホームは、新学習指導要領の中身でもあると私は考

教育におきましては、この新しい教育のプラットホームは、新学習指導要領の中身でもあると私は考えております。したがいまして、新学習指導要領への移行期という大きな転換点にあり、今後とも社会の変化や時代の流れも意識しながら、子どもたちが生きる力を身に付けるような教育を推進していきたいと考えております。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

今、答弁をいただいてですね、新学習指導要領に基づいていくことが新しいプラットホームなんだというふうに聞こえました。実際ですね、私がこの問題を一般質問でぶつけてみようと思ったのは、週刊誌あたりを読んでいて、先ほど教育長も言われました、AI時代を生き抜くためにはプログラミング、コンピュータ的思考を持たなければならないという現実と、実際はそれに伴ったリベラルアーツというですね、人間の本来持つもののよさというもの併せ持って伸ばしていくというのがあるんです。このリベラルアーツというものはですね、もう既になくなりましたけれども、スティーブジョブズ、アップルの創設者もその当時から、やはり彼は天才ですよ。どんなにコンピュータが発達しても、必ずこれは付いて回るんだということを指摘しております。ですから、非常に重要なことを確かに文

科省は指摘しているでしょうが、こっから先なんですね、先ほど前段で私が言ったように、そういっ た教育関係の中でも、産業界でもいろんなところで隠ぺい体質とか、そんなものがあるならば、一体 どこからどこまで、教育長が一生懸命しましたと言っても、そこから先本当に伸びるのかなというこ とで、教育長が今しなければならないと思うのではですね、あらゆるそういったものが新しいものに トライするのは、もうこれは当たり前ですけれども、右と出るか、左か、正か、悪か、いろんなもの をですね、もう察知しなければならない。要するに、プログラミングと一緒ですよ。ですから、そう なった場合の対処方法というものをきちんと構築していかなければ混乱しますよということです。で すから、国にしたがうことはそれはもちろん法治国家ですから、それはわかります。しかしながら、 現場において、国は最高ではないんですよ、言うならば。あくまでもそのチャンスやヒントを与える ものと考えたほうがいいと思います。それでないと、本当の実体経済やいろんなものと照らし合わせ ることを怠っていては、おそらく子どもたちは社会に出て取り残される存在になると思われます。そ ういったその特集記事の中でですね、私が好きな大前研一氏がですね、縷々、これから先の10年後、 20年後ていったいどうなるか、皆さん想像が付いてないみたいだなって、大変なことになるんだよ って、もう提携の仕事というものは、もう全部もうコンピュータにとってかわられるよ、それが言う ならば、人工知能なんだよというご指摘をして、その中で指摘したのが、もう一つおもしろいのが、 そういった状況が現れているにも関わらず、今も文部科学省学習指導要領には、AI時代に人間が何 をどう学ぶべきか全く書かれていなかったとあるんですね。今回、出てきたというものは、ある程度 そういったものが加味されてきていると、今の教育長の言葉で思いました。ですから、これからの2 0年後を考えなさいというご指摘であります。ということで、これは今日の新聞の中で見開いていて、 私は2社、熊日と日経を読みますけれども、その中でですね、一つうれしいこのニュースが、10年 で利益10倍と、226社ありますよと、日本企業は低成長ばかりではない。これはネット系です、 言うならば。要するに、10年前よりも利益が10倍になったというような、そういった企業がどん どん出てきているということです。ですから、時代の繁栄は、こういったところで感じ取れるんです ね。新聞も読んでないような先生はだめですよ、はっきり言って。そういったものをきちんと感じる ような先生じゃないと、おそらくそういった時代の教育はなされないと考えます。そんな中で、まず 基本となるものは、じゃあ何を教えていくのかと。いろんなことを教育長も言われました。今現在、 問題にしたいのは、ネット作法ですね、インターネットというものは、もちろんもう顔も見えるよう にはなりましたけれども、先ほど言ったLINEあたりは、どちらかと言うならば、文字の送付のよ って双方向の融和を図るようなそういったものでありますが、こういったネット作法というものをで すね、最近は企業でも取り入れております。ネットリテラシーと言うらしんですね。これには何か財 団もあるみたいなんで、ここあたりをですね、私もこういろいろ、えって、それ何だと思ったら、や っぱりこのインターネットによるいじめとかいろいろありますよね。不適切な書き込みとか、炎上と か、そういったものがありますので、そういったものを考えますれば、やはり基礎基本として正しい ネットの使い方をネットリテラシーという形で教えていくということです。こういったものをですね、 企業が取りれている、どんどん取り入れているということは、もうそれこそ時代の流れであって、も

うそういった手段を企業がどんどん使えますよ、知らないでは済まされませんよということをしているんですね。もうこれは新人職員の研修にもなっている企業がたくさんあるそうであります。ですから、そういったネット作法がきちんとした、言うならば、子どもたちがずっとその身に付いたですね、作法がですね、こう一生続くというようなことが義務教育の基礎基本です。ですから、こういったところをですね、教えてることによって、正しい社会が生まれていくと思います。そういった作法というものは非常に大切で、道徳も大切ですけれども、やってはならないこととか、そういったもののですね、判断というものが、そういった作法をもとに身に付いていくんですね。これ以上やったらだめなんだよと、やはりすばらしい考え方、将来花開く考え方というものは、別のところにある。それを我々は探求しようというようなですね、創造性たくましい子どもたちを育てたいと私は願う次第でありますので、このネットの作法、そういったものについて、ある程度何らかの見識があるならばお答え願いたいということと。

今現在、私がスマホとかを使とって、非常に怖いのは、スマホによる決済というものが、これって 子どもたちあたりがですね、その重要性を知らずに親のスマホを触って、決済のところで、言うなら ばゴーを押してしまったとか、そういったものもありはしないかなという怖さも実はあるんですね。 ご承知のとおり、仮想通貨の件で、ブロックチェーンは破られないとか言ってたものが破られて、あ れはいろんなそういったやり方も悪かったんでしょうけれども、あのときは500億円規模のいうな らば被害が発生しましたよね。ですから、そういったものに巻き込まれたらですね、もうその世帯の 破滅どころではないでしょうね、おそらく。ものすごく危険なんです。この危険性を重要視しないと いけないという点もあります。実際ですね、各国の軍事の兵器においても、そういった人工知能を駆 使したドローン兵器とかですね、人々の行動を予知するビッグデータを解析して、そして、最小の殺 傷兵器で最大の効果を生む人工知能ソフト、非常に怖いですよね。言うならば、世の中をよくするた めの人工知能と思われるのに、悪いほうにもそういった増幅して使われるというようなことが今の最 大の危険だと私は考えております。ですから、私が考えるのは、そういった基礎基本をおそらく指導 要領の中には書いてないと思うんですよね。そこまでは。おそらくですね、そこまでの危険性をです ね、教えることによって善悪成否の判断、言うならば理性がぐんと上がるんですよ、こういった世の 中で。そこが大切です。ですから、例えば、交通違反とか、交通事故をひどいやつを起こした人は、 何かその更新のときに、事故のそのビデオとか、そういったものを見せられるということで、こんな ことにつながるんですよということを何か教えるらしいですね。私見たことないですけれども、幸い にして。そういったことを考えればですね、やはり義務教育のうちに身に付けてほしいということで すね。そういったことを身に付けることによって、それこそ将来広がるような子どもたちになるんじ ゃないかなと考えますが、この点について、再度質問いたします。

○議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。

○教育長(吉良智恵美さん) 議員がおっしゃいますように、私が校長をしていたときに、小学校の決まりは、学校にスマホを持ってこないということでした。なので、小学校で子どもたちがスマホをどれくらい持っていますかといったときに、学校では確認できなかったわけですね。だけど、卒業式の

日に保護者の方がちょっとお祝いをするので来てくださいということで声をかけていただいて、そこ に行きましたら、子どもたちも一緒にきました。で、ふっと振り向いたらほとんど全員がスマホでこ うやって遊んでいるのを見た時に、現実を思い知らされたという思いがあります。これからの社会と いうのは、やはり子どもたちにスマホは危ないから使ってはいけません。これはもうあり得ないと思 います。世の中がもうインターネット社会になっている中で、使うなということは、もう時代にまさ にそぐわない。であれば、安全に、そして自分にきちっと必要に迫られたときにちゃんと使うという 力と、それから判断力を子どもたちに早期のうちに身に付けさせていかなければならないと思ってお ります。先ほど答弁させていただきました、プログラミング的思考を育てる、カリキュラムの中には、 そういった部分のモラル的な指導も当然入ってきますし、学校現場としては、それもあわせてやって いくことになると思います。また、これまでもですね、スマートフォンの使い方についての危険性と か、そういった、こういう事例がありますということは、学級PTAとか、PTAの方たちが主催す る勉強会とか、そういうとことに実際そういう方面に詳しい方に来ていただいて、実例を交えながら 話をしていただいたりとか、いろんな形で子どもたちも一緒に伝えていくということをやってきてい るところでございます。これから先もですね、そういう機会を捉えたスマホの利便性と危険性といっ た部分での教育は充実していかなければならないし、より専門的になっておりますので、もう先生た ちがすべて教えるということではなく、その専門的な知識やノウハウを持っている方たちをどんどん 学校に来ていただいて、正しいことを効率的に伝えていくということをやっていかなければならない と思っております。

また、AI技術がどんどん進んでいきます。何年か前だったでしょうか。今の小学生が大人になるころ、今の小学生の3分の2は、将来は現時点で存在しない職業に就くんだという話を聞いたときに、私もあ然としたわけでございますが、ただ、東ロボ君の研究をされたプロジェクトディレクターの方の本を読みますと、AI技術は確かに進んでいくんだけれども、AIは決して人間に勝つことはない。少なくとも当分の間は勝たない。つまり、子どもたちがこれから先必要なものはAIにとって代われない、そういう力をしっかりと伸ばさなければならないということだと私も考えております。AIが取って代われない部分は何かと言いますと、意味を理解する能力であり、いろんな行間を判断しながら状況を判断して新しい価値を見出していく。まさに先ほど議員が言われたような、将来にわたる柔軟性であったり、創造性であったり、そういったものの教育が必要なんだと言われております。これの基本になるのが、実は読解力なんだということですので、国語科をはじめとして、やっぱり子どもたちは日ごろの授業の中でも、たくさんの読むことを通して学んでおります。ただ現実的に教科書がきちんと理解できていない中学生が多いというデータも出ておりますので、しっかりと日々の授業の中で教科書が読めて、理解できる、そういった将来に必要な読解力をしっかりと身に付けられた子どもの育成もあわせて、今後しっかり頑張っていきたいと思っております。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質問いたします。

そういった時代において、教育上でどんなことができるかというものを、今、教育長が言われて、

その中でも、今の体制では非常に難しくなってくるだろうと、専門知識を持った人なり何なりという もののそういったものがいるのではないか。これは私も思います。実際にですね、全ての先生がそう いったものを教えるような立場には、なかなかこれは難しいと私も思います。実際、先生もわからな いでしょう。逆に、それこそ子どもたちから教わる時代なんですよ、今は。それこそ、子どもたちの 独学のほうが勝っている部分も多々出てくるというのが今の世の中だろうと思います。ですから、我 が町のこういった役場というこの行政システムにおいてもですね、こういったものは避けられないし、 今回、機構改革が若干なされましたけれども、そういったもののやはり専門職あたりを求められてく るでしょう。私は、昔からSEの活用をしなさいと、プログラムを組める人がいるんだよというのは、 もう十数年前から言っております。また、ここに至っては、それがまた発展してきましたね。要する に、人工知能という、ある意味やっかいな点が出てきたということで、先ほど今の答弁の中で、人間 にはどうしてもかなわない部分というものを言われましたけれども、そこが私が言ったリベラルアー ツというところなんです。ところが、今、教育長が言われた、意味や判断、そういったものをするも うΑΙが出てきているんですよ。ですから、想像を絶するスピードですよ。そういったですね、もう 基礎データとかが、やっぱりビッグデータの集積ですけれども、そういったものがもう少しずつ出て きていると言われております。ですから、それをすべからく言うなら、勉強しなさいというわけでは ありません。しかしながら、やっぱり世の中というものは、客観的にですね、全体を俯瞰してみるこ とが大切なんで、そういった今の世の中の時代と、私は今回、大見出しに付けたのは、これ全体を俯 瞰してある程度こういうものが動いているなという大きな流れを感じなさいということなんですね。 じゃないと取り残されますよというのは、その部分であります。

専門職も大切でしょうが、やはり今おられる教師の方々にも頑張ってもらわなければならないとい ことになってきますよね。そんなに簡単にぽんと人件費が出たりとか、そういった組み替えができた りとかはしませんので、で、じゃあどうする、どうやって生徒たちに教えることができるのかという 問題に今度は差し掛かると思うんですよ。ここでですね、私が一例を挙げたいものがあって、何年か 前にアメリカのある社会心理学者の博士がですね、実験を行ったんです。小学校の教師に対して、い いかい、彼らの中には、生徒たちの中には優れた知能を持った生徒がいるんだよと。そう暗示をかけ たんですよ、言うならば。ですから、本当はいないんですけれども、だから、それに期待できるよう な授業ができるかなという暗示をかけたんですね。その結果ですね、そういった、教師はそういった 生徒がいるんだと思って一生懸命こうやるわけですよ。そしたら、もう1年間で約半数の生徒のIQ が約20も伸びたという実験結果があるんですね。要するに、積極性を持って取り組むということで すよ。今、言われているのは、しらけたような、言うならそういった職に対する態度とか、ものがそ こにまん延している会社がいろいろあってマンネリ化と言いますけれども、そういった職場であって はならないし、教育長が新しくなったならば、やはりそういった町営の義務教育の場において、その きちんと筋の通ったですね、1本背筋が伸びたような先生たちになってもらうという、この教育長が 先生たちを指導しなければならないということ、これは責任なんですよ、私が思うには。ここが重要 で、仲間意識はだめです。そこにはきちんと線を引いてもらわないと。それはもう前回まではその校 長先生だったでしょうが、ここは違うんですね。そういったものを公私混同なさらないように求めたいんですね。そういうことによって、それこそガバナンスです。統治能力を上げてもらわなければ、こういった時代の流れに乗って勝ち抜くことはできないと、そういうふうに考えるわけであります。このことについて、再度質問いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育長吉良智恵美さん。
- ○教育長(吉良智恵美さん) 私の教育長としての立ち位置ということで再質問があったかと思います。 私が新しい教育長になりました。ということで、先生方が本当にまた頑張ろうと、それだけでなってくださるなら大変ありがたいんですけれども、単に教育長が変わったからといって先生方がじゃあ頑張ろうという気持ちにはなられないと思います。じゃあ先生方が前向きにやろうという気持ちになってくださるのは何かな。それはやっぱり学校それぞれの校長先生を中心にした組織としての学校のあり方、これが一番大事だと思っております。さらに、教職員に対して、教育長が直接ああしろ、こうしろという指導権はありませんので、当然私は校長先生方を通して、本町の教職員の先生方の育成にあたることになります。したがいまして、私の思い、新しい大津町の教育をこうしたいんだという思いをしっかりと校長先生方に理解をしていただきながら、その思いが校長先生の施策を通してですね、それぞれの先生方に降りていく、こういう筋をしっかりと立てていきたいなと思っているところでございます。

現在、教育部のほうでは、町の課題を解決しようということで、校長先生方を中心にした3つの作業部会を立ち上げております。そろそろ動き出すと思います。一つが学力向上、一つが職場の働き方改革、もう一つが不登校・いじめ対策でございます。この3つの作業部会を大事にしながら、校長先生方と気持ちを一緒にしてですね、今後も一生懸命やっていきたいと思っております。

ただ、なかなか思うようには進まないと思いますが、やっぱりやりたいと思う、私がここに行きたいんだという方向性をしっかりと持つことが大事だと思いますので、今回の議会の中でもたくさんの課題が指摘されました。やらなければいけないこと、対応しなければならないこと、たくさんありますけれども、そういうことだけに捉われていては先は見えませんので、足元にある課題を一つ一つ克服しながら、さらに先を見つめた大津町の教育のあり方ということを今後もしっかりと考えてやっていきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 次の質問に移りますけれども、町長に言っておきますが、今、教育長の答弁をお聞きになったと思います。おそらく大津町の教育は、教育委員会ではあまり期待できないというふうに感じますよね。今のお答えだったら。ここは重要なところですよ。私の権限にないとか、そういったことを言う人であるならば期待できないということです。方法はいろいろあるんです。解釈の仕方ですよ。いいですか、だから皆さんが昨日から今日にかけて一般質問をして、そしてそこを指摘されて、だらだらだらやっているふうにしか見えないんですね。非常に重要なことです。だったら何のために教育委員会があるのかということですから、そういった人に我々の公金は使ってほしく

ないですね。これだけははっきり言っときます。

次に移ります。

高齢化する貧困についてということで質問しております。

高齢者の高齢化ということも言われておりますが、まさに今回の質問の要旨に書いてあるのが、こ れはほとんどある人の論文の中のほぼコピーですね。この要旨というのは。しかし、これに詰まって いると、本当に思われたので引用させてもらいました。まさに高齢期の収入源の大半は公的年金であ ります。国の年金の政策の影響を直接受けます。国が年金を下げる、上げはしないでしょうが、そう いったものを直接受けて生活をされているということですね。そういったことが消費面でも非常に影 響を及ぼすということであります。ですから、この人生100年時代と言われる中でですね、我々は そういった高齢の方々に対して、人生の先輩の方に対してですね、どういった公的な支援なり、何な りという手を差し伸べることができるかというものは、非常に重要になってくると、そういうふうに 考えております。ここはやっぱり自己責任において、努力においてやっていただくものと、それと公 助において、言うならば、公的な皆さんの協力によってその税金の再配分をそちらのほうに充てさせ てもらうというような、いろんな形が考えられますけれども、じゃあ一体町ではそういった時代にお いて何ができるのかということをきちんと明確にすべきだと思います。そして、そのことによって高 齢者の方々が安心して暮らせる、そういったまちづくりをしなければならないと思います。本当に私 も60前になりまして、体力も落ちてきますし、いろんな物忘れとかも多くなってきました。この中 においてですね、やはりもう20代、30代までは100万馬力でしたけれども、鈍ってきます。そ してまた、うちの母がもう80代でありますけれども、かなりやっぱり体力的に弱っております。し かしながら、うちの母は、やっぱりこう人に迷惑かけないようにという年代の人でありますから、毎 日散歩して、足腰を弱らないように、老いは足腰からくるんだというような姿勢でやったりしますけ れども、だけれども、やっぱりこう膝が痛いとか、いろんなことを言います。食も細ります。そんな 中でですね、我々がそういったどんな形でその高齢者の方々に接することができるかというのは、非 常に問題になってくると思います。ここにおきましても、それだけ高齢者の方々が増えてくれば、介 護を利用する方々も多くなってくるでしょう。町におきましても、包括支援センターにおきましてい ろんな対処をされております。もう本当頼りがいのある場所でありますが、業務がですね、非常に多 くなって、大変な思いをしているということも聞いたりします。

そういった中で、1問目に質問しましたように、その介護の世界にも人工知能あたりが入ってきているという事実もあります。実際ですね、そういった介護の先駆者たちがいろんなデータを、過去のデータですね。そういったものを学習した、その人工知能によってケアプランを作成するというようなことまで出てきております。これは幾つかの段階を得て、一部の業務を任せることでありますけれども、すべてをやってくれるわけではありません。やはり人と人のつながりがあって、その中でいろんなアセスメントを得て、そしてケアプランを立てて、そしてそれをそういった人工知能に当てはめてみて、どういったものが本当にこの方にはいいのかというような判断をしてくれる。そういったものがですね、どんどんこういった世界でも進んでいるということであります。ですから、我々は、そ

の時代のその文明の力というものは、きちんと享受しながら、そしてそういった高齢者に対する対応 さえも今の時代に沿ったものが求められてきていると考えたりもしますので、この点について、町長 に質問したいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 永田議員の今後の高齢者関連等についての貧困問題が大きな課題になってく るというなのは、もう十分認識しております。昨日の熊日の1ページにも下のほうに書いてありまし たように、大変な高齢者人口になってきて、その果たす役割はやっぱり全体の皆さんの公金であると いうようなことでありますので、今現在、年金、公的年金もらっておられる方については、どうにか 今の年金状態、少ない人は十何万とかいろいろありますけども、大変苦労されておりますけども、生 活保護の基準よりも低いというような方もおられます。しかし、そういう人はまだまだ元気でありま すので、自分でどうにか生きていこうと、そして、また田舎であれば、地域の皆さんとの支援がしっ かりとなされておるし、そこには家族というものがございますので、その家族の援助の中で楽しく自 分のできることで楽しく生活しておられるというような状況でございますけど、今後においては、今 の若者たちの中においても、非職員さん、あるいは短時間のパートの人たちがおられるとなると、社 会保障問題関連等や年金の基礎的な歳入がなかなか入ってこないというような状況でございますので、 そういう人たちが今後高齢者になったときには、公的年金関係の原資もなくなり、どうなっていくか というのが大変厳しい時代を、今後2050年ごろには迎えてくるんだなというような思いをしてお ります。もちろんそういう時代の中におきまして、我々がどう今後対応するかというのは、先のこと だからということでなくして、やっぱり今の田舎の地域の皆さんのその強い絆、そういうものを生か しながら全体で取り組んでいけるような形をやっぱりつくっていく。そこの中には、やっぱりそれぞ れのやり方が各地域でもあるでしょうし、各家庭でもそれぞれでございましょうし、現在はやっぱり 各家庭の中で高齢者の一人暮らしや高齢者所帯というのが大変多くなっておられる。しかし、今我々 としては、包括支援の中でのプランをつくっていろいろやっておりますけども、結局は居宅介護や施 設介護というような方向で今やらせていただいておりますが、どうしようもない人たちはやっぱり生 活保護と、今の段階においては、将来については、もう今の200万人近くの保護者の半分が高齢者 であるというような形になると、今後その50年先は、もう200万人近くの人たちが生活保護を受 けるようなときになるんだなというような思いをしておりますので、こういうために今我々がやらな くちゃならないのは、非職員関係の皆さんを正職員ちゅうか、そういう雇用を推進するような企業誘 致とか、あるいは地域での頑張りができるような絆をつくりながら、日本の家庭構想が、今までは核 家族的なものだったのをいかに家族と助け合いながらやっていけるような意識をまた持ってもらうと いうような方でないと、やっぱり今のような状況であれば、家庭も所帯も困るというような形で全部 そういう方向に、施設とかいろんな形に持っていかれると、これも全部が町の税金を使ったりいろい ろするというような状況になりますので、そういう人たちをなくすためには、やっぱり生まれ育った 故郷で楽しく仲間と生活できるような方向をしっかりと捉えていかなくちゃならないんじゃないかな というような思いをしておりますけど、なかなか先が見えない厳しい時代を迎えてくるなというよう

な思いをしております。もう100歳まではみんな生きていけるような時代となっておる中での今後の高齢者あるいは高齢者だけでなく、貧困家庭というのが多くなってくるというような形の中で、社会保障の問題とか、いろんな形の中で厳しい状況を今後迎えてくるというような状況でございますので、やっぱり国としてもしっかりと公的年金のことを考えてもらいたいというようなことで、年金である程度の生活ができるような方向をしっかりと国は考えてもらえればなというような思いをしておりますので、そういう年金だけでない生活を我々がどういう支援を今後やっていけるかというような二輪、両輪のような形の中でできていける町をつくっていければなというふうに思っております。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質問いたします。

町長の思いというのは重々伝わります。実際、そのいきなりですね、人生80年と言っていたのが もう100年の言うならば計画を立てなければならないといったときに、それはどうしようもないで すもんね、それこそ年金しかないんです。だけど、やはりその年金収入というものを今後の推移あた り、そういったものをきちんとこう把握して、そういったマネープランを立てることも非常に重要に なってくるんではないかなということです。ですから、その人が標準掛けと分散掛けといいますけれ ども、60歳で定年を迎えたときに借金ゼロなんだよと。貯蓄もあるんだよというところと、まあ6 0歳になりましたけれども、まだ子どもの学費がいるとか、まだ家の借金が家のローンが残っている とか、いろんなご家庭の事情があるわけです。ですから、そういったファイナンスの、いうならプラ ンを立ててあげなきゃどうやっていいかわらない。自分たちもこの辺の計算するの面倒くさいですも んね。だから。漠然と少しでん金ば貯めとかんといかんとか、そういうふうに思ったりするわけです。 と言いつつも、やっぱりその中でこの現代社会は人に迷惑かけないようにつつがなく一生を生きてい くためには、そういった計算も必要だと思います。そしてまた、健康な人はやっぱりどんどん働いて いただきたいということで、もちろん求められるのは、高齢者が働ける場所です。しかし、もう一般 企業というのは、そういった生産性が低い人というのは雇いません。ですから、何らかの補助かなん かあるならば別でしょうけれども、そういった高齢者の方々が持っているいろんなそのキャリアをも とにですね、仕事を斡旋するようなシステムをつくるのが必要になってきやしないかなと、そういう ふうなことも考えてしまいます。それは公的な機関だからこそできるのではないかなと、そういうふ うに考えるわけであります。そういった町ができることというものがまだまだあると考えられますの で、もうこれで私が出る時間ありませんので、そういった方法論が何かあるならば、部下の方でもい いですから、知識を持った方に答えていただきたいと思います。

〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) それぞれの健康や経済関係の人生統計については、包括支援センターのほうで相談、職員を置きながらやらせていただいております。そういう中で、自分の生活を立てるのもそうですけども、自分でできないものがたくさんありますので、そういうことについては、シルバー人材センターにおいて高齢者の就労支援関係をしっかりと各企業との連携や、農家関連等とも相談しながら、そういう高齢者が働く場所をしっかりとできていければなと、また、そういう中におきまして、

それなりの介護の元気な方向を持って行くためには、社会福祉協議会の力も今後必要になってまいりますので、両方とも半公共的な仕事をやっていただいておりますので、しっかりとその辺を支援しながら、今後の高齢者の働く場所とか、健康増進にしっかりと努めていきたいというふうに思っております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。
- ○13番(永田和彦君) 最後になりますけれども、ぜひ町長にお願いしたいことがやっぱりあります。 それというのは、例えば、今後の年代別の人口の推計をグラフにすると棺桶型になってしまいますよ とか言われますけども、そういった働く人が少なくなってくる、それにAIが代わってくれればいい んですけれども、IOTあたりもそうどんどん進んでもらえばいいんですけれども、やはり人として ですね、働く場、これをですね、ケインズの経済学ではありませんけれども、公共事業として考える んですよ。そのことによって、お金が回るという考え方ですね。もう極論を言えば。マクロ経済の世 界ですけれども、あの公共事業に位置づけた何らかを生み出すということです。ケインズは極端な話、 公共工事で穴を掘ってまた埋めることを公的な税金を使ってしても、これって景気がよくなるんだよ まで言う人ですから、ですから、そういったものを公共的な高齢者の雇用というものをですね、組み 入れる、そういったですね、そういったですね、工夫があればもっともっとよく町がよくなると、将 来もよくなると、そう考えます。

また議論したいと思います。終わります。

○議 長(桐原則雄君) 以上で一般質問は終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後3時41分 散会

本 会 議

委員長報告

諸 般 の 報 告

○ 大津町議会議場執行部席の変更について

平成30年第2回大津町議会定例会会議録

平成30年第2回大津町議会定例会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第4日)

	平成30年6月11日(月曜日)														
出席議員	1 番 三 宮	美	香	2	番	Щ	部	良	<u> </u>	3	番	Щ	本富	i 二	夫
	4 番 金 田	英	樹	5	番	豊	瀨	和	久	6	番	佐	藤	真	_
	7 番 本 田	省	生	8	番	府	内	隆	博	9	番	源	Ш	貞	夫
	10 番 大 塚 育	<u> </u>	郎	1	1 番	坂	本	典	光	12	番	手	嶋	靖	隆
	13 番 永 田	和	彦	14	4 番	津	田	桂	伸	15	番	荒	木	俊	彦
	16 番 桐 原	則	雄												
欠 席 議 員															
職務のため出席した事務局職員	局	長	矢	野	好	_									
	書	記	大	塚	知	里									
地方自治法第 121条第1 項の規定の り説明 した者の 職氏名	町	長	家	入		勲	会兼	計会	管計	理課	者長	坂	本	_	正
	副町	長	田	中	令	児	総	務部	総系	務課主 係	幹	伊	東	正	道
	総 務 部	長	本	郷	邦	之	兼	行	政	係	長	17'	米	Ша	坦
	住民福祉部	長	藤	本	聖	二	総財兼	政 誤行 革	務財推	政係係	部長長	本	司	貴	大
	経 済 部	長	古	庄	啓	起	教		育		長	吉	良智	里恵	美
	土 木 部 併任工業用水道記	長 果長	大	田黒	哲	郎	教	官	Í	部	長	市	原	紀	幸
	総務部総務調	長	羽	熊	幸	治	農	業委員	員会!	事務局	長	荒	牧	修	$\stackrel{-}{-}$
	総務部財政調	見 長	白	石	浩	範									
	総務部税務調	長	木	村	欣	也									

会議に付した事件

議案第55号 大津町長等の給料の特例に関する条例の制定について 議案第56号 大津町税条例の一部を改正する条例について 議案第57号 平成30年度大津町一般会計補正予算(第2号)について 議案第58号 大津町立室小学校増築及び改修工事請負契約の締結について 議案第59号 給食センター増築及び改修工事請負契約の締結について 議案第60号 大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区②)請負契約の締結について 議案第61号 大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区①)請負契約の締結について 議案第62号 大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区③)請負契約の締結について 議案第63号 大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(美咲野地区)請負契約の締結について 議案第64号 学校給食センター食器洗浄機他調理器具備品購入について

議事日程(第4号) 平成30年6月11日(月) 午前10時 開議

日程第 1 各常任委員会の審査報告について 質疑、討論、表決

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査申出書について

議決

日程第 3 発議第 3号 大津町議会会議規則の一部を改正する規則について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 4 発議第 4号 「地域材の利用拡大推進を求める意見書」の提出について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

日程第 5 平成30年度議員派遣について

議決

日程第 6 議案第55号 大津町長等の給料の特例に関する条例の制定について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 7 議案第56号 大津町税条例の一部を改正する条例について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 8 議案第57号 平成30年度大津町一般会計補正予算(第2号) について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

日程第 9 議案第58号 大津町立室小学校増築及び改修工事請負契約の締結について

日程第10 議案第59号 給食センター増築及び改修工事請負契約の締結について

日程第11 議案第60号 大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区②)請負契約 の締結について

日程第12 議案第61号 大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区①)請負契約 の締結について

日程第13 議案第62号 大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区③)請負契約 の締結について

日程第14 議案第63号 大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(美咲野地区)請負契約 の締結について

日程第15 議案第64号 学校給食センター食器洗浄機他調理器具備品購入について 一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

午前10時00分 開議

○議 長(桐原則雄君) これから本日の会議を開きます。

なお、永田和彦君より、遅参の届出があっておりますので、報告します。 本日の議事日程は、議席に配付のとおりです。

日程第1 各常任委員会の審査報告について

O議 長(桐原則雄君) 日程第1、各常任委員会の審査報告についてを議題とします。委員会審査報告書は、議席に配付のとおりです。

これから、各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。 文教厚生常任委員長佐藤真二君。

○文教厚生常任委員長(佐藤真二君) おはようございます。ただいまから、文教厚生常任委員会に付 託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号、 議案第52号関連、そして議案第54号の6件です。

当委員会は、大津町町民交流施設研修室3で、執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議の概要と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第48号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例についてであります。

委員より、今回の改正は有資格者の確保が大きな狙いということかという問いに、そうですという ことです。

委員より、条文にある研修を終了した者とは何かという問いに対して、指導員になるためには、県の研修を受ける必要が前段にあります。放課後児童支援員は、1つのクラブに何人いなければならないかということで、基本的に2人以上で、1人は補助員でも大丈夫ですというようなことでした。

それから、5年以上従事したというのは、実際に補助員として5年以上従事したということかという問いに、そうです。いままで、高校を卒業した方は2年以上従事という規定があり、実際に従事した証明書を提出してもらっています。今回も同様に証明書を提出してもらうことになります、とのことでした。

採決の結果、議案第48号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第49号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第49号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてでであります。

委員より、介護サービス利用時の自己負担割合が2割から3割負担になる人はどのくらいいるのかという問いに対し、執行部より、平成29年度の状況で試算した結果、2割負担の85人のうち、3割負担になる人が34人ほどですと。そのうち、利用者負担の限度額に達しておられず、負担増となるのは29人ほどです。年金収入のみで3割になるのは3件です。1件は単身世帯で、2件は2人以上の世帯となっています。その他の人は、譲渡、給与、不動産所得があります、とのことでした。

委員より、今回改正される不動産の譲渡所得以外の一時的な所得に対する措置は、すでに対応されているのか、今後対応するのかという問いに、今のところ特別控除の対象となる譲渡所得に関するも

のだけです、とのことでした。

採決の結果、議案第50号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第51号、大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改 正する条例についてであります。

委員より、現在の地域包括支援センターの職員の配置状況についての確認があり、そのあと、現在は主任介護支援専門員は2人であるが、これからは認定を受ける高齢者が増えていく状況で、増やす方針なのか、増やすとしたらどこから人材を確保するつもりなのか。町職員に求めるのか、非常勤や臨時職員に求めていくのかという問いに、執行部より、現在は基準を満たす状況ではありますが、相談者が増えていますので、今後は状況を見て増やすことも検討する必要があると考えています。

委員より、5年に1回研修を受けて更新する必要があるとなると、その負担は非常勤の職員ではなく、町職員が担うべきで、町職員を育てていく必要があると思うが、どうかという問いに、執行部より、現在は、町職員1人と社会福祉協議会からの出向1人の2人で常勤を配置しています。地域包括支援センターの運営自体も現在は直営でやっていますが、委託している市町村もありますので、そうなると町職員を増やすことも難しい点があります。今後どうしていくかは内部でも検討しているところです。これからも相談は増えてくるかと思いますので、直営でやっていけるかについても併せて早急に考える必要がある問題と認識しています、とのことでした。

採決の結果、議案第51号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第52号関連、平成30年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

住民福祉部環境保全課関係では、真木地区の簡易水道施設の復旧への補助について、将来的に大津 菊陽水道企業団に水道の供給を移行するとしたとき、その時期はいつになるのかという問いに対して、 早ければ来年度の補助事業、遅くとも3年度には実施予定です、とのことでした。

真木簡易水道組合は、何世帯が利用しているのか。また、地域はどこかということで、現在は、約60世帯が利用されています。場所は吉良食品から蕎麦屋さんまでの道路沿いの方です、とのことでした。

真木簡易水道組合の配管はどうするのかということで、現在の配管は80年以上のもので老朽化が 著しく使用できないため、県道に本管を布設し、支線で各世帯に供給する予定です。

委員より、古城地区の方はどうしているのか。また、今回の大津菊陽水道企業団の水源はどこかという問いに、古城地区は水道企業団へ統合しています。真木地区の水源は蕎麦屋からキャンプ場に向かう途中にあります。万が一足りないときは、古城地区からの給水を考えていますが、将来的には井戸を掘ることになると思います、ということです。

これ、蕎麦屋とか、その名前が不都合な場合は訂正をお願いします。

住民福祉部住民課関係では、さしたる質疑はありませんでした。

住民福祉部福祉課関係も質疑はありませんでした。

住民福祉部介護保険課関係では、意見として、新たに係をつくり係長を配置するということで、目 的は介護予防事業の強化ということなので、大変重要なことであり、成果が上がるようにお願いする との意見でした。

次、住民福祉部健康保険課関係では、高精度体成分分析装置の修理について、耐用年数は何年かという質問があり、耐用年数は6年です。平成25年8月からリースを開始し、今年7月末で5年のリース期間の満了を迎えます。メーカーによると、大津町の利用実績が非常に多いことも故障も一因ではないかとの見解でした。

委員より、リース契約なのに修繕費が発生するのかという問いに、執行部より、現在のリース契約には保守がついていませんので、修繕費が必要となります。測定を委託しているNPO法人に確認をしたところ、現在の使い方であれば、もう少し廉価の機器でも対応できるということでしたので、修繕後は1年間、再リースをした上で、その後、保守付きの廉価な機器の切り替えを行う計画です、とのことでした。

委員より、5年前の導入時にリースするメリットを確認したが、当時は医療機器であるため、最先端の機器を次々に交換するという説明であった。しかし、今年度は再リースをするということで、食い違いがあると思った。新しい機器をリースしたほうがよいのではないかとの問いに、当初予算でも再リース料として計上していますし、今回、修理も行いますので、今後1年間は現行機器の廉価な再リースをしたいと考えています。導入当初は、医療機関や研究機関でも多く使われていた機器であり、高精度で信用性も高いということで機種選定をしました。しかし、現在の使い方であればもう少し廉価な機器でも対応できるため、保守付きで月額リース料が2万7千円程度でコスト削減にもなりますので、今後は廉価な機器への切り替えが得策であると考えています、ということでした。

再リース料はいくらかとの問いには、月額約4千200円で、1年分の再リース料が現在のリース 料の1カ月分となり、かなり安価となります、とのことでした。

修繕費がかかるのであれば、新しい機器に交換したほうがいいのではないかとの問いに、7月末に リース期間の満了を迎えますが、仮に再リースしない場合でも修繕して現状回復する必要があります。 継続的に測定している人もいますので、当初の計画どおり、あと1年はこのまま修繕して使用したほ うがいいだろうという結論になりました、とのことでした。

次、教育部学校教育課関係では、電子黒板について、近隣の市町村の状況はどうなっているかとの 問いに、菊池市は整備が終わっていると聞いています。菊陽町よりも大津町が進んでいるようです。 熊本市も今後計画的に進めていくという話を聞いています、とのことです。

意見として、平成27年度、29年度と異なるメーカー電子黒板を導入しています。先生たちにとっては使い勝手が違うものになり、使いにくいのではないだろうかと思います。インターフェイスが合ったものを揃えたほうがよいと思うので、検討してくださいという意見がありました。

委員より、次に、「熊本の学び」研究指定校事業、これ室小学校ですが、どのようなものかとの問いに、執行部より、児童生徒の学力向上を図ることを目的として、今年度から県の事業として始まったものです。新学習指導要領の実施に向けて、新たな視点を設けた独自の「熊本の学び」というものをつくっていくために、県内で3校が指定されました、とのことです。

委員より、給食センターの改修工事に伴う弁当給食について、今年度も同じ業者かとの問いに、昨

年度はご飯は冷たいという意見がありましたので、改善できるか、昨年度の委託業者とは協議しています、とのことでした。

生涯学習課関係では、杉上地区の集会所の改修は事業費9万円に対し、3分の1を町が補助するということで、補助金の規定はあるかという問いに、要綱についての説明があり、町が事業費の3分の1を補助する、ということでした。

熊本地震についての関係が問われましたが、関係はないということでした。

子育て支援課関係です。多子世帯の無償化された部分、これは保育料ですね、多子世帯の無償化された部分を補うのは、県の補助金と一般財源、町負担は2分の1ということで、通常は町負担は3分の1ではないのかとの問いに、執行部より、2分の1だけが県から補助されて、2分の1が町負担になる、とのことでした。

幼稚園も多子世帯の無償化の対象となるということだが、幼稚園への補助はないのかという問いに、 幼稚園も補助対象ですが、全体で県補助金を受けており、今回は幼稚園費には充当していません、と のことでした。

委員より、今のところ段階的に無償化の話が進んでいるが、この先無償化が広がっていったとき、 その分だけ一般財源の支出が出てくるということかという問いに、おそらくそうなると思います。

委員より、その財源として、消費税増税分の地方分があると思うが、それで補えないのかという問いに、県に問い合わせをしていますが、県からも正式な回答はありませんとのことで、意見として、 町負担分はどこかで補ってもらわないと割に合わないなというような意見がありました。

委員より、公立保育園の保育料については、前から話があっているが、今回、幼稚園の保育料の基準額の見直しがあっている。市町村民税所得割課税額7万7千100円以下のところで、国が定めた金額より高くなっているが、改正するのかという問いに対して、執行部より、5月23日に規則を改正しています、とのことでした。

採決の結果、議案第52号関連については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 次に、議案第54号、平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

委員より、予算書の給与費明細書について、給与が上がれば共済費も上がるものと思われるが、共 済費は補正はしなくてよいのかとの問いに、執行部より、共済費については夏ごろに改定があるため、 今回は補正していません、とのことでした。

委員より、昇給に伴うものは含まれるのかとの問いに、執行部より、係は増えましたが。人数に変 更はありません。主幹級の職員が配置されたことによる増額が主なものです、とのことでした。

採決の結果、議案第54号については、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 当委員会に付託されました案件は以上です。

議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同賜りますようお願い申し上げまして、文教厚 生常任委員会の報告を終わります。

〇議 長(桐原則雄君) 次に、総務常任委員長荒木俊彦君。

〇総務常任委員長(荒木俊彦君) ただいまから、総務常任委員会に付託されました案件につきまして、 委員会での審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第52号関連の1件であります。

当委員会は審議に先立ちまして、6月7日の午前中、関係する2カ所の現地調査を行い、その後、 ミーティングルームで執行部より説明を求めながら、審議を行いました。以下、その審議経過の概要 と結果を要約してご報告いたします。

議案第52号関連、平成30年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてであります。

総務部総務課関係で、委員より、内牧地区の消防防災倉庫前整備工事の現地調査の際、消防倉庫が新しく建っているが、狭い場所に建っている。建物については補助制度があるが、用地の取得について補助制度はあるのかとの質疑に、執行部より、公民館や集会所などの生涯学習施設の用地取得の場合、町の補助制度がありますが、消防施設の場合、用地購入の補助金はありません。また、消防倉庫の用地の選定については、地元と協議した結果、現在の場所となっております、との答弁でした。

意見として、熊本地震により被害を受けた消防倉庫を、他の場所に移したいとの意見もあるので消防施設の場合も補助を検討してもらいたいとの意見がありました。

委員より、電源立地地方交付金の使い道はどう決めているのか、執行部より、まず発電所に近い地 元地区に要望等がないかを相談しています。また、役場内においても充当できるような事業がないか 各課に照会をしています、との答弁でした。

委員より、今回の電源立地地域対策交付金は、町内小学校電子黒板整備事業に300万円、残りの140万円を内牧消防防災倉庫前整備事業に充当しているが、交付金の目的を考えれば、逆に内牧消防防災倉庫整備前事業に満額を充当し、町内小学校電子黒板整備事業に残額を充てるべきではないのかとの質疑に、執行部より、こうした事業の入札により、補助金の残額が発生すると、補助金の返還や変更申請等の手続きが発生するため、入札残が発生しないような申請を行うよう国から指導されています。よって、事業費約200万円の内牧消防防災倉庫前整備事業に交付金140万円を充当し、事業費約630万円の町内小学校電子黒板整備事業に交付金300万円を充当することで調整をしているところです、との答弁でした。

総務部総合政策課関係では、委員より、上陣内区コミュニティ無線導入事業の詳細はどういうものかとの質疑に、執行部より、今設置されている有線の放送設備とは異なり、公民館に設置予定の親機とスピーカーを無線でつなぐ放送システムです。無線のため、設備の移動も可能であり、バッテリーが内蔵されているため、停電時にも使用できるなど、災害時にも活用できるものです。利用目的として、災害時はもちろんですが、地域のコミュニティ活動への活用を主な目的としています、との答弁でした。

委員より、今回の設備は各家庭に設置するものでなく、公民館において活用するものか、また、他の地区への導入状況はどうかとの質疑に、執行部より、個別受信機を各家庭に配置するようなタイプでなく、公民館に設置して利用するものです。昨年度は高尾野地区が同様の設備を導入されました。 今回も複数の地区が申請をされましたは、採択されたのは上陣内区の1地区のみです。 委員より、一般コミュニティ助成事業の申請の流れはどういうものか、また、申請書作成の指導等は行っているのかとの質疑に、執行部より、全区長会等で募集の通知を行い、事務局にて申請のサポートやチェック等を行います。なるべく採択されるよう内容を精査していますとの答弁でした。

委員より、一般コミュニティ助成事業の申請は不採択になったとしても、毎年、申請手続きをする 必要があるのかとの質疑に、執行部より、募集が年度ごとに行われているため、毎年の申請が必要で す。また、毎年申請しているからといって、採択されやすくなるものではありませんとの答弁でした。 委員より、既存の町防災無線のスピーカーを利用できるのか。それとも全く別に設置するのかとの 質疑に、執行部より、今回、採択になっているものは別に設置をするものです。

委員より、一般コミュニティ助成事業の助成金で個別受信機を各家庭に配布することはできないか との質疑に、執行部より、コミュニティ助成事業は、個人宅に設置されるものは助成対象外となって います、との答弁でした。

総務部財政課関係で、議長より、真木地区の簡易水道組合の水源の枯渇や地区全体の配管の老朽化など、全体的な水の供給に対して協議はなされているのかとの質疑に、執行部より、今回の事業は、水源の枯渇に対し、水道企業団の給水管から、真木簡易水道組合への給水タンクまで繋ぐ事業です。すべての配管を入れ直すには、全部で1億5千万円程度の費用がかかると聞いています。今後、環境保全課が窓口となり、地元や水道企業団との協議を行う予定と聞いています、との答弁でした。

議長より、以前より施設は老朽化していたが、料金の問題などもあり、水道企業団との統合まで至っていない状況と思われる。生活に必要な水の問題なので、財源の確保などしっかりフォローしていただきたいとの意見でした。

委員より、熊本地震の復興基金の補助率はどのくらいかとの質疑に、執行部より、今回の補正分は、 県の復興基金基本事業分であり、共同墓地復旧事業、地域水道施設復旧事業ともに2分の1です。

委員より、杉水の菅原神社など大がかりな復旧を行っている。2分の1の補助では、地元負担がかなり大きくなるのではないかとの質疑に、執行部より、神社等の復旧についての補助率は、2分の1であって、事業費が大きくなると、地元負担も大きくなってしまいます、との答弁でした。

委員より、地元負担があまりにも大きくなるものは、町の復興基金を充てたらどうかとの質疑に、 執行部より、町の復興基金創意工夫分の使途についても県と十分に協議し、きめ細かな対応ができる よう要望していきたいと考えています、との答弁でした。

総務部税務課関係並びに総務部人権推進課関係、議会事務局関係では、特に質疑はありませんでしてた。

討論はありませんでした。採決の結果、議案第52号関連については、全員賛成で原案のとおり可 決すべきものと決しました。

当委員会に付託されました案件は以上です。議員各位におかれましては、当委員会の決定にご賛同いただきますようお願いを申し上げまして、総務常任委員会の報告を終わります。

- ○議 長(桐原則雄君) 経済建設常任委員長永田和彦君。
- 〇経済建設常任委員長(永田和彦君) 経済建設常任委員会委員会の報告を申し上げます。

その前に、私用ではありますが、遅参しましたことをお詫び申し上げます。申し訳ございませんで した。

ただいまから、経済建設常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会での審査の経過並 びに結果をご報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案第52号関連、議案第53号の2件であります。当委員会は、6月7日にオークスプラザ1階の研修室1・2において執行部より説明を求めながら審議を行いました。以下、その審議経過の概要と結果を要約してご報告いたします。

まず、議案第52号関連、平成30年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてであります。 農業委員会関係におきましては、委員より、人件費の補正については、人員の増減によるものかと の問いに、執行部より、人員の変更はなく、職員の人事異動1名分に伴う減額補正であります、とい う答弁がありました。

経済部農政課関係におきましては、委員より、攻めの園芸生産対策事業補助金による機械導入に伴う対象面積はどの程度かとの問いに、執行部より、現在の甘藷栽培面積が30ヘクタールで、5年後の目標面積は33ヘクタールとなっております。また、人参の栽培面積は現在3ヘクタールですが、3.5ヘクタールに拡大する計画となっております、と答弁がありました。

また、委員より、事業に取り組む農家は12名で組織された機械利用組合のことだが、町全体の農家であるのかとの問いに、執行部より、事業に取り組む12名につきましては、全員がJA菊池甘藷部会の部会員で、町内全域の主力農家でメンバーの大半は後継者となっております、と答弁がありました。

また、委員より、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金で、導入予定の哺乳ロボットは 何台導入するのかとの問いに、執行部より、導入予定の哺乳ロボットは1台となっております、と答 弁がありました。

また、委員より、哺乳ロボットについて、以前は1頭当たりの哺乳量がコンピュータで制限されているため、利用に対して問題が発生していたと聞いたが、現在はどうかとの問いに、執行部より、1回の哺乳量を少量に制限し、1日により多い回数哺乳することで、子牛の消化効率を高め、下痢等の発生を抑えながら、子牛の成長を早めることが期待できるとのことですが、機能制限までの頭数を哺乳対象とすると、機械が無理をして、子牛にストレスがかかる可能性はあると思われます。なお、導入予定の酪農家につきましては、近隣の事例を参考にして決定したと聞いております、と答弁がありました。

また、委員より、農業についても一般の営利企業と同じ、導入に伴う費用対効果はどうなっているのかとの問いに、執行部より、導入予定の農家への聞き取りでは、経営の中で、哺乳にかかる時間が1頭当たり1日30分程度かかるために、頭数が増えるほど労働時間が増加し、負担も大きくなるので、哺乳ロボットを導入することでかなりの労力軽減が図られるとのことであります。また、これにより飼養頭数の増頭も可能となるため所得向上にも繋がるとのことなので、町としても費用対効果は大きいと判断したところであります、と答弁がありました。

また、委員より、費用対効果があるのはわかるが、どの程度の効果があるのかを数値で表すことが 大事だと思われる。また、これらのデータを蓄積し、今後の事業に活かすことで、補助金も活きたも のになると思うがとの問いに、執行部より、この補助事業は、平成26年度から始まっておりますが、 町内の酪農家19戸のうち、7戸が搾乳ロボット、1戸が哺乳ロボット、2戸が堆肥舎、1戸が牛舎 建設を実施しており、全体の6割程度が事業を利用しております。なお、事業効果の検証につきまし ては、県、市、町、関係団体等で組織しております菊池地域畜産クラスター協議会において、全事業 の統括を行っており、事業に伴う各種データも蓄積しておりますので、効果検証についても求めてい きたいと思います、と答弁がありました。

また、委員より、導入予定機械の機種選定の方法はどうするのかとの問いに、執行部より、実際に 導入する際は入札となっておりますので、現段階では、導入予定機械同等品以上となっております。 選定の方法としては、頭数等による規模決定計算や機械能力計算等により必要能力を算定し、機種の 選定を行っております、と答弁がありました。

また、委員より、事業に対する補助金自体は国・県から交付されるが、町における権限や責務はどのようなものがあるのかとの問いに、執行部より、町は間接補助事業者と位置づけられており、町における予算の確保を行い、国・県からの補助金の受け入れ、申請者への交付を行うだけでなく、補助事業者から提出される申請書類等の内容確認や指導が主な内容となりますが、申請者からの技術的な相談等に対する国、県との窓口や連絡調整も行い、事業のスムーズな進行を図っております、と答弁がありました。

経済部商業観光課関係におきましては、特に質疑はありませんでした。

土木部建設課関係におきましては、委員より、職員の配置や人員についてはどうなっているのかとの問いに、執行部より、数年前から職員数については変わりはありません。新規の技師の採用もありましたので、研修も行いながら、業務を行っているところであります。道路維持関係については、住民からの苦情なども多く、今後ますます対応等が大変になるものと思われます、と答弁がありました。また、委員より、震災後、国道57号迂回路によってつながる道路については、交通量の増による問題等があると思われるがどうですかとの問いに、執行部より、すばやく職員で対応できるよう努めております、と答弁がありました。

また、委員より、先日もミルクロードの中核工業団地付近で道路埋設物の損傷があったが、すぐに 対処されていた。その後はどうなっているのかとの問いに、執行部より、通行車両の増加により、工 業用水道の空気弁の埋設蓋が損傷したもので、昼間は交通量が多いので、夜間工事で対応しました、 と答弁がありました。

また、委員より、人員不足などにより対応できない場合もあるのかとの問いに、執行部より、人員不足は業者不足によるものもありますが、苦情についても、道路の穴だけではなく、法面の草とか、住民からの要望が多く寄せられております。業者に委託している管理事業や、簡易的に補修できるものがあれば職員で迅速に対応しております、と答弁がありました。

土木部都市計画関係、下水道課関係におきましては、特に質疑はありませんでした。

採決の結果、議案第52号関連は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。 続きまして、議案第53号、平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてであります。

委員より、下水道のマンホールをカードにして配布し、PRしている自治体あり、県内では熊本市、 八代市、玉名市、苓北町が取り組んでいると新聞に掲載されていたが、大津町においても色つきのマ ンホールがあるので、マンホールカードを作成し、町のPRや町おこしに活用できないかとの問いに、 執行部より、大津町の色つきマンホールの写真があるためごらんいただきたいと提示されました。そ して、これまでもマンホールカード自体の認識はありましたが、作成の検討までには至ってないため、 これから調査をして検討します、と答弁がありました。

また、委員より、国土交通省からの補助金等はあるのかとの問いに、執行部より、補助金につきましては、今のところ把握できておりません、と答弁がありました。

意見といたしまして、国が推奨し、地域の活性化に繋がる施策であれば、現状の社会情勢等の流れを把握し、費用対効果を検討して有利であれば、関係部局と協議しながら取り組んでいただきたい、と意見が出ております。

採決の結果、議案第53号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、毎回定例会におきまして提出しております継続審査の申し出について、経済建設常任委員会におきましては、本常任委員会の終了後の6月7日にオークスプラザにおきまして、大津建設業組合、JA、森林組合、畜協、大津町商工会、肥後おおづ観光協会の6団体と懇談会を開催しました。各団体からの意見、要望を聞き、執行部の対応について意見交換を行ったところであります。

以下、その要旨を述べさせてもらいます。

また、この懇談会におきまして、議会の議決を経ていなかった契約案件について、各団体に対して 説明をさせました。そのわが経済建設委員会の部長による今回の失念に対しての説明は以下のとおり であります。経済部土木部の部長より発言をその場においていただきました。

質疑といたしまして、議会の議決に付すべき事項があったので、今後の体制などを報告していただ きたいということで始めました。

部長より、今後このようなことを二度と起こさないようにいたします。原因は、職員の法令、条例 遵守の意識の低さが第一だと思っております。総務部で今回のことを契機に職員研修、また、新たな システムの構築等対策を考えております。土木部といたしましては、課長と打ち合わせを行う予定で すが、議会の議決案件を誰でも見られるように紙に書き出して課長の後ろに貼り付け、いつでも、だ れでも気付けるようにしたいと考えております、という説明がありました。

また、書類のチェックについては、最終的には部長や課長が責任を持っていくことが必要でありまして、一人一人の認識も必要と思います、と説明がありました。

また、その中で出ました意見といたしましては、平成24年度とか、27年度とか出てきてびっくりしました。チェック体制の甘さだと感じました。印鑑を押されている部分をデータ上で管理ができるようにすることができなかったのか。金額が大きいので担当のみでなく、ほかの職員もわかるよう

にできなかったのかと思われる。

また、別の意見として、今回のことはごまかそうとしたわけではなく、失念であるので、悪質性はないと思われる。きちんと報告もしていただいたし、町民には直接お金の被害は起こっていない。きちんと正直に報告したことは、意識の高さがそこには伺える。職員の心がけが大事で、反省されているとは思われる。今回の熊日新聞の記事は、一方的であるというふうな感じもした。町長の給料の減額についてもしなくてもよいのではないかなと考えております、という意見も出ました。

また、私は民間におりましたが、膨大な資料を処理しておりました。チェックリストがあり、ちゃんとチェックをしていた。現状のチェックリストを考えて、システムの構築を図るべきではないか、というふうな意見が出ておりました。

それに対し、部長より、電算でチェックできるよう対策を考えております、ということであります。 そして、また別の意見といたしまして、部長も部下を信用して印鑑を押すだけでなく、ちゃんとチェックをして印鑑を押さないといけない。

また、ほかの意見におきまして、条例と照らし合わせて業務を行っていかないといけない。部長の思いだけでなく、職員全員が業務の中に確率させないといけない。これで大丈夫なのかと思うことが大切で、部下の指導、ガバナンスを高め、機能を高める必要がある。昔は条例をいつも見て、付箋紙をたくさん貼っており、条例に基づいて行っていた。以前は、条例に精通した職員がいた。今回は、隠ぺいするような気持ちはなかった。失敗ばかりを責めてはいけないとも思われる。やる気を起こす体制や自尊心と大津町への帰属意識をしっかりもっていただきたいと。人間は間違いを起こすものであり、揚げ足を取る人がいるのも現実である。若い職員のやる気を引き出すような職場をつくらないといけないと思われる。部制を敷いたので、将来、部長になりたいと思う職員をつくらないといけない。今回の件については、前の局長が気付いており、条例と社会通念を照らし合わせてチェックするという覚悟を持って行ってもらいたい、というふうな意見が出ております。

最後に、部長より、二度と起こさないようにするシステムが必要と思われます。今の職員は同じ間 違いを起こさないと思いますが、10年後、20年後も起こさないようなシステムをつくらないとい けないと思います、と説明がありました。

そして、その後に各関係団体との懇談会を進めました。

まずはじめに、各団体からの懇談会のはじめとして、ご意見を頂戴いたしました。

まず、大津建設業組合におきましては、熊本地震からの復興も半ばであり、本格的な発注が行われる中、他市町村に見られるような不落とかがないように組合一同努力しておりますと。そして、要望といたしましては、発注時期の平準化、人手不足を考慮した工期の検討、現地に見合った積算をお願いしたいという要望がありました。

次に、菊池地域農業協同組合大津中央支所におきましては、カントリーエレベーター、大津2基、 菊陽1基が被災したため、大津菊陽を受益とする南部CE1基を整備いたしました。両町の利用組合 も統合してお互いのコミュニケーションも図られ、効率的と好評でありますと説明があり、要望とい たしましては、上井手、下井手の土砂流入箇所の改修、町単独事業の継続担い手の高齢化と減少への 対策をお願いしたいという意見が出ました。

畜産農業協同組合中央支所におきましては、畜舎の被害、大津町関係28件被災しました。牛をどこに避難させるかということに非常に苦労したという説明でありました。ご要望は出ておりません。

菊池森林組合におきましては、森林環境税について、早々に議決いただき感謝をしておりますとお 礼があったと、要望といたしまして、作業道などの森林整備についての予算措置を今後もお願いを、 ぜひお願いしたいというふうにありました。

大津町商工会におきましては、町内の事業所は増加はしているものの、小売業は減少しており、歩行者通行量の減少が原因と思われます。熊本地震を機に、26件が商工会を脱退いたしました。廃業と休業であります。要望といたしましては、地蔵まつり補助金について、150万円の増額を要望いたしましたが、100万円の増額に止まり、打ち上げ花火の規模を縮小せざるを得ないという要望で、さらに増額をお願いしたいという意見が出ております。

肥後おおづ観光協会におきましては、宿泊者は復旧工事関係が80%を占めており、また、平日の稼働率は100%となっております。飲食店も活況です。復旧工事が一段落した2020年前後を心配しております。スポーツの森大津を活用したスポーツコンベンションにも力を入れていただきたいという意見が出ております。

次に、質疑応答に移りました。

委員より、公共工事について、工事は多いが儲からないと聞く、生産方法などについて問題はないのかとの意見に対して、町からの、部長からの答弁であります。他自治体と比較したことがないので今後調べてみたいと思います。設計額につきましては、会計検査に該当するものが多いため、適正に設計をしております、と答弁がありました。

また、委員から、工期に余裕を持たせたらどうかとの問いに、部長より、町が発注しているものは 国交省を含む大きい工事が主であり、適正な工期となっております。終わらないものについては、工 期の変更契約で対処をしております、と答弁がありました。

また、委員から、商工会に設備投資する固定資産税の減免措置が検討されておるが、現状での問い合わせはあっているのかとの問いに、これは商工会に対するものです。商工会の方から、現在、問い合わせはありません。周知するようにしていただきたいが、商工会の加入率は事業所数の半分しかなく、商工会だけではすべてに周知することはできないと思われます、と答弁があり、委員から、町は漏れのない周知を心掛けてほしいと意見が出ました。

また、委員より、地蔵まつりでの打ち上げ花火など、主催する商工会はお金集めに大変苦労をしている。行政も一緒に考えてあげてほしいという意見に対して、また、別の意見としても、観光協会が地蔵まつりを担うのも一案ではないのかとの問いにおきまして、町の部長より、観光協会発足時は将来的に町の三大まつりを観光協会が請け負うことも考えられていた経緯もあります、という答弁がありました。

また、委員より、打ち上げ花火への100万円は、町の投資的経費であり、答えをすぐに求めるのは無理だと思われるという意見が出ました。

次に、別の委員から、鳥獣被害対策について、JA及び森林組合において、現予算で足りているのかとの問いに、JAの方から、まだまだ必要な部分はあると思われます。思わぬところからシカやイノシシの被害状況が入っており、ハンター不足とのことも聞いております、と説明がありました。

そしてまた、委員より、猟友会に40代の若い人が入られたと聞くが、どうなのかとの問いに、町からは、40代の人の入会はなく、抜本的な対策は見いだせないでいるというのが現状であります、と答弁がありました。

そしてまた、委員より、イノシシやシカの生息状況はどうなっているのかとの問いに、町から、イノシシについては情報がないが、シカについては、北部のほうに増えてきている状況となっております。有害鳥獣駆除隊について、平均年齢は70歳となっており、厳しい状況です。ただ、隊員は増えております。現在、19名であります、と説明がありました。

森林組合からは、森林組合としては、森林整備と一体化した取り組みとなるので、各種補助事業を 活用しながら進めていきたいというふうな意見が出ております。

また、委員より、森林組合に対し、豪雨が降った際に、流木被害が問題となることが多い。対策はありますかとの問いかけに、森林組合の方から、個人の所有物を勝手に切ることはできないのが現状であります、というような説明がありました。

また、委員より、観光協会へ自主財源を得るため、指定管理者とか、朝市とか、どう取り組まれるのかとの問いに、観光協会から、利益を追求するためには、一般社団法人化することが必要でありまして、本年7月から移行の予定であります。その後、町からの指定管理者を受けさせていただければというふうな意見が出ております。

以上、委員会の継続調査の一環としまして、この調査権を使いまして、各団体と友好も兼ねた懇談会、そういった形で進めました。継続審査を出しておりますので、年間を通じて充実した委員会の行動をとっていきたいと今後も思います。

委員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長(桐原則雄君) 以上で、各常任委員長の審査報告は終わりました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

まず、議案第48号、大津町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の 一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長 の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、大津町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、大津町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決 は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定するこ とに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、大津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第51号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、平成30年度大津町一般会計補正予算(第1号)についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第52号は各委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号、平成30年度大津町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号、平成30年度大津町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第2 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議 長(桐原則雄君) 日程第2、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各委員長から、議席に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があっております。 お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の 継続調査とすることに、決定しました。

しばらく休憩します。11時5分から再開します。

午前10時53分 休憩

Δ

午前11時05分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第3 発議第3号 大津町議会会議規則の一部を改正する規則について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長(桐原則雄君) 日程第3、発議第3号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則について を議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第3号提出者、津田桂伸君。

〇14番(津田桂伸君) 皆さん、おはようございます。発議第3号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則について、趣旨説明を行います。

発議第3号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則について。

別紙のとおり地方自治法第112条及び大津町議会会議規則第14条第2項の規定により提出いた します。

提出者は、議会運営委員会となっております。

提出の理由は、議会のさらなる活性化と多方面からの参画を得やすい環境を整備するため、規則の 一部を改正するものです。

第2条、欠席の届出は、欠席等の理由について、これまで事故及び出産についてのみでした。社会 情勢を勘案し、さらに疾病、看護、介護など、詳細に記したものです。 第10条、休会については、これまで「日曜日及び休日」となっていましたが、標準規則にならない「町の休日」としたものです。

第81条、起立による表決は、表決において、起立できない場合に備え、挙手での表決も可能としたものです。

第130条、携帯品は、議場秩序保全権は、議長の権限に定めるものができるため、時勢にあわせ、 本条文を削除するものです。

なお、附則で、施行日を、この規則は、公布の日から施行するものといたしております。 以上で、趣旨説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

発議第3号、大津町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。この採決は起立に よって行います。発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

〇議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第4号 「地域材の利用拡大推進を求める意見書」の提出について 上程、趣旨説明、質疑、討論、表決

○議 長(桐原則雄君) 日程第4、発議第4号、「地域材の利用拡大推進を求める意見書」の提出についてを議題とします。提出者の趣旨説明を求めます。

発議第4号提出者、豊瀬和久君。

○5番(豊瀬和久君) 皆さま、こんにちは。地域材の利用拡大推進を求める意見書につきまして、その案文を拝読して、趣旨説明とさせていただきます。

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、山林に広がる豊富な森林資源を循環利用し、林 業の成長産業化を実現するためには、地域材の安定供給体制の構築に加え、新たな木材需要の創出を 図ることが重要です。

このため、「新たな森林管理システム」の下で意欲と能力のある経営体に森林の経営・管理を集積・集約化し、木材を低コストで安定供給をするための条件整備、木材産業の競争力強化、木材利用拡大のための施設整備など、川上から川下までの取り組みを総合的に推進する必要があります。

また、低層公共建築物の6割以上を占める民間部門が主導する公共建築物の木造化・木質化や「地域内エコシステム」構築による、木質バイオマス等のエネルギー利用などを進める必要があることから、政府におかれては、下記の項目を実現するよう強く要望します。

- 1、公共建築物の木造化・内装木質化への森林環境譲与税の活用にあたって、地方公共団体における基金化や森林地域と都市との連携による木材供給などの取り組みが円滑に進められるよう、情報提供や助言等を積極的に行うこと。
- 2、公共建築物の整備に関する関係省庁の補助事業において、木材利用を行う施設に係る補助率のかさ上げ、基準単価の見直し、優先採択等の取り組みを推進すること。
- 3、中高層、中大規模の木造公共建築物が都市部を含めて普及されるよう、CLT(直交集成版) や木質耐火部材等の新たな木質部材に関する技術開発や人材育成に対する支援の拡充を図ること。
- 4、病院や介護施設、保育園、学校等を経営する民間事業者が、施設整備にあたって木材を積極的 に利用するようになることが重要であり、このため、木材が持つ調湿機能やリラックス効果、衝撃吸 収性などの特性を普及するとともに、それぞれの施設における効果的で望ましい木材利用のあり方に ついて経営者、設計者、デザイナー、施行者等が参画して検討・検証を行う取り組みを進めること。
- 5、木材製品を安定的・効率的に供給するために、木材加工流通施設を整備するとともに、木材利用を拡大するために、発電利用や熱利用で活用できる木質バイオマス利用促進施設を整備し、木材産業の競争力強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成30年6月11日、熊本県菊池郡大津町議会議長、桐原則雄。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ記載のとおりです。

議員各位のご賛同をどうぞよろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) 以上で、提出者の趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発議第4号、地域材の利用拡大推進を求める意見書の提出についてを、採決します。この採決は起立によって行います。発議第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

〇議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5 平成30年度議員派遣について

○議 長(桐原則雄君) 日程第5、平成30年度議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議席に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思います。ご異議 ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、平成30年度議員派遣については、議席 に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

日程第6 議案第55号 大津町長等の給料の特例に関する条例の制定について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

〇議 長(桐原則雄君) 日程第6、議案第55号、大津町長等の給料の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

お諮りします。

議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

〇町 長(家入 勲君) 皆さん、おはようございます。本定例会に追加提案を申し上げます前に一言 お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました、すべての案件につきましてご議決をいただき誠にありがとうご ざいました。議員の皆さんのご指導、ご助言をよろしくお願い申し上げます。

それでは、追加提案いたしました案件の提案理由の説明を申し上げます。

議案第55号、大津町長等の給料の特例に関する条例の制定についてでございますが、6日の本会議において説明させていただきましたように、議会の議決を失念した契約事案の不適切な事務処理等につきまして、職員を監督する立場であります町長である私並びに副町長の責任をとらせていただく意味で、町長については、平成30年の7月から9月までの3カ月の間、給料を100分の10、金額にして、月額7万4千700円を減額し、74万7千円から67万2千300円に、また、副町長につきましては、平成30年の7月の1カ月間、給料を100分の10、金額にして5万9千300円減額し、59万3千円から53万3千700円にしようとするものです。

今回のこの条例を提案するにあたり、改めて議員の皆さま、町民の皆さまに深くお詫びを申し上げるとともに、今後このような不適切な事務処理の再発防止に努め、これまで以上に職員の綱紀粛正に

努めてまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

なお、一般職の職員につきましては、6月8日に開催いたしました、大津職員分限懲戒審査委員会により、まず、当時の担当部長の部長職については、懲戒処分を行うこととしました。また、当時の担当部署の課長と係長、当時の契約診査部署の課長と係長に対し、指導上の措置を行いました。今回の条例ではございますが、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 議案第55号について、質疑をいたします。

今の説明におきまして、町長が3カ月の1割、副町長が1カ月の1割という、条例はあるけれども、 そういったものに対してお詫びの気持ちかなんかわかりませんが、この額の根拠、これっていうもの が例えば、常識的にはこれぐらいだろうとか、社会通念的にはこれぐらいしたほうがいいんだろうと か、その根拠はどこから持ってこられましたか、質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 永田議員のご質疑にお答えしたいと思います。

町長の減給につきましてはですね、特別職の中でも町長につきましては、まず懲戒の定めというのはございません。ただ、減給につきましては、その責任を明確にするため自主返納ということになります。条例で、町長給料の減額の措置は、公職選挙法179条第2項の寄附行為を避けるといった意味もございます。あと、副町長につきましてはですね、地方公務員法の懲戒処分は適用されませんが、副町長の場合も、その責任を明確するための自主返納になります。

ただ、一方では、違う考え方もございまして、副町長は、町の補助金である職員として地方自治法の附則第9条並びに地方自治法の施行規則第13条に懲戒処分に近いものが規定されております。内容としましては、1番が免職、それから、2番に過怠金、これがいわゆる罰金、過料のようなものにあります。3番目がけん責ということで、これがいわゆる戒告とか、そういった処分になりますけれども、これもですね、規定自体もかなり古いんですけども、実際、減給という処分はございませんが、今言いました、トップの責任として、規定の中の過怠金、これを自主返納の減給とみなして、行政として申し出るといった考え方でございます。

以上でございます。

額の根拠につきましてはですね、町長、副町長につきましては自主返納になりますので、根拠というものはございません。各市町村の実例等をみましてですね。あと、職員の場合にはございますんで、それと照らし合わせながら決定をしているところ、10%以内というところで決定をしているところでございます。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

ここをですね、はっきりしときたいんですよ。例えば、今回の失念に対してからは、例えば、レベ ルが5段階ぐらいあってレベル1なんだ、2なんだとかいうような範囲等を考えられますから、3カ 月が妥当だろうとかいうようなものが何もないんですね、ならば。そういったものがただ自分のさじ 加減とかで、これぐらいがよかろうとかいうものであるならば、非常に曖昧でありまして、自主返納 ということで、町長の意気込みといいますか、そういったものは感じるんですよ。ただ、こういった 形で出してしまうと、町民の中でも、これは少なすぎっとじゃないかいとか、多すぎっとじゃ、いろ んなこう意見が出てくるおそれが怖いんですね。だから、ということは、町長が代わればもう全部判 断が違うということになってしまうじゃないですか。だから、そういったものが、例えば、こう第三 者委員会に諮られて、こういったものが相当だろう、例えば給与をその町長とか、私たちは報酬です けれども、そういったものを決定するときには、学識経験者とか、いろんな意見の中でその決められ ますよね。ですから、そういったものをもう踏まないとか、そういったものを今後構築するためにも 布石として、こういった形を取るとか、それがあってですね、曖昧さを払拭するということですよ。 だから、その昨日の一般質問から言ってますけど、隠ぺいとか、私は権限がないからとかいうような ですね、そういったことで逃げられたら困るんです。高き見識がいるんですね。道徳というものはそ こなんですよ、実際は。ですから、そういったものを曖昧にしない。というためには、この方法が最 善と思われますかということですね。だからもっと方法があったんではないでしょうかという質疑で す。

○議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。

○総務部長(本郷邦之君) 再度の質疑にお答えしたいと思います。

先ほども申し上げましたように、基本的には自主返納という形になりますので、町長の思いの中で額等については、その裁量の中で決めていただくということになりますけども、それがその一般的に照らし合わせてどんなものであるかどうか否か。その辺については、ある程度、今言われましたように、町長ご自身でそういう判断をされた判断が、また次の首長が代われば、当然その辺は参考にされる部分にもなるかと思われますので、ある程度の整合性というのは必要かと思います。その中で、一番参考にしましたのは、他市町村の状況でございます。これまでに、今こちらのほうに14カ所ほど調査をいたしまして、平成20年から以降に全国各地で同様の事例があっておりますので、それを参考にいたしまして、その中で大体おおむね多かったのが首長さんが大体10分の1、1カ月の減給というのが多ございました。ただ、大津町の場合は件数等もかなり多ございました。多い事例のところも見るとですね、一番重いもので首長が大体3カ月ということで、件数も多いということも兼ね併せまして、町長のほうの意向もやはりしっかりとその辺は一番最大限のを処して、そして、それをさらに職員のほうにですね、しっかりと胸に刻んでいただきたいという気持ちでされたところでございます。

以上でございます。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

豊瀨和久君。

○5番(豊瀬和久君) 皆さま、こんにちは。議案第55号に対しまして、反対の立場で討論いたします。

この議案につきましては、町長はじめ、職員の皆さまはすでに深く反省をされるとともに、チェック体制の強化や職員の研修体制、新たなシステムの構築などの再発防止策をつくられていて、これ以上、必要以上の処分は必要ないと思います。

また、今回の事案に対して、町長の減給3カ月、副町長の減給1カ月という処分は重すぎます。公務員は、労働基準法が適用されませんので法律違反にはなりませんが、労働基準法91条の規定では、減給の1割を3カ月間減額するためには、計算上、懲戒処分を少なくとも12回以上受けなければならないことになり、通常では考えにくいと思われます。労働基準法が適用されないからといってこのような処分を行うことは、誤った特例をつくることになります。

以上のような観点から、この減給処分をするための特例での条例制定に対して反対をいたします。 議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。 佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) 反対の討論ございましたんで、賛成の討論をさせていただきたいと思います。
今、言われたとおりですね、これもうすでにですね、町長も副町長も何回も反省の言葉述べられて、

その気持ちについてはよくわかります。よくわかりますし、そうですねと言ってしまいたいところではあるんですけれども、やっぱり責任はだれか取らなきゃいけないんですね。その責任を誰が取るのか、どの程度の責任を取るのかということは、きちんと考えなければいけない。トップに立つ人というのは自分に責任がなくたって、部下がやらかしたら責任を取らなきゃいけないというのが、今もう世の中ではですね、普通に考えられていることです。今回のがそれにどの程度該当するかというとこの判断はここでは議論はしておりませんけれども、今回は、町長が、あるいは副町長が自主返納という形でこのような提案してこられたわけですから、そこはやはりその責任者としての思いをきちんと踏まえて、私たちもそこに対して理解を示すべきではないかと思いますので、そうした理由で賛成の討論としたいと思います。

以上です。

O議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。

永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 反対の立場から討論いたします。

理由といたしましては、確かに、町長の意気込みというものはわかります。この点について、私も

非常に迷いました。しかしながら、町民の誇りと申しますか、大津町はほかと違うんだぞというところをですね、見せるのは、この減給ではないと思うんですよ。多くの町民の方々は、そこは望んでいないと思います。望まれるのは、今後の体制づくりであって、あくまでも今回は失念ということなんですね。ですから、そういったものはきちんと勘案するべきではないでしょうか。実際、町長が減額して、それが町の金庫に入って、それが別のところに使われるというのは、それは悪いことではないでしょう。しかしながら、しっかりしたそういった町の行政を司っていただき、そしてまた、今後の体制として、今後はこういった形で、例えば、職員の者たちにも懲戒というだけではなくて、減給までいくぞというようなですね、システムを提示して、そのときに、私も減給しますというようなシステムをつくってからの減給だったならばいいと思います。ですから、まだここでですね、早急に減給事案というのは、これで許してくださいにも思うんですよね。ですから、そこっていうのは、気高き町民の立場からするならば低いと思います。ですから、そういったものに頼るものでなくて、きちんと組織として処分、そして反省、そしてお詫びを申し上げたことですから、この点については、減給はする必要なし、十分報道関係等ともお知らせして、反省の意は感じられたと、私は思いますので、反対の立場から討論いたします。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

- ○議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。
 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 反対討論がありましたので、私は賛成の立場から討論を行います。

確かに、今回の議会の議決を怠る、法令違反で、法令に違反するだけではなくて、万が一、不正な契約でもあったら町民に対して大変な被害を与えてしまうと、そういうことから自治法上、予算を議決をしながら、あえて高額の財産の取得については、その契約について再度相手方をはっきりさせ、内容をはっきりさせて議決をしなさいという、要はダブルチェックということでこういう制度ができあがっているわけです。万が一、ここで変な契約でもあったら本当に大変なことになってしまうことになるし、また、議会がそれを否決をでもしたら、町はその相手の業者に対して損害賠償の責任が発生をするという、大変重大な問題だと言わなくてはなりません。

確かに、人間ですから、ついつい忘れてしまうということはあるかと思います。心情もわかりますが、そこはどっかでけじめをつけなければならない、それはやはり長の責任、長の覚悟、意を示さなければならないと思います。そして、そのことを教訓にして、二度とこういうことが起きないようにシステムをはじめ、職員も肝に銘じることが大切であると。その範を示す意味で、町長、副町長が自主返納される分について、私は賛成をしたいと思います。

以上です。

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。 これから採決を行います。 議案第55号、大津町長等の給料の特例に条例の制定についてを、採決します。この採決は起立に よって行います。

議案第55号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立多数]

〇議 長(桐原則雄君) 起立多数です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第56号 大津町税条例の一部を改正する条例について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長(桐原則雄君) 日程第7、議案第56号、大津町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 第55号を提案いたしまして、ご議決いただきまして誠にありがとうございます。いろいろとご意見お伺いいたしまして、その重さをまた新たに感じておるところでございます。 議員の皆さんの今後のご指導を受けながら、職員一体となって町民の皆さんのサービスにしっかりと 努めながら、条例関連等のルールをしっかり守っていけるように、職員とともに頑張っていかせていただきたいと思います。

本当にありがとございました。

議案第56号、大津町税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法等の一部を 改正する法律及び生産性向上特別措置法の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものであり、 地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 議案第56号、大津町税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

議案集は3ページから4ページ、説明資料集は2ページから4ページになります。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律及び生産性向上特別措置法の施行に伴い、中小企業が行う一定の設備投資に対し、地方税法においてゼロから2分の1の範囲で、条例で定める固定資産税の特例率の割合をゼロとするものでございます。

中小企業が行う一定の設備投資とは、少子高齢化や人手不足、働き方改革への対応等、厳しい事業環境を乗り越えるために、市町村が作成する計画に基づき行われた労働生産性を年平均3%以上向上させる企業の収益向上に直接つながる設備投資になります。特例率の割合とは、評価額に対する課税標準の割合で、ゼロとした場合、対象施設の税金はかかりません。

特例措置の対象となる設備の取得期間は、平成30年度から平成32年度までに限定されており、 特例を適用される期間は、設備の取得から3年になります。

また、特例率をゼロとした市町村において、設備投資を行う事業者は、ものづくり、商業、サービス経営力向上支援事業などの補助事業が優先的に採択されることになります。

改正条例は、第1条で、附則第10条の2に特例の割合をゼロとする項を追加し、第2条で地方税 法の一部を改正する法律の施行に伴う項のズレを整理しております。

附則において、第1条の施行期日は、この条例の公布の日、第2条の施行期日は、平成31年4月 1日としております。

以上で説明を終わります。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

豊瀨和久君。

○5番(豊瀬和久君) 中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例につきましての質疑を行わせていただきます。3点ご確認いたします。

一つは、具体的な事例として、例えば、1千万円、10年償却の機械を購入して、この制度を活用 して、3年間固定資産税がゼロになった場合の減免は幾らになるのかをお伺いいたします。

2点目は、町として制度活用を推進するために、町内の対象となる中小企業者に対しまして、積極 的に情報提供をしていくべきだと思いますが、どのように周知をしていくのかお伺いをいたします。

3点目は、中小企業事業者は、この制度を使うにあたっては、先端設備導入計画をつくることになっていますが、その作成にあたってのサポート体制をどのように考えているのか、以上の3点をお伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。

- ○議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) 1点目の仮に1千万円の設備を投資した場合に、固定資産税が幾らで、3年間で固定資産税をゼロにした場合の減額は幾らになるかというようなことですけれども、1千万円で10年償却の機械を購入した場合ですけれども、この場合で、3年間で30万4千300円が減額となります。ちなみにですけども、5年の償却の機械を購入した場合は23万1千400円の減額となります。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- ○経済部長(古庄啓起君) 私のほうから、2問目、3問目につきましてご説明申し上げます。
 まず、この制度につきましての周知でございます。今、考えておりますのが、広報等ホームページ

で情報の提供をする予定でございます。

3問目でございます。サポート体制をというところでございますけれど、まず、商業観光課内に相談窓口を開設する予定でございます。併せまして、先端的設備等の導入計画作成を支援します商工会や金融機関等への橋渡しをその中でしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 豊瀬和久君。
- ○5番(豊瀬和久君) この制度を推進するための周知なんですけれども、広報とホームページということですけども、やっぱり一番口づてというのが一番伝わりやすいと思いますので、そういう広報に掲載する、ホームページに掲載だけじゃなくて、顔を見たらこの制度の、制度を知らないという人が多いですので、しっかりこの制度がありますよということで推進をしていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。終わります。
- **〇15番(荒木俊彦君)** 質疑を行います。

条例改正そのものは中小企業を支援をするということで、非常に好ましいことだとは思いますが、 生産性向上特別措置法、3年間ということで、要するに、地方自治体が固定資産税を減免すれば、こ の説明資料の5番はですね、特例率をゼロとした場合の優遇措置として、下記等の補助金について、 優先採択となっているんですね。ということは、ゼロにしても、採択されない事例も出てくるのかな と、優先ということは、優先されないやつもあるということ。どうも曖昧なちょっと表現ではなかろ うか。そのこうやれば、これをクリアすればもう採択されるというならば話はわかるんだけど、そこ んとこ、まだできたばっかりだからわからないところもあるのかもしれませんけど、まあわかる限り で答弁いただきたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- ○経済部長(古庄啓起君) ご説明申し上げます。

議員のご質疑どおり、国の補助金には枠というのがございます。まず、2分の1からゼロという範囲の中で始まっております。おそらく2分の1の中でやった場合、優先順位は当然低くなります。そして、補助金の枠があるということであれば、全市町村がゼロということになりましたらば、当然その中で、優先順位の中ではゼロではございますけれど、補助金の枠がございますので、100%完全にそれらの補助金の採用が採択ができるかというと、そうではなかろうというふうに思っております。ただ、国の今方針としましては、中小企業を今一生懸命推進していこうというところでございますので、今、補助金の枠外にはありましても、また追加の可能性はあることとは思っております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- **〇15番(荒木俊彦君)** まさにそうです。市町村がこぞって、うちもゼロ、うちもゼロというのは、 当然全部がゼロになってしまうということで、また追加枠がでるだろうという、期待するしかないの

かなとは思うんですが、いずれにしよ中小零細企業がこれを利用するとしたら、相当具体的な事例を 示して募集をかけないとなかなかその手を挙げる人がそうそう増えるとは限らないと思いますので、 そういう事例等の情報を収集して、それをこう広げるという、そういう段取りというのは、考えてお られますか、お尋ねをしたいと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- ○経済部長(古庄啓起君) ご説明申し上げます。

議員おっしゃるように、この制度自体が固定資産を減免する、ゼロにやっていくということで、初めての経験ではございますので、広報等につきましても、きめ細かい説明なり、広報をしていこうというふうに思っております。住民の方、中小企業者の方々にうまく伝わるような形で広報させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 質疑いたします。

説明資料の2ページに書いてありますが、2ですね、特例措置の対象として、これは全協でも私説 明を求めた点であります。1、2、3と書いてありますね、市町村計画に基づき中小企業が実施する 設備投資、この点というのも、普通民間企業というのは、市町村のそういったですね、計画と合致あ わせようなんてほとんど思ってないと思うんですよ。たまたまそれがあってしまったとか、思うんで す。これが市町村の認定というのは、非常にこれは曖昧なんですね。もともと、この2番、3番とか もずっと見ていきますと、3番あたりは収益向上に直接つながる設備投資というのはですね、いろん なことを考えて収益が高くなるように、効率化するように考えてやります。ですから、町の計画なん て二の次なんですね。ただ単に、今度都市マスタープランとかが、都市マスターあたりがですね、そ の中で、いろんな形の町の方向性の中に、大枠の中に入ればいいんだろうかなというようなことが、 この認定というふうになってくるのかなということと、生産性革命あたりはですね、全く町とは関係 ないと思いますが、こういった形で固定資産税を調整をしていただけるというのは、もちろん企業か らするならば、もうありがたいことですよ。ところが、固定資産税ていうのは、町の税収に関わるこ とですよね。ここで、例えば、その町が認定しましたと、ですから、固定資産税をこの法律に基づき、 その下げていきますよといったときにですね、そのときに、収入、歳入がですね、町の歳入がくるっ てくるわけです。ですから、そういったときの対処方法として、国あたりが地方交付金あたりで調整 がしますよというような約束事、そういったものはちゃんとなされているのか。その点について、質 疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- ○経済部長(古庄啓起君) ご説明申し上げます。

今回の制度でございますけれど、国と市町村と、あと中小企業者で、それぞれでこれが関連があっております。まず、国のほうで導入促進の指針というのを策定いたしております。それに対しまして、

市町村が導入促進基本計画を策定します。これは国の指針に基づいて、市町村が計画をつくります。 そのあとに続きます、中小企業がつくります先端設備導入計画、これにつきましては、国の指針と市 町村の基本計画法に基づいて、センター設備の導入計画をつくりますので、自ずと、その中身につき ましては、その指針に基づいて策定していくことになります。

あと、後段につきましては、こういうふうにして税をゼロにしてまいりますので、交付税算入の7 5%算入をする予定で国のほうは考えております。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

○13番(永田和彦君) なるほどだなと思いましたけど、2番、3番あたりに今度移ってくるとです ね、ここは非常に審査は難しくなってくるんではないかなと。一方的に、企業が、言うならば生産性 の革命になりますよ、収益向上につながります、まあ収益向上しない設備投資という自体があり得ん わけですよね、言うならば。ただ、生産性革命を実現するためのというふうなことをですね、どう判 断するのかというのは、例えば、その企業に対して、そういったものの説明を受けて、なるほどなと いって終わるのかどうかということですね。例えば、この1、2、3に必ず要件を満たす必要があり という形を書いてありますよね、ですから、ここのところのチェックの仕方というのは、きちんとや ってもらって、もちろんこういったことによって町の雇用が増えたりとかですね、それはですね、そ れこそ相乗効果がずっとこう見込まれるわけですから、ですが、こういった基本中の基、行政の歳入 は、まず税収をきちんとこう明確に考えなければならない。その査定の方法というものがきちんとし とかなければ、いや、そういった説明を受けたんですよでは困りますよね。これって記録にちゃんと 残るか、それともチェックリストなり、何なりというものがきちんと保存してあります。このときの 約束事、企業から説明を受けたのは、こうであって、だからこそ生産性の革命が起きてこういうふう な相乗効果が表れるんですというですね、これは記録にきちんとこう残ってないと、ただ説明を受け ましたではだめなんです。そういったシステムというのは、もうすでにできあがっているのかどうか 質疑いたします。

○議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。

○経済部長(古庄啓起君) ご説明申し上げます。

まず、1点目につきましてでございますけれど、一番重要となりますのは、労働生産性でございます。これを3%にやるということでございますけれども、何をもって労働生産性というところが明確にちょっと示されておりませんでしたけれど、ちょっと計算式というのがございます。なかなか説明がちょっとしづらいんですけれど、ちょっと読ませていただきたいと思います。

まず、営業利益と人件費と原価償却費、これを合計したものに対して、労働投入量で割るというところで、これを後年度に対してどれだけ伸びたかに対して、3%以上伸びるというところの計算式になります。

この労働投入量というのがどいうものかと申しますと、労働者数、または労働者数掛ける1人当たりの年間就業時間というところで、この2つで労働投入量を把握するというところでなっております。

次につきまして、例えば、その投入する設備が本当にその明確に伸びるものかというところのご説 明が必要かなというふうに思っております。それに対しましては、工業会というのがございます。た くさんの、今機械を導入する等でたくさんの工業会というのがございます。例えば、機械装置整備に つきましても、きめ細かく何十という工業会ございまして、そこの工業会が証明するということにな ります。最低でも1%は伸びるように、この機械についてはどれだけ伸びますよというところの証明 証を当然添付していただくことになります。そういうところをもって、計画書をつくって申請すると いうことになります。

以上でございます。

- **〇13番(永田和彦君)** 計画書の中に労働生産性とか、そういったものを全部書き入れるものはある ということですね。
- 〇経済部長(古庄啓起君) はい。
- ○13番(永田和彦君) わかりました。
- ○経済部長(古庄啓起君) 以上でございます。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第56号、大津町税条例の一部を改正する条例の制定についてを、採決します。この採決は起立によって行います。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。 しばらく休憩します。午後1時より再開します。

午前11時56分 休憩

Δ

午後 1時00分 再開

○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第8 議案第57号 平成30年度大津町一般会計補正予算(第2号)について 上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議長(桐原則雄君) 日程第8、議案第57号、平成30年度大津町一般会計補正予算(第2号)

についてを議題とします。

お諮りします。

議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 議案第56号につきましてご議決いただきまして誠にありがとうございます。次に、議案第57号、平成30年度大津町一般会計補正予算(第2号)についてでございますが、今回の補正は、都市対抗野球大会九州地区予選において、大津町のホンダ熊本が大津町の代表として本戦へ出場することになりましたので、7月13日から東京で開催されます本大会での試合の応援とともに、町のPRをするために、都市対抗野球応援団派遣事業補助金を1千328万円の補正予算をお願いするものであります。

既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出それぞれ135億5千572万 3千円としたものでございます。

議案第57号につきましては、補正予算でございますので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 なお、細部については、担当部長よりご説明をさせていただきます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 経済部長古庄啓起君。
- ○経済部長(古庄啓起君) ご説明申し上げます。

歳出をご説明申し上げます。

予算書の11ページをお願いします。併せまして、補正予算の概要をごらんになってください。

款7、項1、目3観光費、節19負担金補助及び交付金、5番、都市対抗野球応援団派遣事業補助金です。町議会、区長会、企業連絡協議会、商工会、JAなどで実行委員会をこれから組織してまいります。補助金の主なものは、応援旅費で、全体の9割になります。今回は、町民の方々に応援してもらう旅費を計上しております。内訳としまして、1回戦40名、2回戦20名、決勝戦40名と、合計100名を予定しております。

また、実行委員会、議会、随行の町職員等につきましては70名を予定しております。

今回の町民の皆さまへの補助額は、前回の平成26年度と同様に、本田技研の従業員家族への補助にあわせる予定でございます。本田技研では、試合の日程が決まったあとに補助額を決定するとのことでした。ちなみに、平成26年度は1回戦だけでしたけれど、1人当たりの旅費の総額は約4万8千円でございました。町民の皆さまの自己負担額につきましては2万円でございました。そのほかの費用としましては、会場で配布しますパンフレットや広報用の看板費用等でございます。

なお、款13、項1、目1予備費は、今回の補正のために減額するものでございます。 以上でございます。よろしくお願いします。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第57号、平成30年度大津町一般会計補正予算(第2号)についてを、採決します。この採 決は起立によって行います。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第58号 大津町立室小学校増築及び改修工事請負契約の締結について

日程第10 議案第59号 給食センター増築及び改修工事請負契約の締結について

日程第11 議案第60号 大規模盛土造成地滑動防止工事(吹田地区②)請負契約の締結 について

日程第12 議案第61号 大規模盛土造成地滑動防止工事 (吹田地区①) 請負契約の締結 について

日程第13 議案第62号 大規模盛土造成地滑動防止工事 (吹田地区③)請負契約の締結 について

日程第14 議案第63号 大規模盛土造成地滑動防止工事 (美咲野地区)請負契約の締結 について

日程第 1 5 議案第 6 4 号 学校給食センター食器洗浄機他調理器具備品購入について 一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決

○議 長(桐原則雄君) 次に、日程第9、議案第58号から日程第15、議案第64号までの7件を 一括して議題とします。

お諮りします。

議案第58号から議案第64号までの7件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付 託を省略し会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) 異議なしと認めます。したがって、議案第58号から議案第64号までの7件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長家入 勲君。

○町 長(家入 勲君) 続きまして、議案第58号から6件につきまして、提案理由を申し上げたい と思います。

次に、契約案件でございますが、工事請負契約案件6件、備品購入案件1件であります。いずれも 早期の着工または完成が望まれるものでございますので、議決いただきますよう深くお願い申し上げ ます。

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

議案第58号、大津町立室小学校増築及び改築工事請負契約の締結についてでございますが、4月の23日に条件付き一般競争入札の公告を行い、6月4日に入札を実施いたしました。入札の結果、西原・岩下建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町引水752番地、株式会社西原建設工業、代表取締役鈴木秀和様と、2億6千136万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約ですので、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第59号、給食センター増築及び改修工事請負契約の締結についてでございますが、4月の23日に条件付き一般競争入札の公告を行い、6月4日に入札を実施いたしました。入札の結果、長田建設㈱・日置建設恂建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社、代表取締役長田宏二様と、9千687万6千円で工事請負契約を締結したいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約ですので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第60号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区②)請負契約の締結についてでございますが、4月の23日に条例付き一般競争入札の公告を行い、6月4日に入札を実施いたしました。入札の結果、長田建設㈱・㈱西原建設工業建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大字陣内1356番地、長田建設株式会社、代表取締役長田宏二様と、2億3千544万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございますので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第61号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区①)請負契約の締結についてでございますが、5月7日に条例付き一般競争入札の公告を行い、6月4日に入札を実施いたしました。入札の結果、村上・益田建設工業共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大字中島88番地、村上建設株式会社、代表取締役村上裕輝様と、2億1千384万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約ですので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第62号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区③)請負契約の締結についてでございますが、5月7日に条例付き一般競争入札の公告を行い、6月4日に入札を実施いたしました。入札の結果、肥後木村・上田建設工事共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町大林310番地、肥後木村組株式会社、代表取締役澤村奈古様と、8千640万円で工事請負契約を締結したいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約ですので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第63号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(美咲野地区)請負契約の締結についてでございますが、5月7日に条例付き一般競争入札の公告を行い、6月4日に入札を実施いたしました。入札の結果、宇都宮・小西建設工業共同企業体、代表者、熊本県菊池郡大津町室2137番地2、株式会社宇都宮建設、代表取締役宇都宮誠二様と、1億260万円で工事請負契約を締結いたしたいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に定める予定価格5千万円以上の工事請負契約でございます。議会の議決を求めるものでございます。

議案第64学校給食センター食器洗浄機他調理器具備品購入についてでございますが、指名競争により、6月4日に入札を実施いたしました。入札の結果、熊本県熊本市東区湖東3丁目3番1号 第2藤山ビル102、日本調理機株式会社熊本営業所、所長高畠 司様と、5千178万6千円で物品販売契約を締結したいと思うものでございまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条に規定する予定価格700万円以上の動産の買入ですので、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、所管部長より詳細説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。

○総務部長(本郷邦之君) 私のほうで入札の事務の関係について説明申し上げまして、あと業務の中身につきましては、のちほど担当部長のほうからそれぞれ説明をさせていただきます。

それでは、まず、議案第58号、大津町立室小学校増築及び改修工事請負契約の締結についてを説明いたします。

議案集は6ページから7ページをお願いいたします。この工事は、室小学校の児童数急増に伴い、 教室の増設などを行う工事で、建設工事の種類としては、建築一式工事になります。

説明資料の6ページをごらんください。今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行いましたが、今回の入札に参加できるものの資格を明記いたしております。

まず、入札参加者の資格として、町の格付けが建築Aの者で、町内に本社を有する者を代表構成員とし、構成員2及び構成員3については、町の格付けが建築BまたはCの者で、町内に本社を有する者とする2者もしくは3者の共同企業体であること。②といたしまして、代表構成員は、平成20年度以降、元請けとして日本国内において完成したRC造の建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有すること等を参加資格の要件としております。

また、配置予定技術者の資格として、①で、平成20年度以降、日本国内において完成したRC造

の建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工経験を有すること。②で、建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。③で、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることなどを参加資格の要件とし、4月23日に公告を行いました。

説明資料の5ページをごらんください。6月4日に入札参加者5者で入札を行いました。入札金額は右側に記載のとおりでありましたので、西原・岩下建設工事共同企業体様が2億6千136万円で落札となったものでございます。

続いて、議案第59号、給食センター増築及び改修工事請負契約の締結について説明いたします。 議案集は8ページから9ページになります。この工事は、児童生徒数の増加等に対応するために、 調理場の増築などを行う工事で、建設工事の種類としては、建築一式工事となります。

説明資料の11ページをごらんください。今回の調達方法は、条件付き一般競争入札による入札を行いましたが、今回の入札に参加できる者の資格を明記いたしております。その資格として、①で、町の格付けが建築Aの者で、町内に本社を有する者を代表構成員として、構成員2及び構成員3については、町の格付けは建築BまたはCの者で、町内に本社を有する者とする2者もしくは3者の共同企業体であること。代表構成員は、平成20年度以降、元請けとして日本国内において完成した鉄骨またはRC造の建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工実績を有すること等を参加資格の条件としております。

また、配置予定技術者の資格として、平成20年度以降、日本国内において完成した鉄骨造または RC造の建築一式工事で、請負金額が5千万円以上の新築、増築、改築または改修工事の施工経験を 有すること。建築一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。3つ 目に、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることなどを参加資格の要件として4月23日 に公告を行いました。

説明資料の10ページをごらんください。6月4日に入札参加者5者で入札を行いました。入札金額は右側に記載のとおりでありましたので、長田建設㈱・日置建設㈱建設工事共同企業体様が9千687万6千円で落札となっております。

次に、議案第60号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区②)請負契約の締結について を説明いたします。

議案集は10ページから11ページをごらんください。この工事は、盛土により造成された宅地の滑りや崩落を未然に防止する工事で、建築工事の種類としては、土木一式工事となります。

説明資料の14ページをごらんください。今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行いましたが、今回の入札に参加できる者の資格を明記いたしております。その資格としまして、①で、町の格付けが土木Aの者で、町内に本社を有する者を代表構成員とし、構成員2については、町の格付けが土木AまたはBの者で、町内に本社を有する者、構成員3については、町の格付けが土木Bのもので、町内に本社を有する者とする2者もしくは3者の共同企業体であること。②として、代表構成員は、平成20年度以降、元請けとして熊本県内において完成した土木一式工事で、請負金額

が5千万円以上の施工実績を有すること等を参加資格の要件としております。

また、配置予定技術者の資格として、平成20年度以降、熊本県内において完成した土木一式工事で、請負金額が5千万円以上の施工経験を有すること。②として、土木一式工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。③で、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることなどを参加資格の要件として、4月23日に公告を行いました。

13ページをごらんください。6月4日に入札参加者8者で入札を行いました。入札金額は右側に記載のとおりでありましたので、長田建設㈱・㈱西原建設工業建設工事共同企業体様が2億3千54 4万円で落札となりました。

議案第61号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区①)請負契約の締結について説明いたします。

この工事も、盛土により造成された宅地の滑りや崩落を未然に防止する工事であります。建設工事の種類、土木一式工事となります。

議案集の12ページから13ページ、それから、説明資料の18ページをごらんください。

今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行いましたが、今回の入札に参加できる者 の資格を明記いたしております。入札参加者の資格及び配置予定技術者の資格については、議案第6 0号と同じであります。これらの参加資格を要件として、平成30年5月7日に公告を行いました。

17ページをごらんください。6月4日に入札参加者6者で入札を行いました。入札金額は右側に 記載のとおりでありましたので、村上・益田建設工事共同企業体様が2億1千384万円で落札となっております。

議案第62号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区③)請負契約の締結についてを説明いたします。

この工事も同様の工事でございます。

議案集の14から15、説明資料の22ページをごらんください。

今回の調達方法は、条件付き一般競争入札により入札を行いましたが、今回の入札に参加できる者 の資格を明記いたしております。入札参加者の資格及び配置予定技術者の資格については、議案第6 0号と同じであります。これらを参加資格の要件として、平成30年5月7日に公告を行いました。

説明資料の21ページをごらんください。6月4日に入札参加者6者で入札を行いました。入札金額は右側に記載のとおりでありましたので、肥後木村・上田建設工事共同企業体様が8千640万円で落札となりました。

議案第63号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(美咲野地区)請負契約の締結についての説明 をいたします。

この工事も同様の工事でございまして、議案集の16から17ページ、説明資料の26ページをご らんください。

条件付き一般競争入札により入札を行いましたが、今回の入札に参加できる者の資格を明記いたしております。入札参加者の資格及び配置予定技術者の資格については、議案第60号と同じでありま

す。これらを参加資格の要件として、平成30年5月7日に公告を行いました。

説明資料の25ページをごらんください。6月4日に入札参加者6者で入札を行いました。入札金額は右側に記載のとおりでありましたので、宇都宮・小西建設工事共同企業体様が1億260万円で落札となりました。

議案第64号、学校給食センター食器洗浄機他調理器具備品購入についての説明をいたします。 この調達は、議案第59号の給食センター増築及び改修工事に伴う備品の調達となります。

議案集18ページから19ページ、説明資料の29ページをごらんください。

今回の調達につきましては、大津町業務委託契約等に係る入札参加資格に関する要綱第5条の規定に基づく、入札参加者名簿に登録された者のうち、県内に本店または支店、もしくは営業所を有する厨房機器類専門の取り扱い業者を選定し、指名競争により、6月4日に入札参加者6者で入札を行いました。入札金額は右側に記載のとおりでありましたので、日本調理機株式会社熊本営業所様5千178万6千円で落札となりました。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 最初に、議案第58号、大津町立室小学校増築及び改修工事請負契約の締結について説明いたします。

議案集の6ページから7ページ、説明資料は5ページからとなっております。

大津町立室小学校増築及び改修工事について、その概要を説明いたします。

この工事は、室小学校児童数の増加に伴い、教室不足を解消するとともに、児童の学校生活環境及び教職員の労働環境改善を目的に行うものでございます。

工事の内容でございますが、鉄筋コンクリート造3階建の教室等増築工事と、鉄骨造平屋建、職員用トイレ及び更衣室の管理棟増築工事、鉄骨造3階建のエレベータ棟増築工事、職員室等の改修工事でございます。教室棟増築につきましては、各階2室の計6教室、あわせまして児童用男子トイレ、女子トイレ、手洗いを各階に1カ所ずつ設置いたします。管理棟増築につきましては、教職員数の増加に伴い、教職員用のトイレと更衣室を1カ所ずつ増設するものでございます。エレベータ棟増築につきましては、13人乗りのエレベータを設置いたします。職員室につきましても、教職員の増加に伴い、隣接する放送室を改修し、職員室を広げるものでございます。

竣工は平成31年3月8日を予定しております。

続きまして、議案第59号、給食センター増築及び改修工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案集8ページ、9ページ、説明資料は10ページ以降になります。

給食センター増築及び改修工事の概要についてご説明申し上げます。

この工事は、老朽化している施設を改修するとともに、現在、4千食対応の給食センターを児童生 徒数の増加にあわせて5千食対応とすることを目的に行うものでございます。

工事概要としましては、外部改修として、錆とコーキング劣化により、雨漏りしている屋根の部分

のコーキング打ち直しと全体を覆うカバー工法による防水改修を行います。内部改修として、劣化している調理場床の塗り替え、アレルギー食調理室の移設、クラットホームにエアカーテンの整備、5 千食対応の調理機器備品購入にあわせた排水溝改修を行います。増築工事としまして、既設建物の西側部分にコンテナプール及び配膳室の増築を行います。

契約後は、入念なスケジュール調整を行い、まずは給食調理に影響のない箇所の工事等を進め、夏休み開始と同時に内部の工事に入り、11月末の工事完了を目指すところでございます。

続きまして、議案第64号、学校給食センター食器洗浄機他調理器具備品購入について説明いたします。

議案集18、19ページ、説明資料は29、30ページをお願いいたします。

この契約は、先にご説明しました、増築改修工事にあわせ、調理食数5千食対応とするために備品を購入するものでございます。アレルギー調理室用の備品は、増加傾向にあるアレルギー食の調理に対応するため、調理室を調理場内に移設することに伴う備品の購入でございます。備品は、新たに2層シンク1台、電磁調理器1台、作業台1台、冷蔵庫1台、移動作業台1台を整備します。調理場の備品は、蒸気回転釜2台、立体浸漬槽1台、食器洗浄機1台、既存の連続揚物機用の油タンクと油濾過機各1台、スチームコンベンションオーブン用のトレー40枚、ノンスティクパン40枚を購入するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

- ○議 長(桐原則雄君) 土木部長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 議案第60号から63号までご説明いたします。

説明資料13ページからになります。これらの工事は、いずれも地盤を安定させるものでございます。盛土面積3千平米以上、盛土上に家屋が10戸以上が必要となります。国の査定を受け、終了をしたものでございます。ボーリング調査と表面探査の結果を受けまして、地質、経済性、施工性に鑑みまして、工法、工事の範囲を決定しております。

まず、4つに共通します代表的な工法6つをご説明いたします。

連続板及びアンカー工につきましては、既設の擁壁の全面に連続でコンクリート割工を施工し、アンカーを地盤に挿入する工法でございます。抑止杭工、地盤に交換杭を挿入する工法でございます。網状鉄筋挿入工、鉄筋または心材を垂直と斜めに挿入し、地盤を安定させる工法でございます。固結工、地盤に固化材、コンクリートをかく拌して混ぜ込みながら地盤強度の増加を図る工法でございます。場所打杭工、地盤にH鋼を打ち込む工法でございます。鉄筋挿入工、既存のL型擁壁の全面にコンクリート張りを施工し、鉄筋を挿入する工法でございます。

説明資料13ページをお願いいたします。

議案第60号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区②)、工事の場所、大津町大字吹田地内、こちらは5つのブロックにわけております。Aブロックで押さえ盛土、Bブロックで連続板工及びアンカー工、Cブロックで抑止杭工、D-1ブロックで網状鉄筋挿入工、D-2ブロックで網状鉄筋挿入工を採用しております。

議案第61号をお願いいたします。

資料集の17ページになります。工事名、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区①)、工事の場所、大津町大字吹田地内、こちらは2つのブロックにわけております。Aブロック、固結工、網状鉄筋挿入工、Bブロック、場所打杭工を採用しております。

議案第62号、21ページをお願いいたします。工事名、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区③)でございます。工事の場所、大津町大字吹田地内、こちらは2つのブロックにわけております。Aブロック、網状鉄筋挿入工、Bブロック、網状鉄筋挿入工、固結工を採用しております。

議案第63号、資料集の25ページをお願いいたします。工事名、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(美咲野地区)、工事の場所、大津町大字美咲野地内、こちらは3つのブロックにわけております。Aブロック、鉄筋挿入工、Bブロック、固結工、Cブロック、抑止杭工、こちらを採用しております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議 長(桐原則雄君) これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。

まず、議案第58号、議案第59号、議案第64号について質疑を行います。質疑ありませんか。 永田和彦君。

○13番(永田和彦君) まず、議案第58号について質疑いたします。

児童数の増加ということでありますが、このことについて、小学校、中学校建て替えのときには、そういった児童数というものをある程度予測して建てるものでありますけれども、その計算がそもそもの計算のやり方が悪かったのか。それともそこがどういった影響をもとに狂ってきたのかという検証は非常に重要だと思います。そのところをきちんと把握してないと、また様々なところで計算が違いましたとか、予測と外れましたとかいうのが散見されるようになっても困りますので、こういったところのですね、きちんとした検証がなされてよりよきものになっていくと思いますので、そういったものの見解のほどをお願いしたいと思います。

それに伴いまして、給食センターあたりもそういった形で4千食から5千食対応という形になってくるわけでありますけれども、ここは今申し上げましたとおり、人口動態がきちんと把握できなかったということです。この言わんとするところはですね、美咲野小学校というものができたすぐにも関わらず、すでに計算が間違っていたというのが明白になっておりますので、いかに根拠的な計算が甘いかということ。何のために学校で勉強してきたかということですよ。要するに、実社会において通用しないそういった計算は役に立たないと、手厳しく言っときたいと思います。そういったところをですね、きちんと議会に説明したときには、こういう計算で成り立っておりますからという了解を得てこういったものは進行していくものです。それが大きく方向変換が図らないと受け入れ態勢ができないというのは、非常に恥ずかしいことなんですよね、言うならば。そういったことはきちんと検証が必要だと思われます。

そしてまた、64号におきましては、この入札の結果を見ておりますと、予定価格を大きくそのオ

ーバーしてしまうと、100%以上、もう1社だけですね、97%出したのは。こういったものも、例えば、地震の影響とか、そういったものをこういったものに関係するんでしょうか。それとも予定価格自体が計算の仕方が、この無理があったのではないかなと、もともとですね、予定価格を出して、その中でヨーイドンで値引き合戦をするんですよ、こういったやつは。それが出せないという形は、これ非常にここの会社の問題か、それともこちらの予定価格の出すそういった積算の問題かということにならないかなということです。実体経済をきちんと反映してない予定価格の出し方になっていないかということですね。そうなるならば、もしですね、これが、いや業者がこういった値しか付けられないということであるならば、指名を外すべきです。要するに、指名願いは出したけれども、それだけの値段は出せないところというのは、もう邪魔なんですね、はっきり言って。そういったところは指名は今後必要ないということです。そういったことをきちんと検証していかないといけないと思いますので、このことについて質疑いたします。

〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。

○教育部長(市原紀幸君) 永田議員のご質疑にお答えさせていただきます。

まず、室小学校の増築関係でございますけども、そもそもの児童生徒の推移が甘かったんじゃないかというふうな話ではなかったかと思います。当然、最初、学校を設計する際に、何クラスかという部分では、積算する上ではですね、当然、その時点での人口をもとに補助金あたりが設定されますので、ある程度そのどこまで先を見るかという部分はございますけども、例えば、さっき話が出ておりました、美咲野小学校ももうすぐ教室が足らなくなったという状況でございますけども、こちらについても、その時点で補助対象となる部分の最大限ではあったんですけども、教室増やしたところでございますけども、見込みが甘かったというか、それ以上に人口が増えたというところで、そこについてですね、しっかりどこまで見るかという部分についてはですね、考える必要はあるかと思います。

今回、室小を増築します。今回6室ですね、一応予定しております。これもあくまでも現段階での推移でございますけども、現段階で来年度が2学級増級する予定です。あと34から35にかけてさらに2学級増で、4学級増える見込みでございますけども、これもあくまでも現段階での数値ということで、今後につきましては、現在、室小校区ではですね、宅地開発等が著しいというふうな状況がありますので、そういった部分も含めてですね、今後、そういった部分を見込みながら検討する必要があるというところでは考えております。

それと、備品の関係で、予定価格を超えて入札をされております。地震の影響ではないかということでございますけども、基本的には地震の影響はないと思っております。工事あたりにつきましては、事前に予定価格あたりを公表した上でやっておりますけども、備品については予定価格やっておりませんので、その中で各業者さんが積算されて、入札されたところで、最終的に100%を超えたところが出てきたというところでございます。

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。

○総務部長(本郷邦之君) 予定価格よりも高い金額で入札、札を入れた業者については、その指名から外すべきではないかというようなご意見でございますけれども、今、教育部長のほうからも答弁が

ありましたように、適正なる設計に基づいて、町が発注をかけ、その中でその町の仕様に基づいてそれぞれの業者さんが積算をされて、まあ積み上げられた金額で応札されているというふうに解釈を申し上げておりますので、それにつきまして、その業者が出された金額ということであればですね、これは致し方のないことだなというふうに考えております。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

この児童の増えるのが計算できなかったということで、ここは非常に問題でですね、じゃあこの室 小の改修によって、これもまた何年間を見込んでおられるのでしょうか。この校舎でどれだけの年数 を見込んでおられるのか。これはですね、民間企業というのは、いろんな形で償却という形をとって いって、何年間もたせて、その中で儲けでペイするという形を取りますので、やっぱりこれは基本的 には一緒なんですよね、言うならば。だれが負担するのかという話になってきますんで、きちんとし た計算によってそこの効率化を図るべきではないかというのが、この質問の趣旨でありますから、そ ういった中で、例えば教育部と、例えば土木部があって、という形で、縦割りで考えてもらうとこう いった計算違いが起きますよね。例えば、総務部におきましてもですね、いろんな形で総合的に振興 総合計画を立てて、やはり人口増の計画というのは立てるんです。そして、都市計画あたりでまた詳 しくやっていきますけれども、そういったものと同調しなければ、国の縦割り行政とは違うんですよ。 国の縦割り行政というのは、あまりにも巨大で、組織の利権が絡んだりとかよく言われますけれども、 そういった組織じゃないんです。この大津町というのは、きちんと横方向にも協議を重ねて、今後の 方向性というものをしっかり出さないからこういった形が出てきているんではないでしょうか。やは りそういったもののですね、開発の思いというものは、町長に聞いたが一番早いですよ。町長という のは、もうすでに、もう向こうの室の発展というのは頭はきちんと入っているんですよ。そういった ものは重々聞いているんじゃないですか。だから、ここの、これは討論ではありませんけれども、計 算式というものをもう少しきちんと出さないと、我々がもう追加です、追加ですて言う事態ですね、 もう本当あなたたち何してるのの話になってしまいますよということです。私は教育部に対して、今 回の失念事件にしてもですよ、非常に疑義を持っているんですよ。やる気の問題でしょう。そういっ たことが今回でもきちんと説明されなければ本当に否決されますよ。笑われますよ。そういったとこ ろをきちんとですね、根拠となる説明をできなければ、本当に厳しい態度で、さらに厳しい態度で臨 まなくてはならなくなるということであります。

ですから、この点についての再度、教育部長、教育長はわかんならんでしょうから、教育部長、あなたはこれきちんとずっと入って計算をしていったんでしょう。だから、ここの根拠となるものは知っているはずです。ですから、その点について、根拠となるものをもう少し示していただきたいと思います。

6 4 号関係につきましては、業者がこの値段で出したら致し方ないということですよね。これ自体 が私疑義に思うんですよ。ということは、積算価格とはいったい何ぞやという話になりませんか、言 うなら。積算価格でいうものは、提示されて、それっていうものは十分値引きの余地がありますよというのが積算価格と思いますよ。それを厳しくして、これよりも安くしなさいというのはちょっとおかしんじゃないでしょうか。これっていうのはですね、言うならば、経済を知らない人の予定価格の出し方にしか見えないんですよ。もうそういった提携の品物、だってこの指名業者がつくっているわけじゃないんでしょう。ということは、データ収集というとはもっと広く、そして確実にこれは予定価格というものは出るはずです。そういったところをきちんと踏まえたのかどうか質疑いたします。

〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。

○教育部長(市原紀幸君) お答えしたいと思います。

先ほどのこの教室の根拠ということでございますけども、繰り返しになりますけども、あくまでも 児童数の推計というの、一応毎年毎年一応つくっていきますけども、あくまでもその段階での数字で ございます。この数字が、先ほど言いましたように、来年が2クラス、34年度から36年度にかけ て今よりも通常学級のほうが4クラス一応増えるというところでございます。ただその4クラス以上 分ですね、先ほど言われましたように、室地区では開発あたりが進んでおりますので、そこをどれだ け見るかという部分ではありますけども、現在の校舎が3階建てということで、2クラスの6クラス で36年度までは大丈夫だろうというところで積算をさせていただいたところでございます。

あと、備品の積算でございますけども、これがしっかりしたデータに基づいているかということではありますけど、積算する上では、いろいろそうですね、業者さんあたりにもお尋ねしながら、基本的には設計あたりをするところではございますけども、そこがちょっと高かったか、非常に高いか低いかについてはですね、そこら辺までのちょっとデータは持っておりません。一応そういったいただいた数字をもとにちょっと積算をさせていただいたというところでございます。

〇議 長(桐原則雄君) 永田和彦君。

〇13番(永田和彦君) 再度質疑いたします。

36年までは大丈夫だろうということですね。6年間、2億6千万円、6年後にまた2億6千万円出てくるんですかね。2億6千万円といったら相当な額ですから、こういったものが2億6千万円で一体どうやったらそこの町民の皆さま方に負担を求めていかんといかんとでしょうかという形になってきます。あまりにも甘すぎますよね、言うならば。たった6年間ですか。あと償却という話をしましたけれども、償却はあくまでも基礎的な年数の期間であって、それから先、1年でも2年でも使うことができれば得なんですよ。利益に大きく関わってくる。言うならば、これで言うならば、税負担というものに大きく関わってくるというものです。もちろんこれは国・県の補助があってからのことというのはわかりますけれども、そこが重要なんですよ。他人事みたいに、たった6年間で2億6千万円使わせてもらいますという計算になってしまうではないですか。だから計算が甘くないですかと、今後ですね、今から新庁舎を建てるんですよ。最低でも50年使うとか言ってるのに、6年間で2億6千万円使わせてくださいという形になりはしないかということなんですよ。だから、町が今後考えるこの大津町の行政のあり方の中の一つとして、教育機関の充実ということなんでしょう。そのときに、大所高所から見て、町の計画というものは、町長がきちんと建てるように指示してやっているわ

けですから、それを自分たちでこれぐらいでよかろうとかいう感覚というのはちょっと甘すぎませんかね。どうも何かこうそういった質疑に対して、答弁が何か曖昧で本当にそういった根拠的な数字の計算をしたのかなと、こっちは50年計画とか、それでも少しでも60年、70年でも使っていきましょうよという話をしている最中、もう6年間とか、そんな話でこれだけ使わせてくださいという話なんですよ。本当はそれから先がないとだめですよね。ですから、あとそれでずっとあと数十年使ったらならば全面建て替えになりますとか、そういった話までもっていかないと、それじゃないと、こういった公金の使用というものは、明確性に欠けるといっているんですよ。教育部としてはですね、そういったものをきちんとやらないと、今回たくさんの一般質問も出ましたけれども、そういったことがきちんとなされてないからと思われますので、この点のきちんとした数字的な計算というものはちゃんとしたんですか。6年間ぐらいは大丈夫という計算をしたなら、それを出してくださいよ、質疑いたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) すみません、私の説明がですね、非常に悪くて申し訳ございません。今6年間と申しましたのは、要するに、児童生徒が今増えていく中で、その教室の数の部分をちょっといったということでちょっとすみません、説明させていただいたんですけども、実際その何年もつかという部分についてはですね、当然、現在のもとの校舎がございますので、そこと何年もつかというのはそれと同様ということでございます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 町長家入 勲君。
- **〇町 長(家入 勲君)** 永田議員の校舎の用地関連につきましてでございますけども、今、都市計画 マスタープランとかいろいろやっております。現に、今あの地域がものすごく住宅が、もともとは工 業地域だったんですけども、住宅地に変更して、今でもあそこに140名近くの子どもが誕生してお りますので、そういう意味におきまして、また美咲野のような反省をする材料になりかねないという ご心配だと思いますけども、そういう意味におきまして、今学校のほうにも指示しておるのは、その 心配もございますけども、校区の問題をですね、もちっと、ぴしっと整理しながら、それぞれの学校 の改築とか、建て直しとかいろいろ教育委員会考えておりますので、その辺の学校校区の問題をしっ かりと話をしていただきながら、今担当部長が6年というけども、6年までにはやらなくちゃならな い問題ではないかなというふうに思います。今からかからないと校区の問題というのは1、2年で終 わるものじゃございませんので、そういう意味におきまして、その辺の課題も今後教育部のほうでも しっかりと検討していただく。もちろん、学校校区の問題もありますけども、民生委員さんの校区の 問題。あるいは区長さんの区域の問題、いろいろと今までずっと先送りしてきたような感じがありま すので、この辺一体となって総務のほうとも関係部署でしっかりとその辺の行政区の割合も一緒にな って考えてくれというようなことを今指示しておりますので、議員の心配されるのはもう重々わかっ ておりますので、そういうまたプレハブをつくってお願いをするというような状況にならないように、 検討をさせていただきたいというふうに思っております。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

佐藤真二君。

- ○6番(佐藤真二君) まず、ちょっと進行についてなんですけれども、現在、この58号、59号、64号ということで質疑しているわけですが、60から63についても同じ共通の話になりますので、ここでまとめて話してもいいでしょうか。
- ○議 長(桐原則雄君) あとで、このあとに。
- ○6番(佐藤真二君) 同じ話をもう1回したほうがいいですか、そしたら。
- ○議 長(桐原則雄君) 共通する部分があるということかな。
- ○6番(佐藤真二君) そうです。
- ○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午後1時58分 休憩

 \triangle

午後1時59分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 再開します。
- ○6番(佐藤真二君) それではですね、まずは64号の先ほどの話なんですけれども、物品購入ですね。私もその同じように、100%を超えるところが1社以外ですね、100%を超えているというところが非常に気になっておりまして、物品、これ納入する会社側からすればですね、事前の下見積もりてどうだったのかなというところなんですよ。予定価格設定するにあたって多分1社からしか見積もりを取ってないということは、この金額からしてもあり得んだろうなと思うんです。何社から見積もりを取って、その中でこれクリアできる会社が何社あるからこれ入札に対応できるんだと考えるのが、私も以前納入する側の立場での経験からすると、それが普通ではないかなと思うんですが、なぜ今こういう結果になってしまったんだろうかなというところを、下見積もりという立場からですね、ご説明をいただければなと思います。

それから、58号、59号に関してですけれども、震災後ですね、いろんなこの建築関係、土木もそうですけれども、入札については、工期に余裕を持とうとかですね、あるいは単価に余裕を持たせようとか、あるいはその人員の確保ができるような発注の仕方をしようとかですね、いろんなその制度を変えることで、今そのこれだけ混み合っているたくさんの工事に対応して入札を何とか成立させようという取り組みを県もやっているし、当然町もやっていると思うんですけれども、これそういうやり方をされたものですかというのがまず一つ目。

もう一つが、この予定価格についてですね、さっきの説明の中では、事前公表だというふうにちょっと言われたかと思うんですけれども、それは間違いないですかというところを確認したいと思います。

まずそこからお願いいたします。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) お答えします。

まず、下見積もりの件でございますけど、何者からということで、すみません、ちょっと確認して

おりませんけども、おそらくこの結果を見る限り1社ではなかったのかなと、すみません、ちょっと じゃなかったかなと、ちょっと想像しております。

それと工期でございますけども、一応工期につきましても、都市計画課のほうと協議しまして適正 工期ということで、一応今回の工期を設けているところでございます。

それから、予定価格の公表ですかね。

- ○6番(佐藤真二君) いえ、お尋ねしているのは、その適正価格ということをその言われたというんですけども、それを判断する基準は、震災後に少し余裕を持たせたものになっていると思うんですけれども、単価とかもですね、そういったもの、震災後の基準で適正だというふうに判断されたんでしょうかねということです。
- ○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午後2時02分 休憩

 \triangle

午後2時12分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 説明させていただきます。

まず、今回の備品購入で何社から見積もりを取ったかということですけども、まず、基本設計の中でですね、給食調理器具を扱う業者さん3社のほうからですね、見積もりと提案のほうをいただいたと。その中で、実施設計の中でどういった仕様にするかということを決める中で、既存の機械との兼ね合いもあって、一番いい仕様を実施設計の中で考えたというところでございます。ですから、実施設計の中で、一つ仕様を作らせていただいて、一応それを設計書として使わせていただいたというところでございます。ですから、一番数社ある中で、一番影響がない、影響がある部分については、その辺で単価が上がった可能性もあるのかなというところに考えております。

- 〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。
- ○総務部長(本郷邦之君) すみません、図面のですね、30ページ、最後のページ、備品のやつですけども、これを見ていただきたいと思いますけれども、今回の給食センターにつきましては、最初の議案第60号でありますように、いわゆる増築でございます。ということで、すでに今利用している備品、これについては継続して利用いたします。また、今すでに配置しておりますけども、この赤の部分がですね、今回新しく入れる分で、青の部分については、これ今既設の備品を改良が必要なものでございます。この29ページに書いてありますように、備品の内容の中に、アレルギー室の1から5まで、それから調理場の6から12までございますが、このうちの既存て書いてあります、9番と10番ですね、これにつきましては、現在使っております連続揚物機用の油タンク、それから連続揚物用の油の濾過機ですね、これにつきましては、今使っているものの改造が必要ということで、今回それを計上いたしているところでございます。

もともとがこれが今既存の会社が、この29ページにあります日本調理機株式会社、こちらが現在

の給食センターの既存の備品等を今設置しているところなんですけども、大元がここでございますので、結果的にこれの改造につきましてはですね、やはりここが一番有利になるといいますか、既製品ですむ部分がございますので、また、他の業者につきましては、いわゆるそれぞれが持っている備品につきまして改良を加えないとこちらのほうには納入ができないというような部分もあってですね、その関係で金額的には高くなっているものがあります。最初に3社をする中で、やはり既存の日本調理機の部分の提案がですね、増築でございますんで、一番適当であるというようなことで、これをもとに積算をして積み上げた結果がこのような結果になるということになります。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** ご説明いたします。

議案58号、59号について、単価は適正であったかというようなご質問だったかと思いますが、 単価につきましては、熊本県から流れてきます、労務単価、それから、それにないやつは建設物価等 の専門誌がありますので、そちらを採用いたします。なおかつ無い場合につきましては、3社の見積 もりを業者のほうからいただきまして、それで設計をして今つくっております。

工期につきましても、適正な工期を設けているところでございます。

- ○6番(佐藤真二君) それ全部震災後基準ということですか。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** はい、単価につきましては、現状とは若干のタイム ラグはありますけれども、県も変えてきますんで、それを最新のやつを使っております。 以上です。
- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- 〇6番(佐藤真二君) それでは、ちょっと続けて質疑をさせていただきたいと思います。

まず一つ、先ほどですね、この物品購入に関して、改造が含まれているから実質はこの日本調理機という、もうすでに入っているものを改造する、ここが落ちてしまったという話なんですけれども、これって私たちからみると、実質随契なんですよね。随意契約です。結局、ここしか対応できるところがないという前提でやっているようなもんなんですよ。やり方としては、この既存の業者さんしか対応できない部分は切り離して、そこはそれ、そして新たにどの業者さんでも納入できるものは、それを一塊にして別に入札にかけると。これが本来あるべき考え方だと思うんです。ですから、こういった随意契約というのは、本来、実質ですね、実質の随意契約というのは、これとしてはおかしなものかなというところで、そうではなかったということがあればですね、そういうふうな説明をいただければと思います。

それから、ほかの件に関してなんですけれども、工期も単価も人件費もすでにすべて震災後として相応しい形での入札であるということなんですけれども、そうした場合ですね、これずっと、これここの部分がさっき60号とかも関係ありますと言った分なんですけど、ほぼ98%、99%なんですね。これもこの58、9に関しては、すべて99%台におさまっているわけです。これはどう考えてもやっぱ不自然なんですよね。調べますと、全国市民オンブズマン連絡協議会というのがあって、そ

こがですね、言ってるのは、この落札率が95%以上でいうのが談合疑惑度が高いとかいうですね、非常にエキセントリックな言い方しているんですけれども、私はそれに与するわけではありませんが、いろんな自治体がですね、高落札率入札調査委員会というのをつくってます。そこを見ると、やっぱり落札率が95%以上のところについては、調査の余地があるという前提でですね、この委員会をつくっているわけですね。先ほどその確認したのは、非常に厳しい条件を指定したんで九十何%になったんじゃないのかなとか、そういったことを考えて言ったんですが、そうではないということであればですね、これだけ99%台が並ぶというのは、やっぱり不自然すぎるんですね。もう少しそのばらけるのが自然ではないかなというふうに思います。ですから、これそのものが談合であるとか、そんなことを言っているわけではありません。何で99%になる、これ予定価格が非常に正確であったということであればですね、それはそれでわからんでもありません。

先ほど公表のタイミングですね、事前の公表だということですので、それが一つの参考にはなるんでしょうけれども、何でこれだけ並ぶかなというところについて疑義がありますということでですね、そこに対して。これもう実際にどうかということはわからないかもしれませんけれども、コメントという意味でおっしゃっていただければと思います。

〇総務部長(本郷邦之君) ご質問にお答えしたいと思います。確かに、最初の部分ですけれども、特

〇議 長(桐原則雄君) 総務部長本郷邦之君。

殊なものについては、やっぱ随契によるものが適当だろうというようなことでございますけれども、これにつきましては、指名をする際に、今既製品のこういうものがございますと、これについては改造が必要で、そちら、いわゆるその指名業者さんそれぞれでこの改造等も含めて受けることができますかというようなことを確認いたしまして、その中で可能だということでお返事をいただきましたので、今回、極力競争性が働くように指名競争入札という形でさせていただいたところでございます。それともう1点の、いわゆる落札率が99%を超えて非常に高いという部分でございますけれども、これにつきましては、まず予定価格の事前公表、これにつきましては、町のほうで要綱をつくりまして、これ平成13年、それ以前にこの予定価格についてですね、職員に対して聞き取り等のそういう不正等もありました関係で、13年以降やっております。予定価格の公表に関する要綱ということで、この中でメリットについては、今言いましたように、職員のそういう働きかけに対する防止、それとあとデメリットにつきましては、もともとからやはり予定価格を事前公表すると高止まりになるという傾向、それから談合に結びやすいという部分は、側面はございます。それがデメリットでございます。

一応このあいだ5月27日にも熊日にもございましたんですけれども、平成29年のこれ県発注の一般競争入札74件ございましたけれども、これが98.2%、これが平均の落札率でございます。その前年と比較しまして、1.8ポイント高まっているということで、これはやはり地震後のですね、資機材の高騰だとか、人手不足が要因ではないかということで分析はされているようでございます。中には、5件はもう100%というものもあったようでございます。県の発注でですね。

一応あわせて、この不調とか不落、これについても多かったために、県につきましては、29年の

8月に1者の入札、これについても解禁をされておりますけれども、大津町については、1者入札の場合は、それは認めておらないというような状況でございます。

宇城市とか阿蘇市では、3億円あたりの工事でも不落等もあっておりますので、その後、災害の復 興で急ぐという部分もありますし、不落の防止もございますのでですね、その辺は今の予定価格もで すね、公表しながら進めていくべきとは考えているところでございます。

要は、その地震後の関係でですね、その分の高止まりになっている部分は否めないかというふうに 分析をしているところでございます。

以上でございます。

〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。

○6番(佐藤真二君) 再度質疑いたしますが、地震後だから高止まりて言われたっですが、私非常に気になりまして、昨日、私が持っている資料が平成25年からですので、ずっとその過去の分を見てきたんですが、何か95%以下というのを、物品の調達はあったんですけれども、建設、土木に関してはほぼ見てないんですね。で、先ほどその何とかオンブズマン連絡何とかていうのを言いましたけれども、そこの資料を見て私はびっくりしたんですね。この落札の平均というのは、大抵のところがやっぱ90%台の前半で、これだけその高止まりも高止まりがちょっとぎりぎりまできているというのは、非常に驚いたわけです。それで今回ちょっとこういうことを言わせていただいているんですけれども、一応コメントということでいただきましたので、そこに関してはもうこれ以上は申し上げません。

先ほどの64号につきましても、ちょっとクエスチョンが頭の中には残っておりますが、これ以上 お尋ねすることはしませんので、これで終わりたいと思います。

- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。
 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 議案58号の室小学校の増築工事ですね、1点目は、改修工事のこの配置図が添付されております。配置図の次が各1、2、3、4カ所、①から④に分けてあるんですけど、この番号があわないのではないか、配置図が小さいからおかしいな、おかしいなと思ってたんですけど、3番と4番がどうも入れ替わっているみたいですね。配置図のほうがですね。業者がこれつくったんならとんでもない図面の間違いかなと。まあそれちょっと確認いただきたい。

それから、配置図の次に各工事の平面図が出とりますが、今回、既存のRCの建物に新たなRCをくっつける、増築するわけですけど、なかなか増築というのは難しいというか、以前の役場もRCに鉄骨をつけて、地震で、いわゆるつなぎ目が大変な損傷を引き起こしましたけど、このつなぎ目については、よほど慎重に設計しないと、いざ大きな地震があったときに損害、破損しかねない。ちょっと心配だったのは、普通教室の増築のほうで、これは確か、前非常階段があったところですもんね。普通教室の増築、既存のところから増築したところが手洗いになってて、その反対がトイレなんですけど、トイレの部分のほうにはRCの新しい柱がないんですよね。手洗いのほうには新しい柱が、RCの柱がありますけど、トイレのほうには柱がない。これで強度がもつのかなというがちょっと心配

な点です。設計、構造計算してあるから大丈夫なんだろうとは思いますけど、見た限りではちょっと 不安だなということです。

それから、一般質問でも学校の雨漏りが非常に問題になりましたが、こういう増築工事をした後に雨漏りをする、これ非常に多いんですよね。いわゆる、普通の一般住宅では瑕疵担保が10年だったと思うんですけど、この公共工事の場合の、いわゆる、例えば10年以内に雨漏りがしたら業者が無料できちんとなおすとか、そういうことは契約上はどうなっているのか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午後2時30分 休憩

 \triangle

午後2時32分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) すみません、工事のほうの配置図の件でございます。すみません、3番と4番ですね、これは番号入れ替わっております。上のほうが③ですね、職員用トイレ、そして下のほうが④、職員室の改修ということで、申し訳ございませんでした。

それと雨漏り等の瑕疵担保につきましては、基本的には10年ということになっているそうでございます。

- **○議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 増築部分で柱がなくて大丈夫かということで、構造 計算をしておりますので、大丈夫ということでございます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- ○15番(荒木俊彦君) 一つはですね、多分瑕疵担保は10年だろうということだったんですけど、一般住宅で10年なんですね。10年以内に住宅で雨漏りがしたらもうアウトですね。完全に止まるまでに無料でやらなきゃその会社は信用失墜、だから、こういう公共事業で、ましていざというときには避難施設になる、まして子どもたちが通う学校施設というのは、例えば、20年以内に雨漏りしてたら業者が完全になおすというのが当然だと思うんですけど、今まで私も業者がなおすべきものだと思い込んでた私もそうですけど、ちょっとこれは研究して、RCですかね、20年ぐらい雨漏りがしたら業者の責任でなおさせるというような契約にするべきではないですかというのが1点です。これ今すぐだったらちょっと研究をしていただきと。

それから、増築部分の3番ですね、職員用トイレ、更衣室、予算のとき出てきたかどうかはちょっとわかりませんけど、女子更衣室が今度増築するんですよね。男子更衣室は足りているのかというの。 それから、トイレは男性用のトイレですよね。女性用トイレは足りているんですかというのを、ちょっと素朴な疑問なんで、お尋ねをします。

〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。

○教育部長(市原紀幸君) 先ほどの瑕疵担保の延長の件ですけども、一応こちらについては、ちょっと検討させていただければというふうに思います。

それと更衣室がですね、今回、女子更衣室のほうを増築します。現在、男子更衣室、女子更衣室ございますけど、こちらのほうも手狭になっておりますので、改修して男子更衣室にあわせてすると、既存のやつをですね。新たにこちらに女子更衣室をつくるということでございます。今、男子更衣室、女子更衣室ありまして、これを一つにして、男子更衣室、そして、女子更衣室を新たにつくるというところでございます。

それと一応トイレの数でございます。現状では足りてるというところで考えております。 以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 荒木俊彦君。
- **〇15番(荒木俊彦君)** 女子更衣室だから女性の職員が増えたのかなと思ったら、トイレは男性だというんで、ちょっと驚いた。まあ足りているということであればそれでいいと思います。

あとはくれぐれも、もう10年後は我々ももちろんいませんけど、職員も入れ替わってますけど、 まあRC、現在の技術水準ですから、20年ぐらい責任を持ってもらいたい。それから、設計が悪い 場合もありますけど、でも、やはり施工業者の責任ですよね。設計が悪いなら施工業者がこれは雨漏 りの危険性があるとか言わなくちゃいけないことですから、基本はやっぱ施工業者がきちんと責任を 持つということを頭に入れて監督していただきたいと思います。

以上です。

- 〇議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。
 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 議案58号に関しまして、1点だけお尋ねいたします。

室小学校増築に関してなんですけども、これちょっとはっきりさせておきたいんですけども、前回、耐用年数が見込みが6年先まででいいのかという話だとか、美咲野小の事例とかもありましたけども、美咲野小のときに、私の理解では、説明受けた上でですね、町としては、今後の新規開発等でもしかしたらまだまだ足りなくなるという思いもあったけども、国の中で、国の助成金をもらっているので、町の予測の中で当て込める範囲が決まっている。町としては、5年10年までに開発すると思うんだけどこの段階では、もちろん国の認可は下りるはずもなく、ですので、そこが限界だったというような理解をしております。今回は、この室小が6年先という話と、6教室でしたっけ、というお話がありましたけど、これは今その利用できる国のとか、県の助成金をとるための最大限のものをして、今の状況なのか。あるいは、町として、もうこの6年しかみてない、あるいは10年先も見据えてこの教室で大丈夫だから、現状これでいくのか。あるいは、もちろん耐用年数の話もあるので先につくったほうが費用が対比効果はよくなるという判断なのか。そこのところをちょっと明確に教えていただければと思います。

- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) お答えしたいと思います。

今回、6 教室を増築します。いろいろ増築をする際にどこを増築しようかといろいろ考えた中で、何箇所かですね、そういった候補というのはございました。でも、どうしても3階建で2部屋で6 教室というのが一つあって、これ以上増えたときはまた別の場所という形になりますので、当面6 教室というところで現在の設計をさせていただいたというところでございます。

失礼します。国の基準の関係でございますけども、国の整備基準の面積がございますので、それ以 内でという形は今回させていただいております。

○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午後2時36分 休憩

 \triangle

午後2時40分 再開

- ○議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) すみません、先ほどの6教室の根拠でございますけども、室小学校の現状ではですね、教室は足りているところではございますけども、今後の増築ということで、申請の際にですね、将来の前向き加算ということで申請させていただいて、その中で最大6教室までは大丈夫ということで認定をいただいたというところでございます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 伺いたいのがですね、町の中で6で十分と試算した上でそれを国に申請して、 結果6が認められたのか。あるいは、もしかしたらその開発とかも含めて、さらなる教室増加、美咲 野がそうだったんでしょうけども、いうような状況であったけども、国の当て込める補助をもらうた めにですね、基準とか、算定基準をもらうのの上限が6だったのかと、そこの違いを伺いたいんです ね。
- 〇議 長(桐原則雄君) 教育部長市原紀幸君。
- ○教育部長(市原紀幸君) 失礼しました。今回、申請できる最大の教室数が6ということでございます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 金田英樹君。
- ○4番(金田英樹君) 答弁いただきましたが、この説明のときにですね、ほかの所管とかもそうかもしれないんですけど、町のその権限の及ぶ範囲、行使できる範囲と国・県の壁というか、そこのところを明確にしていただきたいんです。というのも、美咲野のほうも、あのあといろんな議論がありましたけども、今も保護者さんに聞く、何でああなっているという疑問の声ってやはり聞くんですよ。それってそこでそういうことがあると、まちづくり全体で不安とか、不満とか、それが町長おっしゃる協働をおそらく疎外する形にもなると思っているんですね。ですので、そこはしっかりと説明責任というか、やっていただきたいと思います。もちろん必要度があるんであれば、その壁を超える努力というのは町はした上の話なんですけども、そこを改めてお話しまして、質疑を終わります。
- ○議 長(桐原則雄君) しばらく休憩します。

午後2時46分 休憩

 \wedge

午後2時49分 再開

〇議 長(桐原則雄君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育部長市原紀幸君。

○教育部長(市原紀幸君) 説明させていただきます。

町が補助金を活用してですね、学校施設等を改修する場合でございますけども、基準としては、現時点での児童生徒数が基本となります。今回の室地区あたりはですね、開発あたりが進んでおりますので、そういった部分を考慮して国のほうに、前向き加算、今からある程度増えますよという部分で申請をして、認可いただける最大の教室が6教室ということで、今回、6教室を増築させていただくということでございます。

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

O議 長(桐原則雄君) 質疑なしと認めます。議案第58号、議案第59号、議案第64号について の質疑を終わります。

次に、議案第60号から議案第63号までについての質疑を行います。

質疑ありませんか。

手嶋靖隆君。

○12番(手嶋靖隆君) 議案63号関係ですけれども、震災後ですね、私も全部あそこの団地を1周しました。ただ、断面的には見えませんでしたけれども、平面的には一応見ましたわけですけども、学校の教育関係の今回の補修工事ですけども、2丁目の場合はですね、教育委員会のあそこの段差がちょうど7メートルですかね、あるからということで、そっと見てみたんですけども、あれ栗畑からも一緒に立ち上げてありますので、二段方式で擁壁ができておりましたので、全然異常もなかったようでした。ただ校舎の北東の隅がですね、ちょっと亀裂入って土砂が漏れたというような状況でございました。

それから、1丁目のあの隅ですけれど、ずっとこちらから見えるところから西のほうにかけて道路がですね、ちょっと4、5センチ含みが出てきてたわけですけども、そこが今回の造成補修、崩落したですね、防止工事だろうと思います。心配するのはですね、そのときに、断面的にその震災に対する損傷はですね、なかったのかということが心配しておりました。この場合には、防止工事ということでございますので、ここにABCということでわけてございます。工法も全部違うわけですね。ですから、その工法がどういう形でこういう方法をとられたのかということも説明をいただきたいと思います。

以上です。

- ○議 長(桐原則雄君) 十木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- 〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君) ご説明いたします。

大規模盛土造成で、美咲野地区につきましては、今議員さんのほうからおっしゃいましたように、ABCということで、3つのブロックにわけまして、それぞれ工法が違っております。工法が違いました理由につきましては、まず先ほど若干説明をいたしましたが、ボーリング調査を行いまして、地質構成、土質性状、力学特性の把握ということで、まずこちらにつきましても、3カ所のボーリング調査を行っております。3カ所じゃありません、申し訳ありません。ちょっと今資料が見当たりませんけど、まずボーリング調査を行っております。それから、ボーリングだけではありませんで、盛土層のゆるみや範囲、切土盛土境の把握をするために、表面波探査ということで電線をはりまして、電気を流して、そこにハンマーでたたいて、それがゆっくり伝わるとか、早く伝わるということで盛土のゆるみ等がわかるというような調査をいたしまして、あと経済性、そして家があるかないか等を勘案しまして、3種類の工法を選定しております。

以上でございます。

- 〇議 長(桐原則雄君) 手嶋靖隆君。
- **〇12番(手嶋靖隆君)** ただいま部長のほうから説明ありましたように、ABCのブロックの項につきましては、状況を大体わかりましたが、その折に、全然損傷はなかったのかということをちょっとお尋ねしたい。
- **〇議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君**) 美咲野、今の部分ですかね。
- ○12番(手嶋靖隆君) はい。
- ○土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君) 今、工事費を、契約をご審議いただいておりますが、委託調査で、委員会のほうで現地をみていただきまして、私も現地をみました。西のほうについては、ブロック積みと道路の段差が5センチから7センチ程度ありまして、南側については。ブロック積みのほうがひびやひび割れがして孕みがあるというようなところで現地調査をして被害が出ております。以上でございます。
- 〇議 長(桐原則雄君) 手嶋靖隆君。
- ○12番(手嶋靖隆君) 道路がですね、補修、もう同時にされるわけでしょ、これは。側面がですね、 私たちもいつも心配しとったんですけども、傾斜面にですね、傾斜面の途中からコンクリの石垣をし てあるわけですね。そういうような状況のつくりだから、これはちょっとおかしいなという感じはし とったんですよ。前回は東のほうの公園のところの工法とは全然違うもんですから、それは違うなと いうことで、ほとんど造成ですから、押しやってですね、そこにこう土を盛ったような形ですから、 大分心配しておりました。しかし、今回の震災後の調査で確定しておりますので、安堵もしておるわ けでございます。

以上、ありがとうございました。

- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。 佐藤真二君。
- 〇6番(佐藤真二君) すみません、先ほど同じことをお尋ねするかもと申しましたけども、もうそれ

はやめまして、かぶらないところだけお尋ねしたいと思います。

まず、お尋ねしたいのは、この大規模盛土造成地滑動崩落防止事業に該当するものは、これまでは これだけだというふうに説明をされていたと思いますけれども、今後ももうこれで終わりと考えてよ ろしいんですか。

- **○議 長(桐原則雄君)** 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 今回発注しておりますのが、うちでこの工事をします全部でございます。4つでございます。前提条件としまして、激甚災害等を指定を受けるという前提がありますので、なかなかない事業だと考えております。
- 〇議 長(桐原則雄君) 佐藤真二君。
- ○6番(佐藤真二君) そうしますとですね、これ今回、非常に予算の繰り越し等非常に多かったわけなんですけれども、全体では9億9千500万円残っているんですね。そのうち、これもしこのとおりにやったとして、大体6億4千万円ぐらい、ざっとでですね、かなり残るんですよね。繰り越したやつがこんな残って大丈夫なのかというところをちょっと心配になりまして、これ国の補助がほとんどですよね。それに対して、さっきの電源立地の話じゃないですけれども、なるべく残らないようになってくださいというのが国の考えじゃないかなと思うんですけれども、そこについては大丈夫でしょうか。
- 〇議 長(桐原則雄君) 土木部長併任工業用水道課長大田黒哲郎君。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** この事業につきましては、もう一つ、これほど大きくない擁壁の事業もありまして、それも混ぜたところでありますので、この6億以外にも
- ○議 長(桐原則雄君) はい、どうぞ。
- **〇土木部長併任工業用水道課長(大田黒哲郎君)** 申し訳ありません。繰り越し。29年度でこのうちの3本を繰り越しております。1カ所は30年の新年度ということで、全体事業としては、国のほうに申請している事業と突合をして大丈夫ということでございます。
- 〇6番(佐藤真二君) はい、終わります。
- ○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに質疑なしと認めます。議案第60号から議案第63号までについての 質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は議案第58号から議案第64号まで一括で行います。討論ありませんか。 永田和彦君。

○13番(永田和彦君) 議案64号について、反対の立場から討論いたします。

いろいろ質疑が出まして、休憩まで出てきてですね、いろんなことが出てきましたけれども、まず 予定価格、この割り出しについて、総務部長から3社見積もりを取って算出したというようなことだったと思います。で、3社見積もりした上で、実際、入札をしてみるとその100を切るところが1

社しかないということで、入札に関係ない業者からそういった見積もりを取ったのかなということか なと、いろいろ考えてみましたけれども、この説明資料の29ページの数字を改めて見てみますと、 非常にばかげた数字ですよね。こういったものがまかりとおってよろしいんでしょうか。今回の議会 において、懲戒処分等まで審議したわけですが、それ以前の問題じゃないかなと思ってしまうんです ね。こういった認識をもとに公金が扱われてはたまらないなということです。だからここは一喝しと かないと、これからもこんなだらけたようなですね、入札になってしないかなと、現にこの競争にな ってませんよね、言うなら。そして、改良の部分というものが、おそらくこの内容を見てみますれば ほとんどを占めるのかなと、しかし、その改良はほかの業者はできますと、この部分だけ算出したと しても、この落札業者と一番高額だった114.26%を出した業者との乖離というのは835万円 あるわけですね。これ自体がもう談合そのものに思えてなりません。こんな数字を出すぐらいならば、 もうそれこそ辞退した業者のほうが立派ですよ。出せないと、そんな談合には加わらないというふう なふうにも考えられます。この教育施設ですよね、こういったものが教育委員会なり、教育部で審議 されて、今後のそういった給食をいろんな形でつつがなく、教育の一環として食育あたりを進めてい ったりとか、そういう施設はですね、根本となるハードの部分のこれは部分ですから、もちろん必要 なんです。しかし、もう本当に返す返すも今回の懲戒処分を振り返ってみても、こんなことやりよっ たらまた出るなていう感じがしてしまいます。本当に税金というですね、この限られた、そしてまた、 町民の方々がそれこそこの行政機関、また、この町議会に付託されてですよ、しっかり審議してくれ よという場なんですよね、ここは。それにこの数字の羅列を見たら、本当にですね、怒りさえ出てく るんではないでしょうか。おそらくこれを町民の皆さまに公表したならば、大変なことになりはしな いかなというふうに思われるわけです。教育の重要性とこういった教育の一部であるハードの部分と いうのは、必ずリンクするということです。こういったことをやりよけば必ず児童生徒にもそういっ た風潮、こういったことを入札とか、積算とかする人たちがあたるわけですから、これっていうのは、 悪いほうの以心伝心を促すということです。私はそれが一番怖い、それが本当の、例えば、子どもた ちを育てるということにですね、あたる人の人たちがこういったことをやりおけばですね、必ず以心 伝心しますよ。大人ってそれぐらいのものかなということですよ。ですから、こういったものはです ね、きちんと皆さんが納得するような競争があって、それで皆さんが納得するような、町民の方々に どうぞ見てくださいと、こういった算出をもとに、これはやったものですと。ですから、皆さま方の 貴重な税金を使わせていただきますと言えるものかなということですよ。そういったことをきちんと 訴えられる、答えられることが重要で、そういったものは自分の範囲にないと、教育長とかが言われ たならもうそれで終わりでしょう。ですから、そういったものをですね、きちんと、自分の足元をき ちんと正して、そして、こういったものは出すべきではないでしょうか。これは石橋を叩いて渡るの が税金の資質です。石橋を全然叩いてないないですね、これは。そういうふうに感じます。これは一 度否決して、そして再度きちんとした形で出してもらうのが好ましいかと考えます。

議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。

佐藤真二君。

〇6番(佐藤真二君) 私は、議案64号について、賛成の討論をしたいと思います。

今ですね、反対の討論もあったわけなんですけれども、やっぱりそのスケジュールですね、心配なのは。実は、震災の年にも給食センターが使えずにお弁当、去年か、使えないという時期がありまして、子どもたちが業者さんのお弁当を食べて過ごしたという時期がありました。大津町では比較的前回は短期間だったんですけれども、益城町では約それが1年なんぼ続いたんだったですかね、長く続きまして、そのときの話も聞いております。つまり、給食がないということで、子どもたちが非常に不利益を受けるということがですね、非常に引っ掛かるところです。これが本当に契約としてどうなのかというと、私も先ほど申しましたように、クエスチョンマークたくさん残っております。しかし、今回、これを成立させなければ、子どもたちがきちんと給食を食べられず、お弁当で我慢しなければならない期間が長引いてしまうと、私はそれが非常に残念でございますので、これは賛成の討論とさせていただきます。

以上です。

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議 長(桐原則雄君) ほかに討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第58号、大津町町立室小学校増築及び改修工事請負契約の締結についてを、採決します。この採決は起立によって行います。

議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第59号、給食センター増築及び改修工事請負契約の締結についてを、採決します。この採決は起立によって行います。

議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第60号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区②)請負契約の締結について を、採決します。この採決は起立によって行います。

議案第60号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第61号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区①)請負契約の締結について を、採決します。この採決は起立によって行います。

議案第61号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第62号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(吹田地区③)請負契約の締結について を、採決します。この採決は起立によって行います。

議案第62号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第63号、大規模盛土造成地滑動崩落防止工事(美咲野地区)請負契約の締結について を、採決します。この採決は起立によって行います。

議案第63号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

○議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第64号、学校給食センター食器洗浄機他調理器具備品購入についてを、採決します。 この採決は起立によって行います。

議案第64号は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

[起立全員]

O議 長(桐原則雄君) 起立全員です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。 以上で、本日の日程は全部終了しました。

以上で、会議を閉じます。

平成30年第2回大津町議会定例会を閉会します。

午後3時13分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。 平成30年6月11日

大津町議会議長 桐 原 則 雄

大津町議会議員 永田和彦

大津町議会議員 津田桂伸